

兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月31日

兵庫県監査委員

中野 郁吾
花岡 正浩
四海 達也
浜田 知昭

令和4年度
包括外部監査結果報告書

〈テーマ〉

港湾事業に関する財務事務の執行
及び事業の管理について

兵庫県包括外部監査人
公認会計士 高橋 潔弘

目 次

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	6
II. 選定した特定の事件（テーマ）	6
III. 事件を選定した理由	6
IV. 監査の対象期間	7
V. 監査の着眼点及び実施した手続	7
1. 監査の着眼点.....	7
2. 実施した手続.....	8
VI. 監査対象の選定方法、監査の概要	8
1. 監査の概要.....	8
VII. 監査の実施期間及び補助者	11
1. 監査の実施期間.....	11
2. 補助者.....	11
VIII. 利害関係	11

第2章 港湾事業の概要

I. 港湾事業の概要	12
1. 県の港湾の概要.....	12
2. 港湾事業に関連する県の主な計画.....	41
II. 港湾事業を所管する組織概要	61
1. 県土整備部の組織概要.....	61
2. ひょうご埠頭の組織概要.....	64
3. 新西宮ヨットハーバーの組織概要.....	68
III. 港湾事業の各種事務	71
1. 概要.....	71
2. 港湾施設.....	72
3. 港湾事業管理事務.....	76
IV. 港湾事業の指定管理者	98
1. 導入経緯.....	98
2. 指定管理者導入状況.....	99
3. 県と指定管理者の主な役割分担.....	101

4. 指定管理者選定手続.....	102
5. 指定管理者の概要	105

第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評	113
II. 指摘事項及び意見	121
1. 全般的事項	121
(1) ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免.....	121
(2) 県管理港湾に係る港湾別収支	131
(3) 県営クレーン更新投資	137
(4) 港湾台帳	147
(5) 港湾施設の管理	154
(6) ひょうごインフラ・メンテナンス計画.....	161
(7) 港湾施設使用料の算定根拠.....	163
(8) 県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得	168
(9) 港湾施設の緊急小規模工事	174
(10) 港湾整備事業特別会計条例.....	176
(11) 法第49条に基づく収支報告.....	178
(12) 県港湾条例第13条（譲渡等の禁止）	179
(13) 県港湾条例第16条（原状回復義務）	180
(14) 港湾施設に係る国有資産等所在市町村交付金	180
(15) 岸壁又は物揚場への船舶係留許可を不要とする施設に係る指定告示.....	182
(16) 入札公告における入札参加申込書の受付期間	182
2. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）	184
(1) 東播磨県民局（加古川土木事務所）	184
(2) 阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）	189
(3) 中播磨県民センター（姫路港管理事務所）	208
(4) 淡路県民局（洲本土木事務所）	222
(5) 但馬県民局（豊岡土木事務所）	246
(6) 西播磨県民局（光都土木事務所）	257
3. 外郭団体.....	269
(1) ひょうご埠頭.....	269
(2) 新西宮ヨットハーバー	272
4. 指定管理施設.....	287
(1) 全般的事項.....	287

(2) 相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）	301
(3) 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）	306
(4) 尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（指定管理者：新西宮ヨットハーバー）	313
別 添 指摘事項及び意見のまとめ	314

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

「港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

III. 事件を選定した理由

兵庫県（以下、「県」という。）では、港湾法（以下、「法」という。）に基づき設立されている港湾が30港存在する。その内、神戸市が管理する神戸港、洲本市が管理する古茂江港を除く28港を県が管理しており、兵庫県県政改革方針（令和4年度実施計画）の中で、「港湾の機能強化・利用促進」を取組内容の一つとして掲げている。

港湾の中長期政策「PORT 2030」（平成30年7月 国土交通省港湾局）によると、東南アジアをはじめとした新興市場の拡大と生産拠点の南下、アジアクルーズ市場の急成長、資源・エネルギー獲得競争の激化と低炭素社会への移行、世界の主要港におけるコンテナターミナルの自動化の推進、パナマ運河拡張や北極海航路の本格利用に伴う調達先や輸送ルートが多様化など、我が国の港湾を取り巻く情勢は大きく変化してきているが、兵庫県港湾統計年報に示された令和2年の入港船舶数、入港船舶総トン数、取扱貨物量はいずれも前年に比して減少しており、また、それ以前の状況と比較した場合でも減少傾向にあるなど、県の港湾事業は厳しい競争環境に置かれている。

県の港湾関連事業費は、令和3年度当初予算において一般会計は31,004百万円、特別会計（港湾整備事業特別会計）は6,998百万円という多額の歳出予算が編成されており、その中で、数多くの**請負事業、委託事業**等が実施されている。港湾は、県の物流や産業において重要な役割を担うとともに、災害時の緊急物資輸送など防災面でも果たすべき役割は大きい。その一方で、各港湾施設整備や老朽化対策等は多額の財政支出を伴うものであることから、港湾事業に係る各事業は大変重要なものであるとともに、**それらが経済的、効率的に実施されているか**、また、県民生活を支える重要なインフラである**港湾施設の維持管理が適切に実施されているか**という点に関する県民の関心は高い。

また、県では、兵庫県港湾施設管理条例（以下、「県港湾条例」という。）に基づき、

一部の港湾施設に対して指定管理者制度を導入しているが、指定管理者制度導入施設については、**指定管理者による効果的、効率的な運営と県による適切なモニタリングが行われているか**が鍵となる。さらには、県は、港湾事業を推進する上で、港湾事業に関係する**外郭団体**に対して様々な業務の委託や港湾施設使用料の減免等を行っているが、県の港湾事業を取り巻く環境が大きく変化する中、**外郭団体との関係を改めて見つめ直すべき時期が来ている**と考えられる。

港湾は、同じインフラ施設である道路や橋梁などと比較して、県民が直接的に利用する機会は少ないと考えられるものの、我々にとって欠かすことのできない「衣食住」の多くが船舶を利用して輸送され、港湾を通じて県民のもとに届けられていることから、県の社会経済活動に重要な影響を及ぼすものである。その一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、県は引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることが予想される。従って、**県の港湾事業に係る各事業の有効性、効率性等を監査することは大きな意義がある**と考えられるため、特定の事件として選定した。

【令和3年度港湾関連事業費（一般会計・港湾整備事業特別会計）】

(単位：千円)

区分	予算額	支出額		
		令和3年度支出額	令和4年度繰越額	合計
一般会計	31,004,840	18,062,294	12,857,414	30,919,708
港湾整備事業特別会計	6,998,276	4,028,089	1,635,300	5,663,389
合計	38,003,116	22,090,383	14,492,714	36,583,097

IV. 監査の対象期間

原則として令和3年度（必要に応じて、令和2年度以前の各年度及び令和4年度についても対象とした。）。

V. 監査の着眼点及び実施した手続

1. 監査の着眼点

- (1) 港湾事業に係る契約・支払等の各種事務が、関係法令等に準拠して適切に実施されているか。
- (2) 港湾施設等の資産の管理が、関係法令等に基づき適切に行われているか。
- (3) 使用料等の徴収手続や債権管理は、関係法令等に基づき適切に行われているか。
- (4) 外郭団体の運営は、効果的、効率的に実施されているか。

- (5) 港湾事業に関連する指定管理施設は、経済的、効率的に運営されているか。
- (6) 今後、県が港湾事業を推進するに当たり、どのような課題があるか。

2. 実施した手続

- (1) 土木部港湾課及び監査テーマに関連して包括外部監査人が必要と判断した部署へのヒアリング
- (2) 関係資料の閲覧、照合、分析
- (3) 現地調査
- (4) 現地視察

VI. 監査対象の選定方法、監査の概要

1. 監査の概要

当年度の包括外部監査は、監査対象事業を所管する土木部港湾課（令和3年度においては県土整備部土木局港湾課であったが、令和4年度に組織変更）へのヒアリング等に加え、県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）、外郭団体、指定管理者での現地調査を行っている。なお、現地調査に当たっては、それらを効果的に、効率的に実施するため、実施日、実施者、調査項目、必要書類等を記載した往査計画書を事前に県に提出した上で、補助者の中から1～3名を選定し、包括外部監査人とともに往査を実施した（包括外部監査人は全ての対象先に往査を実施）。当日は、往査計画書に従って、書類等の確認、担当者へのヒアリング等を実施し、夕方（往査期間が2日間又は3日間の場合は最終日の夕方）に、講評及びそれに関する担当者との意見交換を実施した。また、外郭団体及び指定管理者の現地調査時は、県の職員が数名立ち会っている。

(1) 土木部港湾課、県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）

監査を実施するに際しては、監査対象事業を所管する土木部港湾課へのヒアリング等に加え、関係書類の閲覧や港湾施設の視察等を通じて、事業を実施する各県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）の財務事務の執行及び事業の管理状況を把握する必要があると判断したことから、県内の県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）の中から各事業の実施状況、地域性等を考慮し、東播磨県民局（加古川土木事務所）、阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）、中播磨県民センター（姫路港管理事務所）、淡路県民局（洲本土木事務所）、但馬県民局（豊岡土木事務所）、西播磨県民局（光都土木事務所）を選定し、現地調査を実施した。なお、請負事業と委託事業については、事前に土木部港湾課より入手した請負契約一覧表、委託契約一覧表に基づき、令和3年度に契約を締結

した請負契約、委託契約を監査対象としているが、後述のとおり、港湾課では港湾事業のみならず海岸事業を所管し、両事業は密接に関連していると考えられることから、海岸事業についても対象としている。また、各県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）での現地調査の際には、各々が所管する**港湾施設の視察**を実施した。

(2) 外郭団体

県の港湾事業に関連する外郭団体として**ひょうご埠頭株式会社**（以下、「ひょうご埠頭」という。）、**新西宮ヨットハーバー株式会社**（以下、「新西宮ヨットハーバー」という。）が挙げられるが、県の港湾事業を支える重要な役割を担っていることから、ひょうご埠頭及び新西宮ヨットハーバーでの現地調査を実施した。なお、両社の現地調査の際には、各々が管理する**港湾施設の視察**を実施した。

(3) 指定管理施設

県は、8つの港湾施設に関して指定管理者制度を導入している。各指定管理者は県の港湾事業を支える重要な役割を担っており、指定管理者による指定管理施設の運営状況及び関連資料の確認を実施する必要があると判断したことから、市が指定管理者に選定されている施設以外の施設の内、**相生港那波旅客来訪船舶棧橋、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設及び尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等**の指定管理者の管理事務所での現地調査を実施するとともに、関連する**指定管理施設の視察**を実施した。

【現地調査対象とした県民局・県民センター及び監査の実施状況】

県民局・ 県民センター名	事務所名	所在地	調査人数	調査日
東播磨県民局	加古川土木事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	3人	9月 7日
			3人	9月 8日
阪神南県民センター	尼崎港管理事務所	尼崎市道意町7丁目21番地	4人	9月12日
			4人	9月13日
			4人	9月14日
中播磨県民センター	姫路港管理事務所	姫路市飾磨区須加294	4人	9月26日
			3人	9月27日
			3人	9月28日
淡路県民局	洲本土木事務所	洲本市塩屋2-4-5	3人	10月 3日
			3人	10月 4日
			3人	10月 5日
但馬県民局	豊岡土木事務所	豊岡市幸町7-11	3人	10月18日
			3人	10月19日
			3人	10月20日
西播磨県民局	光都土木事務所	赤穂郡上郡町光都2-25	2人	10月31日
			2人	11月 1日

【現地調査対象とした外郭団体及び監査の実施状況】

外郭団体名	事務所名	所在地	調査人数	調査日
ひょうご埠頭	姫路本店	姫路市飾磨区細江 1282 番地	4 人	10 月 12 日
			3 人	10 月 13 日
新西宮ヨットハーバー	本社	西宮市西宮浜 4-16-1	3 人	10 月 26 日
			2 人	10 月 27 日
			3 人	10 月 28 日

【現地調査対象とした指定管理施設及び監査の実施状況】

指定管理施設	指定管理者	所在地	調査人数	調査日
相生港那波旅客来訪船舶棧橋	あいおいアクアポリス株式会社 ^(注1)	相生市那波本町 8 番 55 号	2 人	10 月 14 日
尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設	特定非営利法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 ^(注2)	西宮市西宮浜 1 丁目 46 番地 1 西宮ボートパーク内	2 人	10 月 21 日
尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等	新西宮ヨットハーバー	西宮市西宮浜 4-16-1	3 人	10 月 26 日
			2 人	10 月 27 日
			3 人	10 月 28 日

(注1) 以下、「あいおいアクアポリス」という。

(注2) 以下、「兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会」という。

【視察対象とした港湾施設及び視察の実施状況】

現地調査拠点	視察対象とした港湾施設	視察人数	視察日
加古川土木事務所	二見埠頭(二見地区)、南側岸壁(二見地区)、-7.5m岸壁(播磨地区)、西防波堤(別府地区)、マリーナ(伊保地区)	3 人	9 月 8 日
尼崎港管理事務所	公用船(さちかぜ・まさご2)、東高洲橋、起重機クレーン(尼崎市東海岸町)、フェニックス用地(尼崎市船出)、尼崎開門、鳴尾浜貯木場(西宮市鳴尾浜)、西宮浜ふ頭用地・上屋(西宮市西宮浜)	4 人	9 月 13 日
姫路港管理事務所	野積場(家島港網手地区)、クレーン(姫路港広畑地区)、LNG 棧橋(姫路港妻鹿日田地区)、クレーン(姫路港中島地区)、ターミナル(姫路港須加地区)、倉庫ABC(姫路港須加地区)、上屋(西1~5)(姫路港須加地区)、野積場(姫路港須加地区)、野積場(姫路港苅屋地区)、貯木場(姫路港浜田地区)	3 人	9 月 27 日
洲本土木事務所	福良港(福良港津波防災ステーション他)、山田港(岸壁、野積場他)、室津港(岸壁、野積場他)、岩屋港(岸壁、野積場他)、淡路交流の翼港(岸壁、浮棧橋他)、浦港(未整備地)、浦港(岸壁、野積場)、津名港(岸壁、野積場他)	3 人	10 月 4 日
ひょうご埠頭	東1号上屋(姫路港須加地区9、中島ホッパー(姫路港中島地区))	3 人	10 月 13 日
豊岡土木事務所	気比ボートパーク、津居山港(小島地区)(岸壁、野積場他)、津居山港(津居山地区)(岸壁、野積場他)、瀬戸水門、竹野港(旧港・新港)(岸壁、野積場他)	3 人	10 月 14 日
あいおいアクアポリス	相生港那波旅客来訪船舶棧橋	2 人	10 月 19 日
兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会	尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設	2 人	10 月 21 日
新西宮ヨットハーバー	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等	3 人	10 月 26 日

現地調査拠点	視察対象とした港湾施設	視察人数	視 察 日
光都土木事務所	ボートパーク（赤穂港千鳥地区）、防潮堤改修工事（赤穂港御崎地区）、野積場（赤穂港御崎地区）、ふるさと海岸（坂越港）、駐車場・野積場（坂越港大黒地区）、旭排水機場（相生港）、相生埠頭海産物市場（相生港）、ボートパーク・緑地・埠頭（相生港野瀬地区）	2人	10月31日

Ⅶ. 監査の実施期間及び補助者

1. 監査の実施期間

令和4年7月1日から令和5年2月10日まで

2. 補助者

公認会計士	坂 井 浩 史
公認会計士	中 原 純 一
公認会計士	材 井 貴 士
公認会計士	成 田 将 吾
公認会計士	海 野 英 昭
公認会計士	森 木 直 人
公認会計士	河 合 博 之

Ⅷ. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注2) 本報告書の表及び図

本報告書における表及び図は、県から提出された資料又は当該資料に基づき包括外部監査人が作成したものである。

(注3) 年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除き、原則として「令和元年度」と記載している。

(注4) 報告書（概要版）について

本報告書の概要版については、別途作成の上、県に提出している。

第2章 港湾事業の概要

I. 港湾事業の概要

1. 県の港湾の概要

(1) 県の港湾

県は、日本のほぼ中心に位置し、大阪府、京都府などとともに、近畿地域の都道府県の一つである。北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を挟んで太平洋に面する。**法に基づく港湾は、令和3年4月1日現在、全国に993港、県には30港存在する。**その内、**県は、姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港など28港を管理**しており、神戸港を神戸市が、古茂江港を洲本市が管理している。港湾の種類については、法において定められており、県内の港湾については下表のとおり分類される。

【港湾の種類】

種別	根拠法	定義
国際戦略港湾	法第2条第2項	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図る事が必要な港湾として政令で定めるもの
国際拠点港湾	法第2条第2項	国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの
重要港湾	法第2条第2項	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの
地方港湾	法第2条第2項	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾
避難港	法第2条第9項	暴風雨に際し小型船舶が避難のために泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるもの
56条港湾	法第56条第1項	港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を定めて公告したもの

【港湾数一覧（令和3年4月1日現在）】

区分	総数	港湾管理者					都道府県知事
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	-
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	-
重要港湾	102	82	16	1	3	102	-
地方港湾	807	504	303	0	0	807	-
計	932	598	327	1	6	932	-
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	-
56条港湾	61	-	-	-	-	-	61
合計	993	598	327	1	6	932	61

(注) 東京都の洞輪沢港は避難港指定を受けているが、管理者未設立であり、かつ56条港湾ではないので本表より除く。

(出典：「数字でみる港湾2021」(監修：国土交通省港湾局 発行：(公社)日本港湾協会))

【都道府県別港湾数一覧】

都道府県名	港湾管理者設立港湾						56条港湾	合計
	国際戦略	国際拠点	重要	地方	計	うち避難港		
北海道	0	2	10	23	35	(6)	6	41
青森	0	0	3	11	14	(2)	1	15
岩手	0	0	4	2	6	(0)	0	6
宮城	0	1	0	7	8	(1)	0	8
秋田	0	0	3	2	5	(1)	0	5
山形	0	0	1	2	3	(1)	0	3
福島	0	0	2	5	7	(1)	0	7
茨城	0	0	2	5	7	(0)	0	7
千葉	0	1	1	5	7	(2)	0	7
東京	1	0	0	16	17	(0)	0	17
神奈川	2	0	1	4	7	(0)	0	7
新潟	0	1	3	6	10	(1)	0	10
富山	0	1	0	1	2	(0)	0	2
石川	0	0	2	10	12	(1)	0	12
福井	0	0	1	4	5	(1)	0	5
静岡	0	1	2	12	15	(1)	0	15
愛知	0	1	2	12	15	(1)	0	15
三重	0	1	2	17	20	(1)	0	20
滋賀	0	0	0	4	4	(0)	0	4
京都	0	0	1	3	4	(0)	0	4

都道府県名	港湾管理者設立港湾						56条港湾	合計
	国際戦略	国際拠点	重要	地方	計	うち避難港		
大阪	1	1	1	6	9	(0)	0	9
兵庫	1	1	2	26	30	(1)	0	30
和歌山	0	1	1	13	15	(2)	0	15
鳥取	0	0	1	4	5	(1)	4	9
鳥取・島根	0	0	1	0	1	(0)	0	1
島根	0	0	3	77	80	(1)	9	89
岡山	0	1	2	34	37	(0)	0	37
広島	0	1	3	40	44	(0)	0	44
山口	0	2	4	23	29	(1)	15	44
徳島	0	0	2	10	12	(0)	0	12
香川	0	0	2	65	67	(0)	0	67
愛媛	0	0	6	44	50	(0)	1	51
高知	0	0	3	16	19	(2)	0	19
福岡	0	2	2	5	9	(1)	0	9
佐賀	0	0	2	7	9	(1)	0	9
長崎	0	0	5	77	82	(1)	22	104
熊本	0	0	3	23	26	(0)	0	26
大分	0	0	5	13	18	(0)	2	20
宮崎	0	0	3	12	15	(0)	1	16
鹿児島	0	0	5	126	131	(2)	0	131
沖縄	0	0	6	35	41	(2)	0	41
計	5	18	102	807	932	(35)	61	993

(注1) 国際戦略港湾については京浜港を東京、横浜、川崎の3港として、国際拠点港湾については関門を下関、北九州の2港として、重要港湾については秋田船川を秋田、船川の2港として、金武中城を金武湾、中城湾の2港として計算した。

(注2) 洞輪沢港については、港湾管理者未設立であり、又、56条港湾でもないため、本表より除く。

(注3) 鳥取・島根の重要港湾は境港である。

(注4) 避難港は全て地方港湾である。

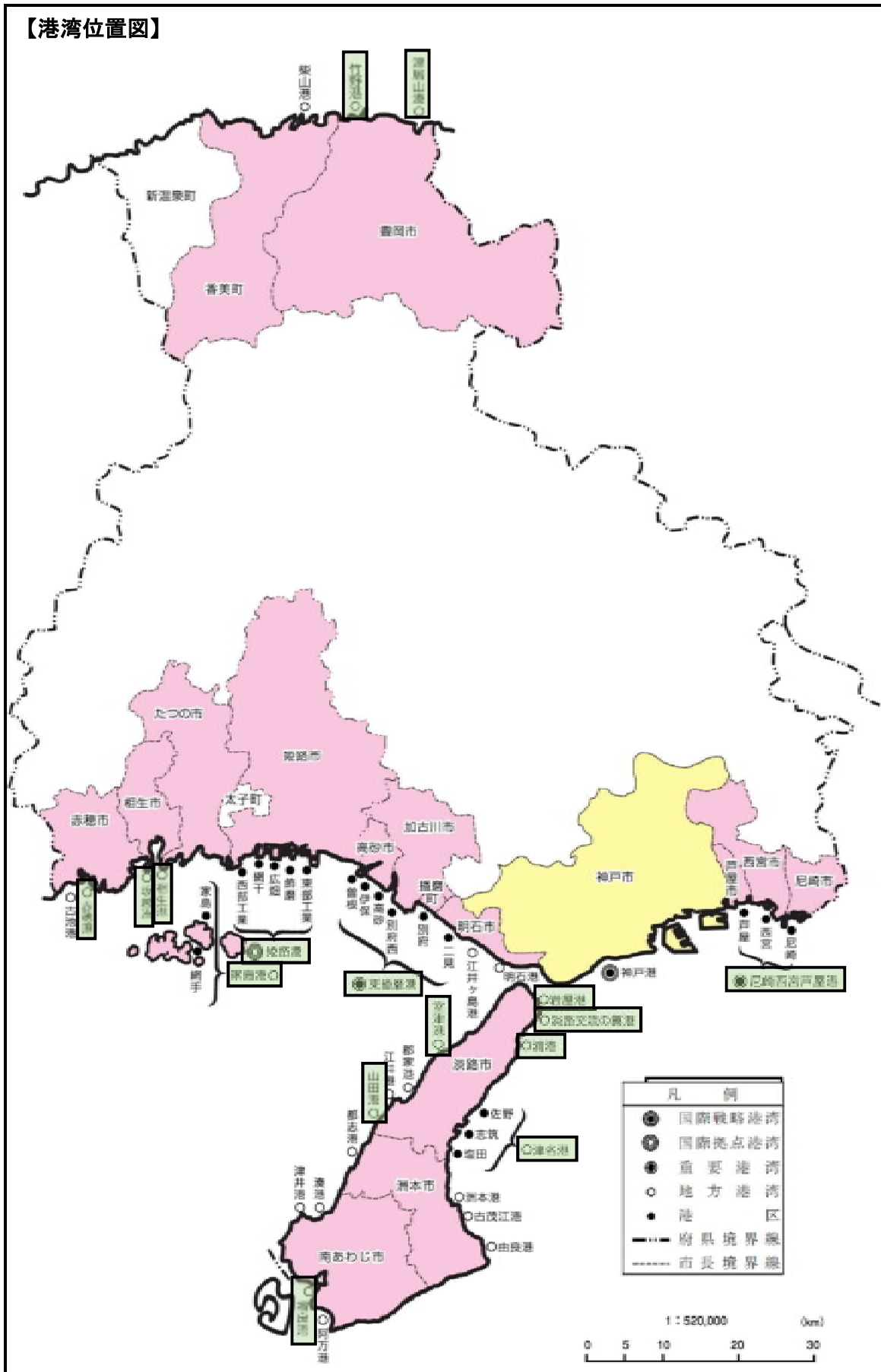
(出典：「数字でみる港湾2021」(監修：国土交通省港湾局 発行：(公社)日本港湾協会))

【県管理港湾一覧】

種別	港湾数	名称	所在地
国際拠点港湾	1	姫路	姫路市
重要港湾	2	尼崎西宮芦屋	尼崎市、西宮市、芦屋市
		東播磨	明石市、播磨町、加古川市、高砂市
地方港湾	25	(播磨地区) 【7港】	
		明石	明石市
		江井ヶ島	明石市
		相生	相生市
		坂越	赤穂市
		赤穂	赤穂市
		古池	赤穂市
		家島	姫路市
		(淡路地区) 【15港】	
		岩屋	淡路市
		淡路交流の翼	淡路市
		浦	淡路市
		津名	淡路市
		洲本	洲本市
		由良	洲本市
		阿万	南あわじ市
		福良	南あわじ市
		津井	南あわじ市
		湊	南あわじ市
		都志	洲本市
		山田	淡路市
		江井	淡路市
		郡家	淡路市
		室津	淡路市
		(但馬地区) 【3港】	
		津居山	豊岡市
		竹野	豊岡市
柴山 <small>(注1)</small>	香美町		

(注1) 避難港に指定

(注2) 網掛した港湾は、当包括外部監査において現地視察を実施した港湾である(次頁も同様)。



(2) 港湾の機能

港湾には、以下の**5つの機能（物流機能、産業機能、交流機能、環境機能、防災機能）**があるとされている。県は、これらの港湾機能の強化を推進し、内航フィーダー網の充実強化やクルーズ船の誘致など港湾利用の促進に取り組むとともに、人と自然が共存する港を目指し、緑豊かで潤いのある水辺空間を創出するなど、自然環境の保全・創出に取り組むこととしている。

【港湾の機能】

項目	内容	例
物流機能	背後圏の産業を支える外国貿易・国内物流の拠点	多目的国際ターミナル、内貿物流ターミナル 等
産業機能	臨海部の製造業やエネルギー産業、水産活動の拠点	鉄鋼、化学、火力発電所、漁業施設 等
交流機能	海上交通、観光交流、海洋性レクリエーションの拠点	定期航路、クルーズ、マリーナ 等
環境機能	快適で美しい水辺空間	海浜公園、港湾緑地 等
防災機能	災害時の緊急物資輸送、陸上交通の代替交通	耐震強化岸壁、防災拠点 等

(3) 県管理港湾の港勢

① 入港船舶

県管理港湾の入港船舶数及び入港船舶総トン数の推移（平成13年～令和2年）は、下表のとおりである。県には、国際戦略港湾である神戸港（神戸市が管理）があり、外航商船の多くが神戸港を利用することから、令和2年の県管理港湾に係る入港船舶数の約98%（入港船舶総トン数では約54%）は、内航商船等が占めている。

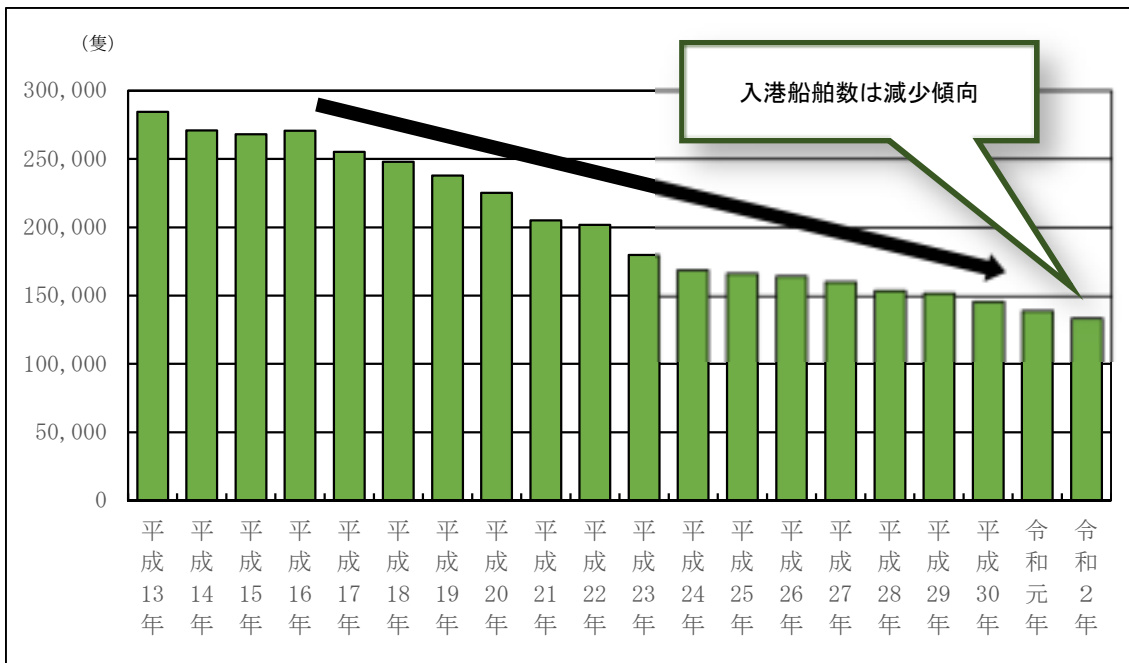
令和2年の入港船舶数は133,915隻、入港船舶総トン数は76,401千トンであったが、平成20年8月のリーマンショック等の社会経済情勢の変化や、フェリー航路の廃止等の港湾利用企業の産業活動の影響を受け、**入港船舶数及び入港船舶総トン数は減少傾向**にあり、その大半が内航船舶に起因する。

【入港船舶数及び入港船舶総トン数の推移】

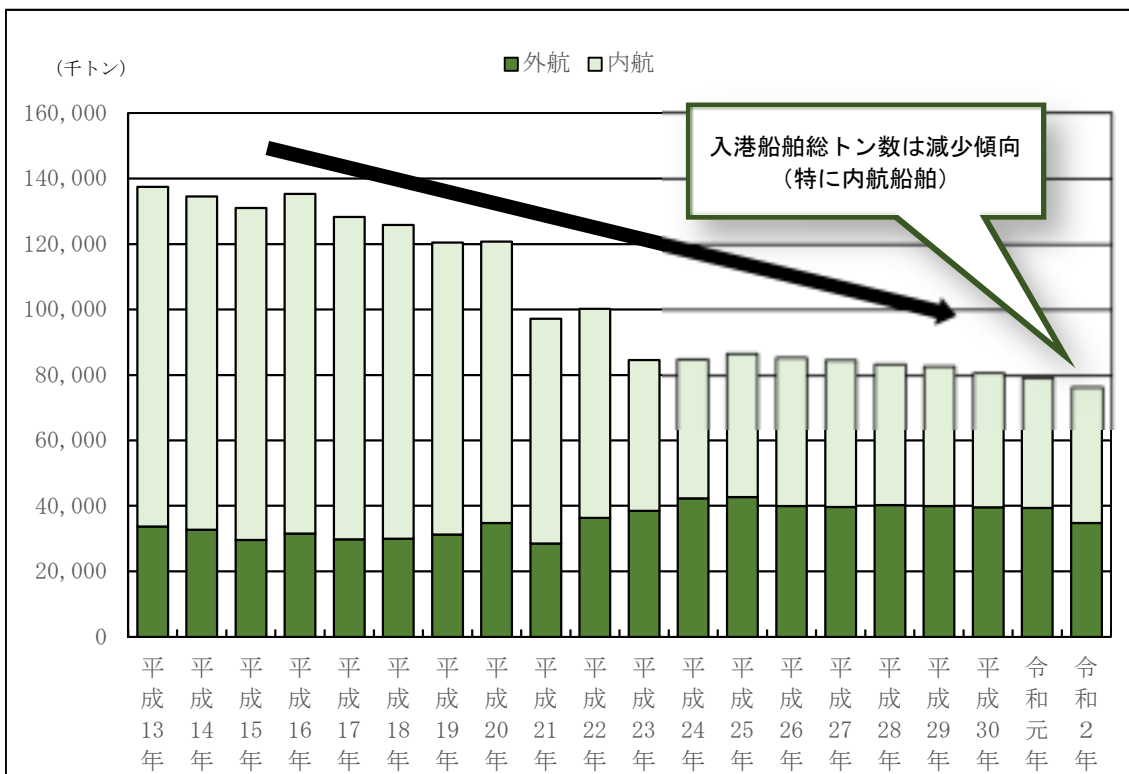
(単位：隻、総トン)

年次	外航		内航		合計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
平成13年	2,228	33,674,381	282,367	103,791,893	284,595	137,466,274
平成14年	2,429	32,746,597	268,461	101,787,325	270,890	134,533,922
平成15年	2,335	29,589,922	265,854	101,462,388	268,189	131,052,310
平成16年	2,340	31,545,277	268,280	103,803,974	270,620	135,349,251
平成17年	2,318	29,783,229	253,009	98,449,926	255,327	128,233,155
平成18年	2,484	29,951,009	245,480	95,885,761	247,964	125,836,770
平成19年	2,498	31,276,578	235,504	89,122,558	238,002	120,399,136
平成20年	2,574	34,744,941	222,600	85,949,708	225,174	120,694,649
平成21年	2,098	28,513,029	202,910	68,643,847	205,008	97,156,876
平成22年	2,326	36,293,360	199,391	63,929,181	201,717	100,222,541
平成23年	2,441	38,529,120	177,328	46,066,008	179,769	84,595,128
平成24年	2,340	42,331,077	166,563	42,609,884	168,903	84,940,961
平成25年	2,368	42,735,368	164,108	43,985,396	166,476	86,720,764
平成26年	2,259	39,975,011	162,189	45,456,227	164,448	85,431,238
平成27年	2,101	39,671,084	158,291	44,928,236	160,392	84,599,320
平成28年	2,062	40,248,321	151,953	43,222,246	154,015	83,470,567
平成29年	1,974	39,938,984	150,193	42,854,554	152,167	82,793,538
平成30年	1,892	39,547,671	144,248	41,187,243	146,140	80,734,914
令和元年	1,749	39,410,561	137,454	39,859,999	139,203	79,270,560
令和2年	1,765	34,781,489	132,150	41,619,605	133,915	76,401,094

【入港船舶数（合計）の推移】



【入港船舶総トン数の推移】



② 取扱貨物量

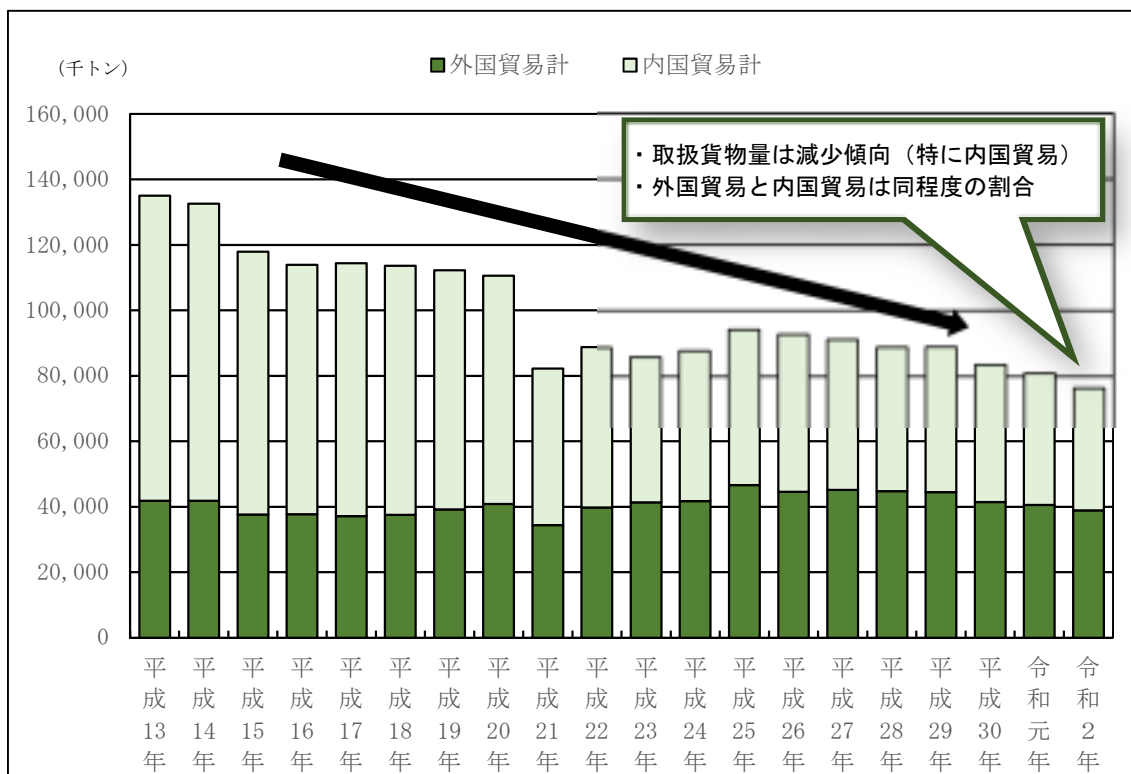
県管理港湾の取扱貨物量の推移（平成13年～令和2年）は、下表のとおりである。**令和2年の取扱貨物量は76,465千トン**であり、内訳は**外国貿易が38,865千トン、内国貿易が37,599千トン**と概ね同程度となっている。平成20年8月のリーマンショック等の社会経済情勢の変化や、フェリー航路の廃止等の港湾利用企業の産業活動の影響を受け、入港船舶数と同様、**取扱貨物量も減少傾向**にあり、その大半が内国貿易に起因する。

【取扱貨物量の推移】

(単位：フレート・トン)

年次	外国貿易			内国貿易			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
平成13年	3,036,836	38,794,107	41,830,943	53,133,519	40,100,760	93,234,279	135,065,222
平成14年	4,039,734	37,836,543	41,876,277	51,039,101	39,713,077	90,752,178	132,628,455
平成15年	3,589,971	34,004,469	37,594,440	38,721,509	41,616,742	80,338,251	117,932,691
平成16年	3,808,836	33,955,705	37,764,541	33,913,227	42,237,074	76,150,301	113,914,842
平成17年	3,605,614	33,548,611	37,154,225	34,369,088	42,935,485	77,304,573	114,458,798
平成18年	3,833,240	33,730,180	37,563,420	33,180,738	42,854,564	76,035,302	113,598,722
平成19年	3,895,132	35,267,676	39,162,808	32,120,531	40,975,958	73,096,489	112,259,297
平成20年	4,119,359	36,785,126	40,904,485	30,705,466	38,995,762	69,701,228	110,605,713
平成21年	3,674,730	30,778,598	34,453,328	20,623,253	27,165,272	47,788,525	82,241,853
平成22年	4,373,884	35,378,930	39,752,814	20,213,035	28,810,326	49,023,361	88,776,175
平成23年	4,944,528	36,419,377	41,363,905	17,667,562	26,866,708	44,534,270	85,898,175
平成24年	4,671,538	37,093,959	41,765,497	18,053,267	27,976,536	46,029,803	87,795,300
平成25年	4,695,895	41,963,675	46,659,570	18,915,962	28,724,377	47,640,339	94,299,909
平成26年	4,437,638	40,175,105	44,612,743	19,065,258	29,124,525	48,189,783	92,802,526
平成27年	4,219,838	40,993,309	45,213,147	18,383,061	27,610,810	45,993,871	91,207,018
平成28年	3,967,944	40,770,393	44,738,337	18,158,423	25,996,799	44,155,222	88,893,559
平成29年	4,365,202	40,089,098	44,454,300	18,582,580	25,965,602	44,548,182	89,002,482
平成30年	3,967,220	37,503,362	41,470,582	17,376,586	24,800,262	42,176,848	83,647,430
令和元年	3,608,924	36,979,105	40,588,029	16,832,959	23,569,878	40,402,837	80,990,866
令和2年	3,638,951	35,226,778	38,865,729	15,362,360	22,237,289	37,599,649	76,465,378

【取扱貨物量の推移】



③ 取扱貨物品目

令和2年の県管理港湾の取扱貨物品目は、以下のとおりであり、**鉄鉱石・石炭等の鉱産品が約44%、LNG（液化天然ガス）・セメント等の化学工業品が約34%**を占めている。また、外貿と内貿の区分別に見た場合、外貿の内、**輸出については、鋼材・鉄鋼等の金属機械工業品が約60%、砂利・砂等の鉱産品が約27%**を占め、**輸入については、LNG（液化天然ガス）・化学薬品等の化学工業品が約49%、鉄鉱石・石炭等の鉱産品が約49%**を占めている。一方、内貿の内、**移出については、鋼材・鉄鋼等の金属機械工業品が約41%、セメント・化学薬品等の化学工業品が約27%**を占め、**移入については、石灰石・砂利・砂等の鉱産品が約56%、セメント・化学薬品等の化学工業品が約19%**を占めている。

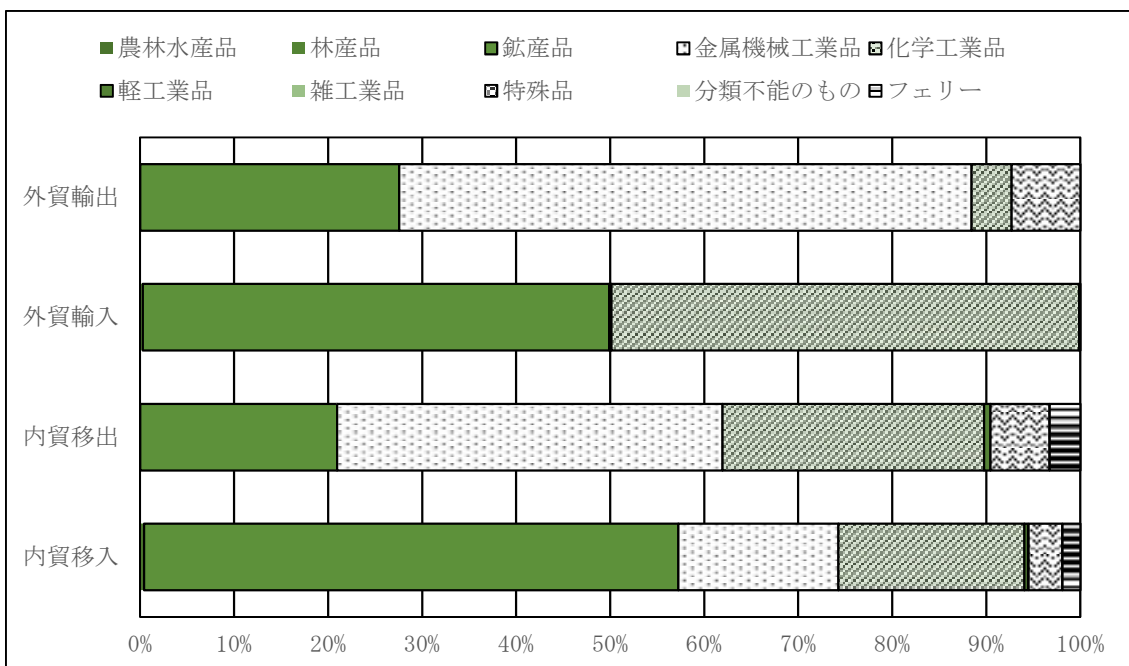
【取扱貨物品目別比較】

(単位：フレート・トン)

品目	外買					
	輸出		輸入		計	
農林水産品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
林産品	1,115	0.0%	97,388	0.3%	98,503	0.3%
鉱産品	1,001,714	27.5%	17,477,162	49.6%	18,478,876	47.5%
金属機械工業品	2,215,544	60.9%	84,627	0.2%	2,300,171	5.9%
化学工業品	155,212	4.3%	17,522,390	49.7%	17,677,602	45.5%
軽工業品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
雑工業品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
特殊品	265,366	7.3%	45,211	0.1%	310,577	0.8%
分類不能のもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
フェリー	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	3,638,951	100.0%	35,226,778	100.0%	38,865,729	100.0%

品目	内買						合計	
	移出		移入		計			
農林水産品	830	0.0%	89,167	0.4%	89,997	0.2%	89,997	0.1%
林産品	2,194	0.0%	4,493	0.0%	6,687	0.0%	105,190	0.1%
鉱産品	3,219,160	21.0%	12,636,463	56.8%	15,855,623	42.2%	34,334,499	44.9%
金属機械工業品	6,296,812	41.0%	3,785,489	17.0%	10,082,301	26.8%	12,382,472	16.2%
化学工業品	4,269,118	27.8%	4,396,589	19.8%	8,665,707	23.0%	26,343,309	34.5%
軽工業品	107,932	0.7%	88,693	0.4%	196,625	0.5%	196,625	0.3%
雑工業品	0	0.0%	12,968	0.1%	12,968	0.0%	12,968	0.0%
特殊品	960,687	6.3%	799,127	3.6%	1,759,814	4.7%	2,070,391	2.7%
分類不能のもの	8,312	0.1%	230	0.0%	8,542	0.0%	8,542	0.0%
フェリー	497,315	3.2%	424,070	1.9%	921,385	2.5%	921,385	1.2%
合計	15,362,360	100.0%	22,237,289	100.0%	37,599,649	100.0%	76,465,378	100.0%

【取扱貨物品目別比較】



④ 船舶乗降人員

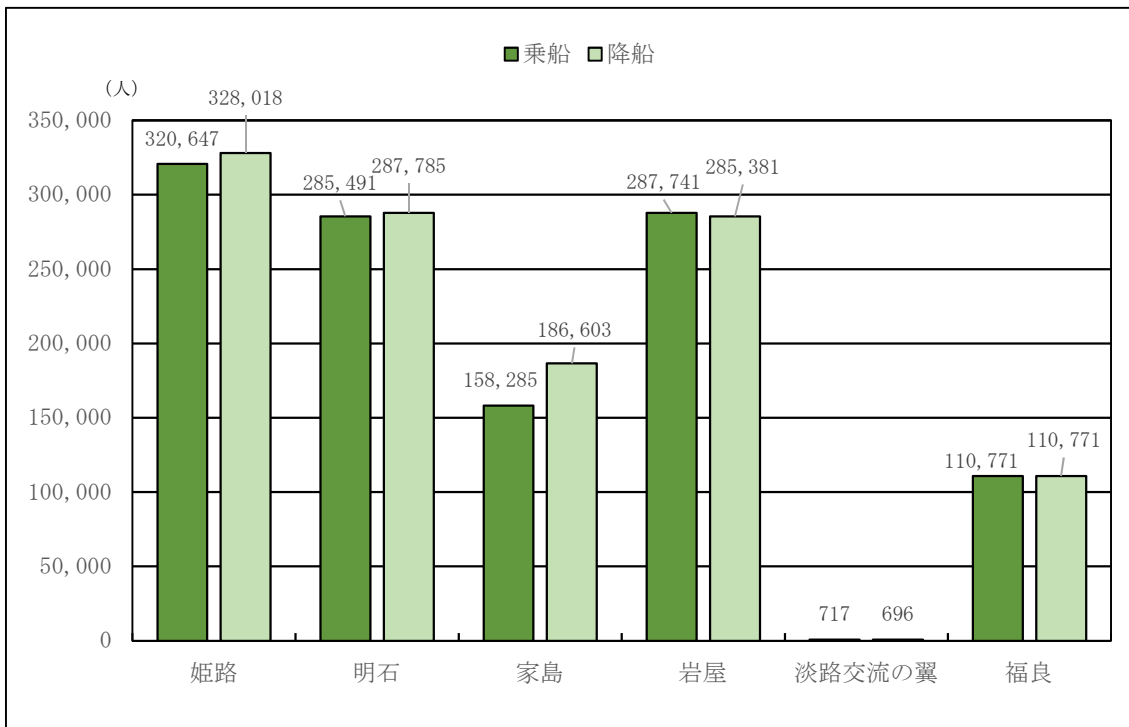
県管理の港湾は、旅客ターミナルとしても重要な役割を果たしており、**6港（姫路港、明石港、岩屋港、家島港、福良港、淡路交流の翼港）における乗降人員は、近年3,000千人強で推移していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年は2,362千人に減少している。**

【令和2年 船舶乗降人員】

(単位：人)

港名	乗船	降船	合計
姫路	320,647	328,018	648,665
明石	285,491	287,785	573,276
家島	158,285	186,603	344,888
岩屋	287,741	285,381	573,122
淡路交流の翼	717	696	1,413
福良	110,771	110,771	221,542
合計	1,163,652	1,199,254	2,362,906

【令和2年 船舶乗降人員】



(4) 県管理港湾の概要

① 姫路港

(i) 概要

姫路港は、瀬戸内海の東部、播磨地域の中央部の姫路市臨海部に位置する**国際拠点港湾**である。港湾区域は、東西約18kmにわたり、面積約7,700haを有しており、隣接する重要港湾東播磨港とともに、工業港として、我が国の経済に重要な役割を果たしている。姫路港は、**西部工業港区、網干港区、広畑港区、飾磨港区及び東部工業港区から構成**されており、主な取扱貨物としては、**LNG（液化天然ガス）、鋼材、石炭、鉄鋼、化学薬品**などが挙げられる。

(ii) 主な港湾施設

港湾施設	内容
岸壁	14.0m：1バース、12.0m：5バース、10.0m：5バース（耐震強化1バース）、7.5m：14バース、5.5m～5.0m：13バース
上屋	4棟
荷役機械	ガントリークレーン40t吊：1基、多目的クレーン43t吊：1基、水平引込式クレーン15t吊：1基
旅客ターミナル	3,802㎡
ボートパーク	網干沖ボートパーク（収容能力573隻）

(iii) 姫路港全景



(iv) 経営関係収支の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(収入)						
施設使用料及び役務利用料	728,247	717,867	727,189	741,963	727,443	727,234
占用料等	208,597	201,510	202,556	203,815	204,361	203,762
国庫支出金	996	1,012	1,010	1,035	1,098	1,099
県・市町村支出金	0	56,000	122,000	122,000	122,000	122,000
受益者負担金	-	-	-	-	-	-
公債	241,672	437,440	157,800	154,200	174,600	122,600
財産売払収入	-	-	-	-	-	-
その他	9,132	9,228	9,528	9,872	10,783	7,647
一般会計からの繰入分	-	-	-	-	-	-
収入計	1,188,644	1,423,057	1,220,083	1,232,885	1,240,285	1,184,342
(支出)						
人件費	66,936	67,871	63,972	72,850	84,132	82,151
庁費	6,211	46,278	36,279	15,914	32,946	11,491
港湾調査費	0	7,000	22,000	0	0	0
港湾統計調査費	996	1,012	1,010	1,035	1,098	1,099
災害復旧費	-	-	-	-	-	-
施設維持補修費	229,209	463,241	185,433	190,315	216,791	149,151
施設運営費	104,926	101,536	97,857	152,254	103,988	346,838
経営委託費	-	-	-	-	-	-
港湾振興費	-	-	-	-	-	-
港湾環境整備・保全費	27,581	26,961	19,452	15,147	15,458	14,282
港湾厚生費	-	-	-	-	-	-
土地建物等使用料	-	-	-	-	-	-
その他	7,781	6,501	7,547	12,349	8,284	24,402
経営関係公債償還費	12,209	36,119	13,562	15,367	14,401	12,037
一般会計への繰入分等	732,795	666,538	772,971	757,654	763,187	542,891
支出計	1,188,644	1,423,057	1,220,083	1,232,885	1,240,285	1,184,342

② 尼崎西宮芦屋港

(i) 概要

尼崎西宮芦屋港は、昭和44年に重要港湾尼崎港、地方港湾西宮港、56条港湾芦屋港を統合して設立された**重要港湾**である。東西約10kmにわたり、**尼崎港区、西宮港区及び芦屋港区**よりなっている。阪神工業地帯の中心とし

て発展し、西は神戸港、東は大阪港に隣接する国内物流拠点港湾として重要な役割を担っている。主な取扱貨物としては、**砂利・砂、完成自動車、鋼材、セメント、非鉄金属**などが挙げられる。

(ii) 主な港湾施設

港湾施設	内容
岸壁	12.0m：2バース（耐震強化1バース）、10.0m：3バース（耐震強化1バース）、7.5m：3バース、5.5m：19バース（耐震強化2バース）
荷役機械	水平引込式アンローダー10t吊：1基
ボートパーク	尼崎ボートパーク（収容能力20隻）、西宮ボートパーク（収容能力226隻）

(iii) 尼崎西宮芦屋港全景



(iv) 経営関係収支の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(収入)						
施設使用料及び役務利用料	817,386	835,011	687,060	801,361	918,109	923,246
占用料等	74,475	77,200	69,035	71,869	69,536	68,924
国庫支出金	600	605	604	618	606	607
県・市町村支出金	0	0	0	0	0	0
受益者負担金	-	-	-	-	-	-
公債	232,754	210,987	182,800	158,400	231,000	165,300
財産売払収入	-	-	-	-	-	-
その他	54,892	63,186	63,201	63,214	62,599	67,926
一般会計からの繰入分	-	-	-	-	-	-
収入計	1,180,107	1,186,989	1,002,700	1,095,462	1,281,850	1,226,003
(支出)						
人件費	89,102	86,090	95,054	107,586	123,107	119,130
庁費	10,649	32,483	40,067	29,237	48,040	13,167
港湾調査費	0	0	0	0	0	0
港湾統計調査費	600	605	604	618	606	607
災害復旧費	-	-	-	-	-	-
施設維持補修費	193,242	192,617	188,006	168,147	263,683	186,394
施設運営費	103,600	105,635	106,444	114,626	140,215	132,149
経営委託費	-	-	-	-	-	-
港湾振興費	-	-	-	-	-	-
港湾環境整備・保全費	65,204	55,182	49,773	42,825	43,706	34,004
港湾厚生費	-	-	-	-	-	-
土地建物等使用料	-	-	-	-	-	-
その他	81,413	81,184	7,322	7,948	10,512	11,054
経営関係公債償還費	8,854	26,196	10,793	12,230	11,461	9,579
一般会計への繰入分等	627,443	606,997	504,637	612,245	640,520	719,919
支出計	1,180,107	1,186,989	1,002,700	1,095,462	1,281,850	1,226,003

③ 東播磨港

(i) 概要

東播磨港は、瀬戸内海東部に位置する**重要港湾**である。港湾区域約 3,766 m²を有し、陸域は東西約 14 km、明石市、播磨町、加古川市、高砂市にわたり、西側に隣接する国際拠点港湾姫路港とともに、播磨工業地帯の中核港湾として重要な役割を果たしている。東播磨港は、**伊保港区、高砂港区、別府西港区、別府港区、播磨港区及び二見港区**から構成されており、主な取扱貨物としては、**鉄鉱石、石炭、鋼材、砂利・砂、石灰石、非金属鉱物**などが挙げられる。

(ii) 主な港湾施設

港湾施設	内容
岸壁	12.0m：2バース、10.0m：1バース、7.5m：4バース、5.5m：16バース
ボートパーク	二見ボートパーク（収容能力：535隻）、西二見ボートパーク（収容能力：101隻）、播磨ボートパーク（収容能力：238隻）、尾上ボートパーク（収容能力110隻）

(iii) 東播磨港全景



(iv) 経営関係収支の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(収入)						
施設使用料及び役務利用料	542,769	541,135	559,414	544,648	514,559	517,526
占用料等	279,531	279,221	277,877	278,896	279,206	279,080
国庫支出金	938	944	945	960	981	982
県・市町村支出金	0	0	0	0	0	0
受益者負担金	-	-	-	-	-	-
公債	229,773	232,025	98,300	136,000	68,100	117,800
財産売払収入	-	-	-	-	-	-
その他	62,284	59,884	59,875	60,150	61,901	61,988
一般会計からの繰入分	-	-	-	-	-	-
収入計	1,115,295	1,113,209	996,411	1,020,654	924,747	977,376
(支出)						
人件費	43,984	46,110	42,361	49,193	60,946	59,511
庁費	7,557	32,043	21,252	23,066	15,423	7,333
港湾調査費	0	0	0	0	0	0
港湾統計調査費	938	944	945	960	981	982
災害復旧費	-	-	-	-	-	-
施設維持補修費	209,206	186,094	97,533	143,860	52,445	121,927
施設運営費	43,746	45,029	136,542	84,938	83,542	99,588
経営委託費	-	-	-	-	-	-
港湾振興費	-	-	-	-	-	-
港湾環境整備・保全費	38,905	88,940	30,436	37,371	38,139	34,982
港湾厚生費	-	-	-	-	-	-
土地建物等使用料	-	-	-	-	-	-
その他	2,434	4,461	10,576	6,148	5,481	6,379
経営関係公債償還費	1,350	3,995	3,478	3,941	3,694	3,087
一般会計への繰入分等	767,175	705,593	653,288	671,177	664,096	643,587
支出計	1,115,295	1,113,209	996,411	1,020,654	924,747	977,376

④ 地方港湾

(i) 播磨地区 (7港)

港湾名	概要
明石港	明石市南東部に位置し、本州と淡路島を結ぶ海上交通の要港として、古くから利用されている。漁業活動も活発で、タコ、タイ、イカナゴ、ノリなどが有名である。
江井ヶ島港	明石市南西部に位置し、一帯は好漁場に恵まれており、古くから漁業基地として賑わっている。また、港東部は海水浴場として利用されている。
相生港	南北に懐の深い天然の良港で、造船業を中心に発展してきた。カキ養殖が盛んに行われるなど、漁業活動も活発で、漁業施設の整備が進められている。
坂越港	東側を釜崎半島に囲まれた港湾区域内には、熱帯性植物が繁茂した国指定天然記念物生島がある。静穏度の高い天然の良港として古くから栄え、主にカキ養殖など漁業基地として利用されている。
赤穂港	昭和14年に赤穂港と御崎港が統合されてできた地方港湾である。製造業をはじめ窯業、紡績、化学等の諸工場が臨海部に進出しており、企業が所有する専用岸壁を有し、公共施設とともに港湾としての機能を発揮している。
古池港	県最西端に位置し、赤穂の塩田とともに開発された古い港である。カキ養殖など漁業基地として利用されている。
家島港	播磨灘の北西部に位置し、平成18年に家島港と網手港が統合された。家島地区は、古くから島内で産する石材の積み出し港であり、石材業、漁業などの地元産業や島民の生活を支える港として活発に利用されている。網手地区は、坊勢島への連絡口として定期船が就航しており、島民の生活関連物資の搬入にも利用されている。

(ii) 淡路地区 (15港)

港湾名	概要
岩屋港	淡路島北東部、本州と最も近い位置にあり、淡路島の北の玄関口として古くから栄えてきた。付近は好漁場に恵まれているため、漁業基地としても賑わいを見せ、物流、観光、漁業と多岐にわたるニーズに応えられる港湾施設の整備が求められている。
淡路交流の翼港	淡路島の北東部に位置し、平成12年に開催された淡路花博「ジャパンフローラ2000」の会期中は、会場への海上輸送の拠点として、神戸

港湾名	概要
	や関西国際空港からの定期便等により活用され大変な賑わいを見せた。現在は、海の駅としてクルージングなどに利用されている。
浦港	主に漁業基地として利用されている。また、港内には造船所が立地しており、金属機械工業品が取り扱われている。
津名港	淡路島東岸の中央部に位置し、昭和46年に塩田、志筑、佐野の3港が統合されて出来た地方港湾である。明石海峡大橋開通後はバスターミナルや駐車場が整備された。
洲本港	古くから淡路島の人・ものの交流拠点として発展してきた。現在も、物流拠点や漁業基地、沼島へのアクセス基地など多方面に利用されている。
由良港	淡路島の南東部、紀淡海峡に近接し、防波堤となる成ヶ島の背後に発展した天然の良港である。好漁場にも恵まれ、漁業活動を中心に利用されている。
阿万港	淡路島南端に位置し、鳴門海峡に近い周辺海域は、魚類が豊富に生息する好漁場であることから、主に漁業基地として利用されている。
福良港	鳴門海峡の東方約3km、淡路島南西部に位置する天然の良港である。港内の静穏な自然条件を生かして、漁業基地として重要な役割を果たしている。鳴門海峡のうず潮を見学する観潮船の発着港としても知られている。
津井港	江戸時代初期に火打ち石を積み出す小さな港として出発し、その後、粘土瓦の積み出し港として発展してきた。現在は、主に漁船を中心とする船だまりとして利用されている。
湊港	淡路島西岸の三原川河口に位置し、豊臣時代から利用されている港である。現在は、主に砂利・砂などの建設資材が取扱いされている。
都志港	淡路島西岸の物流拠点として、主に砂利・砂などの建設資材が取扱いされている。また、漁業基地としても利用されている。
山田港	淡路島西岸のほぼ中央部に位置し、漁業基地として利用されている。
江井港	主に漁業基地として利用されている。台風時には淡路島西岸の漁船の避難港になるという重要な役割を担っている。
室津港	淡路島北部の瀬戸内海側に位置し、古来、魚の宝庫「鹿ノ瀬」や西浦海岸沖など県内有数の好漁場を有する漁業基地として発展してきた。
郡家港	淡路島西岸のほぼ中央に位置し、主に砂利・砂などの建設資材が取り扱われている。また、瀬戸内海随一の好漁場「鹿ノ瀬」に近く、漁業基地としても利用されている。

(iii) 但馬地区 (3港)

港湾名	概要
津居山港	日本海に面する県北部、円山川の河口に位置している。昭和28年に地方港湾に指定され、現在、日本海側では唯一、耐震強化岸壁を有する港である。底びき網漁業や、イカ釣り漁業などの沖合・沿岸漁業が盛んに行われ、但馬名産の松葉がに(ズワイガニ)、ハタハタ、カレイなどが水揚げされている。
竹野港	山陰海岸国立公園内に位置し、但馬沿岸では非常に希少な大規模な砂浜を有している。また、漁業基地として利用されている。
柴山港	天然の良港であり、昭和29年には法に基づき避難港の指定を受けている。静穏な泊地を確保するため、国直轄事業により防波堤の整備が行われている。また、漁業基地としても利用されている。

(5) 港湾事業に係る会計

地方自治法第209条において、地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とされている。特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。

県では、一般会計の他、港湾整備事業特別会計条例に基づき設置された港湾整備事業特別会計により、港湾事業が実施されている。

【地方自治法】(一部抜粋)

<p>(会計の区分)</p> <p>第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。</p> <p>2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。</p>

① 一般会計と特別会計の区分について

港湾施設の整備は、次の区分で行い、それぞれの施設に係る維持管理費も同様の区分で執行されている。

(i) 一般会計

(ア) 港湾整備事業(防波堤、岸壁、航路、泊地等)

港湾の基本施設を整備する。

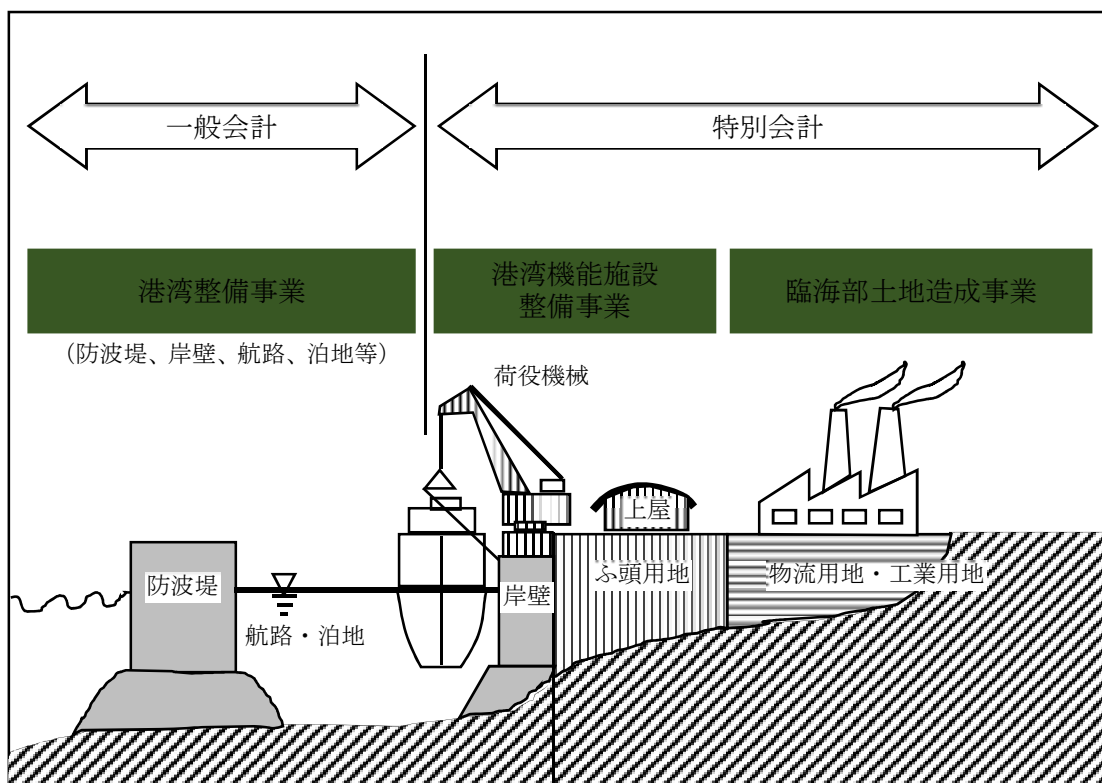
(ii) 特別会計

(ア) 港湾機能施設整備事業（ふ頭用地、上屋、荷役機械、引船等）

港湾整備事業による基本施設に対応して、港湾機能を効率的に発揮させるために必要な用地を造成し、施設を整備する。

(イ) 臨海部土地造成事業（物流用地、工業用地等）

物流の効率化に資するための流通施設用地や保管施設用地、臨海部に立地する工業のための用地を造成する。



② 港湾整備事業特別会計条例

県では、**港湾整備事業特別会計条例に基づき港湾整備事業特別会計を設置**しており、その内容は以下のとおりである。

【港湾整備事業特別会計条例】

(設置)

第1条 荷役機械、上屋及び倉庫の建設及び運営に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この特別会計においては、一般会計及び基金からの繰入金、借入金並びに附属諸収入をもってその歳入とし、港湾施設整備事業費、港湾施設管理運営費、公債費特別会計及び基金への繰出金並びに附属諸費をもってその歳出とする。

③ 港湾事業関連予算・決算額の推移

県の港湾事業関連予算・決算額の推移（平成24年度～令和3年度）及び港湾整備事業特別会計の県債残高の推移（平成24年度～令和3年度）は、下表のとおりである。

【港湾事業関連予算・決算額の推移（平成24年度～令和3年度）】

＜一般会計＞

（港湾管理費）

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	2,569,951	1,646,360	1,790,793	1,822,823	1,931,838
最終予算額	3,150,896	2,388,579	1,884,564	1,902,224	2,134,203
決算額	2,405,057	2,219,530	1,713,557	1,702,685	1,862,628
翌年度繰越額・不用額	745,838	169,048	171,006	199,538	271,574

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,920,568	1,618,160	1,888,110	2,018,282	1,887,858
最終予算額	2,173,579	1,974,082	2,703,956	3,049,482	2,655,537
決算額	2,014,040	1,610,962	2,037,088	2,164,545	2,170,221
翌年度繰越額・不用額	159,538	363,119	666,867	884,936	485,315

（港湾建設費）

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	2,128,975	3,901,568	4,013,577	4,388,000	4,406,000
最終予算額	6,282,802	8,419,616	5,799,114	4,454,211	4,802,712
決算額	3,605,969	4,310,163	3,965,947	2,899,294	3,153,639
翌年度繰越額・不用額	2,676,832	4,109,452	1,833,166	1,554,916	1,649,072

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,202,000	3,238,000	4,325,000	6,147,000	3,616,700
最終予算額	4,864,468	7,436,472	17,534,844	27,877,519	19,896,981
決算額	3,013,018	3,745,391	4,606,977	13,045,044	11,021,232
翌年度繰越額・不用額	1,851,449	3,691,080	12,927,866	14,832,474	8,875,748

＜港湾整備事業特別会計＞

(単位：千円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額
港湾整備事業収入						
港湾施設使用料	2,020,940	2,242,222	1,957,269	2,222,249	1,959,852	2,219,315
土地賃貸料	40,369	40,369	60,803	60,803	54,324	54,324
土地売却収入	-	-	-	-	1,392,034	1,392,034
雑入	70	1,242	3	1,028	80,921	82,722
海上輸送推進費負担金	-	-	-	-	-	-
違約金及び延納利息	-	-	-	-	-	-
ふ頭用地整備事業債	109,100	109,100	72,900	72,900	45,100	10,900
港湾資本費平準化債	587,000	587,000	650,500	650,500	589,100	589,100
臨海土地造成整備事業債	160,000	95,300	136,700	136,700	308,600	203,600
港湾施設整備事業債	-	-	-	-	-	-
地域創成拠点整備事業債	-	-	-	-	-	-
繰越金	118,583	118,583	57,732	57,733	105,648	105,648
地域創生拠点整備交付金	-	-	-	-	-	-
歳入合計	3,036,062	3,193,817	2,935,907	3,201,914	4,535,579	4,657,644
港湾整備事業支出						
給料	55,210	55,210	45,873	45,873	44,938	44,938
職員手当等	38,101	38,101	33,670	33,670	32,344	32,344
共済費	20,067	20,067	17,246	17,246	16,654	16,653
報償費	55	44	65	34	65	44
旅費	150	95	200	96	142	109
需用費	34,029	32,936	29,933	29,178	21,546	21,482
役務費	3,856	2,808	6,164	6,058	1,005	958
委託料	113,832	105,001	72,640	70,104	162,272	130,272
使用料及び賃借料	6,005	4,961	7,904	7,902	6,872	6,861
工事請負費	184,942	130,934	147,327	147,244	225,199	117,999
原材料費	-	-	-	-	-	-
公有財産購入費	-	-	-	-	-	-
備品購入費	-	-	-	-	140	140
負担金、補助及び交付金	297,437	297,436	317,367	313,404	321,118	315,975
補償、補填及び賠償金	-	-	-	-	-	-
償還金、利子及び割引料	-	-	-	-	-	-
公課費	62,559	62,558	80,310	80,309	128,814	128,813
繰出金（港湾施設費）	-	-	-	-	-	-
繰出金（公債費）	2,219,817	2,219,776	2,177,205	2,177,202	3,574,466	3,574,464
歳出合計	3,036,062	2,969,931	2,935,907	2,928,325	4,535,579	4,391,057
歳入合計－歳出合計	-	223,886	-	273,589	-	266,587

(単位：千円)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額
港湾整備事業収入						
港湾施設使用料	2,013,547	2,270,978	2,008,734	2,314,416	1,980,201	2,366,656
土地賃貸料	40,868	40,868	40,868	40,868	40,868	40,868
土地売却収入	1,101,154	1,101,154	1,078,951	1,078,951	1	-
雑入	34	1,052	5	1,020	5,032	6,051
海上輸送推進費負担金	-	-	-	-	-	-
違約金及び延納利息	-	-	-	-	-	-
ふ頭用地整備事業債	108,300	108,300	75,000	59,400	91,300	91,300
港湾資本費平準化債	508,200	508,200	449,900	449,900	378,400	378,400
臨海土地造成整備事業債	455,000	171,300	1,133,700	649,900	683,800	574,800
港湾施設整備事業債	-	-	-	-	-	-
地域創成拠点整備事業債	-	-	-	-	-	-
繰越金	61,368	61,368	45,954	45,954	68,502	68,502
地域創生拠点整備交付金	-	-	-	-	-	-
歳入合計	4,288,471	4,263,221	4,833,112	4,640,411	3,248,104	3,526,579
港湾整備事業支出						
給料	51,679	51,679	52,016	52,016	57,009	57,009
職員手当等	35,872	35,872	35,965	35,965	40,442	40,442
共済費	17,171	17,171	20,046	20,046	21,937	21,937
報償費	58	57	72	71	241	240
旅費	134	133	131	130	106	105
需用費	22,410	22,410	33,314	33,314	19,647	19,647
役務費	2,266	2,259	1,059	1,059	1,342	1,342
委託料	151,962	91,962	188,743	65,943	197,118	187,118
使用料及び賃借料	26,172	26,172	45,361	45,361	21,326	21,326
工事請負費	466,357	242,657	1,009,334	633,734	597,834	501,834
原材料費	-	-	-	-	-	-
公有財産購入費	-	-	-	-	-	-
備品購入費	203	203	-	-	-	-
負担金、補助及び交付金	309,453	305,290	294,531	292,100	291,410	290,092
補償、補填及び賠償金	-	-	1,000	-	1,006,003	5,140
償還金、利子及び割引料	-	-	-	-	-	-
公課費	170,224	170,223	131,190	131,189	115,527	115,526
繰出金（港湾施設費）	-	-	-	-	-	-
繰出金（公債費）	3,034,508	3,034,506	3,020,347	3,020,346	878,160	876,743
歳出合計	4,288,471	4,000,597	4,833,112	4,331,279	3,248,104	2,138,504
歳入合計－歳出合計	-	262,624	-	309,132	-	1,388,075

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額
港湾整備事業収入								
港湾施設使用料	2,054,015	2,263,451	2,013,235	2,383,651	2,050,677	2,464,793	2,048,639	2,458,242
土地賃貸料	40,868	40,891	40,868	40,868	93,856	40,868	40,868	40,868
土地売却収入	1	-	4,212,578	4,212,578	1	-	-	101,000
雑入	3	1,027	2	1,046	1	25,496	1	52,745
海上輸送推進費負担金	6,000	6,000	-	-	-	-	-	-
違約金及び延納利息	-	-	-	-	-	-	462	462
ふ頭用地整備事業債	76,500	61,100	91,900	91,900	76,500	55,000	98,000	63,000
港湾資本費平準化債	347,400	347,400	274,600	274,600	274,600	274,600	166,100	166,100
臨海土地造成整備事業債	438,000	161,800	726,200	276,200	1,699,800	700,000	1,699,800	612,600
港湾施設整備事業債	250,000	89,800	469,200	220,300	1,274,200	291,100	2,517,100	971,800
地域創成拠点整備事業債	-	-	-	-	150,000	-	150,000	-
繰越金	1,107,383	1,107,383	1,196,041	1,196,041	124,927	124,927	127,306	127,306
地域創生拠点整備交付金	-	-	-	-	150,000	-	-	-
歳入合計	4,320,170	4,078,854	9,024,624	8,697,185	5,894,562	3,976,785	6,998,276	4,594,123
港湾整備事業支出								
給料	57,502	57,502	51,856	51,856	52,130	52,130	48,608	48,608
職員手当等	40,620	40,620	41,056	41,056	40,978	40,978	37,978	37,978
共済費	21,734	21,734	19,757	19,757	19,511	19,511	17,873	17,873
報償費	141	140	100	100	-	-	-	-
旅費	130	129	110	109	61	60	68	48
需用費	20,116	20,116	25,855	25,855	50,811	50,810	28,917	28,897
役務費	4,646	4,645	2,922	2,922	16,757	16,756	12,935	12,873
委託料	125,843	85,842	269,637	136,637	204,579	126,570	420,902	214,170
使用料及び賃借料	22,775	22,775	2,564	2,564	18,567	18,567	40,167	3,667
工事請負費	680,178	268,378	1,090,744	524,844	1,989,181	870,224	3,012,817	1,286,733
原材料費	-	-	-	-	-	-	-	-
公有財産購入費	-	-	-	-	-	-	-	-
備品購入費	-	-	-	-	148,390	-	148,390	148,390
負担金、補助及び交付金	292,581	290,912	378,441	378,441	391,633	381,632	340,616	340,615
補償、補填及び賠償金	1,661,053	490,932	696,764	594,250	1,165,920	103,121	1,035,206	34,660
償還金、利子及び割引料	-	-	20	20	-	-	0	0
公課費	123,422	123,421	115,433	115,432	141,520	141,519	103,729	103,728
繰出金（港湾施設費）	-	-	4,853,948	4,853,947	-	-	1,750,067	1,749,845
繰出金（公債費）	1,269,427	1,134,394	1,475,415	1,474,363	1,654,520	1,653,937	-	-
歳出合計	4,320,170	2,561,544	9,024,624	8,222,156	5,894,562	3,475,821	6,998,276	4,028,089
歳入合計－歳出合計	-	1,517,310	-	475,029	-	500,964	-	566,034

【港湾整備事業特別会計の県債残高の推移（平成24年度～令和3年度）】

＜港湾施設整備事業債＞

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度末残高(A)	845,543	774,115	701,292	627,049	549,180
発行(B)	0	0	0	0	0
償還(C)	71,429	72,823	74,244	77,868	79,346
当年度末残高 (A+B-C)	774,115	701,292	627,049	549,180	469,834

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高(A)	469,834	388,982	567,452	713,243	987,217
発行(B)	0	251,600	220,300	291,100	1,290,100
償還(C)	80,852	73,130	74,510	17,126	26,797
当年度末残高 (A+B-C)	388,982	567,452	713,243	987,217	2,250,519

＜ふ頭用地整備事業債＞

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度末残高(A)	8,886,763	7,719,795	7,092,007	6,230,108	5,398,708
発行(B)	109,100	72,900	10,900	108,300	59,400
償還(C)	1,276,068	700,688	872,799	939,700	569,639
当年度末残高 (A+B-C)	7,719,795	7,092,007	6,230,108	5,398,708	4,888,469

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高(A)	4,888,469	4,293,104	3,832,822	3,628,363	3,351,142
発行(B)	91,300	61,100	91,900	55,000	63,000
償還(C)	686,664	521,382	296,359	332,220	300,103
当年度末残高 (A+B-C)	4,293,104	3,832,822	3,628,363	3,351,142	3,114,040

＜港湾資本費平準化債＞

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度末残高(A)	4,526,682	5,085,523	5,707,864	6,237,106	6,717,147
発行(B)	587,000	650,500	589,100	508,200	449,900
償還(C)	28,159	28,159	59,859	28,159	28,159
当年度末残高 (A+B-C)	5,085,523	5,707,864	6,237,106	6,717,147	7,138,888

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高(A)	7,138,888	7,122,029	7,425,332	7,633,389	7,808,397
発行(B)	378,400	347,400	274,600	274,600	166,100
償還(C)	395,259	44,097	66,543	99,592	602,492
当年度末残高(A+B-C)	7,122,029	7,425,332	7,633,389	7,808,397	7,372,005

＜臨海土地造成整備事業債＞

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度末残高(A)	1,384,600	1,479,900	1,616,600	1,820,200	1,983,500
発行(B)	95,300	136,700	203,600	171,300	649,900
償還(C)	0	0	0	8,000	611
当年度末残高(A+B-C)	1,479,900	1,616,600	1,820,200	1,983,500	2,632,790

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高(A)	2,632,790	3,206,369	3,205,148	3,478,561	4,174,210
発行(B)	574,800	0	276,200	700,000	294,300
償還(C)	1,221	1,221	2,786	4,351	415,951
当年度末残高(A+B-C)	3,206,369	3,205,148	3,478,561	4,174,210	4,052,559

(注) フェニックス事業用地の分譲に向けた整備費等の増加により、臨海土地造成整備事業債は増加傾向にある。

＜合計＞

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度末残高(A)	15,643,589	15,059,333	15,117,764	14,914,462	14,648,534
発行(B)	791,400	860,100	803,600	787,800	1,159,200
償還(C)	1,375,656	801,669	1,006,902	1,053,728	677,754
当年度末残高(A+B-C)	15,059,333	15,117,764	14,914,462	14,648,534	15,129,980

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高(A)	15,129,980	15,010,483	15,030,754	15,453,556	16,320,966
発行(B)	1,044,500	660,100	863,000	1,320,700	1,813,500
償還(C)	1,163,996	639,830	440,197	453,290	1,345,343
当年度末残高(A+B-C)	15,010,483	15,030,754	15,453,556	16,320,966	16,789,123

(注1) 端数処理の関係上、期中増減額と年度末残高が合わないことがある。

(注2) 当年度末残高には、県債管理基金への積立分を含む。

④ 地方公営企業法の適用について

令和2年度地方公営企業年鑑によると、港湾整備事業は、「航路、泊地等の水域施設、防波堤、護岸等の外かく施設、岸壁、さん橋等のけい留施設などのいわゆる港湾基本施設の整備と一体となり、港湾の機能を効率的に発揮するために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の整備を行う事業」であり、「現行制度上、地方公営企業法の規定は当然には適用されず、条例で定めるところにより、その全部又は一部を適用することができる」とされている。令和2年度において都道府県が経営する港湾整備事業の数は38事業（法適用企業2事業、法非適用企業36事業）であり、殆どの都道府県で港湾整備事業に対して地方公営企業法は適用されていないが、**県の港湾整備事業についても、大半の都道府県と同様、地方公営企業法は適用されていない。**

2. 港湾事業に関連する県の主な計画

(1) 港湾計画

① 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針

法第3条の2において、国土交通大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めなければならないとされている。基本方針は、国の港湾行政の指針であるとともに、港湾管理者が個別の港湾計画を策定する場合の指針となるものである。現在は、令和2年3月変更分が最新の基本方針であり、概要は以下のとおりである。

【基本方針（令和2年3月13日告示）の概要】

- | | |
|-----|--|
| I | 港湾の開発、利用及び保全の報告に関する事項 |
| 1 | 特に戦略的に取り組む事項 |
| (1) | 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成 |
| ① | グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化 他3項目 |
| (2) | 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用 |
| ① | 観光を我が国の経済成長につなげるクルーズの振興 他2項目 |
| (3) | 国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保 |
| ① | 災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築 他1項目 |
| 2 | 引き続き重点的に取り組む事項 |
| ① | 地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保 他7項目 |
| 3 | 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項 |
| ① | 港湾の完全電子化とデータ連携の拡大によるサイバーポートの実現 他3項目 |
| II | 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項 |
| 1 | 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項 |
| (1) | 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成 |
| ① | グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化 他3項目 |
| (2) | 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用 |
| ① | 観光を我が国の経済成長につなげるクルーズの振興 他2項目 |
| (3) | 国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保 |

- ①災害から国民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持する港湾・輸送体系の構築 他1項目
- 2 引き続き重点的に取り組む事項に係る基本的な事項
 - ①地域の暮らし・安心を支える港湾機能の確保 他6項目
- Ⅲ 開発保全港の配置その他開発に関する基本的な事項
 - 1 海上交通の安全性、安定性及び効率性を支える開発保全航路等の開発、保全及び管理の方向
 - 2 開発保全航路の配置
- Ⅳ 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
 - 1 自然環境の積極的な保全
 - ①良好な自然環境の維持 他4項目
 - 2 多様化する環境問題への対応
 - 3 環境の保全の効果的かつ着実な推進
 - ①観光情報の充実と共有化 他3項目
- Ⅴ 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項
 - 1 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携確保に関する基本的な事項
 - (1) 港湾相互間の連携に関する観点
 - ①経済的な観点からの連携 他2項目
 - (2) 広域的な港湾相互間の連携
 - ①地域ブロックごとの港湾相互間の連携 他2項目
 - 2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
 - (1) バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾
 - (2) クルーズ船の受入拠点となる港湾
 - (3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾
 - 3 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項
 - (1) 民間能力の活用による港湾運営の効率化
 - (2) 港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

【法】（一部抜粋）

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

第3条の2 国土交通大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
 - 二 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
 - 三 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
 - 四 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
 - 五 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
 - 六 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
 - 七 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

② 港湾計画

(i) 定義

法第3条の3第1項において、**国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は港湾計画を定めなければならない**とされている。ここで、**港湾計画とは、「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」**であり、港湾法施行令（以下、「法

施行令」という。) 第1条の4に掲げる以下の事項を定める計画を言う。

(港湾計画で定める事項)

- 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 港湾の効率的な運営に関する事項
- その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

また、港湾計画は、基本方針に適合し、「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」(以下、「基準省令」という。)に適合したものでなければならぬとされており(法第3条の3第2項)、基準省令第3条以下で各基準が定められている。

【法】(一部抜粋)

(港湾計画)

第3条の3 **国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。**

2 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

【法施行令】(一部抜粋)

(港湾計画)

第1条の4 法第3条の3第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 五 港湾の効率的な運営に関する事項
- 六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

【基準省令】(一部抜粋)

(港湾計画の方針)

第3条 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響、漁業に及ぼす影響等を考慮して、適切なものとなるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的かつ総合的に定めるものとする。

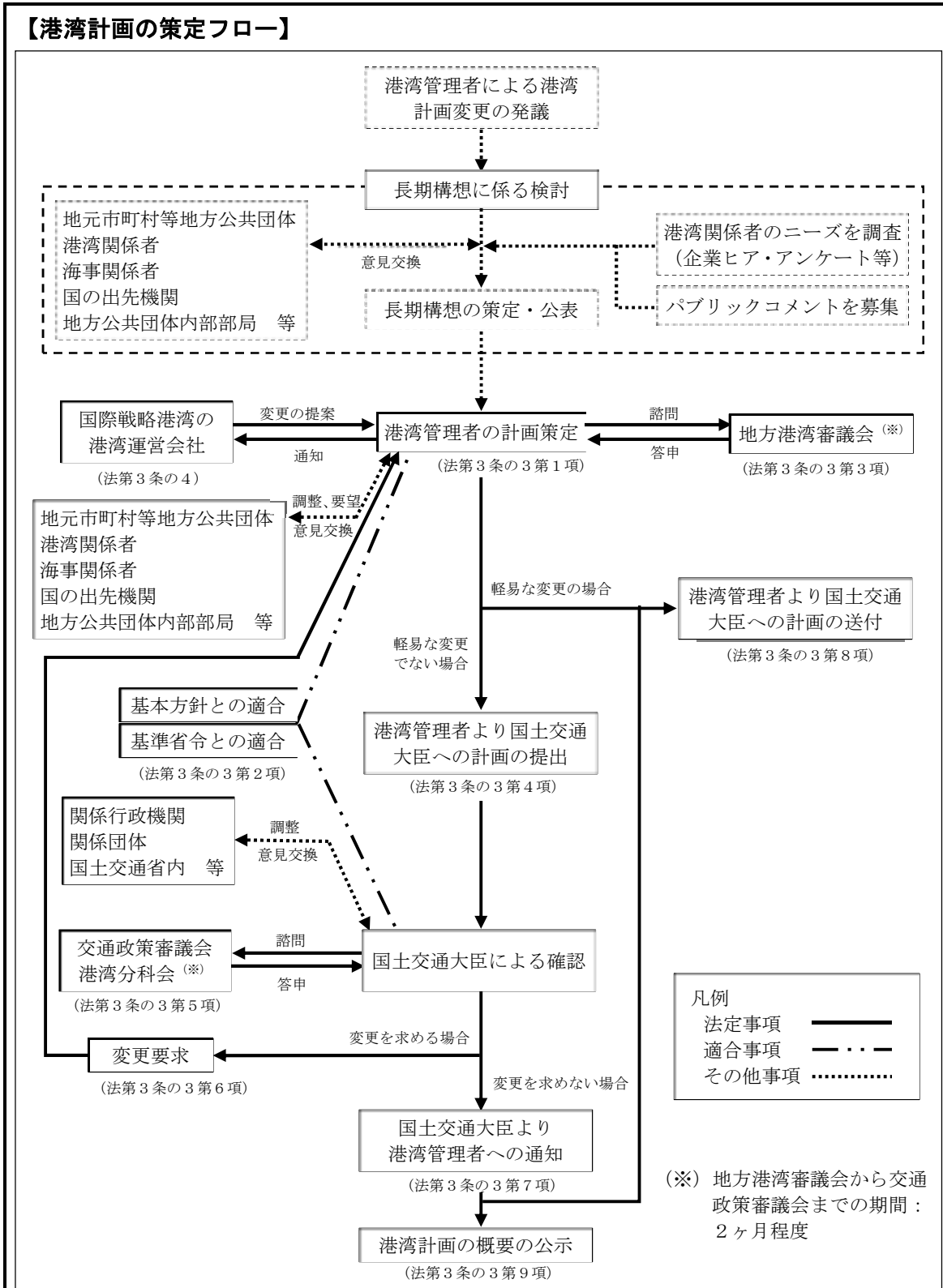
- 一 港湾の位置付け及び機能

- 二 港湾施設の整備及び利用
 - 三 港湾における土地利用
 - 四 港湾の環境の整備及び保全
 - 五 港湾の効率的な運営
 - 六 港湾の安全の確保
 - 七 港湾に隣接する地域の保全
- 2 港湾計画の目標年次は、通常十年から十五年程度将来の年次とし、港湾の利用状況の変化の見込み、関連する他の計画の計画期間等を考慮して定めるものとする。

(ii) 計画策定手続

港湾計画の策定手続は、法第3条の3第3項他に定められており、具体的なフローは、以下のとおりである。

【港湾計画の策定フロー】



(出典：「数字でみる港湾2021」(監修：国土交通省港湾局 発行：(公社)日本港湾協会))

また、港湾計画の軽微な変更の基準は港湾法施行規則(以下、「法施行規則」という。)第1条の12に定められており、概要は以下のとおりである。

【港湾計画の軽易な変更の基準（法施行規則第1条の12関係）】

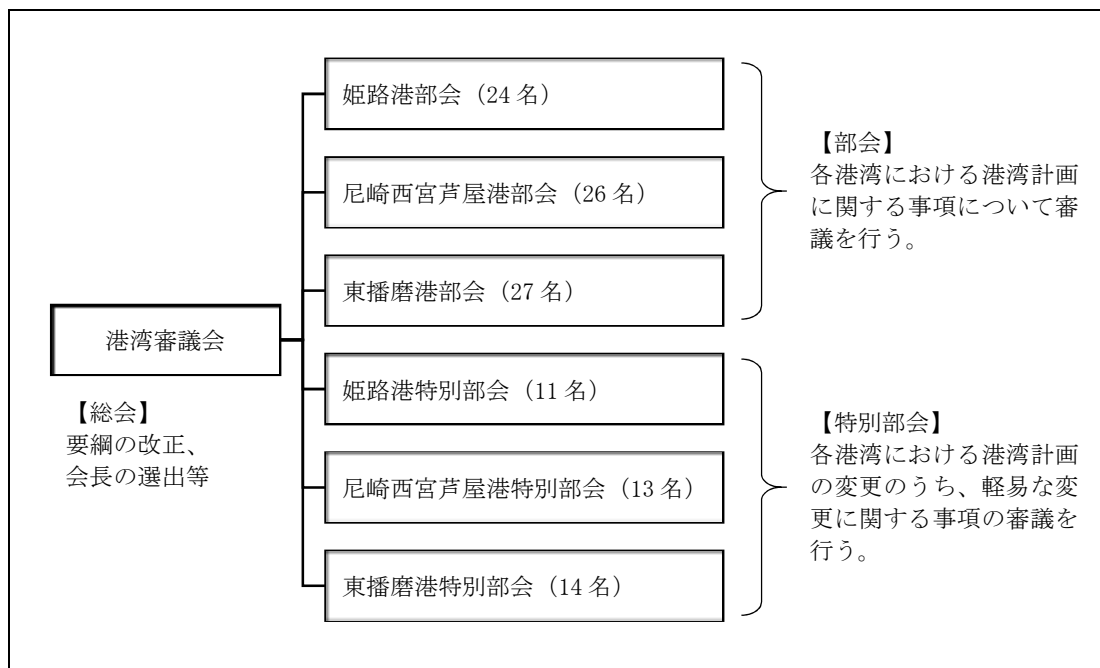
基準（追加、削除又は変更等の対象となるもの）	
一部 変 更	<p>【A】</p> <p>水域施設：水深及び配置からみて当該港湾において主要と認められる航路 直轄工事対象係留施設の機能を確保するための泊地 上記の航路と泊地とを接続するための航路</p> <p>外郭施設：直轄工事対象施設を防護する第一線防波堤 直轄工事対象係留施設の機能を確保するための護岸</p> <p>係留施設：（国際戦略港湾において）外貿コンテナを取り扱う水深16m以上の耐震強化岸壁又は栈橋 外国貿易船を係留する水深12m以上の係留施設（上記の係留施設を除く） 内国貿易船を係留するコンテナ船、フェリー、RORO船用の係留施設</p> <p>臨港交通施設：直轄工事対象係留施設の機能を確保するためのもののうち、主要なもの 荷さばき施設等：面積3ha以上の増減となる敷地及び主要な荷役機械で、直轄工事対象係留施設の用に供するもの</p> <p>港湾公害防止施設：面積20ha以上の公害防止用緩衝地帯</p> <p>港湾環境整備施設：面積20ha以上のもの（広域的な災害応急対策の拠点として機能を発揮するものは15ha以上のもの）</p> <p>廃棄物処理施設：埋立容量1,500万m^3以上の廃棄物埋立護岸 海洋性廃棄物処理施設のうち汚泥の処理能力が2,500m^3/日以上のもの 海洋性廃棄物処理施設のうち廃棄物の焼却処理能力が30t/日以上のもの</p> <p>土地造成計画：面積20ha以上</p> <p>土地利用計画：面積20ha以上</p> <p>その他：直轄工事対象施設の利用形態 直轄工事対象の大規模地震対策施設 直轄工事対象施設に係る橋梁の桁下空間 等</p>
軽 易 な 変 更	<p>【A】以外の変更</p> <p>（法施行令第1条の4に規定するもののうち、第1号（計画の方針）又は第2号（港湾の能力）に関する事項を変更するものを除く）</p>

(iii) 地方港湾審議会

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更するときは、地方港湾審議会の意見を聴かなければならないとされている。地方港湾審議会とは、地方公共団体が港湾管理者である場合に、港湾に関する重要事項を調査審議するために設置する諮問機関（法第35条の2第2項）であり、**県では、兵庫県港湾審議会条例（以下、「審議会条例」という。）を制定し、審議会条例に基づき、兵庫県港湾審議会を設置している。**また、審議会条例第6条及び兵庫県港湾審議会運営要綱第9条に基づき、**部会（姫路港部会、尼崎西宮芦屋港部会、東播磨港部会）及び特別部会（姫路港特別部会、尼崎西宮芦屋港特別部会、東播磨港特別部会）を設置している。**

【兵庫県港湾審議会の概要】

- 1. 設置根拠
法、審議会条例
- 2. 審議内容
県の管理する国際拠点港湾（姫路港）及び重要港湾（尼崎西宮芦屋港及び東播磨港）に係る重要事項（港湾計画の策定・変更等）を調査審議する。
- 3. 委員構成
 - (1) 学識経験のある者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1号委員（6名）
 - (2) 港湾利用者を代表する者・・・・・・・・・・・・・・・・ 2号委員（9名）
 - (3) 関係市町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3号委員（8名）
 - (4) 関係地方公共団体の議会の議員を代表する者・・・ 4号委員（5名）
 - (5) 関係行政機関の職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5号委員（8名） 合計 36名
- 4. 開催頻度
年1回程度（審議する案件がなければ開催されない年度もある）
- 5. 任期
2年（1号委員及び2号委員のみ）
- 6. 代理出席
2号委員、3号委員、5号委員は可



兵庫県港湾審議会（部会等を含む）の過去5年間の開催状況は、以下のとおりである。

会議名	開催日	議事他
第56回兵庫県港湾審議会 総会	平成30年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出について ・部会長及び特別部会長の選出について ・平成27年度総会以降の決議事項について ・大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（案）について ・兵庫県の港湾に関する取組について
第12回尼崎西宮芦屋港特別部会	平成30年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎西宮芦屋港港湾計画の変更（軽微な変更）について
兵庫県港湾審議会姫路港部会	令和元年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路港港湾計画の改訂について
第57回兵庫県港湾審議会 総会	令和2年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出について ・部会長及び特別部会長の選出について ・平成29年度総会以降の決議事項について ・兵庫県の港湾に関する取組について
第58回兵庫県港湾審議会 総会	令和4年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出について ・部会長及び特別部会長の選出について ・大阪湾フェニックス計画について ・兵庫県港湾に関する取組について
第15回兵庫県港湾審議会 姫路港特別部会	令和4年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路港港湾計画（軽微な変更）について

(iv) 県の港湾計画の概要

(ア) 姫路港港湾計画

(a) 基本方針（令和元年7月改訂、目標年次：令和10年台半ば）

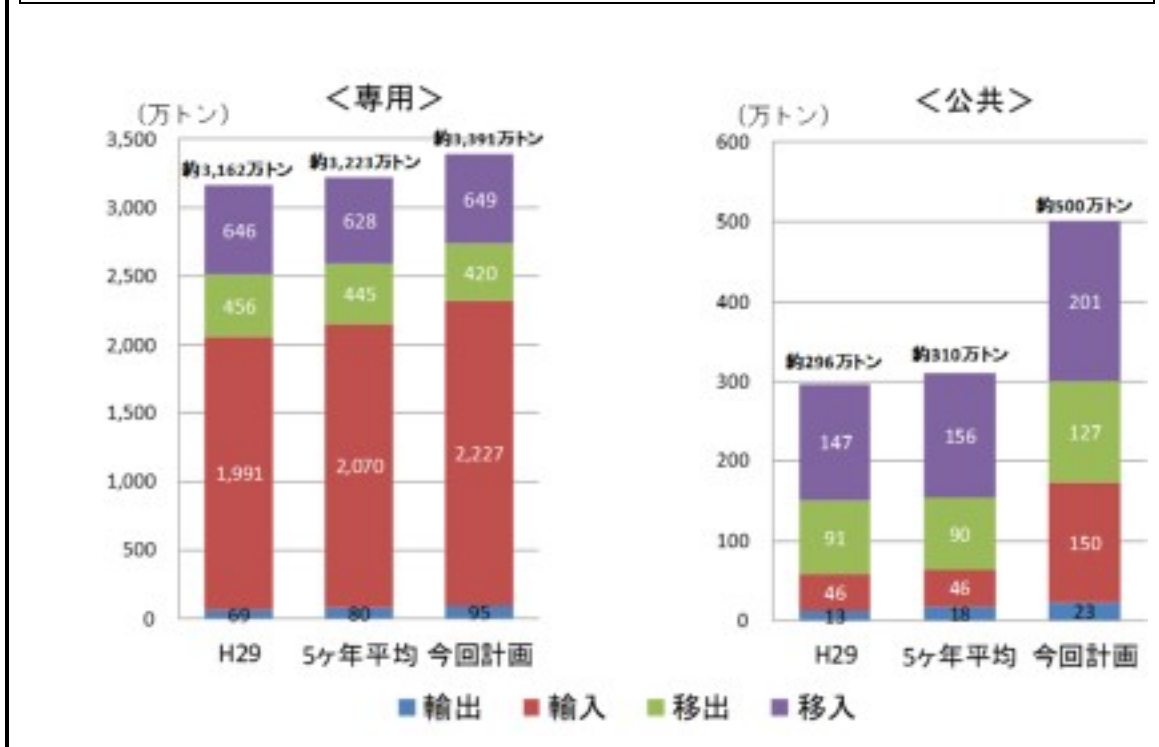
物流・産業	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨工業地帯の産業活動を支える、貨物需要に対応した物流機能の強化や、産業用地としての機能を向上させるためのインフラ整備を図り、利用者から選ばれる使いやすい港を目指す。 ・地域経済の活性化と港湾の利用促進のため、時代の要請に柔軟に対応できる開発空間を確保する。
自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との共生を図り、豊かな環境を健全な状態で将来世代に継承していくため、自然海岸の保全や干潟・藻場・浅場の造成による自然環境の創出を図る。 ・温室効果ガス排出量削減のためトラック輸送から海上輸送へのモーダルシフトを推進するとともに、内陸の環境改善に資する開発空間を確保する。
交流・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路港と周辺の観光資源などとの連携や、クルーズ船の受け入れ環境の充実、定期旅客船利用者の利便性向上を図り、交流人口の拡大に資する、海のエンタランス整備を進める。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生時における緊急物資輸送などに対応するため、耐震強化岸壁を確保する。 ・南海トラフ地震により甚大な被害が予想される大阪湾バックアップ機能の一部と支援機能（避難船の係留等）の確保を目指す。

(b) 港湾空間利用ゾーニング



(c) 取扱貨物量 (計画貨物量の設定)

- ・今後のLNG需要の拡大により、輸出及び移出の増加が見込まれる。
- ・新規企業の立地等により、国内外からの鉱産品（非金属鉱物）、林産品（木材チップ）の輸移入の増加が見込まれる。



(d) 主な計画内容 (令和元年7月改訂)

地区	計画内容	備考
広畑	(公共埠頭計画) 水深 14m 岸壁 2バース 延長 520m [既定計画の変更] (うち、280m既設)	非金属鉱物等の外内貿貨物を取り扱うため
	(臨港交通施設計画) 臨港道路広畑線 2～4車線 (既定計画) [既定計画の変更] 画：2車線)	港湾における交通の円滑化を図る
中島	(公共埠頭計画) 埠頭用地 16ha (うち 13ha 既設) [既定計画の変更]	金属くず等の内貿貨物を取り扱うため
須加	(公共埠頭計画及び旅客埠頭計画) 埠頭用地 2ha (旅客施設用地の追加) [既定計画の変更]	クルーズ需要の増大に対応するため
浜田	(港湾環境整備施設計画) 海浜 1,500m [新設計画]	生態系に配慮した干潟、藻場、浅場等の造成により、良好な環境を創造するため

(イ) 尼崎西宮芦屋港港湾計画

(a) 基本方針 (平成18年2月改訂、目標年次：平成20年代後半)

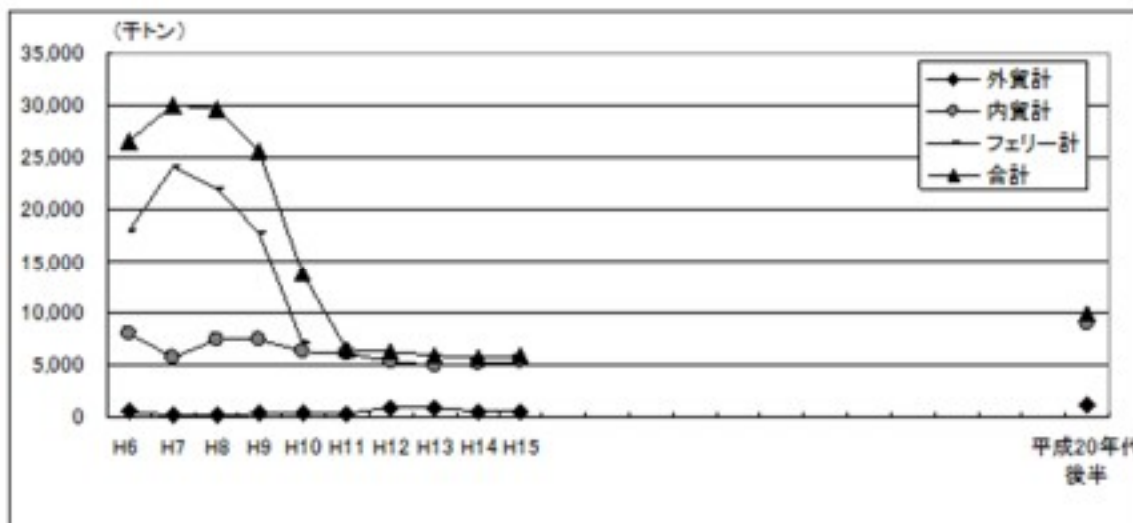
物流	<ul style="list-style-type: none"> 既存産業の高度化や新規産業の進出に対応するため、港湾機能の強化を図るとともに、取扱貨物の特性に応じた既存岸壁などの再編・強化を図る。 臨海部交通ネットワーク充実の必要性を踏まえつつ、利用者ニーズを満たした港湾空間の形成を図る。
産業	<ul style="list-style-type: none"> 既存産業の高度化への対応と循環型社会構築の一翼を担う静脈物流の形成や環境・エネルギー産業など新規産業の集積を目指した産業空間の形成を図る。
生活	<ul style="list-style-type: none"> 港湾緑地などの親水空間の充実を図り、緑のネットワークを形成するとともに、多様な主体の参画と協働による「尼崎 21世紀の森づくり」のさらなる展開、海浜、小型船だまりなどによるみなとの再整備及びマリナーを核とした新たな港湾空間の創出による、人と自然が共存する美しくにぎわいあふれる港湾空間の形成を図る。
環境	<ul style="list-style-type: none"> 自然海浜の保全や再生、創出を進めるとともに、水辺にアクセスできる親水空間の充実を図る。 港内における水質改善の取り組みによる海域環境の改善によって大阪湾再生を積極的に進め、自然環境豊かな港湾空間の形成を図る。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 阪神南の広域防災拠点とともに、大規模地震発生時における緊急物資輸送などに対応するため、岸壁の耐震強化を図る。 適正な港湾空間の管理を行うため、既存施設の再編・集約を行う。

(b) 港湾空間利用ゾーニング



(c) 取扱貨物量 (計画貨物量の設定)

・新規企業の立地等により、金属機械工業品（完成自動車）等の移出入の増加が見込まれる。



(d) 主な計画内容 (平成18年2月改訂)

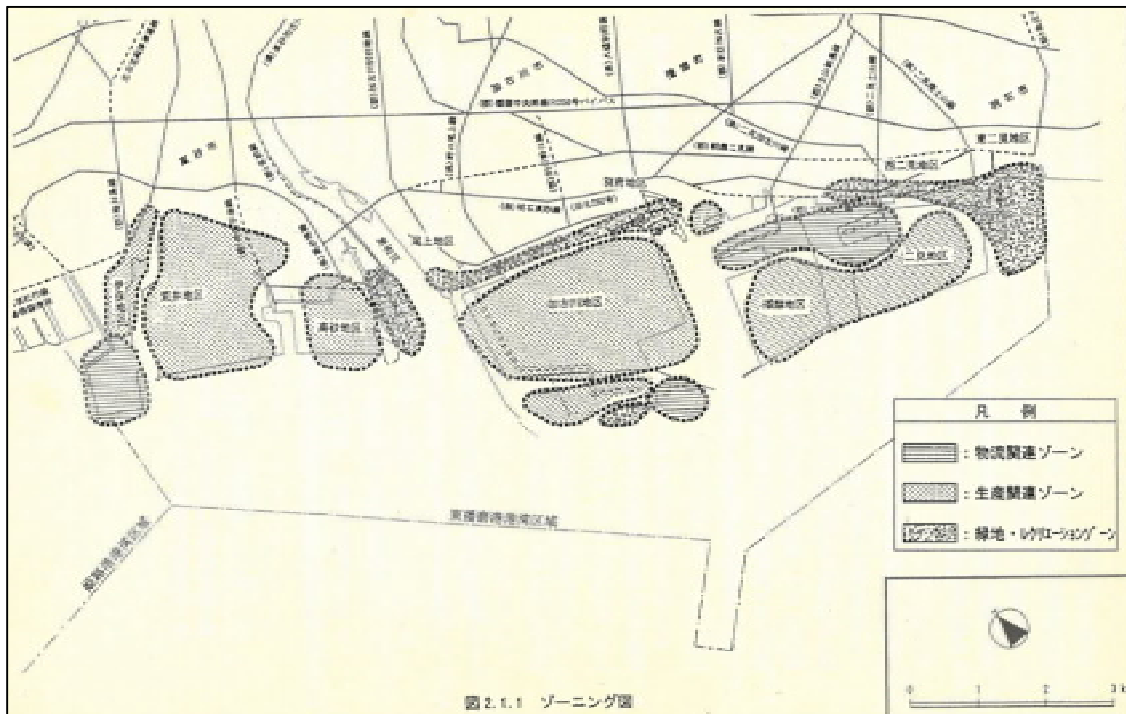
地区	計画内容	備考
東海岸町	(公共埠頭計画) 水深7.5m 岸壁2バース 延長260m [新規計画] 埠頭用地9ha (うち5ha 既設) [既定計画の変更]	港湾部に分散する一般貨物を特性に応じて、再編・集約を図る。
東海岸町 沖	(公共埠頭計画) 水深5.5m 岸壁3バース 延長300m [新規計画] 埠頭用地3ha [新規計画]	
	(臨港交通施設計画) 臨港道路東海岸町4号線 2車線 [新設計画]	港湾における交通の円滑化を図る。
東海岸町	(港湾環境整備施設計画) 海浜600m [新規計画]	人と自然が共存する美しくにぎわいあふれる港湾空間の形成を図るため
前浜	(港湾環境整備施設計画) 海浜1,000m [新規計画]	

(ウ) 東播磨港港湾計画

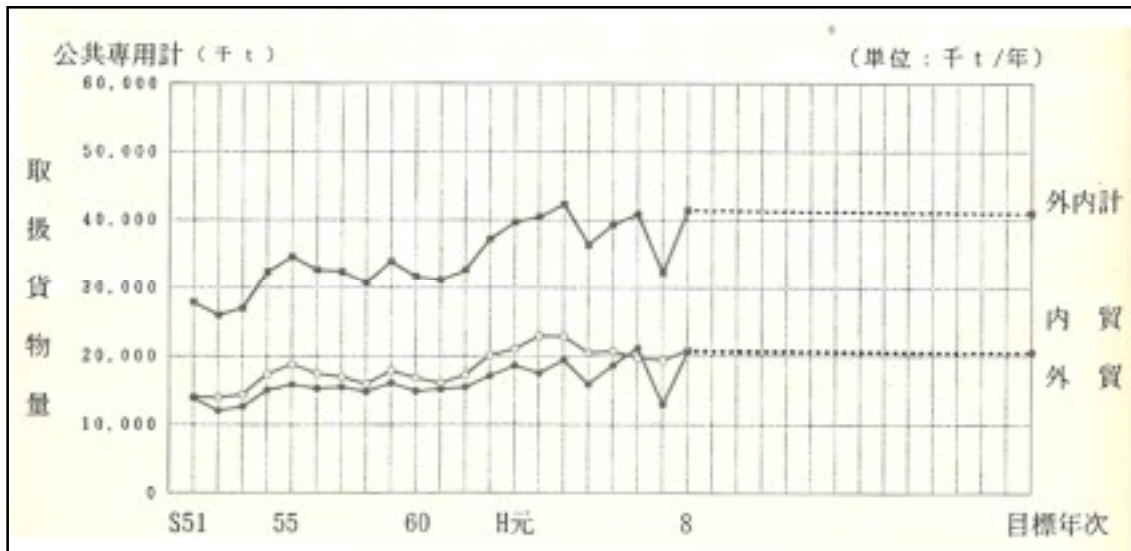
(a) 基本方針 (平成10年3月改訂、目標年次：平成20年代前半)

物流	播磨地域東部の流通拠点として物流機能の強化を図る。
環境	港湾における快適な環境の創出を図るため、緑地等の親水空間の形成を図る。
防災	大規模地災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。

(b) 港湾空間利用ゾーニング



(c) 取扱貨物量（計画貨物量の設定）



(d) 主な計画内容（平成18年2月改訂）

地区	計画内容	備考
二見	(公共ふ頭計画) 水深5.5m 岸壁1バース 延長240m [既定計画]	多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため
	(マリーナ計画) 防波堤545m [新規計画]	海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため
	小型栈橋5基 [新規計画] レクリエーション施設用地1ha [新規計画]	
加古川	(公共埠頭計画) 水深5.5m 岸壁1バース 延長100m [既定計画]	多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため
	埠頭用地1ha [既定計画]	
荒井	(港湾環境整備施設計画) 緑地16ha [既定計画]	港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため
	(港湾環境整備施設計画) 緑地3ha [新規計画]	

(2) ひょうごインフラ・メンテナンス計画

① 概要

県が管理する社会基盤施設の多くが高度経済成長期以降に建設されており、今後、大量の施設が築50年を迎えることから、県は、平成26年度から「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（平成26～令和5年度）」に着手し、施設の安全性の確保や総コストの低減と予算の平準化を図り、計画的・効率的な老朽化対策を進めてきた。計画着手から5年が経過する平成30年度、最新の点検結果、これまでの対策実施状況を踏まえた今後10年間（令和元～令和10年度）の計画に改定（その後、令和2年3月に改定）し、老朽化対策を推進

している。

② 計画の内訳（令和元～令和10年度）

ひょうごインフラ・メンテナンス計画の分野別の内訳は、以下のとおりである。令和元～令和10年度の10年間で見込まれる老朽化対策費用は2,233億円であり、港湾分野については、岸壁等係留施設（23施設）に対して61億円、防波堤等外郭施設（9施設）に対して23億円、荷役機械（4施設）に対して34億円、舗装（9.9万㎡）に対して7億円の老朽化対策費用を見込んでいる。

【ひょうごインフラ・メンテナンス 10か年計画（令和元年から令和10年度）】

分野	施設	単位	総数	点検結果				10年間で取り組む老朽化対策		
				要対策(A)	早期対策(特A)	要観察(B)	対策不要(C)	計画箇所数	事業費	
道路	①橋梁	橋	4,590	705	0	3,100	785	705橋	389億円	
	②舗装	km	4,100	2,600	0	900	600	950km	120億円	
	③トンネル	覆工	箇所	114	40	0	40	34	40箇所	41億円
		設備	箇所	114	40	0	0	74	40箇所	
	④アンダーパス	箇所	16	6	0	5	5	6箇所	4億円	
	⑤横断歩道橋等	横断歩道橋	箇所	193	137	0	0	56	137箇所	20億円
		組立歩道	km	13.5	5.6	0	0.0	7.9	5.6km	5億円
	⑥道路附属物 (道路照明灯・道路標識・道路情報板)	基	18,734	5,130	0	0	13,604	5,130基	33億円	
	⑦道路法面施設	箇所	16,285	400	0	2,759	13,126	400箇所	20億円	
⑧大型カルバート	箇所	13	4	0	0	9	4箇所	1億円		
⑨シェッド	箇所	5	5	0	0	0	5箇所	5億円		
河川 海岸	⑩排水機場	箇所 (設備)	52 (560)	0 (0)	0 (0)	39 (237)	13 (323)	51箇所 (373設備)	363億円	
	⑪水門・堰	箇所 (設備)	58 (344)	0 (0)	0 (0)	47 (191)	11 (153)	57箇所 (276設備)	82億円	
	⑫樋門・陸閘	箇所	1,768	94	0	1,469	205	148箇所	10億円	
	⑬矢板護岸	km	92.4	8.8	0	23.7	59.9	8.8km	64億円	
	⑭ダム施設	箇所 (設備)	21 (660)	0 (0)	0 (0)	21 (420)	0 (240)	21箇所 (471設備)	64億円	
	⑮防潮堤	km	196.1	74.1	0	72.8	49.2	19.5km	50億円	
港湾	⑯岸壁等係留施設	施設	420	104	0	290	26	23施設	61億円	
	⑰防波堤等外郭施設	施設	603	123	0	414	66	9施設	23億円	
	荷さばき施設等	⑱荷役機械	施設	4	4	0	0	0	4施設	34億円
		⑲舗装	万㎡	145.5	9.9	0	135.6	0	9.9万㎡	7億円

分野	施設	単位	総数	点検結果				10年間で取り組む老朽化対策	
				要対策 (A)	早期 対策 (特A)	要観察 (B)	対策 不要(C)	計画 箇所数	事業費
砂防	⑳砂防設備	箇所	3,115	141	0	1,760	1,214	141箇所	16億円
	㉑地すべり防止施設	箇所	98	16	0	47	35	16箇所	1億円
	㉒急傾斜地崩壊防止施設	箇所	952	84	0	500	368	84箇所	4億円
下水	㉓下水道施設	処理場 (設備)	8 (983)	8 (335)	0 (0)	0 (245)	0 (403)	8処理場 (335設備)	570億円
公園	㉔公園施設	公園 (施設)	15 (366)	13 (63)	0 (0)	2 (53)	0 (250)	13公園 (63施設)	52億円
空港	㉕滑走路	m ²	82,900	53,600	0	0	29,300	53,600m ²	5億円
㉖その他施設(雨量計・水位計・除雪機械等) ※保守点検業務の中で施設の異常や損傷を把握し、その都度対策									189億円
合 計								2,233億円	

- ②舗装などの要対策(A)については、重要度の高い施設を10年以内に対策完了
 <重要度の高い施設>
 ②舗装：交通量4千台/日以上かつ大型車交通量250台/日以上
 ⑮防潮堤：基礎部に空洞化が生じているなど、緊急性の高い防潮堤
 ⑯岸壁等⑰防波堤等：腐食の進行速度が速い鋼構造物

(3) 津波防災インフラ整備計画

① 概要

近い将来発生が懸念される南海トラフ地震では、太平洋沿岸や大阪湾沿岸などの広い範囲で、津波による浸水が想定されているため、県は、国の「南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波想定(平成24年8月発表)」を踏まえ、その浸水被害対策の軽減のために、平成25年2月に「津波防災インフラ整備5箇年計画(暫定版)」を策定するなど、津波対策を推進してきた。その後、地震動による防潮堤等の沈下対策の検討を行い、これを反映した津波対策後の浸水区域の縮減効果を取りまとめ、平成27年6月に「津波防災インフラ整備計画」を策定した(その後、これまでの事業の進捗状況等を踏まえ、令和2年7月に一部見直し)。

② 事業計画

津波防災インフラ整備計画の具体的な内容は、以下のとおりである。

施策体系			概算 事業費 (億円)	事業スケジュール		
対策項目	事業内容			平成 25~30 年度	令和 元~5 年度	
レベル1 津波対策（津波の越流を防ぐ）						
ア) 津波防衛対策						
(1) 防潮堤等の整備	1) 防潮堤等の高さの確保 (未整備箇所の整備) [防潮堤 1.8km] [河川堤防 0.7km] [水門・樋門 5基] [湾口防波堤1箇所]		防潮堤	20		
			河川堤防	2		
			八家川水門	3		
			福良港：湾口防波堤	111		
			阿万港：本庄川水門	18		
			沼島漁港：港口水門 (2基)	55		
			洲本地区：陀仏川樋門	4		
2) 防潮堤等の健全性の保持（老朽化対策） [老朽化 20.6km]			118			
(2) 陸閘等の迅速かつ 確実閉鎖	・閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化 [閉鎖施設 102基]		27			
イ) 避難支援対策（レベル2 津波にも対応）						
(1) 道路等施設利用者の 避難支援	1) 道路法面への階段など避難路の整備 [道路法面2箇所、避難路1箇所（沼島漁港）]		1			
	2) 避難誘導スピーカーの整備（河川・港湾の親 水施設等）[スピーカー8箇所]					
(2) 県民へのリアルタイム 情報の提供	1) 港内カメラ画像等の情報提供		1			
	2) 道路情報板による津波情報の提供 [情報板26箇所]					
(3) 防災意識の向上 防災学習の普及	1) 海拔表示シートの設置[550箇所]		1			
	2) CGハザードマップの津波情報の充実					
	3) ニロック等の防災学習施設の整備					
レベル2 津波対策（津波の浸水被害を軽減する）						
ウ) 既存施設強化対策						
(1) 防潮堤等の越流対策・引波対策	・防潮堤陸側の水叩きの補強等[防潮堤10.3km等]		60			
(2) 防潮堤等の沈下対策	・液状化対策としての地盤改良 [防潮堤4.3km 河川堤防0.4km等]		131			
(3) 防潮水門の耐震対策	・門柱の耐震補強等[水門18基]		30			
エ) 津波被害軽減対策						
(1) 津波越流範囲の縮小	・防潮水門の下流への移設		55			
(2) 排水機場の耐水化	・電気・機械設備の高所設置等					
計			約640 億円	340 億円	300 億円	
(注) 事業費等は概算である。計画期間には、先行実施期間である平成25年度を含む。今後、現地精査の結果等を踏まえ、津波対策の全体事業費、事業期間等を変更する場合がある。						

(4) 日本海津波防災インフラ整備計画

① 概要

東日本大震災では、計画規模を遥かに超える巨大津波によって、沿岸部の市街地が広範囲にわたり浸水するなど甚大な被害が発生したが、日本海沿岸地域においても、これまで経験したことがないような大きな津波が発生しないとは限らないことから、県では、最大クラスの津波が発生した場合の津波浸水想定を行い、平成30年3月に公表した。この日本海沿岸地域における津波浸水想定を受け、最大クラスの津波による浸水被害の軽減を図るため、防潮堤等のインフラ施設の整備方針を示すとともに、対策内容をまとめたものが「日本海津波防災インフラ整備計画」である。

② 事業計画

日本海津波防災インフラ整備計画の具体的な内容は、以下のとおりである。

【事業計画】												
市町	地区	構造物の種類	レベル1 (L1) 津波			レベル2 (L2) 津波			概算事業費 (億円)	事業スケジュール		備考
			主な対策内容	整備効果 (1cm以上浸水する人家の概数)(戸)		主な対策内容	整備効果 (30cm以上浸水する人家の概数)(戸)			令和元年~5年	令和6年~10年	
				対策前	対策後		対策前	対策後				
豊岡市	気比	気比川堤防	堤防を嵩上げ	20	0	堤防をL1対策より更に嵩上げ	20	0	9			
	津居山・瀬戸	瀬戸水門	—	110	(※1) 0	耐震性能確保	340	(※1) 120	1			国との連携
	竹野	防潮堤	—	—	—	防潮堤を新設 洗掘防止対策	50	30	3			観光に配慮
	濱須井	須井川堤防	—	—	—	堤防を嵩上げ	5	0	1			
香美町	無南垣	防潮堤 陸閘	防潮堤を新設 陸閘を新設 陸閘を電動化	5	0	防潮堤をL1対策より更に嵩上げ	50	0	6			
	(※2) 浦上	防潮堤	—	—	—	洗掘防止対策	(30)	—	1			町との連携
	沖浦	防潮堤	防潮堤を新設	20	0	—	70	70	3			漁業に配慮
	香住	防波堤	—	—	—	沈下対策	180	10	20			漁業に配慮
		香住谷川堤防	堤防を嵩上げ	10	0	堤防をL1対策より更に嵩上げ			2			
	(※2) 下浜	防潮堤	—	—	—	防潮堤を嵩上げ	(30)	—	1			町との連携
	(※2) 余部	長谷川堤防	—	—	—	堤防を嵩上げ	(20)	—	3			町との連携
新温泉町	居組	防波堤	—	—	—	沈下対策	40	0	4			漁業に配慮
		結川堤防	—	—	—	堤防を嵩上げ			2			
合計				165	0		(※3) 755	230	56			

(※1) 津居山で国がT. P. +2.0mの円山川堤防を整備した場合を想定
 (※2) 香美町の浦上、下浜、余部の3地区については、今後、町の対策内容について協議対策後の効果は、町の対策内容決定後に算定
 (※3) 合計には(※2)の3地区を含めていない。

(5) 兵庫県高潮対策10箇年計画

① 概要

県では、昭和20年代から30年代にかけて来襲した多くの台風によって大きな被害を受け、それらを教訓として、これまでに防潮堤の整備などの高潮対策を実施してきた。しかし、平成30年台風第21号では、神戸、尼崎、西宮で過去最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により浸水被害が発生したことから、県では、台風第21号の浸水地区については、早急に再度災害防止の緊急対策を実施するとともに、浸水が発生しなかった地区においても、今後の高潮に備えるため、近年の台風等を踏まえた対策を計画的に進める必要があることから、「兵庫県高潮対策10箇年計画」を策定した。

② 事業計画

(i) 計画期間

令和元年度～令和10年度（10年間）

(ii) 対策箇所

県が管理する防潮堤等（河川堤防は高潮影響区間）において、高潮による必要天端高が不足する地区の内、次の（ア）～（ウ）に該当する箇所を整備対象とする。

（ア）平成30年台風第21号の浸水箇所（緊急対策箇所）

（イ）高潮・津波対策事業を実施中の箇所

（ウ）天端高が大きく不足（おおむね50cm以上）する一連区間のうち、背後地に住家や工場・企業が集積している箇所

ただし、以下の箇所は除く（今後、高潮対策が実施可能となった段階で計画に追加する。）

- ・河川整備計画等に基づく高潮区間の洪水対策が未完了の箇所（高潮対策を先行すると手戻りが生じるため）
- ・鉄道橋等の改築計画の策定に時間を要する箇所

(iii) 対策内容

防潮堤等の嵩上げ、水門・排水機場の整備

(iv) 対策延長

51.3 km（水門や排水機場の整備による効果延長を含む）

(v) 事業費

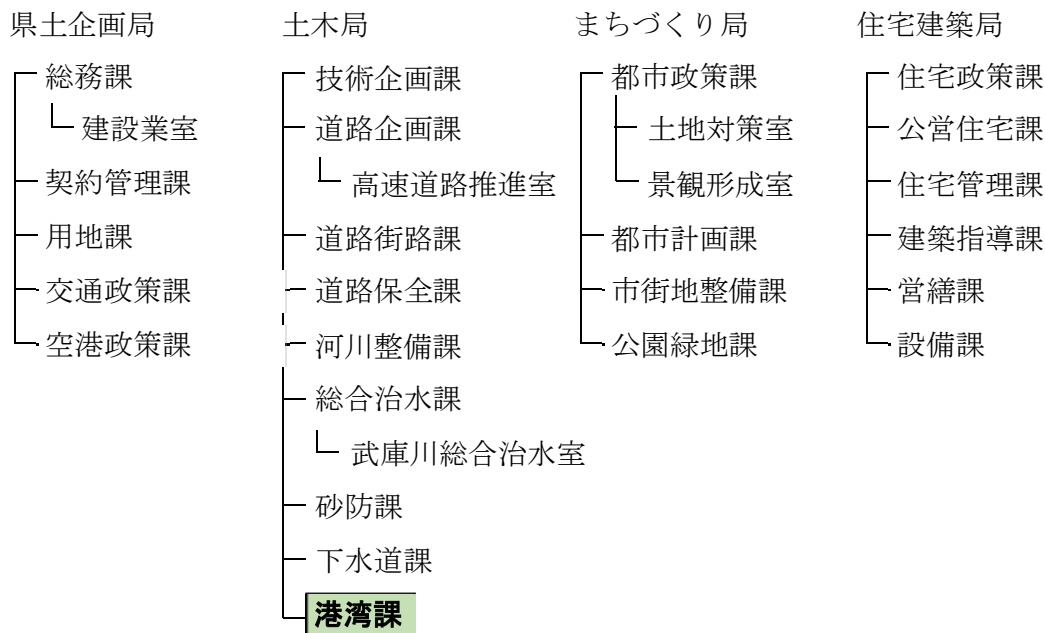
約450億円

II. 港湾事業を所管する組織概要

1. 県土整備部の組織概要

(1) 組織図（令和3年4月1日現在）

① 本庁



(注) 令和4年度に実施された組織変更に伴い、県土整備部は土木部とまちづくり部の2部に移行している。

② 地方機関

県立淡路景観園芸学校

③ 県民局・県民センター

土木事務所（神戸、西宮、宝塚、加古川、加東、姫路、光都、龍野、豊岡、新温泉、養父、丹波、洲本）、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所

④ 公社等

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、公益財団法人兵庫県園芸・公園協会、兵庫県住宅供給公社、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

(2) 職員数 (令和3年4月1日現在)

(単位：人)

所属		職員	事務	技術	技能労務	合計
県土企画局	総務課		32	4	0	36
	契約管理課		12	3	0	15
	用地課		12	0	0	12
	交通政策課		4	7	0	11
	空港政策課		8	4	0	12
	計		68	18	0	86
土木局	技術企画課		4	19	0	23
	道路企画課		7	18	0	25
	道路街路課		0	22	0	22
	道路保全課		10	14	0	24
	河川整備課		9	19	1	29
	総合治水課		1	14	0	15
	砂防課		6	12	0	18
	下水道課		8	24	0	32
	港湾課		10	16	0	26
計		55	158	1	214	
まちづくり局	都市政策課		17	21	0	38
	都市計画課		4	16	0	20
	市街地整備課		3	9	0	12
	公園緑地課		10	13	0	23
	計		34	59	0	93
住宅建築局	住宅政策課		7	14	0	21
	営住宅課		9	7	0	16
	住宅管理課		17	0	0	17
	建築指導課		4	20	0	24
	営繕課		2	21	0	23
	設備課		1	32	0	33
計		40	94	0	134	
収用委員会事務局			4	0	0	4
本庁・小計			201	329	1	531
県立淡路景観園芸学校			9	5	0	14
派遣等	兵庫県土地開発公社		3	0	0	3
	(公財)兵庫県まちづくり技術センター		11	52	0	63
	兵庫県道路公社		6	10	0	16
	(公財)兵庫県園芸・公園協会		5	3	0	8
	兵庫県住宅供給公社		9	12	0	21
	(公財)兵庫県住宅建築総合センター		1	2	0	3
	但馬空港ターミナル(株)		2	3	0	5
	(一財)ダム技術センター		0	1	0	1
	阪神高速道路(株)		0	1	0	1
新西宮ヨットハーバー(株)		1	0	0	1	
派遣等・小計			38	84	0	122
合計			248	418	1	667

【職員数（県民局・県民センター）（令和3年4月1日現在）】

（単位：人）

所属	職員	事務	技術	技能労務	合計
神戸県民センター	神戸土木事務所	25	16	2	43
	計	25	16	2	43
阪神南県民センター	西宮土木事務所	23	32	5	60
	尼崎港管理事務所	12	27	11	50
	計	35	59	16	110
阪神北県民局	宝塚土木事務所	28	35	10	73
	計	28	35	10	73
東播磨県民局	加古川土木事務所	37	50	4	91
	計	37	50	4	91
北播磨県民局	加東土木事務所	26	49	8	83
	計	26	49	8	83
中播磨県民センター	姫路土木事務所	32	48	8	88
	姫路港管理事務所	9	11	2	22
	計	41	59	10	110
西播磨県民局	光都土木事務所	16	34	6	56
	龍野土木事務所	16	28	7	51
	計	32	62	13	107
但馬県民局	豊岡土木事務所	16	38	4	58
	新温泉土木事務所	17	36	3	56
	養父土木事務所	13	24	3	40
	計	46	98	10	154
丹波県民局	丹波土木事務所	16	33	4	53
	計	16	33	4	53
淡路県民局	洲本土木事務所	22	34	10	66
	計	22	34	10	66
県民局	・ 小計	308	495	87	890
県土整備部合計		556	913	88	1,557
本庁＋地方機関（除く派遣等）		518	829	88	1,435

(3) 事務分掌 (港湾課) (令和3年4月1日現在)

班 名	分 掌 事 務
管 理 班	1 港湾及び海岸の管理に関する事。 2 臨港地区及び港湾隣接地域指定に関する事。 3 公有水面埋立に関する事。 4 港湾保安に関する事。 5 港湾審議会に関する事。 6 課内の庶務に関する事。 7 課の予算、決算に関する事。 8 他の班に属さない事。
計 画 振 興 班	1 港湾の総合調整に関する事。 2 港湾の計画に関する事。 3 港湾統計調査に関する事。 4 プレジャーボート対策に関する事。 5 ポートセールスに関する事。 6 港湾関連用地の処分に関する事。 7 県出資会社（ひょうご埠頭、新西宮ヨットハーバー）の運営指導に関する事。
整 備 班	1 港湾及び海岸の整備に関する事。 2 廃棄物処理施設整備事業に関する事。 3 海岸の計画に関する事。 4 港湾及び海岸の災害復旧工事の技術に関する事。 5 港湾及び海岸の管理（技術）に関する事。 6 国直轄港湾・海岸事業に関する事。 7 航路標識に関する事。

2. ひょうご埠頭の組織概要

(1) 概要

ひょうご埠頭は、県から姫路港並びに尼崎西宮芦屋港の港湾施設の使用許可を受け、公共性を維持しつつ、その施設機能を充分活用して産業の振興に貢献し、かつ、港湾施設の増強と運営の合理性を図り、もって姫路港並びに尼崎西宮芦屋港の発展を期するために設立された会社である。

(2) 主な業務

- ① 姫路本店（姫路港一須加・中島・広畑・吉美地区）
 - ・貨物保管施設の管理運営
 - ・クレーンの管理運営
 - ・旅客船ターミナル、駐車場の管理運営
 - ・船舶給水業務
 - ・貨物計量業務

- ② 西宮支店（尼崎西宮芦屋港一西宮・甲子園・鳴尾地区）
 - ・貨物保管施設の管理運営

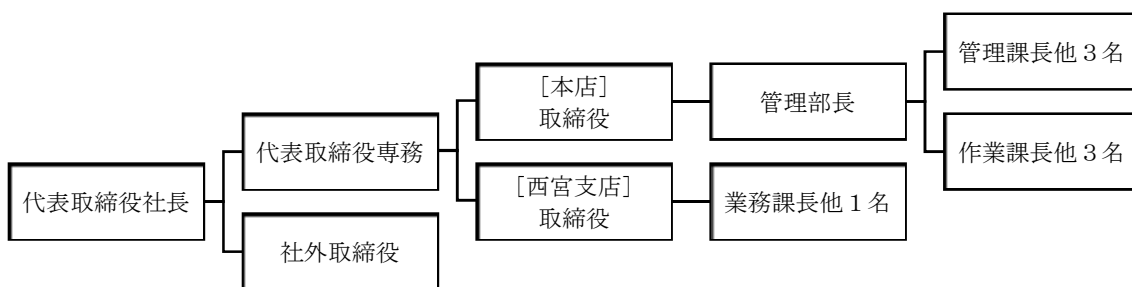
- ・駐車場の管理運営
- ・船舶給水業務

(3) 役員の状況

令和4年7月1日時点でのひょうご埠頭の役員（取締役・監査役）は、以下のとおりである。

役職名	氏名	備考
代表取締役社長	亀井 浩之	県OB
代表取締役専務	井上 雅文	県OB
取締役（常勤）	長井 元典	姫路市OB
	上田 一嘉	西宮市OB
取締役（非常勤）	佐野 直人	姫路市副市長
	北田 正広	西宮市副市長
	上田 浩嗣	県土木部次長
	水田 裕一郎	飾磨海運(株) 代表取締役社長
	大谷 幸司	日伸運輸(株) 代表取締役社長
	礪野 雅文	第一建設機工(株) 代表取締役社長
監査役（非常勤）	奥田 孔男	阪神港湾運輸(株) 代表取締役社長
	一幡 孝明	県出納局長
	河上 哲也	(株)三井住友銀行 公共・金融法人部（神戸）部長

(4) 組織図



(5) 職員（令和4年7月1日現在）

(単位：人)

部門	部課	人数
本店	管理部	1
	管理課	4
	作業課	4
西宮支店	業務課	2
合計		11

(6) 決算状況

ひょうご埠頭の過去5年間の決算状況は、下表のとおりである。営業収益は毎期7億円前後、当期純利益は毎期数千万円計上するなど、経営成績は安定している。また、県から使用許可を受けた港湾施設の管理運営を主たる事業としており、多額の設備投資等を行ってきていないことから、令和3年度末時点で、過年度からの利益の累積である利益剰余金(1,461百万円)と殆ど同額の現金預金(1,375百万円)を保有している。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	693,376	673,450	733,237	749,871	770,436
営業利益	58,433	58,527	53,650	88,991	113,132
経常利益	64,203	63,651	63,225	89,011	114,744
当期純利益	34,191	33,528	33,448	41,775	61,310
総資産	2,029,547	2,066,540	1,849,284	1,869,100	2,007,988
(内、現金預金)	(1,299,222)	(1,387,262)	(1,155,302)	(1,184,751)	(1,375,888)
純資産	1,331,710	1,365,238	1,398,687	1,440,462	1,501,772
(内、利益剰余金)	(1,291,711)	(1,325,239)	(1,358,687)	(1,400,462)	(1,461,772)

(7) 施設の状況

<ターミナル（県有施設）>



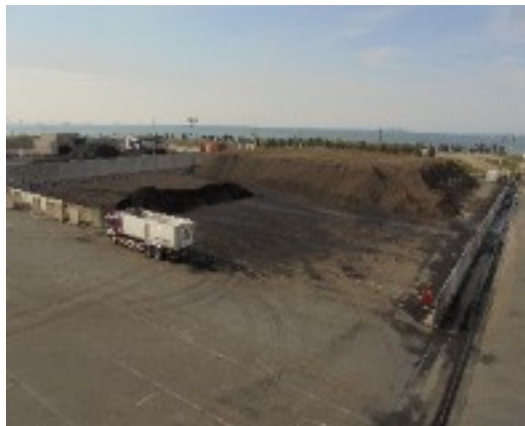
<上屋西4号（県有施設）>



<上屋西3号（県有施設）>



<野積場（県有施設）>



<第1号上屋（自社保有）>



<中島ホッパー（自社保有）>



3. 新西宮ヨットハーバーの組織概要

(1) 概要

新西宮ヨットハーバーは、西宮港区内に係留されているヨット・モーターボート等の誘導・集約を行い、水域の適正化と船舶航行の安全な海洋レクリエーションの場を創造することを目的として設立された会社である。

(2) 主な事業

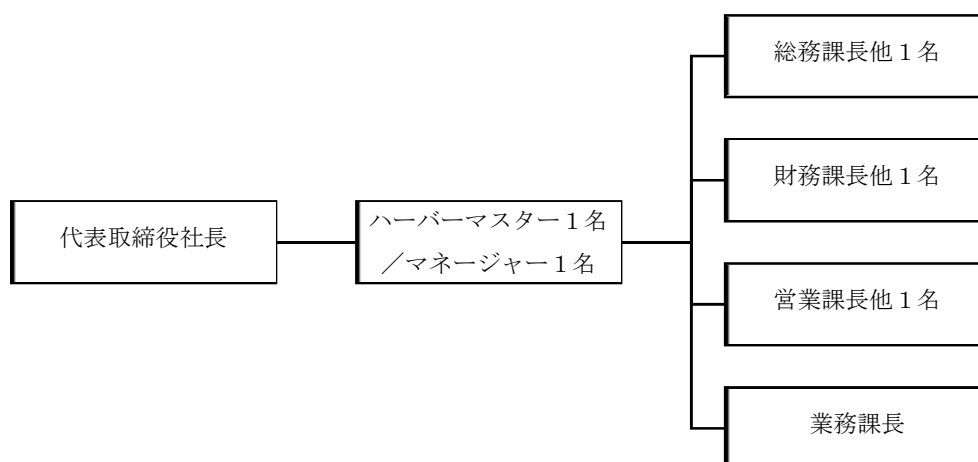
- ① ヨットハーバーにおけるマリーナ施設の経営管理及び整備業務
- ② ヨット、モーターボート等小型船舶の係留・艇置、修理、販売、輸入、賃貸及びその仲介並びにこれら船舶用部品、付属品その他船舶関係用品の保管、修理、販売、輸入、賃貸及びその仲介
- ③ ガソリン、灯油、潤滑油、その他小型船舶用燃料の販売

(3) 役員状況

令和4年6月23日時点での新西宮ヨットハーバーの役員（取締役・監査役）は、以下のとおりである。

役職名	氏名	備考
代表取締役社長	大谷 俊洋	常勤（県OB）
取締役（非常勤）	上田 浩嗣	県土木部次長
	古谷 勲	積水ハウス(株) マンション事業本部 技術担当シニアスペシャリスト
	尼子 剛志	西宮市土木局長
	堀越 宜秀	ヤマハ発動機(株) マリン事業本部マーケティング統括部 第2マーケティング部西日本営業所所長
	古野 清志	古野電機(株) 船用機器事業部 営業統括部長兼国内営業部長
監査役（非常勤）	山中 壮士郎	三井住友海上火災保険(株) 兵庫支店阪神支社支社長
	釜江 義明	県土木部次長
	一幡 孝明	県出納局長

(4) 組織図



(5) 職員数 (令和4年4月1日現在)

8名 (マネージャー1名、ハーバーマスター兼課長1名、課長3名、社員3名)

(6) 決算状況

新西宮ヨットハーバーの過去5年間の決算状況は、下表のとおりである。売上高は每期6億円前後、当期純利益は每期10～30百万円程度計上するなど、経営成績は安定している。なお、**新西宮ヨットハーバーの開港に向けた施設整備の時期に、台風第13号災害（平成5年）や阪神・淡路大震災（平成7年）が発生し、復旧事業による重複追加投資を余儀なくされた影響により20億円を超える累積損失を抱えていたが、平成29年10月30日開催の県の公社等経営評価委員会において、出席委員より「ここ2、3年の間に大企業の子会社などで税負担を少なくする目的で減資を行うケースが多く見受けられる。特に資本金1億円以下であれば税務上のメリットは大きい」との提言を受け、令和元年度において資本金を1億円に減資するとともに、欠損填補を実施**している。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	579,189	594,477	602,812	593,461	623,422
営業利益	35,425	62,538	41,589	50,402	78,974
経常利益	35,122	62,531	41,253	51,689	80,059
当期純利益	24,142	10,626	31,775	24,417	38,470
総資産	2,724,149	2,622,242	2,566,943	2,548,701	2,331,765
純資産	457,413	468,039	499,814	524,231	562,701
(内訳)					
資本金	2,500,000	2,500,000	100,000	100,000	100,000
資本剰余金	—	—	368,039	368,039	368,039
利益剰余金	△ 2,042,586	△ 2,031,960	31,775	56,192	94,662

(7) 施設の状況

<施設全景①>



<施設全景②>



<貸出用船舶(自社保有)>



<来訪船舶係留施設(指定管理施設)>



Ⅲ. 港湾事業の各種事務

1. 概要

我が国の港湾の建設、管理に係る根拠法としては、法が挙げられる。法第2条第1項において、**港湾管理者は港湾局又は地方公共団体**（普通地方公共団体又は特別地方公共団体（一部事務組合等））**のいずれか**と定められているが、令和4年4月現在、港湾局は、新居浜港の港湾管理者として設立された新居浜港湾局のみであり、それ以外は地方公共団体が港湾管理者となっている。

【法】（一部抜粋）

（定義）

第2条 この法律で「**港湾管理者**」とは、第二章第一節の規定により設立された**港湾局**又は第33条の規定による**地方公共団体**をいう。

（略）

（港湾管理者としての地方公共団体の決定等）

第33条 関係地方公共団体は、港湾局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第二項若しくは第三項の地方公共団体を設立することができる。港湾局の設立されている港湾において、当該港湾局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。

【港湾管理者法人数一覧表（令和4年4月1日現在）】

区分	総数	港湾管理者法人			
		都道府県	市町村	港湾局	一部事務組合
国際戦略港湾	5	1	4	0	0
国際拠点港湾	18	11	4	0	3
重要港湾	45	25	16	1	3
地方港湾	98	2	96	0	0
計	166	39	120	1	6

（出典：港湾管理者一覧表（令和4年4月1日 国土交通省港湾局））

港湾の管理の具体的な事務については、各地方公共団体により制定された条例に定められていることが多い。県では、昭和36年に制定した**県港湾条例**を始めとして、以下の条例等に基づき、**港湾事業の事務**を行っている。

【県の港湾事業に関連する主な条例・規則】

- 県港湾条例
- 兵庫県港湾施設管理条例施行規則（以下、「県港湾規則」という。）
- 港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例（以下、「港湾占用料条例」という。）

- 港湾区域等における占用等に関する規則（以下、「港湾占用規則」という。）
- 海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例（以下、「海岸占用料条例」という。）
- 海岸保全区域等における占用等に関する規則（以下、「海岸占用規則」という。）
- 兵庫県入港料条例（以下、「入港料条例」という。）
- 兵庫県入港料条例規則（以下、「入港料規則」という。）
- 臨海地区の分区内における構築物の規制に関する条例（以下、「構築物規制条例」という。）
- 臨海地区の分区内における構築物の規制に関する条例施行規則（以下、「構築物規制規則」という。）

【県港湾条例】（一部抜粋）

（趣旨）
 第1条 この条例は、県が港湾管理者である港湾における港湾施設の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 港湾施設

港湾施設とは、法第2条第5項において、「**港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設**」と定義されており、具体的には下表のとおりである。なお、県港湾条例第2条においても、同様の定めが置かれており、港湾施設の範囲に関して、法と県港湾条例の間に差異は無い。

【法第2条第5項に定める港湾施設】

号数 ^(注)	名称	内容
一	水域施設	航路、泊地及び船だまり
二	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
三	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場
四	臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
五	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
六	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
七	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
八	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

号数 ^(注)	名称	内容
八の二	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
八の三	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
九	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
九の二	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
九の三	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
十	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
十の二	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
十一	港湾施設用地	前各号の施設の敷地
十二	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
十三	港湾役務提供用移動施設	船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
十四	港湾管理用移動施設	清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

(注) 法第2条第5項における号数

【法】（一部抜粋）

(定義)

第2条

- 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。
- 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
 - 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
 - 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場
 - 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
 - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の出入港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
 - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
 - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
 - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
 - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
 - 八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
 - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
 - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
 - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
 - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
 - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）

- 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
 - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
 - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
 - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす。

【県港湾条例】（一部抜粋）

（定義）

第2条 この条例において「港湾施設」とは、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）
第2条第5項の施設（同条第6項において港湾施設とみなされるものを含む。）のうち、県が管理するものをいう。

また、県全体の港湾施設の一覧は、下表のとおりである。港湾施設の多くが、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港に存在するが、物揚場や野積場倉庫敷地等は地方港湾においても幅広く整備されている。

【県の港湾施設一覧】

事務所	港湾	起重機 (注1)	岸壁 (注2)	物揚場 (注3)	浮桟橋 (注4)	ポートパーク (注5)	上屋 (建物)	上屋 (用地)	野積場倉 庫敷地等
		台	m	m	基	箇所	㎡	㎡	㎡
尼崎港	尼崎西宮芦屋港	1	2,330	2,884	4	2	1,837	3,689	364,076
加古川	東播磨港	1	2,750	1,364		4	300	559	183,162
	明石港		30	1,260					18,178
	江井ヶ島港			452					5,073
姫路港	姫路港	3	4,890	2,419	4	1	7,857	8,135	434,698
	家島港		470	257					3,076
光都	相生港		270	150	1	3			67,544
	坂越港			335					8,431
	赤穂港		310			2			15,101
	古池港			80					252
豊岡	津居山港		90	1,398		1			11,796
	竹野港			594					1,939
新温泉	柴山港		60	1,168					7,554
洲本	洲本港		235	594	1				14,103
	由良港			1,039					20,614
	阿万港			277					1,489
	福良港			1,090	2				24,236
	津井港			196					0
	湊港		450	734					40,383
	岩屋港			1,188	1				16,208
	浦港			258	2				2,589
	津名港		800	1,586	1	1			142,626
	都志港		180	470					22,828
	山田港			50					1,087
	江井港			420					14,606
	郡家港			834	1				11,571
	室津港			1,084					38,069
	淡路交流の翼港			60	3				0
	計	5	12,865	22,239	20	14	9,994	12,383	1,471,290

(注1) クレーンを指す。

(注2) 船舶を係留させる施設で、構造的には敷地が土地を形成するもので前面水深が-4.5m以上のもの

(注3) 岸壁と構造的には同じ、前面水深が-4.5m未満のもの

(注4) 陸岸から距離をとって箱船を浮かべるもので、これと陸岸の間に橋を架けて連絡する。一般に潮位差の大きい港湾で利用される。別名ポンツーンとも言う（注5のボートパーク内の浮棧橋を除く）。

(注5) プレジャーボートを収容するために簡易な係留施設（浮棧橋等）等が整備された施設。

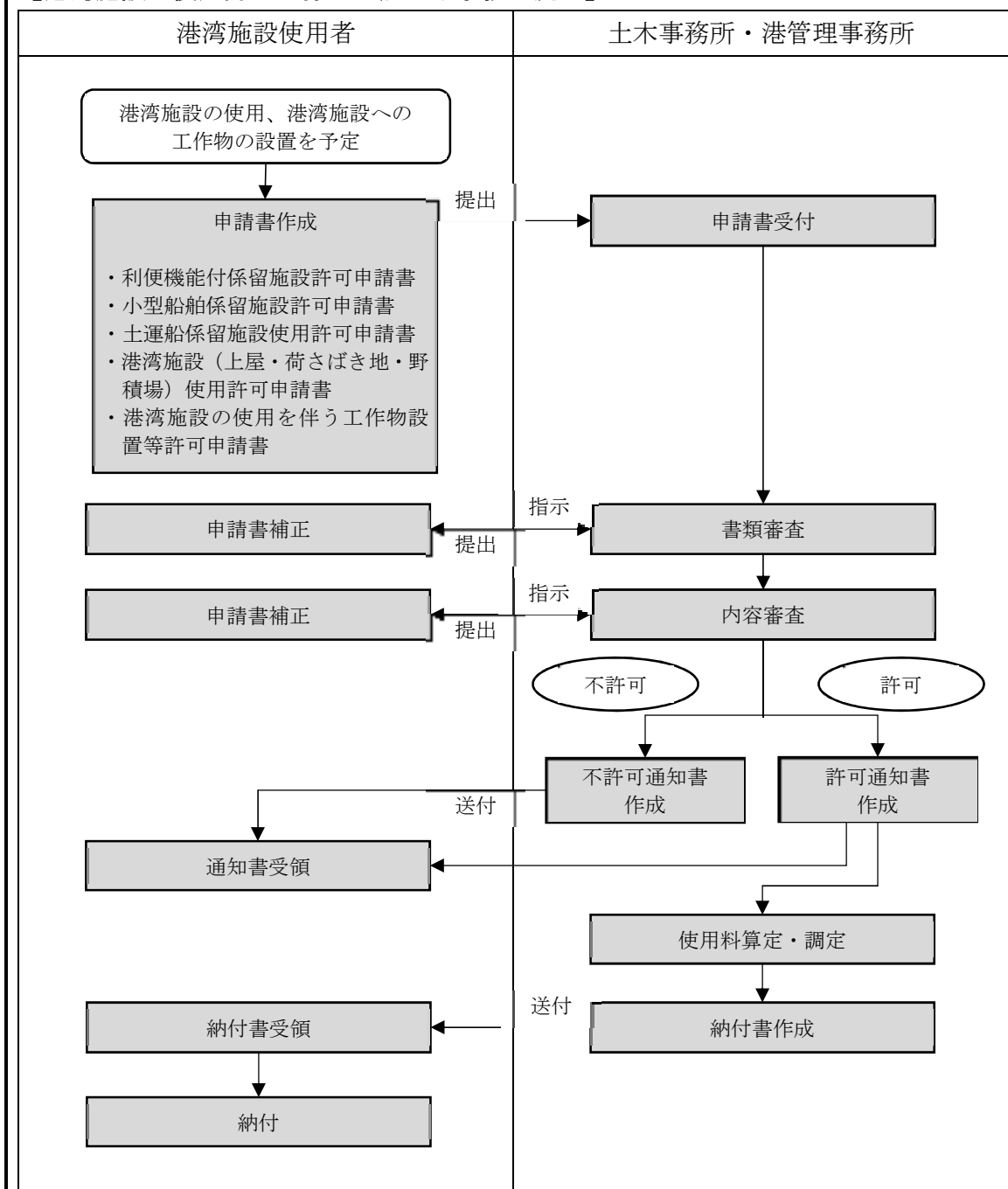
3. 港湾事業管理事務

この項目では、港湾事業に係る管理事務について記載するが、事務が多岐にわたることから、主要な事務の概要についてのみ記載することとしている。また、基本的には、県港湾条例に定める事務を対象としている。

(1) 使用許可

県港湾条例第4条及び第9条において、**港湾施設を使用**する場合、港湾施設に固着する**工作物を新築し、改築し、又は除却**する場合、若しくは**港湾施設の形状を変更**する場合、「**利便機能付係留施設許可申請書**」等により知事の許可を受け、**使用料を納付**する必要があると定められている。具体的な事務フローは、以下のとおりである。

【港湾施設の使用許可に係る一般的な事務の流れ】



また、港湾施設の使用料は、県港湾規則別表において、以下のとおり定められている。

別表第2（第11条関係）

区分		料率	金額			備考		
			甲号港湾	乙号港湾	丙号港湾			
港湾施設の設備を使用する場合	岸壁、物揚場及び棧橋	外航船舶以外 の船舶	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	総トン数1tにつき6時間	4.6円	4.6円	4.6円	(※1)
			機帆船及びはしけ	貨物積載可能トン数1tにつき24時間	6.2円	6.2円	6.2円	
			定期旅客船	総トン数1tにつき1係留	3.1円	3.1円	3.1円	
		外航船舶	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	総トン数1tにつき6時間	4.2円	4.2円	4.2円	(※2)
			機帆船及びはしけ	貨物積載可能トン数1tにつき24時間	5.6円	5.6円	5.6円	
			定期旅客船	総トン数1tにつき1係留	2.8円	2.8円	2.8円	
	係船浮標	外航船舶以外 の船舶	10,000t 浮標	24時間につき	11,400円	11,400円	11,400円	
			3,000t 浮標	24時間につき	3,900円	3,900円	3,900円	
		外航船舶	10,000t 浮標	24時間につき	10,400円	10,400円	10,400円	
			3,000t 浮標	24時間につき	3,500円	3,500円	3,500円	
	来訪船舶係留施設			艇長1mにつき24時間	800円	800円	-	
	利便機能付係留施設	艇長6m未満の船舶		1隻につき1月	14,700円	-	-	
艇長6m以上7.5m未満の船舶		1隻につき1月	15,700円	-	-			
艇長7.5m以上の船舶		1隻につき1月	15,700円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	-	-			
小型船舶係留施設	棧橋又は浮棧橋を有するもの	艇長6m未満の船舶	1隻につき1月	7,600円	7,500円	7,200円		
		艇長6m以上7.5m未満の船舶	1隻につき1月	7,900円	7,600円	7,300円		
		艇長7.5m以上の船舶	1隻につき1月	7,900円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	7,600円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	7,300円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに90円を加算した額		

区分			料率	金額			備考
				甲号港湾	乙号港湾	丙号港湾	
棧橋又は浮棧橋を有しないもの	施設の設置に当たって物揚場を新設しているもの	艇長6m未満の船舶	1隻につき1月	7,600円	7,500円	7,200円	
		艇長6m以上7.5m未満の船舶	1隻につき1月	7,900円	7,600円	7,300円	
		艇長7.5m以上の船舶	1隻につき1月	7,900円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	7,600円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	7,300円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに90円を加算した額	
	施設の設置に当たって物揚場を新設していないもの	艇長6m未満の船舶	1隻につき1月	4,100円	4,000円	3,700円	
		艇長6m以上7.5m未満の船舶	1隻につき1月	4,300円	4,100円	3,800円	
		艇長7.5m以上の船舶	1隻につき1月	4,300円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに160円を加算した額	4,100円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに130円を加算した額	3,800円に艇長1m又は1mに満たない端数を増すごとに90円を加算した額	
土運船係留施設			1隻につき1月	35,200円	—	—	
上屋	一時使用	使用期間のうち、15日までの期間	1㎡につき1日	19円	19円	19円	(※3)
		使用期間のうち、16日以降の期間	1㎡につき1日	35円	35円	35円	
	専用使用	1㎡につき1月	616円	616円	616円	(※4)	
起重機	5tスイングレバー式クレーン		1時間につき	9,400円	9,400円	9,400円	(※5)
	10t水平引込式クレーン		1時間につき	35,100円	35,100円	35,100円	
	15t水平引込式クレーン		1時間につき	61,600円	61,600円	61,600円	
	43t水平引込式クレーン	コンテナ貨物以外の貨物	1時間につき	79,500円	79,500円	79,500円	
		コンテナ貨物	1時間につき	33,500円	33,500円	33,500円	
	ガントリークレーン	コンテナ貨物以外の貨物	1時間につき	79,500円	79,500円	79,500円	
コンテナ貨物		1時間につき	67,000円	67,000円	67,000円		
給水	外航船舶以外の船舶		1㎡につき	540円	540円	540円	
	外航船舶		1㎡につき	490円	490円	490円	
荷さばき地	使用期間のうち、15日まで		1㎡につき1日	5.8円	4.7円	2.5円	

区分	料率	金額			備考		
		甲号港湾	乙号港湾	丙号港湾			
	使用期間のうち、16日以降の期間	1㎡につき1日	8.8円	7.2円	3.9円	(※6)	
貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装しているもの	一時使用	使用期間のうち、15日までの期間	1㎡につき1日	5.8円	4.7円	2.5円	(※7)
	専用使用	使用期間のうち、16日以降の期間	1㎡につき1日	8.8円	7.2円	3.9円	
貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装しているもの	専用使用	1㎡につき1月	176円	143円	77円	(※8)	
貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装していないもの	一時使用	使用期間のうち、15日までの期間	1㎡につき1日	5.5円	4.4円	2.2円	(※9)
	専用使用	使用期間のうち、16日以降の期間	1㎡につき1日	8.3円	6.6円	3.3円	
貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装していないもの	専用使用	1㎡につき1月	165円	132円	66円	(※10)	
工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合	荷役機械及びその附属施設	1㎡につき1年	3,030円に交付金相当額等を加算した額	1,830円に交付金相当額等を加算した額	1,730円に交付金相当額等を加算した額		
	上屋、倉庫及び事務所並びにその附属施設	1㎡につき1年	2,840円に交付金相当額等を加算した額	1,750円に交付金相当額等を加算した額	1,630円に交付金相当額等を加算した額		
	露店その他の仮設工作物	1㎡につき1日	45円	30円	16円	(※11)	
	標識	1本につき1月	510円	310円	170円	(※12)	
	その他のもの	1㎡につき1年	1,490円に交付金相当額等を加算した額	924円に交付金相当額等を加算した額	891円に交付金相当額等を加算した額		
	1mにつき1年	154円	90円	77円			

- (備考) 1 甲号港湾とは、尼崎西宮芦屋港、明石港、江井ヶ島港、東播磨港及び姫路港をいう。
 2 乙号港湾とは、相生港、坂越港、赤穂港、古池港、洲本港、津名港、浦港、淡路交流の翼港、岩屋港、室津港、湊港、福良港、阿万港、由良港、家島港、津居山港及び柴山港をいう。
 3 丙号港湾とは、甲号港湾及び乙号港湾以外の港湾をいう。
 4 一時使用とは、1月に満たない使用をいい、専用使用とは、1月以上の使用をいう。
 5 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。

- (※1) 6時間を超えて使用する場合にあっては、使用期間のうち、6時間を超える期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
 (※2) 6時間を超えて使用する場合にあっては、使用期間のうち、6時間を超える期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
 (※3) 条例第4条第1項第4号又は第5号の行為を伴って使用する場合にあっては当該行為1件につき1日170円とし、同項第6号又は第7号の行為を伴って使用する場合にあっては1㎡につき1日30円とする。

- (※4) 使用期間のうち、毎年3月31日の属する1月間に係る使用（同日において使用期間の更新により引き続き使用する期間が1年以上となる場合に限る。）にあつては、左欄に掲げる額に国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に定める市町村交付金に相当する額及びこれに係る公負担（以下、「交付金相当額等」という。）を加算した額とする。
- (※5) 1 次に掲げる時間内に使用する場合にあつては、左欄に掲げる額に次の各号の区分による率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 5時から9時まで 10分の2
 - (2) 17時から23時まで 10分の2
 - (3) 23時から翌日の5時まで 10分の3
 2 使用者が起重機を運転し、又は操作する場合にあつては、左欄に掲げる金額から700円（コンテナ貨物を荷役するために、43t水平引込式クレーンを使用する場合にあつては、300円）を控除した額とする。
- (※6) 30日を超えて使用する場合にあつては、使用期間のうち、31日以降の期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- (※7) 1 条例第4条第1項第4号又は第5号の行為を伴って使用する場合にあつては、当該行為1件につき次に掲げる港湾の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - (1) 甲号港湾 1日 170円
 - (2) 乙号港湾 1日 100円
 - (3) 丙号港湾 1日 80円
 2 条例第4条第1項第6号又は第7号の行為を伴って使用する場合にあつては、1㎡につき次に掲げる港湾の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - (1) 甲号港湾 1日 30円
 - (2) 乙号港湾 1日 15円
 - (3) 丙号港湾 1日 10円
- (※8) 使用期間のうち、毎年3月31日の属する1月間に係る使用（同日において使用期間の更新により引き続き使用する期間が1年以上となる場合に限る。）にあつては、左欄に掲げる額に交付金相当額等を加算した額とする。
- (※9) 1 条例第4条第1項第4号又は第5号の行為を伴って使用する場合にあつては、当該行為1件につき次に掲げる港湾の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - (1) 甲号港湾 1日 170円
 - (2) 乙号港湾 1日 100円
 - (3) 丙号港湾 1日 80円
 2 条例第4条第1項第6号又は第7号の行為を伴って使用する場合にあつては、1㎡につき次に掲げる港湾の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - (1) 甲号港湾 1日 30円
 - (2) 乙号港湾 1日 15円
 - (3) 丙号港湾 1日 10円
- (※10) 使用期間のうち、毎年3月31日の属する1月間に係る使用（同日において使用期間の更新により引き続き使用する期間が1年以上となる場合に限る。）にあつては、左欄に掲げる額に交付金相当額等を加算した額とする。
- (※11) 条例第4条第1項第4号から第7号までの行為を伴って使用する場合に限る。
- (※12) 条例第4条第1項第4号から第7号までの行為を伴って使用する場合に限る。

別表第3（第11条関係）

区分			料率	金額			備考
				西宮水面貯木場	姫路水面貯木場	津居山水面貯木場	
水面貯木場	一時使用区域	使用期間のうち、30日までの期間	1㎡につき	17円	11円	8円	
		使用期間のうち、31日から60日までの期間	1㎡につき	22円	18円	13円	
		使用期間のうち、61日以降の期間	1㎡につき 30日までごとに	28円	24円	20円	
	専用使用区域	1㎡につき1月	17円	11円	8円		

別表第4（第11条関係）

区分	料率	金額			
		甲地	乙地	丙地	
電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	2,200円	1,000円	770円
	第2種電柱	1本につき1年	3,400円	1,600円	1,200円
	第3種電柱	1本につき1年	4,700円	2,200円	1,600円
	第1種電話柱	1本につき1年	2,000円	930円	690円
	第2種電話柱	1本につき1年	3,200円	1,500円	1,100円
	第3種電話柱	1本につき1年	4,500円	2,100円	1,500円
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	20円	10円	7円
	送電塔	1㎡につき1年	3,100円	1,400円	1,100円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1m未満のもの	1mにつき1年	100円	48円	36円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1mにつき1年	150円	72円	53円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1mにつき1年	200円	95円	71円
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1mにつき1年	410円	190円	140円
	外径が0.4m以上1m未満のもの	1mにつき1年	1,000円	480円	360円
	外径が1m以上のもの	1mにつき1年	2,000円	950円	710円
公衆電話所	1個につき1年	3,100円	1,400円	1,100円	
看板	1㎡につき1年	26,000円	4,400円	1,100円	
標識	1本につき1年	2,500円	1,100円	850円	

- (備考) 1 甲地とは、尼崎市、西宮市及び芦屋市の区域をいう。
 2 乙地とは、姫路市、明石市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、南あわじ市及び淡路市の区域をいう。
 3 丙地とは、甲地及び乙地以外の区域をいう。
 4 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下、同じ。）のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
 5 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下、同じ。）のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
 6 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

【県港湾条例】（一部抜粋）

（行為の許可及びその承継）

第4条 **港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。**
ただし、規則で定める港湾施設の使用については、この限りでない。

- (1) **港湾施設を使用すること。**
- (2) **港湾施設に固着する工作物を新築し、改築し、又は除却すること。**
- (3) **港湾施設の形状を変更すること。**

（略）

第9条 **港湾施設**（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせるものを除く。）**の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、規則で定める金額の使用料を納めなければならない。**

- 2 前条の許可を受けた者は、移動式荷役機械1台1日につき1,780円を超えない範囲内において規則で定める金額の使用料を納めなければならない。
- 3 前2項の規定により算出した使用料の額が100円に満たない場合にあっては、これを100円とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

【県港湾規則】（一部抜粋）

（港湾施設の使用の許可申請）

第3条 条例第4条第1項の規定により、次の各号に掲げる港湾施設の使用について知事の許可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる様式の申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 来訪船舶係留施設 様式第1号
- (2) 利便機能付係留施設 様式第2号
- (3) 小型船舶係留施設 様式第2号
- (4) 土運船舶係留施設 様式第3号
- (5) 次に掲げる港湾施設 次に掲げる区分に応じ、知事が別に指定する様式
イ 上屋、荷さばき地、貯炭場、野積場、貯木場、駐車場又は港湾施設用地

（工作物の設置等による使用の許可申請）

第4条 条例第4条第1項第2号又は第3号の規定により、港湾施設に工作物、物件又は施設を設けて使用することについて知事の許可を受けようとする者は、様式第4号の申請書に、次に掲げる図書を添え、これを知事に提出しなければならない。

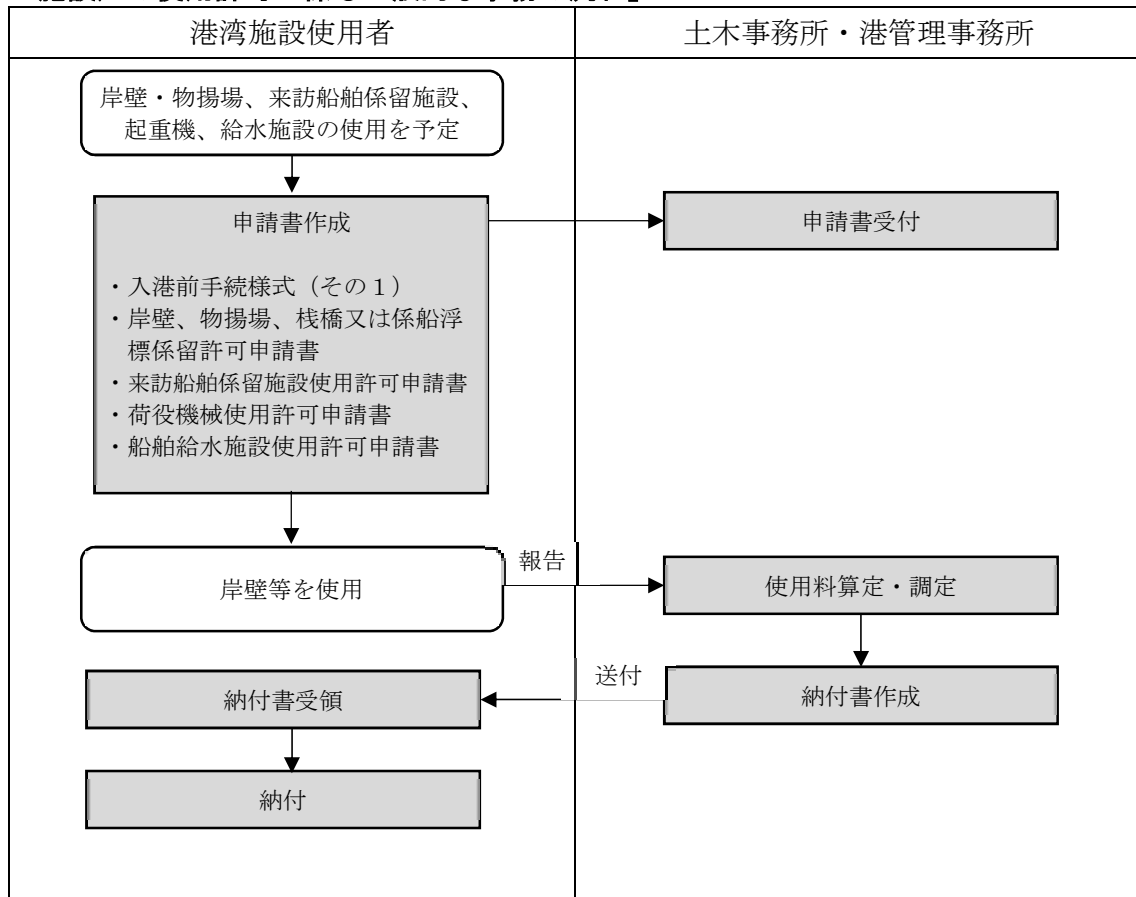
- (1) 計画説明書及び設計書（工事の施行方法その他必要な事項を記載したもの）
- (2) 使用しようとする場所の見取図（附近の港湾施設その他重要な工作物を明記して申請場所の現況を明らかにしたもの）
- (3) 使用しようとする場所の平面図（縮尺は500分の1から1,000分の1までを標準とし、申請場所の現況を明らかにし、官民境界を明示したもの）
- (4) 使用しようとする場所の求積図（縮尺は100分の1から200分の1までを標準とし、面積の算出の方法を明らかにするとともに、その計算表を添えたもの）
- (5) 使用しようとする場所の縦断面図及び横断面図（縮尺は100分の1から200分の1までを標準とし、干潮位及び満潮位を記載したもの）
- (6) 工作物を設置する場合にあっては、その構造図（縮尺は100分の1を標準とし、工作物の構造及び寸法を明らかにしたもの）（工作物の改築等の許可申請）

第5条 条例第4条第1項の規定により、同項第2号又は第3号に掲げる工事（前条第1項に規定する港湾施設の使用を伴う場合を除く。）について知事の許可を受けようとする者は、様式第5号の申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、その申請書には、前条第1項各号に掲げる図書を添付するものとする。

(2) 使用許可（岸壁・物揚場、棧橋又は係留浮標、来訪船舶係留施設、起重機、船舶給水施設の場合）

(1)に記載のとおり、港湾施設を使用する場合には、通常、知事の許可を受ける必要があるが、**岸壁・物揚場、棧橋又は係留浮標、来訪船舶係留施設、起重機、船舶給水施設を使用**する場合には、通常短時間での使用が想定されることから、許可通知書等の交付は行っていない。具体的な事務フローは、以下のとおりである。

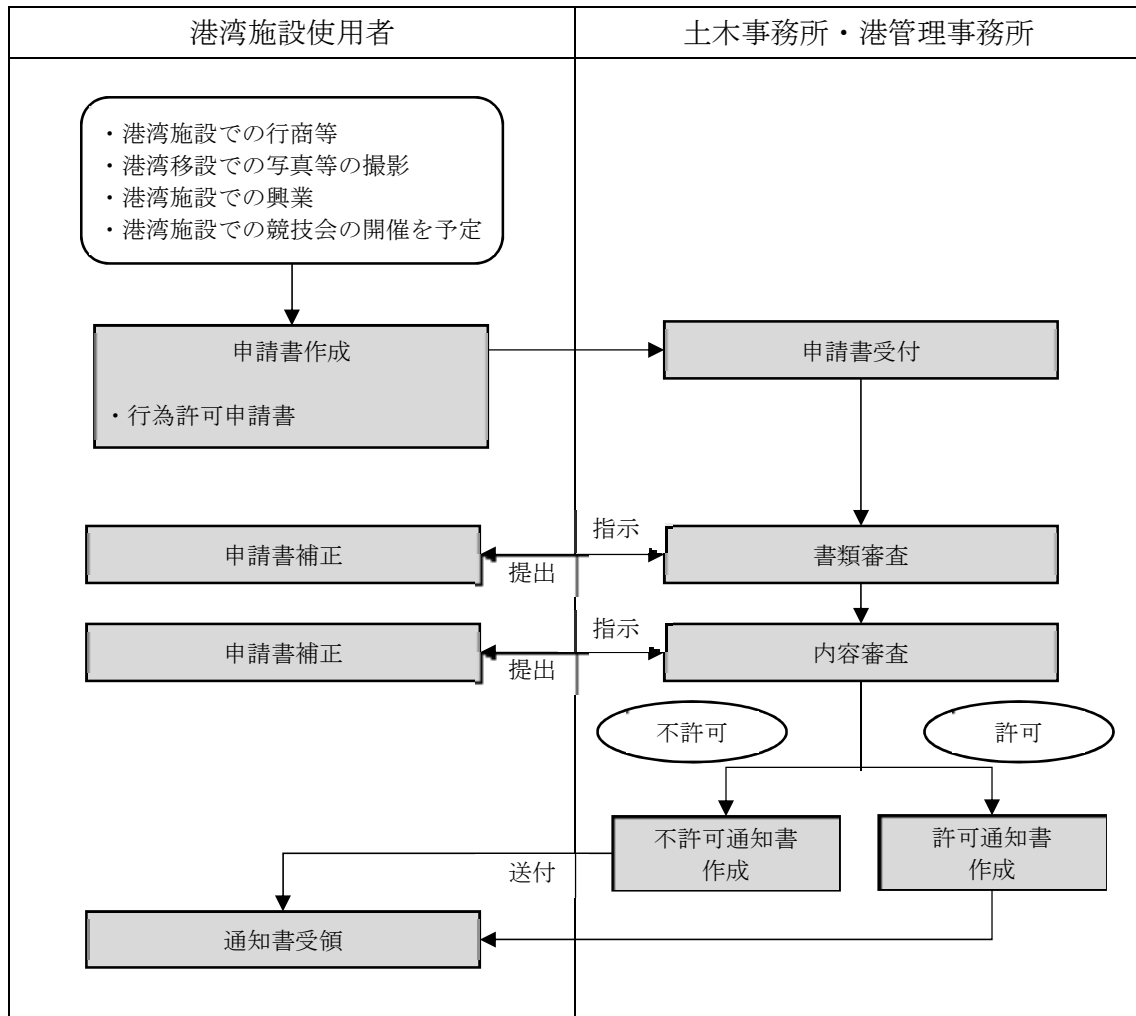
【港湾施設（岸壁・物揚場、棧橋又は係船浮標、来訪船舶係留施設、起重機、船舶給水施設）の使用許可に係る一般的な事務の流れ】



(3) 行為許可

県港湾条例第4条及び県港湾規則第5条の2において、**港湾施設での行商等**を行う場合、「**行為許可申請書**」により知事の許可を受ける必要があると定められている。具体的な事務フローは、以下のとおりである。

【行為許可に係る一般的な事務の流れ】



【県港湾条例】（一部抜粋）

(行為の許可及びその承継)
 第4条 港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
 ただし、規則で定める港湾施設の使用については、この限りでない。
 (1)～(3) (略)
(4)行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 (5)業として写真又は映画を撮影すること。
 (6)興行をすること。
 (7)競技会、展示会その他これらに類する催しをすること。

【県港湾規則】（一部抜粋）

（行為の許可申請）

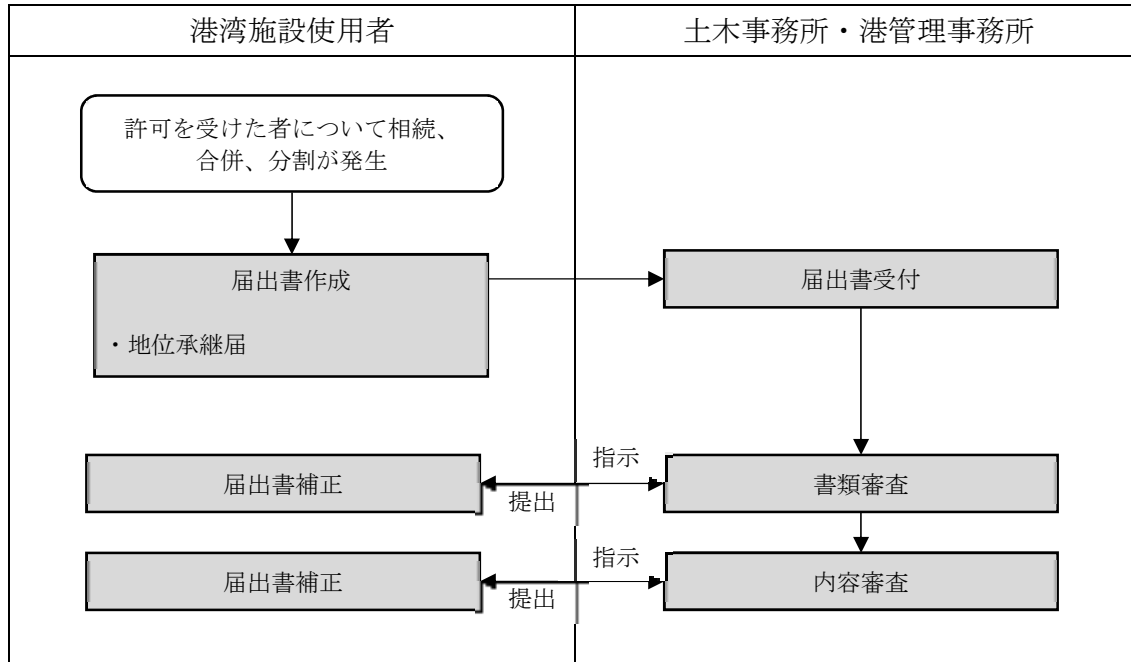
第5条の2 条例第4条第1項の規定により、同項第4号から第7号までに掲げる行為について知事の許可を受けようとする者は、様式第6号の申請書に、次に掲げる図書を添え、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 計画説明書（行為の実施方法その他必要な事項を記載したもの）
- (2) 行為を行おうとする場所の見取図（付近の港湾施設その他重要な工作物を明記して申請場所の現況を明らかにしたもの）
- (3) その他知事が必要と認める図書

（4）地位承継

県港湾条例第13条において、許可によって生ずる権利義務の譲渡又は転貸は制限されているが、県港湾条例第4条第2項及び第3項において、**相続や合併等により地位を承継**した場合には、「地位承継届」を届け出ることにより例外的に認められるとされている。また、**権利義務の譲渡又は転貸**についても、県港湾規則第15条において、「権利義務許可申請書」により申請し、知事の許可を受けることにより認められるとされている。具体的な事務フローは、以下のとおりである。

【地位承継の届出に係る一般的な事務の流れ】



【県港湾条例】（一部抜粋）

（行為の許可及びその承継）

第4条 （略）

- 2 前項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上あるときは、相続開始の日から3月以内にその全員の同意をもって選定された1人の相続人に限る。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。
- 3 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日（同項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日）から1月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

（略）

（譲渡等の禁止）

第13条 **第4条第1項の許可によって生ずる権利義務は、知事の許可を受けなければ他人に譲渡し、又は転貸することができない。**

【県港湾規則】（一部抜粋）

（地位承継の届出）

第7条 条例第4条第3項の届出は、様式第7号の届出書により行うものとする。

- 2 前項の届出書には、当該届出に係る地位の承継の事実を証明する書面その他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

（略）

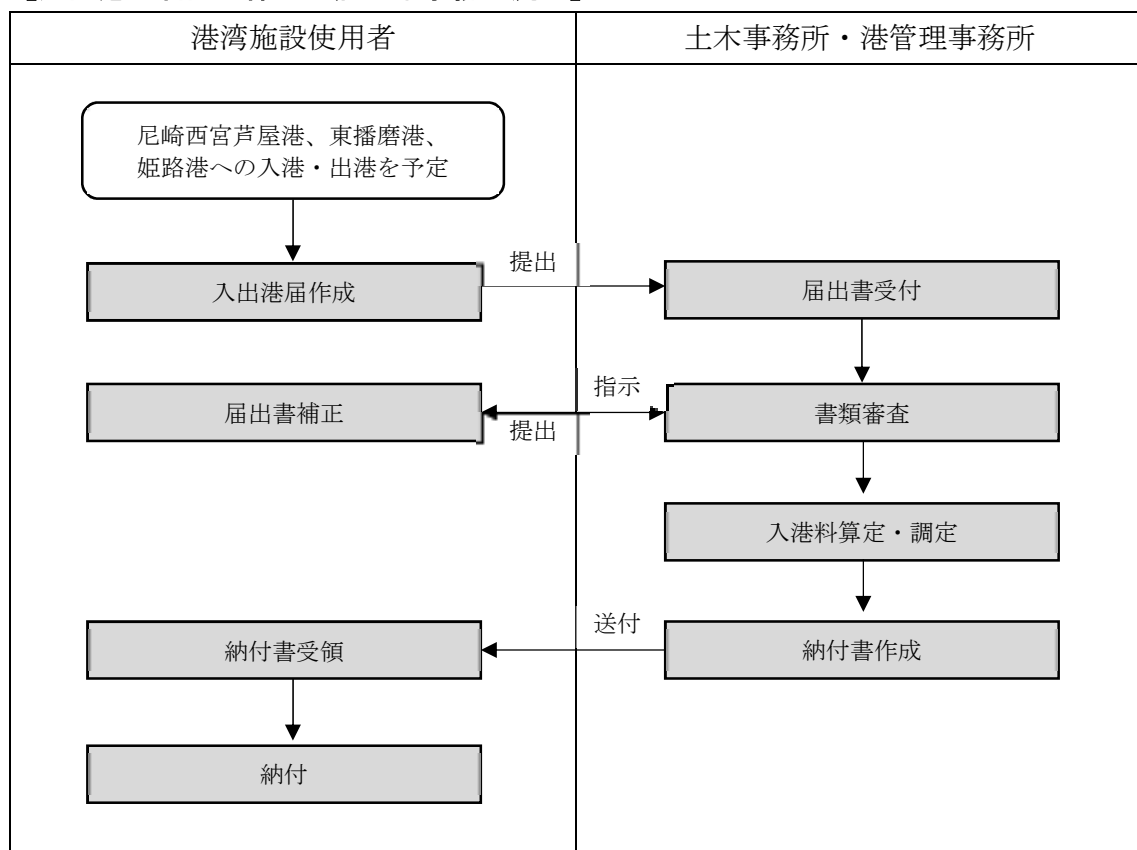
（権利義務譲渡等の許可申請）

第15条 条例第13条の規定により権利義務の譲渡又は転貸についての許可を受けようとする者は、当事者連署して様式第10号の申請書により知事に申請しなければならない。

（5）入出港

県港湾条例第6条及び県港湾規則第8条において、**尼崎西宮芦屋港、東播磨港及び姫路港の入出港**を行う場合には、**知事へ届け出る**とともに、入港料条例第2条に基づく**入港料を納付**する必要があるとされている。具体的な事務フローは、以下のとおりである。

【入出港の届出に係る一般的な事務の流れ】



【県港湾条例】（一部抜粋）

(入出港の届出)
 第6条 船舶（規則で定めるものを除く。）は、規則で定める港湾に入港したとき又は同港湾から出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。

【県港湾規則】（一部抜粋）

第8条 条例第6条の規則で定める船舶は、次の各号のいずれかに該当する船舶とする。
 (1) 船舶国籍証書を受有することを要しない日本船舶
 (2) 平水区域を航行区域とする船舶
 (3) 監視、警備、救難その他の公務に従事する船舶
 (4) 前3号に掲げるもののほか、知事があらかじめ承認する船舶
 2 条例第6条の規則で定める港湾は、尼崎西宮芦屋港、東播磨港及び姫路港とする。

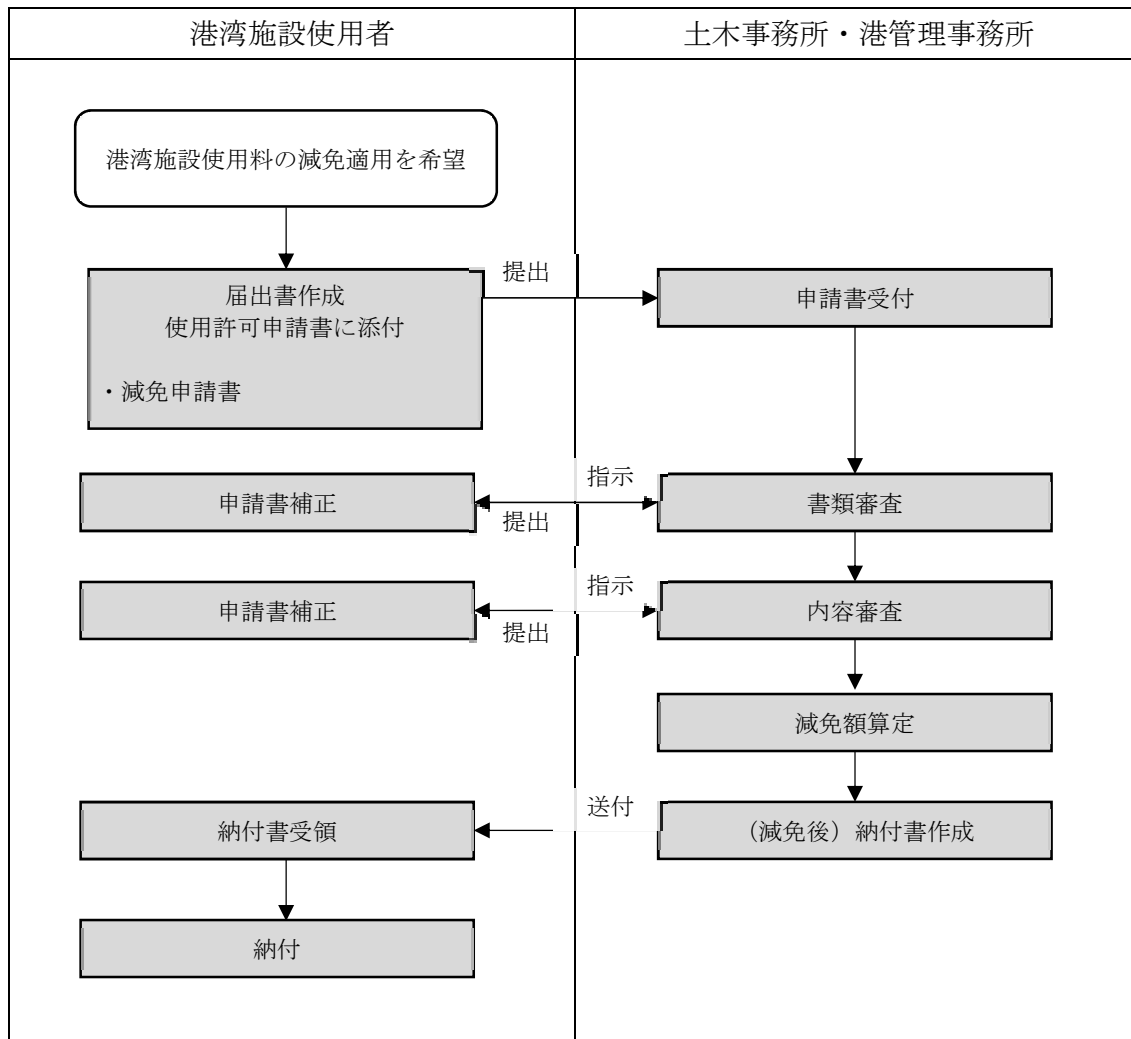
【入港料条例】（一部抜粋）

第2条 別表に掲げる港湾（法第33条第2項において準用する法第9条第1項により公告された港湾区域をいう。以下同じ。）に入港する船舶は、入港料を納めなければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。
 (1) 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶
 (2) 総トン数700トン未満の船舶
 (3) 通過のみの目的で入港する船舶

(6) 港湾施設使用料の減免

(1)に記載のとおり、港湾施設を使用する場合には使用料を納付する必要があるが、**県港湾条例第9条の2に定める事由に該当する場合には、使用料の全部又は一部を減免**することができるとなっている。具体的な事務フローは、以下のとおりである。

【港湾施設使用料の減免に係る一般的な事務の流れ】



【県港湾条例】(一部抜粋)

第9条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1)国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2)海難救助又は災害救助のために使用するとき。
- (3)前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

なお、具体的な使用料減免基準については、「公共土木施設管理事務処理について」（土第927号 昭和50年3月20日）別添第3「港湾及び海岸における占使用許可事務の運用通達の改正及び占使用許可事務の取扱いについて」において、「**占使用料金減免基準**」として以下のとおり定められている。

【港湾及び海岸における占使用許可事務の運用通達の改正及び占使用許可事務の取扱いについて】（一部抜粋）

II 占使用料金の減免の取扱い

港湾区域等における占用等に関する規則（規則第12号）第11条、兵庫県港湾施設管理条例（条例第18号）第9条の2、海岸保全区域における占用等に関する規則（規則第98号）第7条の規定により**占使用料金等の全部又は、一部免除しようとする場合は、別添「占使用料金減免基準」によるものとし、これ以外のものについては、「占使用料金等の減免申請書」に具体的な理由を記載した書類を提出させ事務所長の意見書を添え本庁に協議すること。**

【占使用料金減免基準】

減免対象の範囲	占使用者の種類			減免率	
	漁業協同組合	会社（法人）	個人	港湾区域・港湾隣接地域及び公告水域における占用並びに海岸保全区域における占用（%）	港湾施設使用（%）
1 沿岸漁業構造改善対策事業実施基準に基づき、漁業協同組合が漁業施設を設置するため占使用するもので次に掲げるもの。					
（1）養殖及び畜養漁業場設置のために行うもの、ノリ養殖場等一定の水面を区画して行うもの	○			100	50
（2）漁船漁具保全施設設置のため行うもの 漁船修理場等	○			75	50
（3）補給施設設置のために行うもの 漁船のための給水及び給油施設	○			75	50
（4）漁獲物の処理、保管及び加工施設設置のために行うもの 荷さばき所、荷役機械、水産倉庫、野積場、製氷、冷蔵施設並びに加工場	○			75	50
（5）漁船船員厚生施設設置のため行うもの 宿泊所、診療所、集会所及び監視所	○			75	50
2 民有地を護岸敷地等公共施設用地として提供した者が当該土地を占有するとき。	○	○	○	100	100
3 防犯灯設置のため占有するとき。ただし、営利を目的として広告物を添架させる場合を除く。	○	○	○	100	100
4 電気事業者が架空電線を設けるため占有する場合の当該架空電線に係るもの（電柱、鉄柱、支柱を除く。）	○	○	○	100	100
5 テレビ用架空電線を設けるため占有する場合の当該架空電線に係るもの又はテレビ共同聴視用の架空線及び電柱を設けるため占有するとき。	○	○	○	100	100

減免対象の範囲	占使用者の種類			減免率	
	漁業協同組合	会社(法人)	個人	港湾区域・港湾隣接地域及び公告水域における占用並びに海岸保全区域における占用(%)	港湾施設使用(%)
6 交通安全、港湾、海岸、漁港の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件。	○	○	○	100	100
7 学校教育法第1条に規定する学校が学校の運営上必要な施設又は工作物を設置するため占用するとき。ヨットの艇庫等	○	○	○	100	100
8 バス待合所又は停留所を設置するため占用するとき。ただし、営利を目的として広告物を添架させる場合を除く。	○	○	○	100	100
9 日常生活をするために必要な引込みガス管及び上下水道管を設置するため占用するとき。	○	○	○	100	100
10 日常生活をするために必要な出入口、通路及び道路橋を設置するとき。	○	○	○	100	100
11 法令の規定により設立された公社及び公団の行う事業のため、当該公社及び公団が占用するとき。	○	○	○	100	100
12 有線放送電話に関する法律第4条により郵政大臣の許可を受けたもの及び有線放送業務の運用の規制に関する法律第2条のうち公益的で非営利のもの。	○	○	○	100	100
13 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のため行われている事業の用に供するため使用するとき。ただし、収益を伴うものを除く。	○	○	○	100	100

(注1) この基準表の8までについては昭和44年3月14日付港第1149号により昭和44年4月1日から適用されている。

(注2) 11までについて、昭和50年3月20日付土第927号により昭和50年4月1日から適用された。

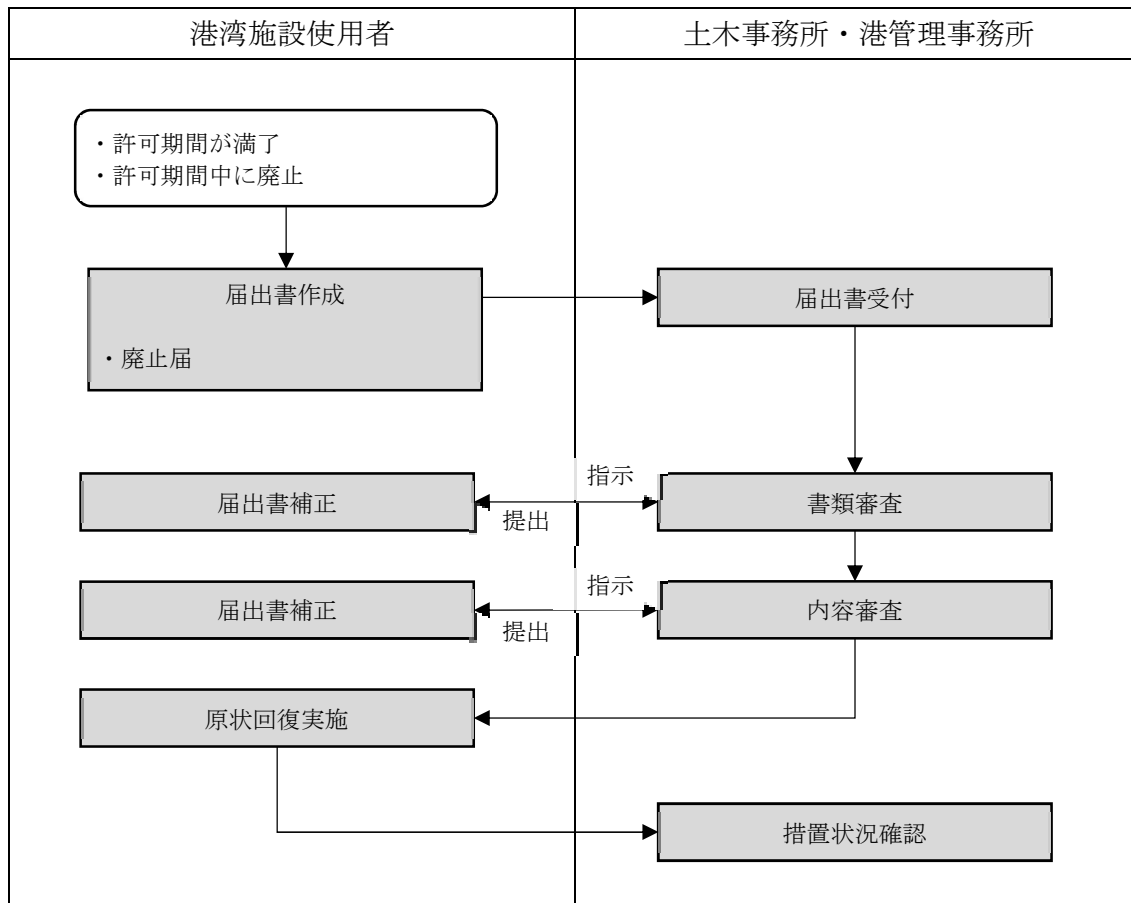
(注3) 12について、昭和53年3月30日付港第335号により昭和53年4月1日から適用された。

(注4) 13について、昭和60年8月1日付港第169号により同日から適用された。

(7) 原状回復義務

県港湾条例第16条において、港湾施設使用許可等を受けた者は、**使用期間が終わったとき又はその使用期間の途中で行為を廃止**した場合には、原則として知事に届け出て、検査を受け、**原状に回復**する必要があるとされている。具体的な事務フローは、以下のとおりである。

【許可期間満了、許可廃止に係る一般的な事務の流れ】



【県港湾条例】（一部抜粋）

第16条 第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る使用期間が終わったとき又はその使用期間の途中で同条各号に掲げる行為を廃止したときは、直ちに知事に届け出て、その検査を受け、原状に回復しなければならない。ただし、特別の理由がある場合において、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

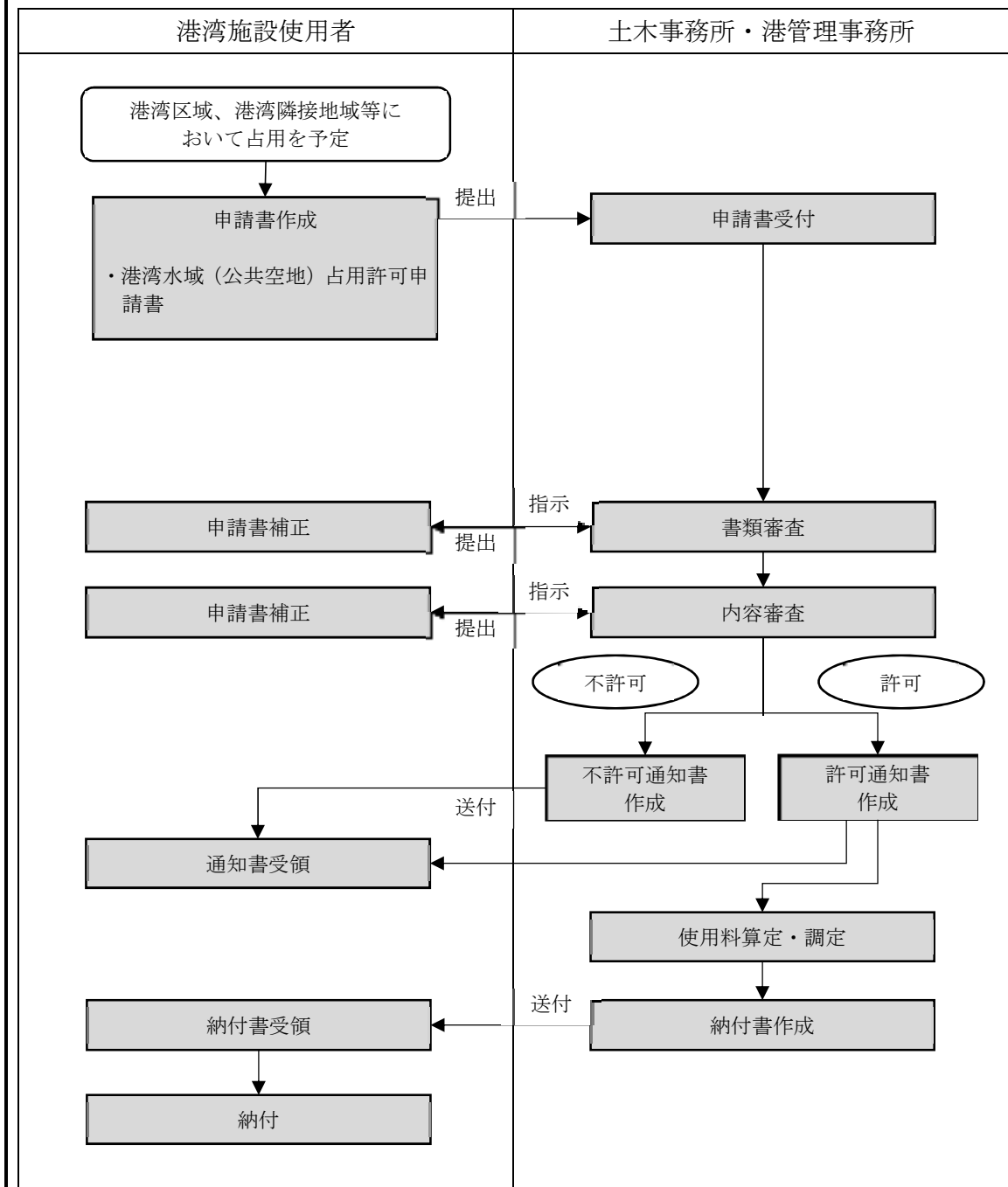
2 港湾施設を使用する者が、その責に帰する理由によって港湾施設を損傷したときは、直ちに知事に届け出て、その指示のもとに原状に回復しなければならない。

3 前2項の規定による原状回復に要する費用は、第4条第1項の許可を受けた者又は港湾施設を使用する者の負担とする。

(8) 港湾区域等の占用許可

港湾占用規則第3条第1項及び港湾占用料条例第2条において、**港湾区域、港湾隣接地域等を占有**する場合には、「**港湾水域（公共空地）占用許可申請書**」により知事の許可を受け、**占用料を納付**する必要があるとされている。具体的な事務フローは、以下のとおりである。

【港湾区域等の占用許可に係る一般的な事務の流れ】



【法】（一部抜粋）

（港湾区域内の工事等の許可）

第 37 条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用
（略）

（港湾区域の定めのない港湾）

第 56 条 港湾区域の定めのない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域（開発保全航路及び緊急確保航路の区域を除く。）において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立てによる場合を除く。）、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

【港湾占用規則】（一部抜粋）

（占用の許可申請）

第 3 条 法第 37 条第 1 項第 1 号又は第 56 条第 1 項の占用の許可を受けようとする者は、様式第 1 号の申請書に次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 計画説明書及び設計書（工事の施行方法その他必要な事項を詳細に記載したものとする。）
- (2) 占用の場所の位置図（付近の港湾施設その他重要な工作物を明記して、申請場所付近の現況を明らかにしたものとする。）
- (3) 占用の場所の平面図（縮尺は、500 分の 1 から 1,000 分の 1 までを標準とし、申請場所の付近の現況を明らかにし、官地との境界を明示したものとする。）
- (4) 占用の場所の求積図（縮尺は、100 分の 1 から 200 分の 1 までとし、面積算出の方法を明らかにするとともに、計算表を添えたものとする。）
- (5) 占用の場所の縦断面図及び横断面図（縮尺は、100 分の 1 から 200 分の 1 までを標準とし、干潮位及び満潮位を記載したものとする。）
- (6) 工作物を設置する場合にあつては、その構造図（縮尺は、100 分の 1 を標準とし、工作物の構造及び寸法を明らかにしたものとする。）
- (7) 現況写真（申請前 30 日以内に撮影したもので、申請場所付近を明らかにしたものとする。）

【港湾占用料条例】（一部抜粋）

（占用料等の納付）

第 2 条 法第 37 条第 1 項第 1 号又は第 56 条第 1 項の規定による占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けた者は別表第 1 に定める占用料（以下本則において「占用料」という。）を、法第 37 条第 1 項第 2 号又は第 56 条第 1 項の規定による土砂の採取の許可（以下「土砂の採取の許可」という。）を受けた者は別表第 2 に定める土砂採取料（以下本則において「土砂採取料」という。）を納めなければならない。

- 2 占用料及び土砂採取料は、占用の許可又は土砂の採取の許可を受けたときに納めなければならない。ただし、占用の期間が 1 年以上のときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納めなければならない。

(9) 港湾台帳

① 法における取扱い

法第49条の2に基づき、港湾管理者は、港湾台帳を調製することが義務付けられている。港湾台帳は、港湾管理者の事務所に備えておき、その閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないとされている。また、**法施行規則第14条において、港湾台帳は、帳簿及び図面をもって組成するとされ、少なくとも以下の事項を記載することとされている。**なお、**様式については、第五号様式と定められている。**

(i) 帳簿

- (ア) 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別
- (イ) 港湾における潮位
- (ウ) 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要をは握するために必要な事項
- (エ) 港湾に関する条例、規則等

(ii) 図面

- (ア) 区域平面図は、縮尺5万分の1以上の平面図で、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載する。
 - (a) 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域
 - (b) 港則法に基づく港の区域
 - (c) 河川法第3条第1項に規定する河川の河川区域
 - (d) 海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域
 - (e) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定される漁港の区域
- (イ) 施設位置図は、縮尺1万分の1以上の平面図とし、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載する。
 - (a) 港湾区域及び臨港地区
 - (b) 港湾施設の位置（当該施設の施設番号を付記）
 - (c) 水域施設、外郭施設、係留施設等のうち主要なものの規模
- (ウ) 施設断面図には、少なくとも外郭施設及び係留施設のうち主要なものの標準的な断面図を記載する。

【法】（一部抜粋）

(港湾台帳)

第49条の2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【法施行規則】（一部抜粋）

(港湾台帳)

第14条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、第五号様式とする。

- 一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別
- 二 港湾における潮位
- 三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要をは握するために必要な事項
- 四 港湾に関する条例、規則等

3 図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。

- 一 区域平面図は、縮尺5万分の1以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあっては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。

イ 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域

ロ 港則法に基づく港の区域

ハ 河川法第3条第1項に規定する河川の河川区域

ニ 海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域

ホ 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定される漁港の区域

二 施設位置図は、縮尺1万分の1以上の平面図とし、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

イ 港湾区域及び臨港地区

ロ 港湾施設の位置（当該施設の施設番号を付記すること。）

ハ 水域施設、外郭施設、係留施設等のうち主要なものの規模

三 施設断面図には、少なくとも外郭施設及び係留施設のうち主要なものの標準的な断面図を記載するものとする。

4 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

第14条の2 港湾管理者は、港湾台帳をその事務所に備えておき、その閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

② 県における取扱い

県では、法に基づき、**港湾台帳を作成し、各土木事務所又は港管理事務所に備えている他、港湾課においても保管している。**一方、**県港湾条例を始めとした各条例・規則等において、港湾台帳に関する特段の定めは置かれておらず、港湾台帳の更新又は修正事務に関する規則、マニュアル等は作成されていない**が、各土木事務所等においては、施設整備の都度、適宜、修正等を行うこととしている。また、包括外部監査人が、港湾課での港湾台帳の更新又は修正に関する事務手続について港湾課に確認した結果は、以下のとおりである。なお、**港湾台帳の更新又は修正は、基本的に職員が手書きで行っている。**

港湾台帳更新・修正フロー

1. 概要

前年度に実施された工事等により生じた施設の変動について、毎年1回港湾台帳の加除訂正作業を行っている。

2. 作業内容

- ① 各関係事務所からの報告
各関係事務所から港湾台帳の加除訂正内容について報告を受ける。(例年夏頃)
- ② 加除訂正作業
各関係事務所の報告を基に、課内で保管している台帳の記載内容や港湾施設帳簿の加除訂正作業を行う。
- ③ その他の資料の更新
②の作業に加えて、付属図面の追加や訂正等を行う。

(10) 収支報告

① 法における取扱い

法第49条に基づき、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年1回作成して公表することが義務付けられている。

【法】(一部抜粋)

(収支報告)

第49条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年1回作成して公表しなければならない。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。

【法施行規則】(一部抜粋)

(報告)

第13条 法第49条第1項の規定による報告は、事業年度ごとに当該事業年度終了後5月以内に公表するものとする。

2 前項の規定による報告のうち、収支報告は第四号様式によるものとする。

② 県における取扱い

県は、法第49条に基づき、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港に係る収支報告(経営関係収支報告・建設関係収支報告)を作成している。

IV. 港湾事業の指定管理者

1. 導入経緯

平成15年度の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に関する制度が見直され、従来の管理委託制度に代わり、「指定管理者制度」が創設された。これにより、公の施設については、民間事業者を含む法人その他の団体が、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた場合には、管理を行うことができることとなった。港湾課が所管する公の施設については、平成17年度以前は直営又は外郭団体等に対する管理委託が行われていたが、上記の改正を受け、**一部の施設について平成18年度より指定管理者制度を導入**している。ここで、港湾施設と指定管理制度の関係について、「詳細 逐条解説港湾法 三訂版」（著者：多賀谷一照 発行所：第一法規株式会社）では、以下のとおり説明されている。

【港湾施設と指定管理制度の関係】

既に述べたように、港湾管理者が管理する港湾は、それ全体として公有財産ではなく、また、港湾法による港湾施設も公有財産とは限らない（民間事業者の管理する港湾施設もある。）しかしながら、地方公共団体が港湾管理者である場合、港湾を構成する物的施設であって当該地方公共団体が設置するものは公物であり、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として地方自治法に定める「公の施設」（地方自治法二四四条）と捉えられうる。魚釣り施設等、港湾区域と接する海岸線を占有する形で公の施設が設けられることもある。

港湾法は、港湾施設を定性的に定義するだけで、それがどのように設置されるかについての規定を一般的には設けていない。港湾施設を設置するのは港湾管理者とは限らず、国が直轄工事で設置する施設もあれば、民間企業が専用施設として設置する施設も港湾区域・臨港区域内にあれば「港湾施設」である。国が設置した施設は、港湾管理者に貸付け又は管理委託されるのが原則であるが、国際戦略港湾の埠頭群のように直接民間事業者に貸し付けられる場合もある。

地方自治法二四四条の二第一項によると、「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とされている。また、地方公共団体は、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」し、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」とされている（地方自治法二四四条）

もっとも、港湾法上、港湾管理者である地方公共団体も、「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱をしてはならない」（十三条二項）とされている。

ただし、港湾施設の中には、外郭施設のように、「住民の利用」がそもそも予定されていないような施設があり、地方公共団体が設置している港湾施設がすべて「公の施設」というわけでもない。

なお、地方自治法の改正により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、当該普通地方公共団体が指定する管理者に当該公の施設の管理を行わせることができるとされたことから、今日ではこれらの公の施設たる港湾施設が民間の指定管理者により管理されている場合もある（地方自治法二四四条の二第三項）

このように、地方公共団体が設置する港湾施設の内、一般公衆の利用に供するものは、「公の施設」に該当すると考えられることから、**県では、県港湾条例第17条及び県港湾規則第20条において、一部の港湾施設の管理を指定管理者に行わせるとしている。**

【県港湾条例】（一部抜粋）

（指定管理者による管理）

第17条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、港湾施設のうち規則で定めるものの管理を指定管理者に行わせる。

【県港湾規則】（一部抜粋）

（管理）

第20条 条例第17条の規則で定める港湾施設は、別表第5のとおりとする。

2 前項の港湾施設においては、条例及びこの規則に基づく権限のうち、条例第4条第1項及び第3項、第5条、第15条並びに第16条並びにこの規則第16条及び第18条に基づく権限（条例第4条第1項第2号及び第3号に掲げる行為に係るものを除く。）は、条例第17条に規定する指定管理者が行うものとする。

2. 指定管理者導入状況

港湾施設の指定管理者制度導入状況は、下表のとおりである。指定管理者制度導入時は、甲子園浜海浜公園、尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等、淡路交流の翼港、東播磨港小型船舶係留施設の4施設が対象施設となったが、その後、対象施設を拡大し、**令和3年度は、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設を始めとして、8施設について指定管理者制度を導入**している。また、指定管理者の選定については、公募又は非公募によることとなるが、令和3年度の指定管理者については、**東播磨港小型船舶係留施設、姫路港網干沖小型船舶係留施設の2施設については公募により指定管理者が選定**されているものの、**他の6施設については、非公募により指定管理者が選定**されている。

指定期間については、令和3年度までは3年又は5年とされていたが、行財政運営方針の見直し作業における全庁的な原則公募化に向けた検討の中で、令和3年度末に契約期間の満了を迎え、特定の者を指名する予定の施設については、直ちに公募化が困難なことから、次期の指定期間を1年間とする県の方針のもと、東播磨小型船舶係留施設、相生港那波旅客来訪船舶棧橋、津名港志筑来訪船舶棧橋の3施設に係る次期の指定期間は、令和4年度の1年間とされている。

【指定管理者導入状況】

指定管理施設	～平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
甲子園浜海浜公園	西宮	←	西宮	→	←	西宮	→	←	西宮	→
尼崎西宮芦屋港 来訪船舶係留施設等	新西	←	新西	→	←	新西	→	←	新西	→
相生港那波 旅客来訪船舶棧橋	A P		←	A P	→	←	A P	→	←	A P
津名港志筑 来訪船舶棧橋	淡路								←	淡路
淡路交流の翼港	夢	←	夢	→	←	夢	→	←	夢	→
尼崎西宮芦屋港 利便機能付係留施設	直営					←	UWH	→	←	UWH
東播磨港 小型船舶係留施設	直営	←	UWH	→	←	UWH	→	←	UWH	→
姫路港網干沖 小型船舶係留施設	直営			←	オクムラ	→	←	ヤマハ藤田	→	ヤマハ藤田

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	現指定管理期間
甲子園浜海浜公園	←	西宮	→	←	西宮	→	←	西宮	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
尼崎西宮芦屋港 来訪船舶係留施設等	←	新西	→	←	新西	→	←	新西	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
相生港那波 旅客来訪船舶棧橋	→	←	A P	→	←	A P	→	A P	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
津名港志筑 来訪船舶棧橋	→	←	淡路	→	←	淡路	→	淡路	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
淡路交流の翼港	←	夢	→	←	夢	→	←	夢	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
尼崎西宮芦屋港 利便機能付係留施設	UWH	→	←	UWH	→	←	UWH	→	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日
東播磨港 小型船舶係留施設	→	←	→	←	UWH	→	←	UWH	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
姫路港網干沖 小型船舶係留施設	→	←	→	←	ヤマハ藤田	→	←	ヤマハ藤田	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

(注1) 矢印は指定管理期間である。

(注2) 西宮：西宮市、新西：新西宮ヨットハーバー、A P：あいおいアクアポリス、淡路：淡路市、夢：(株)夢舞台（以下、「夢舞台」という。）、UWH：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、オクムラ：オクムラボート販売(株)、ヤマハ藤田：(株)ヤマハ藤田（以下、「ヤマハ藤田」という。）

【新県政推進室長兼企画県民部長通知（新第1155号 令和3年10月29日）】

特定の者を指名する指定管理施設の指定期間について（通知）

現在、行政運営方針の見直し作業を進める中で、公共施設の施設整備や管理運営について、民間の資金、経営能力及び技術的能力など、民間活力のさらなる活用を図る制度や仕組みの導入を検討しており、その一つとして、改めて全ての指定管理施設の原則公募化を徹底することを検討しています。

つきましては、今年度末に契約期間が満了になる施設のうち引き続き特定の者の指名を予定している施設については、直ちに公募化することが困難なことから、施設運営の継続性を保ちつつ、公募化に向けた準備・検討期間を確保するため、次期指定期間を1年間としていただきますようお願いいたします。また、当該指定に関する議案は今年度2月議会へ上程いただきますようお願いいたします。
 なお、原則公募化への具体的な見直し作業については、今後の検討結果を踏まえ、改めてお知らせします。

3. 県と指定管理者の主な役割分担

「指定管理者の公募に関するガイドライン」では、管理運営に係る責任分担や不測の事態へのリスク分担について、募集要項に記載するとともに、指定後においては協定事項として定めることとされている。例えば、東播磨港小型船舶係留施設では、下表のとおりとされている。

【県と指定管理者の主な役割分担（東播磨港小型船舶係留施設）】

項目	指定管理者	県	備考
① 施設、設備の維持管理	○		
② 施設等の使用の許可、許可の取消	○		
③ 利用料金の収入、還付	○		
④ 区域内の行為の許可、施設等の目的外使用許可		○	
⑤ 敷地内の清掃	○		
⑥ 施設の利用にあたって生じた事故・事件への対応	○		
⑦ 施設の修繕（大規模）	県への報告	○	
⑧ 施設の修繕（小規模）	○		
⑨ 指定管理者の帰責事由に基づく施設の修繕	○		
⑩ 自然災害による施設の復旧	県への報告 応急対策	○	
⑪ テロ・暴動等に伴う業務停止に伴う運営リスク	協議事項		
⑫ 指定期間中における「公の施設」の増築に伴う増加費用や、廃止・縮小に伴う損害・増加費用の負担	協議事項		
⑬ 利用者調整・苦情処理、事故処理	○		
⑭ 放置艇の誘導	県に協力 (広報等)	○	
⑮ 放置艇以外のプレジャーボートの新規係留の取得	○		
⑯ 市場環境の変化（利用者数の減少等）	○		
⑰ 施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○		
⑱ 施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○	

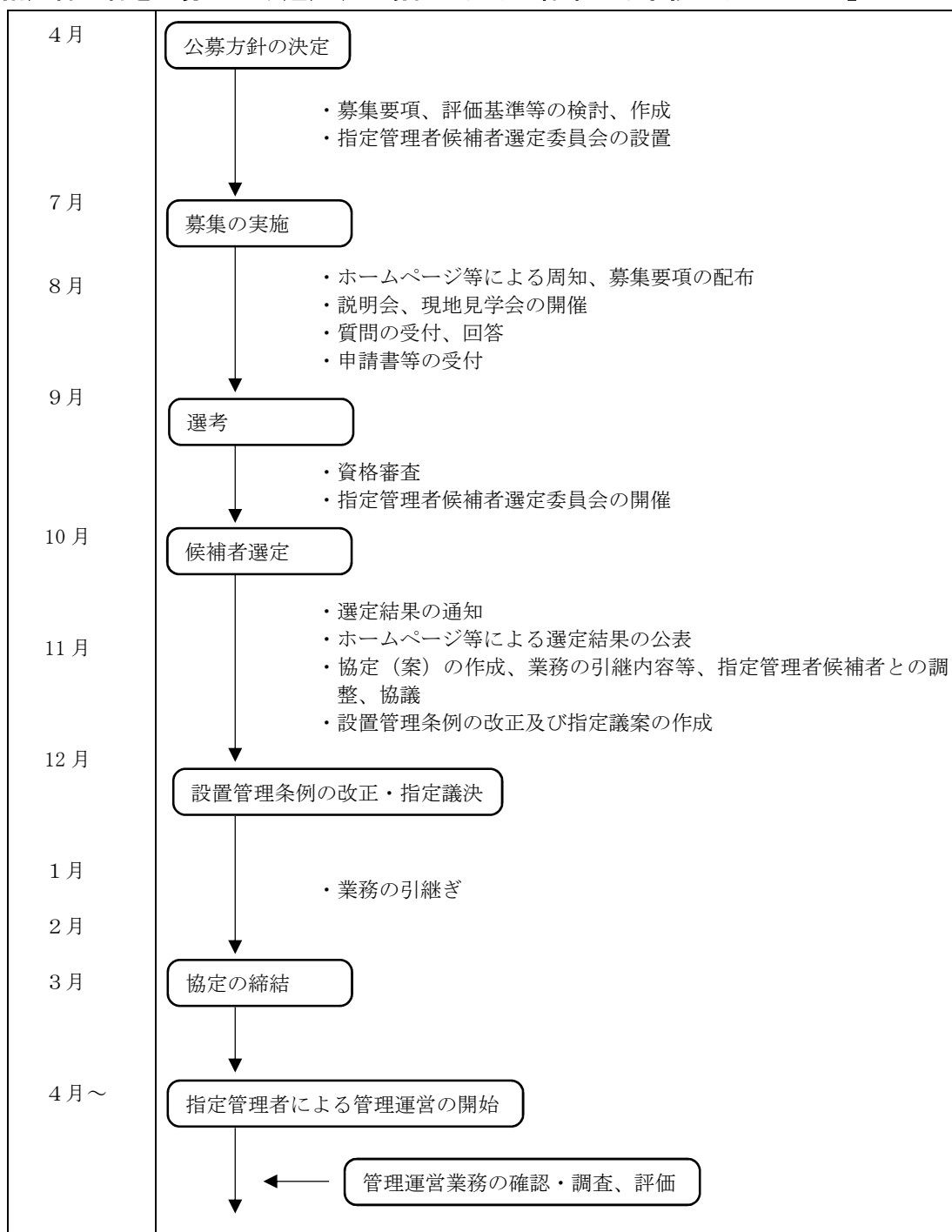
4. 指定管理者選定手続

(1) 候補者選定までの流れ

県では、公の施設の指定管理者の選定に関する手続を定めた「**指定管理者の公募に関するガイドライン**」を制定している。「指定管理者の公募に関するガイドライン」は、指定管理者の公募にあたり、その募集から指定及び協定の締結等に至るまでの準拠すべき基本的事項について取りまとめたものであり、各部局においては、本ガイドラインに沿って、選定過程の透明性・公平性の確保に特に留意しつつ、指定管理者制度の適切な運用を進めることとされている。また、**本ガイドラインは、「公募」の場合に限定して適用されるものではなく、「非公募」の場合であっても、本ガイドラインに沿った指定管理者制度の運用が求められる性格のものである。**

本ガイドライン上、指定管理者を公募により選定する場合における標準的なスケジュールは、以下のとおりとされている。

【指定管理者を公募により選定する場合における標準的な事務スケジュール】



(2) 指定基準

公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条において、指定管理者の指定基準は、以下のとおり定められている。

【指定管理者の指定基準】

- 公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること

また、「指定管理者の公募に関するガイドライン」では、民間事業者のノウハウを活用することにより、より効率的で県民サービスの向上につながる質の高い管理運営が期待できる場合には、公募により指定管理者を選定とする一方、以下の場合には、公募によらず、特定の者を指定管理者として指名するとしている。

【特定の者を指名する施設】

- 高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設
- 施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設
- 隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設
- 地域住民が管理運営に主体的に参画している施設

【公の施設の指定管理者の指定等に関する条例】（一部抜粋）

（指定の基準）

第3条 知事等は、前条の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- (1) 公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

5. 指定管理者の概要

港湾施設に係る令和3年度の指定管理者の内、**あいおいアクアポリス**及び**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会**については、当包括外部監査において現地調査の対象となったことから、法人の概要について、以下に詳述することとする。

(1) あいおいアクアポリス

① 概要

あいおいアクアポリスは、第1次オイルショック以降、相生市の基幹産業であった造船業が構造的な不況に陥ったことから、産業構造の転換を図り、県・相生市をあげての検討が行われていた「AIOIアクアポリス構想」を成功に導くことを目的として平成3年4月に設立された相生市の第3セクターである。会社設立後、温泉、中華料理店、ショップ、ペーロン海館からなる白龍城がオープンし、平成13年8月には県25番目の「道の駅」として登録された。また、平成19年5月には相生港那波旅客来訪船舶棧橋が完成し、「海の駅」として登録された。あいおいアクアポリスは、平成19年以降、同棧橋の指定管理業務を受託している。

② 主な事業

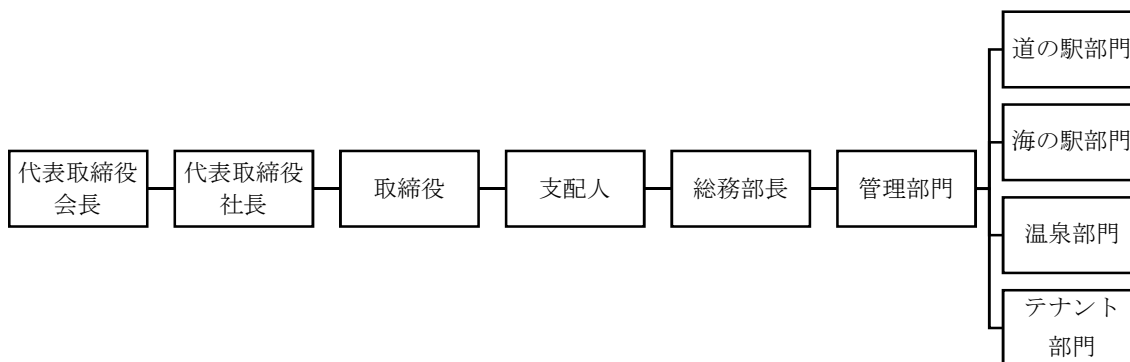
道の駅・海の駅あいおい白龍城の運営（温泉、特産品販売、レストラン）

③ 役員の状況

令和4年3月31日時点でのあいおいアクアポリスの役員（取締役・監査役）は、以下のとおりである。

役職名	氏名	備考
代表取締役会長	谷口 芳紀	相生市長
代表取締役社長	田口 晴喜	田口乳業(株) 代表取締役社長
取締役	江見 重人	(株)江見工業所 代表取締役社長
	下田 伸治	シモダフランジ(株) 代表取締役社長
	金子 敏之	(株)IHI 相生事業所総務部長
監査役	郷原 康祐	(株)みなと銀行 相生支店支店長

④ 組織図（令和4年3月31日現在）



⑤ 職員数（令和4年3月31日現在）

23名（正社員：3名、準社員・パート：20名）

⑥ 決算状況

あいおいアクアポリスの過去5年間の決算状況は、下表のとおりである。**売上高が減少傾向にあるなど業績は低迷しており、令和2年度末時点では34百万円の債務超過に陥っていたが、令和3年度に相生市から100百万円の補助金を受領したことにより、債務超過は解消している。**

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	207,114	198,143	191,161	162,735	167,546
経常利益	△19,175	△12,876	△9,184	△11,848	△7,387
当期純利益	△19,348	△13,061	△9,357	△12,033	92,429
総資産	80,202	67,213	53,433	50,194	133,382
純資産	235	△12,826	△22,183	△34,217	58,212

⑦ 施設の状況

< 旅客来訪船舶棧橋（指定管理施設） >

**(2) 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会**

① 概要

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県における漁業関係者と地域社会の理解の基に、公序良俗に基づいて、秩序ある泊地利用と海洋性レクリエーションを楽しむ人々への各種啓発活動等を通じ、海洋性レクリエーションの健全な育成を図る事により、地域の振興及び漁業との秩序ある共存に寄与することを目的して平成13年7月に設立された特定非営利活動法人である。会員数は、団体正会員が22、個人正会員が9、賛助会員が3（いずれも令和3年6月17日現在）である。

② 主な事業

(i) 特定非営利活動に係る事業

- ・プレジャーボート対策に関する事業
- ・プレジャーボート係留・保管施設の管理運営受託及び利用者調整事業
- ・海難事故防止のための各種事業
- ・遊漁ルールの啓発事業
- ・災害時における海上救援事業
- ・海洋性レクリエーションの健全な育成を図るための事業
- ・環境保全事業
- ・水産資源保護事業

(ii) その他事業

- ・プレジャーボートの保険に関する事業
- ・プレジャーボートの保管場所に関するコンサルタントとプレジャーボート

の係留、保管及び施設の管理運営事業

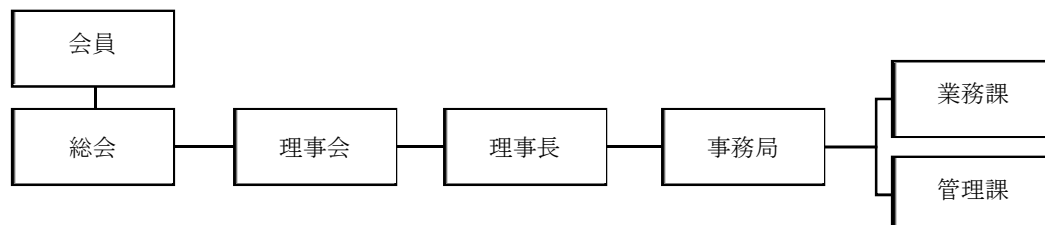
- ・海上安全に関する事業
- ・出版事業
- ・製品、物品等販売事業

③ 役員の状況

令和4年6月16日時点での兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会の役員(理事・監事)は、以下のとおりである。

役職名	氏名	備考
理事(理事長)	中条 博義	(公社) 関西小型船安全協会 理事
理事(副理事長)	諏訪 禎男	(一社) 日本マリーナ・ビーチ協会兵庫・大阪・和歌山支部長、(株)ウィンドワード 代表取締役、(株)日本マリーナ 代表取締役
理事(副理事長)	田中 稔彦	兵庫県漁業協同組合連合会 常務理事
理事	嶋崎 輝光	(株)日本海マリーナ 代表取締役
	津田 隆史	ヤンマー船用システム(株) 取締役営業統括部部長
	青木 秀篤	青木秀篤法律事務所代表
	平野 進	サントピアマリーナ(株) 営業部長兼ハーバーマスター
	畠田 さかえ	日本漁船保険組合 兵庫県内海支所 執行役員支所長
	堀越 宣秀	(一社) 日本マリン事業協会関西支部 支部長、ヤマハ発動機(株) マリン事業本部マーケティング統括部 マーケティング部西日本営業所所長
監事	小林 孝司	(一財) 兵庫県水産振興基金 専務理事
	有光 克行	有光司法書士事務所代表
	亀田 眞史	(一社) 日本マリン事業協会関西支部 理事兼事務局長、ヤマハ発動機(株) マリン事業本部マーケティング統括部 マーケティング部西日本営業所 中部・関西・四国販売サービス課課長

④ 組織図(令和4年6月16日現在)



⑤ 職員数(令和4年6月16日現在)

6名(内、アルバイト1名)

⑥ 施設の状況

< 利便機能付係留施設（指定管理施設） >



第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

包括外部監査の結果、**港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理**に関して、**合規性、透明性、公平性、合理性等の観点に照らし問題があると判断されるもの等を「指摘事項」として記載している。**

また、監査の結果として指摘するまでには至らないが、**港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理を効果的、効率的に実施するための改善提案を「意見」として記載している。**

本章の構成としては、次頁表のとおり113頁以下の**I. に総評（指摘事項及び意見の要約）を記載した上で、121頁以下のII. 指摘事項及び意見には、港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理についての総括的な問題を取り上げ、指摘事項及び意見を記載**している。また、当包括外部監査では、県内の県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）、外郭団体（ひょうご埠頭、新西宮ヨットハーバー）、指定管理施設（相生港那波旅客来訪船舶棧橋、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設及び尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等）での現地調査等を実施している。そのため、**県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）、外郭団体及び指定管理施設での現地調査において発見された問題を取り上げ、指摘事項及び意見を原則として調査先ごとに纏めて記載**している。

なお、包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、港湾事業に係る予算及び決算関係書類、外郭団体及び指定管理者の決算関係書類のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

【 第3章の構成 】

I. 総評	113
II. 指摘事項及び意見	121
1. 全般的事項	121
(1) ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免	121
【指摘事項-1~4】	【意見-1~3】
(2) 県管理港湾に係る港湾別収支	131
【指摘事項-5】	【意見-4】
(3) 県営クレーン更新投資	137
【指摘事項-6】	【意見-5】
(4) 港湾台帳	147
【指摘事項-7~11】	【意見-6~10】
(5) 港湾施設の管理	154
【指摘事項-12~15】	【意見-11~13】
(6) ひょうごインフラ・メンテナンス計画	161
【指摘事項 なし】	【意見-14】
(7) 港湾施設使用料の算定根拠	163
【指摘事項-16~17】	【意見-15~16】
(8) 県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得	168
【指摘事項-18】	【意見-17】
(9) 港湾施設の緊急小規模工事	174
【指摘事項-19】	【意見-18】
(10) 港湾整備事業特別会計条例	176
【指摘事項-20~21】	【意見-19】
(11) 法第49条に基づく収支報告	178
【指摘事項-22】	【意見-20】
(12) 県港湾条例第13条（譲渡等の禁止）	179
【指摘事項-23】	【意見-21】
(13) 県港湾条例第16条（原状回復義務）	180
【指摘事項-24】	【意見-22】
(14) 港湾施設に係る国有資産等所在市町村交付金	180
【指摘事項-25】	【意見-23】
(15) 岸壁又は物揚場への船舶係留許可を不要とする施設に係る指定告示	182
【指摘事項-26】	【意見-24】

(16) 入札公告における入札参加申込書の受付期間	182
【指摘事項-27】	【意見-25】
2. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）	184
(1) 東播磨県民局（加古川土木事務所）	184
【指摘事項-28~36】	【意見-26~32】
(2) 阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）	189
【指摘事項-37~60】	【意見-33~49】
(3) 中播磨県民センター（姫路港管理事務所）	208
【指摘事項-61~76】	【意見-50~64】
(4) 淡路県民局（洲本土木事務所）	222
【指摘事項-77~106】	【意見-65~72】
(5) 但馬県民局（豊岡土木事務所）	246
【指摘事項-107~121】	【意見-73~85】
(6) 西播磨県民局（光都土木事務所）	257
【指摘事項-122~139】	【意見-86~94】
3. 外郭団体	269
(1) ひょうご埠頭	269
【指摘事項-140~142】	【意見-95~98】
(2) 新西宮ヨットハーバー	272
【指摘事項-143~164】	【意見-99~113】
4. 指定管理施設	287
(1) 全般的事項	287
【指摘事項-165~174】	【意見-114~119】
(2) 相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）	301
【指摘事項-175~180】	【意見-120~123】
(3) 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）	306
【指摘事項-181~190】	【意見-124~132】
(4) 尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（指定管理者：新西宮ヨットハーバー）	313
3（2）参照	
別添 指摘事項及び意見のまとめ	314

I. 総評

包括外部監査の対象は、**港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理**についてである。

監査した結果としての総評（指摘事項及び意見の要約）は、以下のとおりである。

1. 初めに

北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を挟んで太平洋に面する県では、港湾は県民の生活にとって欠かすことのできない存在である。生活の三大要素である「衣食住」の多くが港湾を通じて県民のもとに届けられていることは勿論のこと、様々な業種の企業の活動拠点、県民の憩いの場、更には、防災拠点の役割なども担っている。そのため、港湾事業は、背後圏の産業も含めた県の社会経済活動の発展を支えるという「攻め」と、県民に憩いと癒しの場を提供するとともに、災害などから県民を守り、生活の安定を確保するという「守り」の二面性を有する特異な事業と言える。県は、県内に点在する各港湾の状況を踏まえ、「攻め」と「守り」の両面から港湾事業に係る各種施策を推進してきたところである。当包括外部監査では、6つの県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）において現地調査を実施した。その際、県管理港湾 28 港の内、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港、東播磨港を含め 16 港を訪問したが、港湾の多様性、地域の経済活動や県民生活に与える影響の大きさなどを改めて実感し、その重要性を再認識したところである。その一方で、**法の求める趣旨を十分に理解しないまま行われている事務や、過去の意思決定を踏襲し、その意義や目的について十分な検討が行われていない事務などが数多く発見**されたとともに、**港湾事業の事務の根幹となる県港湾条例などについても見直すべき点が複数確認**されている。社会経済情勢は絶えず変化しており、前例踏襲主義では対応できない時代となっている。変化を的確に捉え、県民目線に立って事業の有効性や存在意義を絶えず見直し、透明で、公正かつ公平な事業を実施するための不断の努力が、結果として港湾事業の発展に繋がるものと考えている。

また、当包括外部監査では、港湾事業に関連する外郭団体のひょうご埠頭と新西宮ヨットハーバーで現地調査を実施した。両者は、県の港湾事業の発展を支える上で重要な役割を担っている団体であるが、この2つの外郭団体は、共に様々な課題を抱えている。**県の港湾事業を取り巻く環境が大きく変化**する中、**ひょうご埠頭と新西宮ヨットハーバーとの関係性を改めて見つめ直すことが必要**と考えられる。

さらに、指定管理施設である相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）及び尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（指定管理

者：新西宮ヨットハーバー）で現地調査を実施した。いずれの施設も数多くの県民が頻繁に利用するという性格の施設ではないが、公の施設として維持する以上は、より一層効率的な運営を心掛け、施設の魅力を向上させることが非常に重要になると考えられる。

包括外部監査を実施した結果、港湾事業を所管する土木部港湾課などでは、上記の点を意識した財務事務の執行及び事業の管理が概ね実施されているとの心証を得ることが出来た。その一方で、県の港湾事業に関して数多くの課題が浮き彫りとなり、内容は多岐にわたる。包括外部監査報告書の最後に、指摘事項及び意見の一覧表を掲載し、包括外部監査人が重要と判断した項目が容易に判別することができるよう表記していることから、今後、課題解決に向けた取組みを実施する上で、参考にされたい。県には、包括外部監査報告書の「指摘事項」「意見」を参考にして、県の港湾事業がより一層発展するよう努力されることを希望するものである。

それでは、以下で、包括外部監査で発見された課題の要点を述べることとする。

2. 全般的事項

第一に、ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免についての課題である。ひょうご埠頭は、県から使用許可を得た港湾施設を運営する場合や民間業者に対して転貸する場合には、県港湾条例に基づく使用料を徴収している。その一方、県は、ひょうご埠頭に対して港湾施設使用料を減免しており、令和3年度の減免額は439百万円（減免率：58.5%）となっている。県港湾条例単価に基づく使用料と減免後使用料の差額を源泉として、過年度からひょうご埠頭は安定的かつ継続的に利益を計上し、約15億円の利益剰余金が積み上げられた結果、令和3年度末時点で約14億円（総資産の約68.5%）の現金預金を有するに至っている。ひょうご埠頭に多額の資金や利益剰余金が計上されているにも関わらず、県が、本来の使用目的に合致した目的で使用許可を付与した港湾施設について、制度趣旨が全く異なる行政財産の目的外使用の使用料算定方法を準用した上で使用料を減免することは、本来の必要額や適正額を超える減免を実施することに繋がりがねず、合理性を欠くものと言える。そして、ひょうご埠頭の約14億円の資金は、監査委員や議会の審査を受けることなく、港湾整備事業特別会計の枠外で事業を実施するために利用することができる県にとっては都合の良い「第二の財源」となり得るものであり、県民に対して港湾整備事業特別会計の収支が適正に開示されない結果を生んでいる。ひょうご埠頭には多額の資金や利益剰余金が計上されている点を踏まえた上で、県は、減免の必要性も含めて改めて慎重に検討すべきであり、その結果、ひょうご埠頭に対して使用料を減免する場合には、透明性や公平性に十分に配慮した上で、合理的な方法に基づき減免額を算定すべきである。また、県にとって都合の良い「第二の財源」となり得るひょうご埠頭の多額の資金は、減免がなければ港湾整備事業特別会計の

枠内で適正に執行されるべき性格のものである。従って、**ひょうご埠頭は、県との協議に基づき、当該資金を使用した港湾施設の整備・修繕に係る将来計画を策定し、計画に従った事業を着実に遂行するとともに、県は計画の進捗を適切にモニタリングすべき**である。

また、減免申請書類の入手漏れなど、**使用料の減免手続**についても不備が見られたため、改善を求めたい。

第二に、**県管理港湾に係る港湾別収支**についての課題である。県には県管理港湾が28港存在し、当包括外部監査において、一定の仮定のもと、地方港湾も含めた県管理港湾に係る収支状況を確認した結果、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港の3港に係る収支状況は良好であったものの、**地方港湾25港の内、17港が赤字であり、特に、但馬地域については3港全てが、淡路地域については15港の内、都志港、江井港を除く13港が赤字**であった。地方港湾については、これまで経営状況の把握は行われておらず、また、各港湾の利用状況や特徴を踏まえた上で、その発展に資するための具体的な計画が策定されていないが、**県は、国際拠点港湾や重要港湾と同様、毎年地方港湾についても収支等の経営状況を把握し、各港湾の特徴、地元住民や漁業組合等の港湾施設利用者の要望等を踏まえ、各地方港湾のあり方を具体的に検討すべき**である。

また、県は、ひょうごインフラ・メンテナンス計画に基づき港湾分野の維持修繕事業を実施している。新たな計画を策定する際、限りある予算をより一層効率的かつ効果的に配分するためにも、港湾別の収支状況を一指標として活用することを検討されたい。

第三に、**県営クレーン投資**についての課題である。県は、令和元年度に実施した県営クレーンのあり方・更新に関する検討結果に基づき、県営クレーンの更新投資を行っている。しかし、**約36億円の大規模な設備投資であるにもかかわらず、更新後のクレーン使用料は年間でどの程度になるか等の投資の効果について定量的に分析することなく、「老朽化」を理由に、下振れリスクを考慮しない楽観的な将来予測に基づき、安易に多額の設備投資を実施しようとしている県の姿勢に対して、疑問を呈さざるを得ない**。包括外部監査人が、一定の仮定のもと、クレーンの設備投資額を一定程度回収するために必要な稼働日数を試算したが、これまでの稼働日数を大幅に上回る必要があるとの結果であった。従って、**県は、県営クレーンの更新前に設備投資の効果を定量的に分析し、更新後は、実際の県営クレーンの稼働状況等に基づき、定期的に設備投資の効果を把握すべき**である。

第四に、**港湾台帳**についての課題である。法第49条の2では、港湾管理者に対して、管理する港湾に係る港湾台帳の調製を義務付けている。しかし、当包括外部監査の結果、**港湾台帳の様式、記載対象、更新手続、管理方法という点において、非常に数多くの不備が確認**された。法に基づき整備すべき台帳が、その機能や役割

を殆ど果たせていない状態であり、長年にわたり数多くの不備を放置してきた点については、真摯に反省すべきであろう。**早急に港湾台帳の整備を進めるとともに、兵庫県社会基盤施設総合管理システムを利用し、港湾台帳の電子化を推進することで管理の効率化に取り組まれることが望まれる。**

第五に、**港湾施設の管理**についての課題である。県にとって、港湾施設の利用率を向上させ、港湾施設使用料等の収入をより多く収受することは、重要な目標の一つであるにも関わらず、県は、野積場を始めとする**収益施設の利用状況について統一的な管理を行っておらず、また、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を一元的に管理していない。**そのため、**収益施設の統一的な管理体制を早急に整備するとともに、利用状況の改善に向けて様々な施策に取り組まれることが望まれる。**

また、当包括外部監査では様々な港湾施設の現場視察を行ったが、県港湾条例に定める**使用許可申請等の手続が行われず、不適切に港湾施設が利用されている状況を非常に多く目の当たりにした。**県には、**港湾施設利用者に対する指導及び監督を適切に実施することを求めたい。**

第六に、**港湾施設使用料の算定根拠**についての課題である。港湾施設の使用料等は県港湾条例及び県港湾規則において詳細に規定されているが、その**算定方法や根拠に関する資料が殆ど保管されておらず、また、近年は消費税率の引き上げ時に増税相当分を単価に反映する改定を行っているのみであるため、現在の単価が社会経済情勢の変化等を踏まえた適切な水準となっているかの検証が十分に行えない状況**である。算定方法に関する資料の適切な保管は勿論のこと、**明確な根拠に基づき適切な使用料を算定し、社会経済情勢の変化に応じて、適時に見直すことが必要**である。

第七に、**県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得**についての課題である。県は、実質公債費比率の抑制に向けて、当該比率を押し上げている要因の一つである**県債管理基金の積立不足額を縮減するため、平成18年度2月補正において、一般会計で保有していた新西宮ヨットハーバー株式（850百万円）を県債管理基金が同額で取得する取引を行い、現在も保有している。**しかし、当該取引は**県債管理基金条例に違反するとともに、地方自治法第241条の趣旨を蔑ろにするもの**である。県は、県政改革の一環として、早急に解消に向けた措置を講じるべきである。

第八に、**法への対応、県港湾条例や港湾整備事業特別会計条例等の不備**についての課題である。まず、県は、**国際拠点港湾及び重要港湾に係る収支報告を作成しているが、法第49条に基づく県のホームページ等による公表を行っていなかった。**また、**港湾整備事業特別会計条例の対象範囲**について、地方財政法施行令における**港湾整備事業の範囲や港湾整備事業特別会計に係る歳入歳出決算報告書と齟齬が生じていることが判明した。**更には、港湾事業に係る事務の根幹となる**県港湾条例等に見直すべき点が複数確認**されるとともに、**緊急小規模工事に関する実施要領も**

未策定であった。残念ながら、これらは前例踏襲の事務を行っている場合には気付きにくいものである。県港湾条例等の見直しを早急に進めるとともに、今後は常に「見直すべき点は無いか」という視点を持って事務を行うことが肝要である。

3. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）

当包括外部監査では、東播磨県民局（加古川土木事務所）を始めとして、6ヶ所の県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）で現地調査を実施した。管轄する港湾の状況に応じて真摯に業務を実施しているとの印象を持ったものの、様々な場面で事務の不備が発見されたことも事実である。多岐にわたる事務を限られた職員数で担当していることに起因しているのかもしれないが、当包括外部監査の結果を真摯に受け止め、改善に努められたい。

第一に、**請負事業や委託事業に係る契約事務**についての課題である。まず、県の取扱いに基づく業者選定手続を実施した上で契約を締結すべき事業について、**当該業者選定手続を実施せず、「指示伺い」という内部決裁手続のみで別業務に当該業務を追加し、委託業者に指示している事案**が複数確認されている。また、**津居山港外緊急小規模港湾工事**については、業者の指名状況、95%超の落札率が継続していること及び落札業者が継続して同一であることを踏まえると、**適切な競争原理が機能しているとは言い難い**。更には、**尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後のポートパークの運営検討業務契約**については、**委託料の一部に、指定管理者が県に代わって実施した沈船処分業務の経費相当の補填額が含まれている可能性があることから、契約手続が極めて不適切**であり、また、**契約金額も合理性を欠く**ものであった。その他にも、予定価格調書が作成されていない事案、予定価格を超過した金額で契約している事案、随意契約に係る理由書が作成されていない事案、随意契約に係る根拠が不十分な事案、随意契約に係る契約金額の検討が不十分な事案、元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行っている事案、再委託承諾手続が漏れている事案など、**契約事務に関する不備が全ての現地調査対象事務所で数多く確認**されている。契約事務に係る県の取扱いに準拠したとは言いがたく、今後このような事務を行うことがないように、改めて県の取扱いを確認すべきである。

第二に、**浦港の未整備地**についての課題である。淡路島北東部に位置する浦港の北側水面を埋め立て、岸壁他を整備する事業が計画され、平成元年に埋立の免許を受けたが、財政上の課題から平成10年以降は事業が休止されている。**当該事業には、6億7千万円もの事業費が投じられたにも関わらず、約25年もの間事業が休止され「塩漬け」状態となっており、本来であれば、環境の変化を踏まえ事業の今後のあり方について真剣に検討すべきであったが、長期にわたり漫然と埋立免許更新手続を進めた県の姿勢は、怠慢との誹りを免れない**。今後の方向性について、早

急にかつ真剣に検討すべきであろう。

第三に、**使用料の徴収や未収債権の管理**についての課題である。まず、県港湾条例の使用料単価改正時に占使用システムへの単価入力が適切に行われず、過去の条例単価に基づき使用料を徴収した結果、**使用料の徴収漏れ等が発生**している事実が複数確認された。適正な使用料の徴収は県の歳入に直結する事項であり、今後は、年度当初に占使用システム上の全ての単価を確認することを徹底されたい。

また、未収債権の管理について、尼崎港管理事務所では、**滞納者の説明に関する検討が不十分であり、港湾施設の使用不許可の判断を先送りにした結果、令和3年度末時点の滞納額が3億円以上となる事態を招いている**。洲本土木事務所や姫路港管理事務所でも、債権管理に不十分な点が見受けられた。債権管理に当たっては、滞納者の説明をそのまま受け取ることなく、批判的に検討する姿勢を忘れてはならない。

第四に、**港湾台帳や港湾施設の管理**についての課題である。当包括外部監査の**現地調査対象事務所の全てにおいて、港湾台帳の更新漏れなどの不備が非常に数多く発見**されている。実際の業務では殆ど利用されていないため、港湾台帳の意義や役割を十分に理解せず、「備えてさえいればそれで十分」という意識が蔓延していたことが根本的な原因であろう。財産管理の基礎は、正確な台帳の作成と適時適切な更新である。早急な改善を求めたい。また、港湾施設の不適切な利用状況については、先述のとおりである。**他の港湾施設利用者の利用を妨げる利用状況については、毅然とした対応で臨むべき**である。

4. 外郭団体

当包括外部監査では、港湾事業に関係する外郭団体として、**ひょうご埠頭**と**新西宮ヨットハーバー**での現地調査を実施した。

第一に、両者で、会社法で求められる**ガバナンス上の課題（取締役会開催頻度、書面決議手続など）が確認**されている。会社法は、株式会社が遵守する必要がある基本法であり、ひょうご埠頭と新西宮ヨットハーバーも例外ではない。株式会社の事業運営の根幹であるガバナンスの改善に早急に取り組みされたい。

第二に、新西宮ヨットハーバーは、港湾施設の指定管理者としての役割も担っているが、**指定管理業務からも様々な事務の不備（利用料金の過大徴収、県の承認の無い減免措置、不適切な契約事務、不正確な実績報告など）が確認**されている。

外郭団体に対する県の指導や監督が不十分である点も問題であり、両者ともに改善すべき事項は多い。

その他、ひょうご埠頭では、**会計処理上の課題（賞与引当金、修繕引当金）も確認**されているため、会計上の取扱いについて改めて確認されたい。

5. 指定管理施設

当包括外部監査では、土木部港湾課から指定管理業務に関する資料を入手し、必要に応じて質問等を行うとともに、相生港那波旅客来訪船舶棧橋を始めとして、3ヶ所の指定管理施設で現地調査を実施した。

全般的な事項としては、まず、**指定管理者の公募に際して募集期間が合理的な理由もなく2ヶ月よりも短く設定**されており、また、**選定委員会の議事内容（要旨）が県ホームページ等で公表されておらず、県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」に反する取扱いが行われていた**。次に、非公募により指定管理者を指定する際に作成された決裁書には、「**第三セクター**」という非常に抽象的な指定基準適合理由しか記載されていなかった。更には、**港湾課管理班が所管する施設に係る基本協定書には、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に照らして、本来織り込まれるべき項目が漏れているなど、指定管理者制度が適切に運用されているとは言い難い状況**である。指定管理者制度の趣旨を再確認し、適正な運用に努められたい。

現地調査対象施設の指定管理者であるあいおいアクアポリス、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会においても、**実績報告書の不備や指定管理業務の再委託承諾漏れなどの課題**が数多く確認されている。加えて、**県は、相生市の第三セクターであるあいおいアクアポリスに対して直接的な監督義務は無いとはいえ、あいおいアクアポリスが、令和2年12月に経営改善計画を策定し、相生市から100百万円の補助金を交付されなければならないほど経営状態が悪化している状況を把握していなかった**。指定管理施設を安定的に運営する上では、今後、経営改善計画の進捗状況などを定期的に確認することが必須であろう。

6. 終わりに

包括外部監査制度が平成11年4月1日に導入されてから、既に20年以上経過するが、県において「港湾事業」が監査テーマとして取り上げられたことは初めてである。そのため、残念ながら、当年度の包括外部監査では、長きにわたり放置されてきた事項も含め、非常に数多くの課題が発見され、報告することとなった。県にとっては、耳が痛いものばかりかもしれない。しかし、県の行政事務の一挙手一投足に対して、県民が厳しい視線を注いでいることを忘れてはならない。**包括外部監査人は、行政事務の基本を「公正」「公平」「透明」の3つと考えている。県には、常に「公正」「公平」「透明」の3つを意識し、当包括外部監査で指摘された課題の根本的な原因を慎重に分析するとともに、その解決に向けた真摯な取り組みを通じて、今後の行政事務の適正化に邁進されるよう期待したい。**

なお、地方自治法第252条の36第4項において、地方公共団体は、連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならないとされていることから、当年度が包括外部監査人にとっての監査最終年度に該当する。新型コロナウイルスの

感染拡大という未曾有の危機に直面する中、包括外部監査に対する多大な協力、真摯な姿勢や対応に対して、県には改めて感謝を申し上げる。

以上が、包括外部監査の総括（指摘事項及び意見の要約）である。以降では、各指摘事項及び意見について詳述することとする。

II. 指摘事項及び意見

1. 全般的事項

(1) ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免

① ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免の概要

ひょうご埠頭は、県から使用許可を得た港湾施設を運営し、また、民間業者に対する転貸等を行っている。ひょうご埠頭は、港湾施設を運営する場合や民間業者に対して転貸する場合には、県港湾条例に基づく使用料を徴収している。その一方、県は、ひょうご埠頭に対して港湾施設使用料を減免している。令和3年度におけるひょうご埠頭本店及び西宮支店の施設別営業収入（ひょうご埠頭が民間業者から徴収した使用料等）と減免後の港湾施設使用料については、下表のとおりである。この点、**県は、減免後港湾施設使用料の算定に際し、上屋、野積場、計量所用地、業務用地（作業詰所）及び駐車場使用料については、使用料及び手数料徴収条例別表第1（第2条関係）の「行政財産の目的外使用料」の土地使用料、建物使用料及び共用費の計算方法（下表参照）を準用している。**県港湾条例単価に基づく営業収入と「行政財産の目的外使用料」の計算方法に基づき算出された金額（＝減免後港湾施設使用料）との差額が減免額に相当することとなるが、**令和3年度においては減免額が439百万円（減免率：58.5%）**となっている。

【ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免状況（令和3年度）】

（単位：千円）

部門名	①県港湾条例単価に基づく営業収入	②減免後港湾施設使用料	③=①-② 差額（減免額）	④=③/① 減免率
本店	494,418	169,091	325,327	65.8%
西宮支店	256,229	142,458	113,772	44.4%
合計	750,647	311,549	439,098	58.5%

【施設別営業収入と減免後の港湾施設使用料（本店）】

（単位：千円）

施設名	①県港湾条例単価に基づく営業収入	②減免後港湾施設使用料	③=①-② 差額（減免額）
クレーン合計	48,823	64,390	△15,567
飾磨クレーン	13,099	17,275	△4,177
中島クレーン	31,288	41,264	△9,976
広畑クレーン	4,436	5,851	△1,414
野積場合計	393,247	91,454	301,793
東1号	2,112	513	1,599
東3号	21,629	5,255	16,374

施設名	①県港湾条例単価 に基づく営業収入	②減免後 港湾施設使用料	③=①-② 差額（減免額）
東4号	15,187	3,690	11,497
東5号	23,538	5,719	17,819
東6号	19,162	4,656	14,506
東7号	16,180	3,931	12,249
東1号上屋用地	3,903	948	2,955
西1号	4,228	1,027	3,201
西2号	10,613	2,578	8,035
西3号	5,003	1,215	3,788
西4号	4,889	1,188	3,701
西5号	4,053	984	3,069
西6号	12,009	2,918	9,091
西7号	29,238	7,104	22,134
西8号	11,876	2,885	8,991
西9号	9,295	2,258	7,037
西10号	10,017	2,434	7,583
飾磨地区合計	202,933	49,305	153,628
1号	15,886	3,606	12,280
2号	13,798	3,132	10,666
3号	27,600	6,265	21,335
4号	9,852	2,236	7,616
5号	18,360	4,167	14,193
6号	10,699	2,428	8,271
7号	28,719	6,519	22,200
8号	16,531	3,752	12,779
中島地区合計	141,444	32,106	109,339
1号	33,827	7,351	26,476
広畑地区合計	33,827	7,351	26,476
A	3,134	561	2,573
B	3,764	674	3,090
C	4,782	856	3,926
D	2,972	532	2,440
未舗装	392	70	322
吉美地区小計	15,043	2,692	12,351
上屋合計	38,882	10,841	28,040
西3号	15,464	4,312	11,152
西4号	7,318	2,041	5,278
西5号	7,192	2,005	5,187
旅客ターミナル1階	8,907	2,484	6,424
その他合計	13,466	2,406	11,060
休憩所	120	0	120
駐車場	13,346	2,406	10,940
総合計	494,418	169,091	325,326

【施設別営業収入と減免後の港湾施設使用料（西宮支店）】

(単位：千円)

施設名	県港湾条例単価 に基づく営業収入	減免後 港湾施設使用料	差額
野積場合計	234,440	132,056	102,383
A	1,746	955	791
B	22,477	12,295	10,182
C D	28,393	15,531	12,862
E	15,846	8,668	7,178
F G	19,408	10,616	8,792
H	22,034	12,053	9,981
I	8,205	4,488	3,717
J	3,433	1,878	1,555
K	7,411	4,054	3,357
L	11,429	6,252	5,177
M	12,488	6,831	5,657
N	15,329	8,385	6,944
西宮地区合計	168,200	92,034	76,166
1	2,444	1,486	958
2	4,699	2,857	1,842
3	1,925	1,170	755
4	3,414	2,076	1,338
6	22,653	13,773	8,880
甲子園浜地区合計	35,134	21,367	13,767
A	4,972	2,978	1,994
C-2	5,873	3,518	2,355
D	2,629	1,575	1,054
E	4,417	2,646	1,771
F	4,417	2,646	1,771
G	3,560	2,132	1,428
H	5,237	3,137	2,100
鳴尾浜地区合計	31,106	18,656	12,450
その他合計	21,790	10,401	11,389
1号上屋	10,181	4,467	5,714
倉庫敷地	5,061	3,696	1,365
駐車場	6,547	2,239	4,308
総合計	256,229	142,458	113,772

(※) 減免後港湾施設使用料は地区別の減免率で算定している。

【減免後港湾施設使用料の算出方法】

<上屋>

使用料 = 土地使用料 + 建物使用料 + 共用費
 (土地使用料) = 土地台帳価格 × 建物面積 ÷ 延床面積 × 許可数量 × **4/100 × 110/105**
 (建物使用料) = 建物台帳価格 ÷ 延べ床面積 × **6.6/100**
 (共用費) = 建物使用料 × **15/100** 【本店事務所のみ】

<野積場、計量所用地、業務用地（作業詰所）及び駐車場>

使用料 = 土地台帳価格 × 許可数量 × **4/100**

【使用料及び手数料徴収条例】（一部抜粋）

別表第1（第2条関係）
 行政財産目的外使用料

名称	区分		金額
土地使用料	その他のもの		1年につき、使用部分の公有財産台帳価格の100分の4に相当する金額
建物使用料	専用使用	その他のもの	1年につき、(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1)専用部分の公有財産台帳価格に100分の6.6を乗じて得た額と、その部分の土地の使用料（借地の場合は、県が負担する借地料）に相当する額に105分の110を乗じて得た額との合計額 (2)廊下、階段、便所等が共用の場合には、専用部分の公有財産台帳価格に100分の6.6を乗じて得た額の100分の15に相当する額

② 港湾施設使用料の減免の合理性

ひょうご埠頭の設立目的は、県から姫路港並びに尼崎西宮芦屋港の港湾施設の使用許可を受け、公共性を維持しつつ、その施設機能を十分に活用して産業の振興に貢献し、かつ、港湾施設の増強と運営の合理化を図り、もって姫路港並びに尼崎西宮芦屋港の発展に期することである。

上記設立目的に鑑み、ひょうご埠頭による港湾施設の使用が港湾振興に寄与するものとして、県は港湾施設使用料を減免している。この**減免の効果により、ひょうご埠頭では過去から継続的に数千万円程度の利益が計上された結果、令和3年度末で現金預金は1,375百万円、利益剰余金は1,461百万円まで積み上がっている。**なお、ひょうご埠頭では、将来の港湾施設の修繕に備えるべく、平成21年度以降修繕引当金を計上し、令和3年度末時点では280百万円計上しているが、後述のとおり、当該修繕引当金は、企業会計原則注解18に定める要件を充足しないと考えられるため、ひょうご埠頭の実質的な利益剰余金残高は1,741百万円と言える。

【ひょうご埠頭 現金預金・利益剰余金・当期純利益推移】

(単位：千円)

	現金預金	利益剰余金	当期純利益
平成19年度	898,733	931,366	40,674
平成20年度	789,654	975,056	43,690
平成21年度	829,203	1,012,867	37,811
平成22年度	906,098	1,027,019	14,153
平成23年度	967,235	1,056,969	29,950
平成24年度	1,119,486	1,087,392	30,423
平成25年度	929,121	1,115,562	28,170
平成26年度	901,442	1,160,974	45,412
平成27年度	1,260,106	1,204,704	43,730
平成28年度	1,190,473	1,257,520	52,816
平成29年度	1,299,222	1,291,711	34,191
平成30年度	1,387,262	1,325,239	33,528
令和元年度	1,155,302	1,358,687	33,448
令和2年度	1,184,751	1,400,462	41,775
令和3年度	1,375,888	1,461,772	61,310

ここで、県がひょうご埠頭から收受する港湾施設使用料について考察する。**県がひょうご埠頭に対して使用許可を与えている野積場等の港湾施設に係る使用料は、港湾整備事業特別会計の収入として計上される性質の項目**である。そして、当該収入を含む港湾整備事業特別会計は、地方自治法第233条第2項及び第4項に基づき監査委員の審査に付され、監査委員の審査後、同法第233条第3項及び第5項に基づき議会に提出され、審査が行われることになる。仮に、県がひょうご埠頭に対して使用料を減免していなければ、ひょうご埠頭が外部(民間会社等)から收受した使用料の全額を県がひょうご埠頭から收受し、使用料の使途、すなわち歳出の状況は、港湾整備事業特別会計の審査を通じて監査委員や議会のチェックを受けることになる。しかし、実際には、県は、ひょうご埠頭に対して多額の使用料の減免を実施している。県港湾条例単価に基づく使用料と減免後使用料の差額を源泉として、過年度からひょうご埠頭は安定的かつ継続的に利益を計上し、多額の利益剰余金が積み上げられた結果、**令和3年度末時点で1,375百万円(総資産の約68.5%)の現金預金を有する**に至っている。**この資金(現金預金)は、県にとって重要な意味を持つ。**港湾施設に係る設備投資、修繕等の事業を実施する場合、通常、港湾整備事業特別会計において予算が編成され、その執行状況は監査委員や議会の審査を受けることとなる。当然予算には限りがあり、当年度には実施できない事業も生じること

もあるが、その場合、通常であれば、次年度以降に再度検討することとなる。しかし、**港湾事業については、ひょうご埠頭が保有する資金（現金預金）を利用すれば、県は、港湾整備事業特別会計で行われ歳出が計上されるべき事業を、特別会計の枠外で監査委員や議会によるチェックを擦り抜ける形で自由に実施することができるのである。**

また、県にとってのひょうご埠頭の資金の利便性は、その資金運用からも垣間見ることができる。ひょうご埠頭の令和4年3月末の投資有価証券の内訳は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

銘柄	令和3年3月末	令和4年3月末
新西宮ヨットハーバー株式会社債	153	27
兵庫県債	100	100
兵庫県道路公社債	—	100
上場株式	5	5
ゴルフ会員権	3	3

ひょうご埠頭は、令和4年3月31日に「第10回兵庫県道路公社債（期間5年）」（以下、「道路公社債」という。）を100百万円購入している。同債券の購入に際しては、県から県行政と密接な関連のある公社等に対して、購入希望の打診があったものであるが、道路公社債と同時に「兵庫県住宅供給公社債（以下、「住宅公社債」という。）の購入希望が打診されている。ひょうご埠頭が債券の購入を検討するに当たり、参考とした想定利率は以下のとおりである。

【債券の想定利率】

銘柄	1年債	3年債	5年債	10年債
道路公社債	0.03%	—	0.06%	—
住宅公社債	0.05%	0.07%	0.10%	0.25%

上記のとおり、1年債、5年債ともに利回りが有利な債券は住宅公社債であり、それ故、県行政と密接な関連のある公社等の大部分が住宅公社債の購入を希望している。そのような状況にも関わらず、ひょうご埠頭が利回りの低い道路公社債を購入する意思決定を行ったのは、県庁内の差配により、主管部局である県土整備部内で引き受け先を見つけることとなり、ひょうご埠頭の意思決定を尊重しつつ、港湾課からひょうご埠頭に対して購入引受けの協力が打診されたためである。ひょうご埠頭はこの打診を受け、住宅公社債に比して利率は低いものの、県の県土整備行政に寄与することを目的に、利率の低い道路公社

債を購入する意思決定を行っている。これは、「兵庫県及び関連公社等資金運用指針」のグループファイナンスの指針に基づいて実施していることから、直ちに否定されるものではないが、**使用料の減免によって生じたひょうご埠頭の潤沢な余剰資金に着目し、企業の投資判断として合理的とは言えないであろう「相対的に利率が低い債券への投資」を促したと捉えられかねない行為は、一事業会社の合理的な判断を奪う機会にもなりかねないものである。**また、上記の債券の購入資金は、本来は港湾整備事業特別会計の歳入となるべき性格の資金を原資とするものであることから、港湾整備以外の目的で資金が使用されているとも言えるものである。

このように、県は、ひょうご埠頭の財政状態及び経営成績を考慮することなく、過去から港湾施設使用料に関する多額の減免を継続した結果、ひょうご埠頭には約14億円の資金が蓄積されることとなった。この資金は、監査委員や議会の審査を受けることなく、港湾整備事業特別会計の枠外で事業を実施するために利用することができる県にとっては都合の良い「第二の財源」となり得るものであり、県民に対して港湾整備事業特別会計の収支が適正に開示されない結果を生んでいる。【指摘事項－1】

【兵庫県及び関連公社等資金運用指針（平成29年3月22日改訂）】

第1章 総括的事項

1. 制定の目的

この指針は、兵庫県（以下、「県」と言う。）及び県が財政的支援を行う出資法人（以下、「関連公社等」と言う。）が、基金、基本財産、事業財産等の資金を運用にあたって留意すべき事項を定め、もって、**県の健全な財政運営及び関連公社等の安定的な経営実現に資することを目的とする。**

2. 運用にあたっての心構え

県及び関連公社等は、公的な団体として求められる使命、県民等に対する責務を自覚し、資金の運用にあたっては、安全かつ有利であることはもとより、流動性の確保にも十分留意し、中長期的にも運用資産全体の硬直化が起こらないものとしなければならない。

3. 県及び関連公社等の責務

(1) 県の責務

県は関連公社等の資金運用に関し、指導・助言する立場にあることから、関連公社等の自主性に配慮しつつ、以下の行為を行う。

- ① 県及び関連公社等が、資金運用にあたり公的団体として留意しなければならない事項をとりまとめ、本指針を制定すること
- ② 本指針が厳格に順守されるよう、関連公社等を指導監督すること
- ③ 関連公社等の役員、職員が、資金運用に関する必要な知識を習得できる機会を提供すること
- ④ 市場環境の変化、関連公社等の要望を踏まえ、必要に応じて本指針を改定すること

(2) 関連公社等の責務

関連公社等は、自らの自主的な判断により公的な団体にふさわしい資金運用を行うよう、県の指導・助言を参考としつつ、資金運用に関する知識・技術の研鑽に取り組むこととして、以下の行為を行う。

- ① 本指針の内容を理解し、**自身の判断としてその内容を順守すること**
- ② 本指針の定めるところにより、県へ協議・報告を確実にすること
- ③ 本指針に定めのない事項あるいは本指針の解釈に関する疑義について、県に協議し指導・助言を求めること

(略)

第2 資金運用の実施にあたっての留意事項

1. 運用の対象とする金融商品

関連公社等が運用の対象とすることができる金融商品は、以下のとおりとする。

- (1) 普通預金・通知預金・定期預金
- (2) 大口定期預金・譲渡性預金
- (3) 外貨預金
- (4) 買戻特約付債券現先
- (5) **グループファイナンス**

グループファイナンスとは、**兵庫県と関連公社等との間で、流通市場を介さずに行われる資金の相互融通**であり、以下に掲げるいずれかの形態をとるものを指す。

- i) 繰上償還要求特約付兵庫県債
 - ii) 県の歳計現金への一時貸付金
 - iii) **関連公社等が発行する債券**
 - iv) 県の県債管理基金による短期貸付金
- (6) 国債（短期国債、政府短期証券を含む。）
 - (7) 政府関係機関債（いわゆる政府保証債及び財投機関債）
 - (8) 地方債
 - (9) 地方公社債のうち元利金の支払いを地方公共団体が債務保証しているもの
 - (10) 国内事業会社債（前号に該当しない地方公社債を含む。）
 - (11) 外貨建ての外国国債
 - (12) 円貨建ての外国債券（サムライ債）
 - (13) 円貨建ての国外市場発行債券（ユーロ円債）
 - (14) 信託受益権

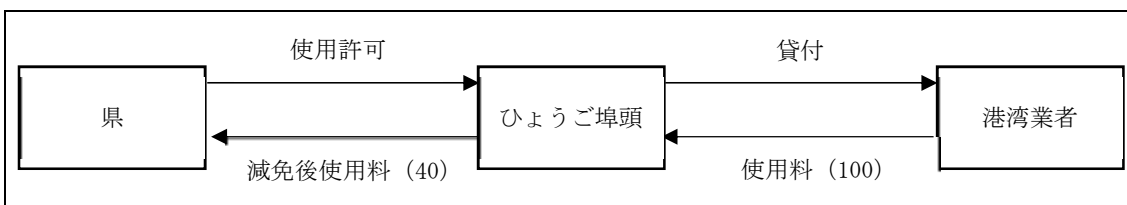
そこで、ひょうご埠頭に対する多額の減免方法について検討することとする。**ひょうご埠頭から收受する使用料の算定は、行政財産の目的外使用料の算定に準じて行われているが、地方自治法第238条の4第7項においては、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる**とされており、県の公有財産規則第49条においても、同様の定めがある。行政財産は、特定の行政目的を達成するための財産であり、これを私人に使用させることにより収入を得ることは基本的には想定されていない。**行政財産の目的外使用はあくまでも副次的な使用方法であることから、その範囲は公益的な用途に限定され、使用期間も短期（県の場合は、原則3年）である。**また、行政財産は特定の用途や目的を果たすために取得されたものであり、取得コストを回収するために使用料に転嫁するという考え方が馴染まないことから、**使用料も低位に設定**されている。一方、県がひょうご埠頭に対して使用許可を付与している野積場等の港湾施設は、**県が港湾利用を前提として整備した施設（行政財産）であり、ひょうご埠頭は当該施設を本来の使用目的に合致した目的で使用許可を受けている。**また、ひょうご埠頭は、県の出資を受けている外郭団体ではあるものの、**営利を目的とした株式会社であり、長年にわたり独占的に当該施設の使用許可を受けている。**確かに、ひょうご埠頭においても、外部の民間業者から收受する使用料が県港湾条例で決められている状況下で、港湾施設の管理運営に係る費用が発生することから、県がそれに見合うだけの使用料を

減免すること自体は否定されるものではない。しかし、**ひょうご埠頭に多額の資金や利益剰余金が計上されているにも関わらず、県が、本来の使用目的に合致した目的で使用許可を付与した港湾施設について、制度趣旨が全く異なる行政財産の目的外使用の使用料算定方法を準用した上で使用料を減免することは、本来の必要額や適正額を超える減免を実施することに繋がりがねず、合理性を欠くものである。【指摘事項-2】**

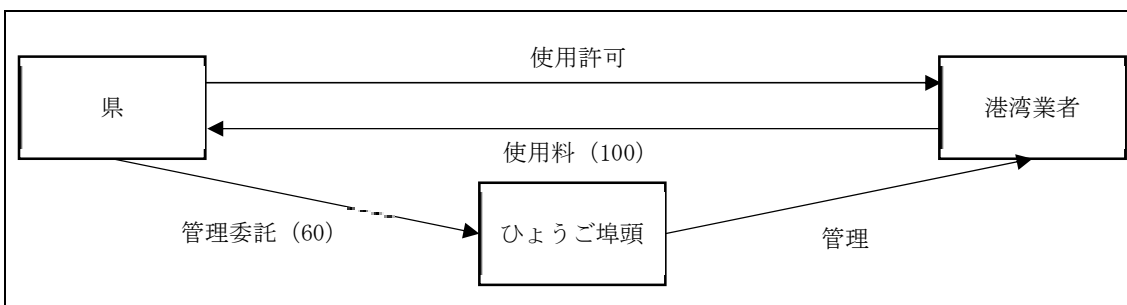
上記の点は、県とひょうご埠頭との取引（＝県がひょうご埠頭の使用料を減免する取引）を別の取引に擬制した場合に、より鮮明になる。ひょうご埠頭が外部へ貸し付け、県港湾条例単価に基づき使用料を収受している野積場等は、県が所有する港湾施設である。「**県がひょうご埠頭の使用料を減免する取引**」を、「**県が、県港湾条例単価に基づき使用料を外部から直接収受し、当該野積場等の管理をひょうご埠頭に委託する取引**」に擬制した場合、**県とひょうご埠頭は委託関係**となり、両者の間では港湾施設の管理運営に係る委託契約を締結することとなる。その場合、業務受託者であるひょうご埠頭にとっては、管理運営に係る費用（人件費・経費等）を積算して委託料（下図の「管理委託（60）」）の見積りを行うことが合理的な企業行動と言えるため、現在の減免額の算定方法が合理性を欠くものであることを示唆することになると言えよう。

【例】 県港湾条例単価に基づく港湾施設使用料を 100、減免額を 60 とした場合

【県がひょうご埠頭の使用料を減免する場合】



【県とひょうご埠頭との委託契約に擬制した場合】



(注) 県がひょうご埠頭の使用料を減免する場合と、県とひょうご埠頭との委託契約に擬制した場合には、下表のとおり、収入及び支出の金額は変わるものの、収支差額は変化しない。

	県		ひょうご埠頭	
	現在の取引	委託契約へ擬制	現在の取引	委託契約へ擬制
収入	40	100	100	60
支出	0	60	40	0
収支差額	40	40	60	60

以上より、港湾施設の公共性を維持し、利用者の要望に的確に応えるかたちで安定的に港湾施設を運営する観点から、県が、ひょうご埠頭に対して実施する港湾施設使用料の減免を否定するものではないが、ひょうご埠頭には多額の資金や利益剰余金が計上されている点を踏まえた上で、県は、減免の必要性も含めて改めて慎重に検討すべきである。その結果、ひょうご埠頭に対して使用料を減免する場合には、外郭団体との取引であり、より一層透明性を確保する必要があることを強く意識するとともに、他の港湾施設利用者に対する公平性に十分に配慮した上で、合理的な方法に基づき減免額を算定すべきである。【意見－1】また、県にとって都合の良い「第二の財源」となり得るひょうご埠頭の多額の資金は、減免がなければ港湾整備事業特別会計の枠内で適正に執行されるべき性格のものである。従って、ひょうご埠頭は、県との協議に基づき、当該資金を使用した港湾施設の整備・修繕に係る将来計画を策定し、計画に従った事業を着実に遂行するとともに、県は計画の進捗を適切にモニタリングすべきである。【意見－2】

【地方自治法】（一部抜粋）

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

【公有財産規則】（一部抜粋）

第49条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当する場合には限り、県以外の者に使用許可をすることができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために使用するとき。
- (2) 県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする団体においてその事務又は事業の用に供するために使用するとき。
- (3) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業の用に供するために短期間使用するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の場合において応急施設の用に供するために短期間使用するとき。
- (5) 県の職員その他県の施設を利用する者の福利厚生施設として、食堂、売店等の経営を行うために使用するとき。
- (6) 電気事業、通信事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するために使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ない理由があると認めるとき。

第50条 使用許可の期間は、3年を超えてはならない。ただし、前条第6号に掲げる場合に該当するときは、5年以内とすることができる。

③ 港湾施設使用料の減免手続

県港湾条例第9条の2では、知事は、一定の場合に使用料の全部又は一部を減免することができる定められている。県は、ひょうご埠頭に対して、使用料の全部又は一部を減免しており、これは、県港湾条例第9条の2第3号の「前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき」に該当することを理由としているものと考えられる。しかし、県がひょうご埠頭に対して発行した令和3年度港湾施設使用料通知書には、港湾施設使用料の金額が記載されているのみであり、減免理由が明記されていないことから、県港湾条例第9条の2のいずれの条項に基づく使用料の減免であるか否かが不明瞭である。

【指摘事項－3】

また、県は、ひょうご埠頭本店より姫路港広畑港区野積場他に係る港湾施設用地使用許可申請書を受領し、減免後の使用料を算定した上で、令和3年度の港湾施設使用料を通知しているが、ひょうご埠頭本店からは減免理由が記載された減免申請書類は提出されていない。従って、県は、減免申請していない港湾施設利用者に対して、県の判断により減免措置を実施していることとなり、減免手続に瑕疵が認められる。【指摘事項－4】

従って、県は、使用料の減免を行う場合には、港湾施設の利用者から減免理由を記載した減免申請書類を適切に入手し、県港湾条例第9条の2に定める減免理由への該当を慎重に検討した上で、港湾施設の利用者に対する使用料を通知すべきである。また、その際、使用料通知書には県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減免理由を明記すべきである。【意見－3】

(2) 県管理港湾に係る港湾別収支

県には県管理港湾が28港存在し、その内訳は、国際拠点港湾1港、重要港湾2港、地方港湾25港（播磨地域：7港、但馬地域：3港、淡路地域：15港）である。県では、法第49条に基づき、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港に係る収支報告（経営関係収支報告・建設関係収支報告）を作成しているが、地方港湾については、法律上作成が求められていないことから収支報告を作成していない。そこで、当包括外部監査において、地方港湾も含めた県の港湾に係る収支状況を把握するため、一定の仮定のもと、地方港湾を含む県管理港湾の収支状況を取りまとめた結果は、以下のとおりである。なお、港湾別収支の算定に際し、共通的に発生する項目等については、以下の方法により按分計算を行っている。

【按分計算方法】

科目	按分計算方法
施設使用料等	港別実績値
人件費	港湾関係職員全体人件費を同職員数で割り出した単価に各事務所従事者数を乗じた上で、港別収入で按分
庁費	維持管理事務費を港別収入により按分
港湾統計調査費	市別委託費を港別報告者数等により按分
施設維持補修費	事務所別維持管理費を港別収入により按分
施設運営費	事務所別維持管理費を港別収入により按分
港湾環境整備・保全費	事務所別維持管理費を港別収入により按分

【県管理港湾に係る港湾別収支（令和3年度）】

（単位：千円）

	国際拠点	重要	重要	地方 (播磨)	地方 (播磨)	地方 (播磨)	地方 (播磨)
	姫路港	尼崎西宮 芦屋港	東播磨港	家島港	明石港	江井ヶ島港	相生港
施設使用料及び役務利用料	727,234	923,246	517,526	2,398	27,042	5,334	52,369
入港料	42,948	4,408	52,427	-	-	-	-
係留施設	65,842	44,239	59,360	197	23	0	22,960
荷さばき施設等	81,024	11,851	1,162	0	0	0	0
保管施設	189,546	488,740	248,760	1,968	0	1,782	29,358
船舶給水等	545	-	1,837	-	-	-	-
土地	40,210	2,277	910	-	-	-	-
その他	307,119	371,731	153,070	233	27,019	3,552	51
占用料等	203,762	68,924	279,080	4,545	2,139	1	66,217
水域占用料	203,762	68,924	279,080	4,545	2,139	1	66,217
収入計 (①)	930,996	992,170	796,606	6,943	29,181	5,335	118,586
経営関係管理費	629,414	496,505	330,702	8,351	9,029	1,344	49,775
人件費	82,151	119,130	59,511	0	0	0	23,771
庁費	11,491	13,167	7,333	0	0	0	1,135
港湾統計調査費	1,099	607	982	131	37	7	67
施設維持補修費	149,151	186,394	121,927	2,208	1,339	11	8,884
施設運営費	346,838	132,149	99,588	6,012	7,653	1,326	12,086
港湾環境整備・保全費	14,282	34,004	34,982	0	0	0	3,832
その他（消費税）	24,402	11,054	6,379	0	0	0	0
支出計 (②)	629,414	496,505	330,702	8,351	9,029	1,344	49,775
収支差額 (③=①-②)	301,582	495,665	465,904	△ 1,408	20,152	3,991	68,811

	地方 (播磨)	地方 (播磨)	地方 (播磨)	地方 (但馬)	地方 (但馬)	地方 (但馬)	地方 (淡路)
	坂越港	赤穂港	古池港	津居山港	竹野港	柴山港	岩屋港
施設使用料及び役務利用料	5,902	22,592	158	17,483	640	7,209	9,072
入港料	-	-	-	-	-	-	-
係留施設	0	8,107	0	10,785	0	0	3,082
荷さばき施設等	0	0	0	0	0	0	0
保管施設	5,902	14,327	158	50	60	1,631	133
船舶給水等	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	158	0	6,648	580	5,578	5,857
占用料等	641	22,058	7	247	1,094	236	4,433
水域占用料	641	22,058	7	247	1,094	236	4,433
収入計 (①)	6,543	44,650	165	17,730	1,734	7,445	13,505
経営関係管理費	2,098	20,445	75	47,850	5,866	51,927	49,400
人件費	1,313	9,914	41	29,001	3,450	44,310	5,140
庁費	9	445	0	972	128	169	1,092
港湾統計調査費	15	59	7	15	7	15	45
施設維持補修費	65	3,484	5	6,051	800	1,053	39,515
施設運営費	667	5,040	21	5,999	714	5,367	2,347
港湾環境整備・保全費	29	1,503	2	5,811	768	1,012	1,255
その他（消費税）	0	0	0	0	0	0	6
支出計 (②)	2,098	20,445	75	47,850	5,866	51,927	49,400
収支差額 (③=①-②)	4,445	24,205	90	△ 30,120	△ 4,132	△ 44,482	△ 35,895

	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)
	浦港	津名港	洲本港	由良港	阿万港	福良港	津井港
施設使用料及び役務利用料	6	50,152	19,659	5,738	346	12,899	4
入港料	-	-	-	-	-	-	-
係留施設	0	11,179	480	0	0	1,673	0
荷さばき施設等	0	108	0	0	0	0	0
保管施設	0	25,416	11,967	264	0	155	0
船舶給水等	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-
その他	6	13,449	7,212	5,474	346	11,071	4
占用料等	2,590	2,741	1,234	4,688	106	3,235	0
水域占用料	2,590	2,741	1,234	4,688	106	3,235	0
収入計(①)	2,596	52,893	20,893	10,426	452	16,134	4
経営関係管理費	15,882	107,704	38,548	32,096	1,004	36,353	10
人件費	988	20,175	9,058	3,978	182	6,139	2
庁費	376	2,040	660	685	19	713	0
港湾統計調査費	15	37	30	30	7	60	0
施設維持補修費	13,618	73,855	23,887	24,793	690	25,807	6
施設運営費	451	9,213	4,136	1,817	83	2,804	1
港湾環境整備・保全費	433	2,347	759	788	22	820	1
その他(消費税)	0	37	18	5	0	11	0
支出計(②)	15,882	107,704	38,548	32,096	1,004	36,353	10
収支差額(③=①-②)	△ 13,286	△ 54,811	△ 17,655	△ 21,670	△ 552	△ 20,219	△ 6

	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	地方 (淡路)	合計
	湊港	都志港	山田港	江井港	郡家港	室津港	淡路交流 の翼港	
施設使用料及び役務利用料	20,478	1,587	29	3,384	1,616	4,336	2	2,438,441
入港料	-	-	-	-	-	-	-	99,783
係留施設	755	18	0	0	4	0	0	228,704
荷さばき施設等	0	0	0	0	0	0	0	94,145
保管施設	16,986	0	0	0	0	0	0	1,037,203
船舶給水等	-	-	-	-	-	-	-	2,382
土地	-	-	-	-	-	-	-	43,397
その他	2,737	1,569	29	3,384	1,612	4,336	2	932,827
占用料等	844	36	0	27	19	1,008	0	669,912
水域占用料	844	36	0	27	19	1,008	0	669,912
収入計(①)	21,322	1,623	29	3,411	1,635	5,344	2	3,108,353
経営関係管理費	21,577	1,229	35	2,057	3,069	8,734	393	1,971,472
人件費	8,162	620	12	1,299	748	2,043	265	431,403
庁費	251	9	0	4	52	150	0	40,900
港湾統計調査費	52	15	7	7	15	7	7	3,382
施設維持補修費	9,077	291	10	146	1,852	5,425	0	700,344
施設運営費	3,727	283	5	593	341	933	121	650,316
港湾環境整備・保全費	289	10	1	5	59	172	0	103,185
その他(消費税)	19	1	0	3	2	4	0	41,941
支出計(②)	21,577	1,229	35	2,057	3,069	8,734	393	1,971,472
収支差額(③=①-②)	△ 255	394	△ 6	1,354	△ 1,434	△ 3,390	△ 391	1,136,881

また、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港について、取扱貨物量が同規模の港湾に係る収支と比較した結果は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	姫路港	東播磨港	同規模平均 ①	尼崎西宮 芦屋港	同規模平均 ②
施設使用料及び役務利用料	727,234	517,526	1,157,566	923,246	296,696
入港料	42,948	52,427	36,933	4,408	4,910
係留施設	65,842	59,360	186,543	44,239	51,477
臨港交通施設	0	0	29,524	0	887
荷さばき施設等	81,024	1,162	230,970	11,851	105,287
旅客施設	—	—	23,873	—	2,225
保管施設	189,546	248,760	279,967	488,740	32,819
港湾環境整備施設	—	—	1,617	—	3,036
船舶給水等	545	1,837	11,854	—	3,997
船舶修理・保管	—	—	808	—	0
引船	—	—	45,276	—	0
土地	40,210	910	299,297	2,277	72,496
建物	—	—	1,108	—	442
その他	307,119	153,070	9,796	371,731	19,121
占用料等	203,762	279,080	21,927	68,924	22,700
水域占用料	203,762	279,080	21,927	68,924	22,699
手数料	—	—	0	—	2
収入計 (①)	930,996	796,606	1,179,493	992,170	319,396
経営関係管理費	629,414	330,702	1,174,777	496,505	416,212
人件費	82,151	59,511	187,719	119,130	77,513
庁費	11,491	7,333	39,858	13,167	8,966
港湾調査費	0	0	10,101	0	18,837
港湾統計調査費	1,099	982	834	607	395
施設維持補修費	149,151	121,927	318,819	186,394	120,523
施設運営費	346,838	99,588	202,845	132,149	118,153
経営委託費	—	—	269,321	—	24,586
港湾振興費	—	—	33,625	—	15,050
港湾環境整備・保全費	14,282	34,982	75,659	34,004	20,006
港湾厚生費	—	—	23	—	0
土地建物等使用料	—	—	1	—	6,755
その他 (消費税)	24,402	6,379	35,974	11,054	5,429
支出計 (②)	629,414	330,702	1,174,777	496,505	416,212
収支差額 (③=①-②)	301,582	465,904	4,717	495,665	△ 96,816
収支差額比率 (④=③/①)	32.4%	58.5%	0.4%	50.0%	△ 30.3%

(注) 同規模平均①：「数字でみる港湾2021」（公益社団法人日本港湾協会）の「港湾取扱貨物量ランキング（2019年上位200港）」から、姫路港（取扱貨物量：3,146万t）及び東播磨港（取扱貨物量：3,608万t）と取扱貨物量が同程度である、博多港（国際拠点港湾）、苅田港（重要港湾）、和歌山下津港（国際拠点港湾）、茨城港（重要港湾）、鹿児島港（重要港湾）、函館港（重要港湾）、新潟港（国際拠点港湾）、宇部港（重要港湾）の令和3年度の経営関係収支報告から算出した平均値

同規模平均②：「数字でみる港湾2021」（公益社団法人日本港湾協会）の「港湾取扱貨物量ランキング（2019年上位200港）」から、尼崎西宮芦屋港（取扱貨物量：425万t）と取扱貨物量が同程度である、能代港（重要港湾）、八代港（重要港湾）、下関港（重要港湾）、高知港（重要港湾）の令和3年度の経営関係収支報告から算出した平均値

上表からも分かるとおり、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港の3港で、港湾収入（施設使用料及び役務利用料、占用料等）全体の約87%（＝3港合計2,719,772千円／全体3,108,353千円）が獲得されている。当該3港に関して取扱貨物量が同規模港湾の平均値と比較した場合、姫路港及び東播磨港の収入規模は平均を下回るものの、3港の収支差額及び収支差額比率はいずれも平均を大きく上回る値を示していることから、高い収益性を誇る港湾であることが分かる。また、姫路港及び東播磨港は、収入に占める水域占用料の割合が高い点が特徴として挙げられる（姫路港：21.8%、東播磨港：53.9%、同規模平均①：1.9%）。これは、両港ともに、播磨工業地帯に位置する港湾で、化学・鉄鋼等の民間企業の大規模な工場や発電所が数多く立地しており、これらの企業による水域の占用が広範に行われていることが要因と考えられる。

その一方、**地方港湾については、収支状況は芳しくないと言える。地方港湾25港の内、17港が赤字（収支差額がマイナス）**であり、特に、**但馬地域については3港全てが、淡路地域については15港の内、都志港、江井港を除く13港が赤字**となっている。これは、但馬地域と淡路地域の港湾の多くが、漁業基地として利用されており、漁業組合が利用する収益施設については港湾施設使用料が減免されている場合が多いものの、一定の維持管理費用が発生していることが要因と考えられる。

	収支差額の状況		計
	黒字（プラス）	赤字（マイナス）	
国際拠点港湾	1	0	1
重要港湾	2	0	2
地方港湾	8	17	25
（地方港湾内訳）			
播磨地域	6	1	7
但馬地域	0	3	3
淡路地域	2	13	15
合計	11	17	28

このように、県の港湾は、非常に収益性が高く、収支状況も良好な港湾（姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港）と、収益性が低く、赤字を含む収支状況が芳しくない港湾（地方港湾）という二極化が進んでいる。**県は、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港については、法に基づき収支状況を把握するとともに、港湾計画に基づき、港湾施設の整備、更新、土地利用の促進等の取組みを積極的に進めているが、地方港湾については、これまで経営状況の把握は行われておらず、また、各港湾の利用状況や特徴を踏まえた上で、その発展に資するための具体的な計画は策定していない。【指摘事項－5】**

先に述べたとおり、港湾には5つの機能（物流機能、産業機能、交流機能、環境機能、防災機能）があり、地方に位置する港湾は、地域経済にとっての基盤であり、発展の源にもなり得る存在と言える。そのため、**県は、国際拠点港湾や重要港湾と同様、毎年地方港湾についても収支等の経営状況を把握し、各港湾の特徴、地元住民や漁業組合等の港湾施設利用者の要望等を踏まえ、各地方港湾のあり方を具体的に検討すべきである。【意見－4】**

(3) 県営クレーン更新投資

県は、県管理港湾に配備している4基のクレーン（起重機）について、毎年、多額の維持修繕経費が発生し、特に姫路港中島地区では令和元年の強風により逸走事故が発生し、安全性及び収益に大きな影響を及ぼしていることから、今後10年間で更新時期を迎える県営クレーンのあり方・更新に関して、令和元年度に検討を行っている。その時点での県営クレーンの状況は、以下のとおりと報告されている。

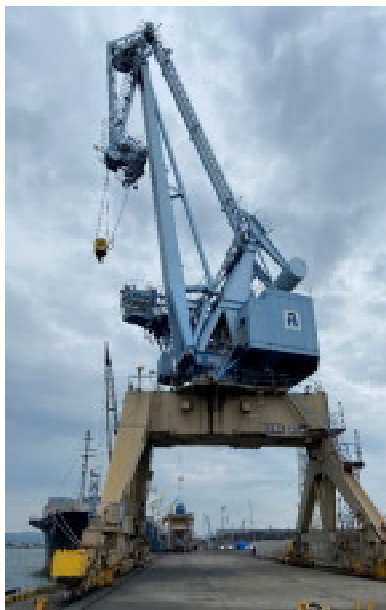
【県営クレーンの現状】

港区（地区名）	種別	役割分担	クレーンの仕様 ^(※1)			主な取扱貨物	平均稼働日数 ^{※3}	修繕費年平均(千円)
	港湾計画		型式	吊上加重	設置年経過年数			
①姫路港 (中島地区)	国際拠点港湾	コンテナ バラ貨物	水平引込式 クレーン	40 t	平成8年	コンテナ・金属 クズ	52日	24,320
	令和元年				23年			
②姫路港 (須加地区)	国際拠点港湾	バラ貨物	水平引込式 クレーン	15 t	昭和60年	ガラス 類	52日	8,389
	令和元年				34年			
③姫路港 (広畑地区)	国際拠点港湾	コンテナ バラ貨物	ガントリー クレーン	40 t	昭和63年	コンテナ・ホタル石	17日	12,605
	令和元年				31年			
④尼崎西宮芦屋港 (東海岸町地区)	重要港湾	バラ貨物	水平引込式 クレーン	10 t	昭和46年	砂利・金属 クズ	38日	5,895
	平成17年 ^(※2)				48年			
⑤東播磨港 (高砂地区)	重要港湾	コンテナ	クローラクレーン	40 t	—	コンテナ	52日	—
	平成10年 ^(※2)				—			

- (※1) 更新基準は40年である。(全国の港湾で40年を超えて稼働するクレーンはない(耐用年数は17年))。
- (※2) 次回改訂予定: 尼崎西宮芦屋港(令和5年度)、東播磨港(令和8年度)
- (※3) 平成26年度～平成30年度の平均
- (※4) ①～④は県営、⑤はリースである。

【県営クレーン写真】

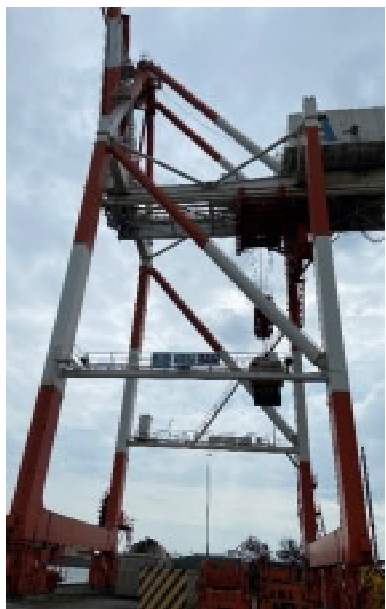
<姫路港(中島地区)>



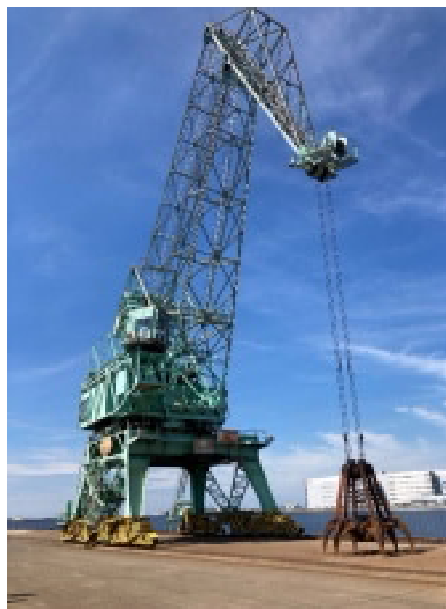
<姫路港(須加地区)>



<姫路港(広畑地区)>



<尼崎西宮芦屋港(東海岸町地区)>



(注) 上記写真は、当包括外部監査の現地視察時に撮影したものである。

そして、各地区におけるクレーンに必要な吊上荷重（クレーン規模）を検討した上で、各地区の将来取扱貨物量等を下表のとおり算出した結果、クレーンの最大稼働日数 261 日（365 日×5/7）を上回らないことから、現在のクレーン台数で対応可能と結論づけ、令和2年度以降、県営クレーンの更新を順次実施している。

【各地区に必要なクレーン規模】

港区（地区名）	コンテナ対応	必要荷重
①姫路港（中島地区）	必要	40 t
②姫路港（須加地区）	不要	15 t
③姫路港（広畑地区）	必要	40 t
④尼崎西宮芦屋港（東海岸町地区）	不要	10 t
⑤東播磨港（高砂地区）	必要	40 t

【各地区の将来取扱貨物量・稼働日数推計】

港名 （地区名）	取扱貨物量（万 t）							令和 40年 稼働 日数	将来取扱貨物の 算出根拠
	現状			将来					
	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 40年		
①姫路港 （中島地区）	15.6	16.4	18.6	18.7	18.9	19	38	127日	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾計画上の姫路港の伸び率（増0.8%/年） ・民間企業新規参入（令和4年：10万t増、以降0.8%/年増）
②姫路港 （須加地区）	21.5	22.1	23.5	23.7	23.9	24.1	32	69日	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾計画上の姫路港の伸び率（増0.8%/年）
③姫路港 （広畑地区）	6.4	5.8	15.1	15.2	15.3	15.5	72	144日	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾計画上の姫路港の伸び率（増0.8%/年） ・民間企業新規参入（令和4年：増2.4万t） ・バイオマス等新規参入（令和5年：増38.0万t）
④尼崎西宮 芦屋港 （東海岸町地区）	14.7	17	9.1	9.2	15.3	15.4	21	54日	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾統計上の県管理港湾の伸び率（増0.9%/年） 全国：1.0%/年（平成21年～平成29年）
⑤東播磨港 （高砂地区）	3.3	3.3	2.9	3.4	3.8	4.3	7	110日	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾統計上の県管理港湾の伸び率（増0.9%/年） ・民間企業新規参入（令和元年～4年の間で1.7万t増） 全国1.0%/年（平成21年～平成29年）

【県営クレーンの更新状況】

港区（地区名）	投資予定額	令和3年度末時点の県営クレーン更新状況
①姫路港（中島地区）	880 百万円	更新クレーンに係る詳細設計が完了（令和3年度にクレーン製造に係る契約を締結）。
②姫路港（須加地区）	900 百万円	未着手（令和6年度～令和7年度に更新予定）
③姫路港（広畑地区）	900 百万円	未着手（令和9年度～令和10年度に更新予定）
④尼崎西宮芦屋港（東海岸町地区）	700 百万円	更新クレーンに係る仕様検討が完了（令和5年度にクレーン製造に係る契約を締結予定）。
⑤東播磨港（高砂地区）	200 百万円	令和4年1月に新規クレーン（200t吊クローラクレーン）が納品され（契約金額：148百万円）、令和4年4月から稼働。
計	3,580 百万円	

上記のとおり、県は、各地区の将来取扱貨物量について、姫路港については港湾計画上の伸び率（増0.8%/年）、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港については県管理港湾の伸び率（増0.9%/年）に基づき推計し、新規業者の参入による取扱貨物量の増加も加味している。これは、**県の推計が、「毎年、取扱貨物量が少なくとも0.8%～0.9%ずつ右肩上がりに増加し続ける」ことを前提とし、「計画が下振れするリスクを全く考慮していない」ものであることを意味する。**その結果、令和40年度の各地区の取扱貨物量は、平成30年度と比較して1.4倍（姫路港須加地区）～4.8倍（姫路港広畑地区）に、令和40年度の各地区のクレーンの稼働日数は、平成26年度～平成30年度の平均稼働日数と比較して1.3倍（姫路港須加地区）～8.5倍（姫路港広畑地区）と大幅に増加する推計値となっている。

【取扱貨物量・クレーン稼働日数比較表】

港区（地区名）	取扱貨物量			クレーン稼働日数		
	①平成30年度	②令和40年度	②/①	①平均稼働日数 <small>（注）</small>	②令和40年度	②/①
①姫路港（中島地区）	18.6	38	2.0	52日	127日	2.4
②姫路港（須加地区）	23.5	32	1.4	52日	69日	1.3
③姫路港（広畑地区）	15.1	72	4.8	17日	144日	8.5
④尼崎西宮芦屋港（東海岸町地区）	9.1	21	2.3	38日	54日	1.4
⑤東播磨港（高砂地区）	2.9	7	2.4	52日	110日	2.1

（注）平成26年度～平成30年度の平均

そこで、直近の各地区の取扱貨物量について、計画値と実績値を比較した結果は、下表のとおりである。

【取扱貨物量の計画・実績比較（令和元年度～令和3年度）】

(単位：万 t)

港区（地区名）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	主な貨物
①姫路港 （中島地区）	将来予測	18.7	18.9	19	56.6	コンテナ、金属くず
	実績	19.4	36.4	36.8	92.6	
	計画達成状況	達成	達成	達成	達成	
②姫路港 （須加地区）	将来予測	23.7	23.9	24.1	71.7	鉄鋼、窯業品
	実績	19.2	16.4	17.4	53.0	
	計画達成状況	未達	未達	未達	未達	
③姫路港 （広畑地区）	将来予測	15.2	15.3	15.5	46.0	蛍石、コンテナ
	実績	17.7	5.8	6.1	29.6	
	計画達成状況	達成	未達	未達	未達	
④尼崎西宮芦屋港 （東海岸町地区）	将来予測	9.2	15.3	15.4	39.9	砂利、金属くず
	実績	6.7	13.9	9.5	30.1	
	計画達成状況	未達	未達	未達	未達	
⑤東播磨港 （高砂地区）	将来予測	3.4	3.8	4.3	11.5	コンテナ
	実績	3.3	3.7	3.3	10.3	
	計画達成状況	未達	未達	未達	未達	
合計	将来予測	70.2	77.2	78.3	225.7	
	実績	66.3	76.2	73.1	215.6	
	計画達成状況	未達	未達	未達	未達	

上表のとおり、令和元年度～令和3年度の取扱貨物量は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた可能性はあるものの、**姫路港（中島地区）、姫路港（広畑地区（令和元年度のみ））を除く全ての港区で実績値が計画値を下回る結果**となっている。県は、モーダルシフト（トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること）による取扱貨物量の増加を期待しているが、**県の人口が約40年後には3割以上減少すると見込まれる中、各地区の取扱貨物量が一律に毎年右肩上がりに増加し続けると推計することは、楽観的と感じざるを得ないものである。**

【県人口推計】

	平成27年	令和42年	増減人数	増減率
県人口	5,535千人	3,741千人	△1,794千人	△32.4%

(注1) 兵庫県将来推計人口(2015～65年)(2019年11月12日兵庫県企画県民部ビジョン局ビジョン課)より作成

(注2) 表中は基準推計を記載

また、県は、県営クレーンの更新検討に当たり、クレーンの規模及び将来取扱貨物量推計に基づく必要台数を検討しているが、**更新後のクレーンの収益性やクレーン投資の効果について、定量的な分析は行っていない。**この点、県は、クレーンの使用料のみで投資コストを回収することは想定しておらず、野積場等の他の港湾施設の稼働率の向上も期待できること、また、低稼働であったとしても港湾の利用のために必要な施設として一定のニーズがある以上は公共性の観点から設置する必要があると判断している。民間企業の場合、通常、投資金額以上の利益が確保できない場合には設備投資を控えることが想定されるが、公設のクレーンである以上、包括外部監査人としても、民間企業と同程度の採算性や収益性を厳格に求めるものではない。

しかし、**今回の県営クレーンの更新は、約36億円の大規模な設備投資であるにも関わらず、更新後のクレーン使用料は年間でどの程度になるか、管理運営費や維持修繕費などの費用はどの程度必要か、野積場等の他の港湾施設の稼働率が上昇することで使用料はどの程度増加するか等の投資の効果について定量的に分析することなく、「老朽化」を理由に、下振れリスクを考慮しない楽観的な将来予測に基づき、安易に多額の設備投資を実施しようとしている県の姿勢に対しては疑問を呈さざるを得ない。【指摘事項-6】**

そこで、**包括外部監査人が、設備投資金額を一定程度回収する上で、クレーンがどの程度稼働する必要があるかを、一定の仮定に基づき分析することとした。**その結果は、以下のとおりである。なお、公設クレーンという性格を考慮し、ここでは設備投資額の2分の1を使用料収入で回収する方針とする。

【前提条件】

- 更新後の県営クレーンは、県が令和元年度に検討した仕様を基礎とする。
- 使用料は、県港湾規則別表第2の額を用いるが、備考に記載の加算については考慮外とする。また、取扱貨物によって使用料が異なる場合には、最高単価を使用する。
- 年間の減価償却費は、耐用年数17年、残存価額は零とし、定額法に基づき

算定する。

- 年間使用料収入は、以下の式で算定する。

$$\text{使用料単価} \times \text{1日当たり稼働時間} \times \text{年間稼働日数} \times (1 - \text{減免率})$$
- 1日当たりの最大稼働時間は8時間とする。
- 修繕費等の維持管理費用は考慮外とする。

【前提条件に基づく計算基礎】

港区（地区）	クレーン仕様	使用料単価
①姫路港（中島地区）	水平引込式クレーン（40 t）	79,500 円/時間
②姫路港（須加地区）	水平引込式クレーン（15 t）	61,600 円/時間
③姫路港（広畑地区）	ガントリークレーン（40 t）	79,500 円/時間
④尼崎西宮芦屋港（東海岸町地区）	水平引込式クレーン（10 t）	35,100 円/時間
⑤東播磨港（高砂地区）	クローラクレーン（40 t）	10,000 円/時間

（単位：千円）

港区（地区）	①	②	③=①/②	④=③/2
	投資額	耐用年数	年間償却額	年間償却額の50%
①姫路港（中島地区）	880,000	17	51,764	25,882
②姫路港（須加地区）	900,000	17	52,941	26,470
③姫路港（広畑地区）	900,000	17	52,941	26,470
④尼崎西宮芦屋港（東海岸町地区）	700,000	17	41,176	20,588
⑤東播磨港（高砂地区）	200,000	17	11,764	5,882

【計算結果】

① 姫路港（中島地区）

（i）使用料の減免を行わない場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% （千円）	使用料単価 （円）	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
25,882	79,500	0%	2	163
25,882	79,500	0%	4	81
25,882	79,500	0%	6	54
25,882	79,500	0%	8	41

(ii) 使用料を50%減免する場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
25,882	79,500	50%	2	326
25,882	79,500	50%	4	163
25,882	79,500	50%	6	109
25,882	79,500	50%	8	81

② 姫路港（須加地区）

(i) 使用料の減免を行わない場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
26,470	61,600	0%	2	215
26,470	61,600	0%	4	107
26,470	61,600	0%	6	72
26,470	61,600	0%	8	54

(ii) 使用料を50%減免する場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
26,470	61,600	50%	2	430
26,470	61,600	50%	4	215
26,470	61,600	50%	6	143
26,470	61,600	50%	8	107

③ 姫路港（広畑地区）

(i) 使用料の減免を行わない場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
26,470	79,500	0%	2	166
26,470	79,500	0%	4	83
26,470	79,500	0%	6	55
26,470	79,500	0%	8	42

(ii) 使用料を50%減免する場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
26,470	79,500	50%	2	333
26,470	79,500	50%	4	166
26,470	79,500	50%	6	111
26,470	79,500	50%	8	83

④ 尼崎西宮芦屋港（東海岸町地区）

(i) 使用料の減免を行わない場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
20,588	35,100	0%	2	293
20,588	35,100	0%	4	147
20,588	35,100	0%	6	98
20,588	35,100	0%	8	73

(ii) 使用料を50%減免する場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
20,588	35,100	50%	2	587
20,588	35,100	50%	4	293
20,588	35,100	50%	6	196
20,588	35,100	50%	8	147

⑤ 東播磨港（高砂地区）

(i) 使用料の減免を行わない場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
5,882	10,000	0%	2	294
5,882	10,000	0%	4	147
5,882	10,000	0%	6	98
5,882	10,000	0%	8	74

(ii) 使用料を50%減免する場合

①	②	③	④	⑤=①/(②×(1-③)×④)
年間償却額の50% (千円)	使用料単価 (円)	減免率	1日当たり 稼働時間	年間稼働日数
5,882	10,000	50%	2	588
5,882	10,000	50%	4	294
5,882	10,000	50%	6	196
5,882	10,000	50%	8	147

そして、上表の計算結果から、「1日当たり稼働時間が4時間」の「年間稼働日数」で集約した場合、以下のとおりとなる。

港区(地区名)	平均稼働日数 (平成26年～ 平成30年)	使用料の減免を行わない場合		使用料を50%減免する場合	
		年間稼働日数	最大稼働日数 に対する割合	年間稼働日数	最大稼働日数に 対する割合
①姫路港(中島地区)	52日	81日	31.0%	163日	62.5%
②姫路港(須加地区)	52日	107日	41.0%	215日	82.4%
③姫路港(広畑地区)	17日	83日	31.8%	166日	63.6%
④尼崎西宮芦屋港 (東海岸町地区)	38日	147日	56.3%	293日	最大稼働日数 (261日)を超過
⑤東播磨港 (高砂地区)	52日	147日	56.3%	294日	最大稼働日数 (261日)を超過

(注) 最大稼働日数は261日(365日×5/7)としている。

上表から分かるとおり、設備投資額の2分の1を使用料収入で回収しようとした場合、更新後のクレーンの稼働日数は、これまでの平均稼働日数を大幅に上回る必要があり、仮に使用料を減免する場合には、当然ながら稼働日数をその分増加させなければ、回収することは出来ない。特に、設備投資額に比して、使用料単価が相対的に低い尼崎西宮芦屋港(東海岸町地区)、東播磨港(高砂地区)についてはその傾向が顕著となる。各地区の港湾利用者のためにクレーンを更新する意義は一定程度認めるが、収益施設である以上、投資コストを回収する必要性を忘れてはならない。

従って、県は、県営クレーンの更新前に、設備投資額のうち使用料収入により回収する割合、計画稼働日数・時間、使用料減免率等を設定した上で設備投資の効果を定量的に分析し、更新後は、実際の県営クレーンの稼働状況等に基づき、定期的に設備投資の効果を把握すべきである。【意見-5】

(4) 港湾台帳

① 港湾台帳の様式

法第49条の2では、港湾管理者に対して、管理する港湾に係る港湾台帳の調製を義務付けている。港湾台帳の様式に関しては、法施行規則第14条第2項及び附則（平成23年3月31日国土交通省令第33号）第2条において、施行日（平成23年4月1日）より前に調製された港湾台帳については旧様式の使用を認めているものの、同日以降は改正後の法施行規則第五号様式に基づき調製することとされている。港湾台帳の調製目的については、「令和4年度 港湾行政の概要」（公益社団法人日本港湾協会）において、次のように指導している。

【令和4年度 港湾行政の概要（公益社団法人日本港湾協会）】（一部抜粋）

港湾管理者（都道府県等）は、**自らが管理する港湾施設の状況及び当該港湾施設の管理、利用に資する事項を総論的に把握するとともに、港湾利用者を始め一般国民に港湾施設に関する情報を開示**するため、港湾台帳を調製することを義務付けられている（第49条の2）。この港湾台帳については、港湾管理者の事務所に備えておき、閲覧を求められたときは正当な理由がなければ拒むことはできない（規則14条の2）。

このように、港湾台帳は、港湾管理者が管理する港湾施設の状況や港湾施設の管理、利用に資する事項を総論的に把握し、かつ、港湾施設の利用者に対する適切な情報を提供する上で、必要不可欠なものと言える。**当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、現地調査を実施した全ての土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳は、全て旧様式で調製され、平成23年4月1日以降に新たに整備された港湾施設が複数あるが、それらの状況について、改正後の法施行規則第五号様式で作成していなかった。これは、法第49条の2及び法施行規則第14条第2項に基づく適切な事務処理とは言えない。【指摘事項－7】**

ここで、**改正後の法施行規則第五号様式と、県が現在使用している旧様式を比較した場合、改正後第五号様式の記載事項である事業費（総額・補助金）が、旧様式には記載されていないなど、法施行規則第14条第2項第3号に定める「その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項」の多くが記載されておらず、現在、法が要求する港湾施設の管理及び利用に資する情報が十分に開示されていない状態にある。従って、県は、平成23年以降に新たに整備された港湾施設について、速やかに改正後の法施行規則第五号様式により港湾台帳を作成するとともに、様式で求められる記載項目については全て記載する対応を図るべきである。なお、法施行規則第14条第3項において調製することが求められている施設位置図について、現状、1つの地図に複数の港湾施設の**

位置情報をまとめて調製しているが、改正後の第五号様式が個々の港湾施設に関する様式であることの趣旨を鑑みると、平成23年4月1日以降の港湾施設の状況を示す図面（施設位置図）は、個々の港湾施設と個別に対応する方式で作成すべきである。【意見—6】

【法】（一部抜粋）

第49条の2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

【法施行規則】（一部抜粋）

第14条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は第五号様式とする。

- 一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別
- 二 港湾における潮位
- 三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要をは握するために必要な事項

3 図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。

一 区域平面図は、縮尺5万分の1以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあっては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。

イ 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域

ロ 港則法に基づく港の区域

ハ 河川法第3条第1項に規定する河川の河川区域

ニ 海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域

ホ 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定される漁港の区域

二 施設位置図は、縮尺1万分の1以上の平面図とし、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

イ 港湾区域及び臨港地区

ロ 港湾施設の位置（当該施設の施設番号を付記すること。）

ハ 水域施設、外郭施設、係留施設等のうち主要なものの規模

三 施設断面図には、少なくとも外郭施設及び係留施設のうち主要なものの標準的な断面図を記載するものとする。

4 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（略）

附則（平成23年3月31日国土交通省令第33号抄）

第1条 この省令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の3の改正規定、第15条の5の2の次に1条を加える改正規定及び第39条の次に1条を加える改正規定は、同年12月1日から施行する。

第2条 この省令の施行前に調製された港湾台帳の様式については、この省令による改正後の港湾法施行規則第五号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

【航路に関する港湾台帳（改正後の法施行規則第五号様式）】

【航路に関する港湾台帳（県が実際に使用している旧様式）】

3. 港湾施設の構築、改修、管理運営又は所有に係るその他当該港湾施設の機能を発揮するために必要な事項

(1) 港湾施設

10 船橋

施設番号	
名称	
管理運営等	
延長(m)	
幅員(m)	
水深(m)	
構造の材質	
しゅんせつの有無	
構造物に積載物による延長	
積載物の長さ	
積載物の幅	
建設開始年	
完成年	
事業費	
補助金額	
備考	

施設番号	名称	管理運営等	延長(m)	幅員(m)	水深(m)	構造の材質	しゅんせつ	備考

② 港湾台帳の記載対象

港湾台帳の調製が求められている港湾施設は、法第2条第5項に定義されている。当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、港湾施設に該当しない施設について港湾台帳に記載している事例が散見された。【指摘事項－8】

例えば、護岸については、「港湾施設たる護岸」と「海岸保全施設たる護岸」の分類が不明確のため、「港湾における護岸の分類について」（平成23年3月16日事務連絡）では、港湾における護岸の分類について整理している。「港湾における護岸の分類について」の考え方に照らした場合、**二見港区の南護岸は、臨港地区に指定されていないこと及び現場視察により護岸の背後地を確認した結果、民間施設等の港湾施設以外の土地を守る施設であることから、「海岸保全施設たる護岸」であり「港湾施設たる護岸」ではないと考えられる。**しかし、県は「港湾施設たる護岸」として取扱い、港湾台帳に記載している。

港湾名	場所	施設番号	種類	名称
東播磨港	二見港区	2-イ-E-16	護岸	南護岸

【施設写真】

<二見港区南護岸>



(注) 写真の左側に見える施設は民間施設である。

また、民間所有のクレーンなどの荷役機械についても、港湾管理者である県が管理すべき港湾施設には該当しないため、本来は港湾台帳に記載する必要はないと考えられるが、以下のとおり、実際には記載の対象としている。

(イ) 固定式岸壁機械、軌道式岸壁機械及び移動式岸壁機械

施設番号	種類	名称	管理番号	規格能力				主要な積込物	建設開始及び終了年度	備 考
				長さ(m)	幅(m)	積込能力(t)	積込高さ(m)			
4-00-1	固定	ジブクレーン	兵庫県	20				専用船積込機	高松港 機務士社	民間工業専託
4-00-2	固定	クレーン		3.5	—	18	70	専用船積込機		山口地区
4-00-3	固定式	クレーン		—	—	14000	—	積込、運搬、取込		東海工業専託
4-00-4	固定式	クレーン		—	—	—	—	専用、積込、シヤ心		東海工業専託
4-00-5	固定	クレーン		2	20	15	—	専用、積込、運搬		東海工業専託
4-00-6	固定	ジブクレーン		40	40	70	400	専用、木箱、積込		熊鷹地区
4-00-7	固定	ジブクレーン		40	40	70	400	専用、木箱、積込		熊鷹地区
4-00-8	固定	ジブクレーン		15	40	90	600	専用、木箱、積込		熊鷹地区
4-00-9	固定式	ジブクレーン		20	40	65	400	スタック		熊鷹地区
4-00-10	固定式	ジブクレーン		20	30	65	300	スタック		熊鷹地区
4-00-11	水平引込式		(注)	5	60	—	—	スタック・水筒積込機	高松港 機務士社	熊鷹地区
4-00-12	水平引込式		(注)	5	60	—	—	スタック・水筒積込機		熊鷹地区
4-00-13	水平引込式		(注)	10	60	—	—	スタック・水筒積込機		熊鷹地区
4-00-14	走行	水平引込機		5	6	100	1000	公共船積・船積機		熊鷹地区
4-00-15	走行	水平引込機		12	—	80	600	公共船積・スタック		熊鷹地区
4-00-16	走行	水平引込機		5	60	—	—	公共船積・船積機		熊鷹地区
4-00-17	走行	水平引込機		5	60	—	—	公共船積・船積機		熊鷹地区
4-00-18	走行	水平引込機		10	60	—	—	公共船積・船積機		熊鷹地区
4-00-19	水平引込	ジブクレーン		5	30	90	300	専用水筒		熊鷹地区
4-00-20	水平引込	ジブクレーン		5	30	90	300	専用水筒		熊鷹地区

(注) 民間企業名が記載されているため、加工している。

このように、**県は、港湾施設に該当しない施設や県の管理対象外であり港湾台帳に記載する必要がない港湾施設を港湾台帳に記載しているが、記載する必要がない施設は港湾台帳の記載対象外とすべきである。【意見-7】**

【法】（一部抜粋）

（定義）

第2条

- 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。
- 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
 - 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
 - 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場
 - 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
 - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
 - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
 - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
 - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
 - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
 - 八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
 - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
 - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、
 - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
 - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
 - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）、
 - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
 - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
 - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
 - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす。

【「港湾における護岸の分類」の通知文書】（一部抜粋）

考え方

護岸の基本的な分類は、当該護岸背後の守るべき港湾施設の有無により判断するものとし、次のとおり分類する。ただし、当該護岸について建設時の事業予算や整備目的が判明している等、当該護岸の分類が明確な場合はこの限りでない。

- ・「港湾施設たる護岸」とは背後にあるふ頭用地や臨港道路等の港湾施設を守る施設
- ・「海岸保全施設たる護岸」とは港湾施設以外の公共施設や民間施設等の港湾施設以外の土地を守る施設

③ 港湾台帳の更新手続

港湾台帳の更新については、法施行規則第14条第4項において、「帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、港湾管理者は速やかにこれを訂正しなければならない。」と定められている。しかし、**当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、現地調査を実施した全ての土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳について、港湾台帳上の項目に必要な情報の記載が不足している、港湾施設が更新されているが更新作業が行われていない、港湾施設が新たに整備されているが速やかに記載されていないなど、法施行規則第14条第4項に定める港湾台帳の更新事務が適時、適切に行われていない状況が非常に数多く確認された。【指摘事項－9】**

「令和4年度 港湾行政の概要」では、港湾台帳の調製目的として、港湾施設の管理目的及び港湾施設に関する情報開示目的の2つが挙げられている。**港湾施設の管理目的と港湾施設に関する情報開示目的という2つの目的を適切に果たすために、県は、港湾台帳の更新事務を適時、適切に行うべきある。【意見－8】**

【法施行規則】（一部抜粋）

第14条

4 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

④ 複数の港湾台帳での管理

各土木事務所・港管理事務所では、港湾台帳を更新した際、事務所加除訂正総括表を作成し、港湾台帳に綴じる運用を行っている。一方、本庁（港湾課）では、各土木事務所・港管理事務所から送られてきた事務所加除訂正総括表に基づき、担当者が手書きで港湾台帳を更新している。このように、**県は、同一の港湾施設に対して、各土木事務所・港管理事務所と本庁が各々港湾台帳を調製して管理を行っているが、各土木事務所・港管理事務所からの情報に基づき、本庁の港湾台帳が適切に更新されていない事例が発見された。【指摘事項－10】**

県は地理的に広く、本庁と離れた場所に位置する土木事務所・港管理事務所もある。そのため、実務上の利便性等を考慮して、各土木事務所・港管理事務所と本庁がそれぞれ港湾台帳を備えること自体を一概に否定するものではない。しかし、港湾台帳を一元的に管理していないことや、港湾台帳の更新作業が基本的に手書きで行われていることから、港湾台帳の更新漏れや更新誤りが生じるリスクは高く、その結果、本庁と各土木事務所・港管理事務所が備える

港湾台帳が異なる情報を持つということにも繋がる。これでは、港湾台帳の調製目的である港湾施設の管理目的と、港湾施設に関する情報開示目的を適切に果たすことができない。従って、**県は、港湾台帳のデータ管理化を早急に進めるとともに、本庁と各土木事務所・港管理事務所で備える港湾台帳については一元的に管理すべきである。【意見－9】**

【本庁の港湾台帳が適切に更新されていない例】

備置場所	施設番号	種別	名称	管理者	延長 (m)	構造		摘要
						形式	主要用材	
尼崎港管理事務所	2-(イ) E-41	護岸	中浜町鶴町護岸(2)	兵庫県	590	傾斜堤	粗石	昭和62年A社より取得
本庁	2-(イ) E-41	護岸	中浜町鶴町護岸(2)	民有	590	傾斜堤	粗石	(記載無)

⑤ 兵庫県社会基盤施設総合管理システムを活用した港湾台帳の更新

兵庫県社会基盤施設総合管理システム(以下、「社会基盤システム」という。)とは、調査・設計、新規整備、点検、修繕・更新の各過程で施設情報、点検データ、修繕・更新履歴等を一元的に蓄積し、当該データを活用することで「確実な日常維持管理」や「老朽化対策の計画策定」を支援するためのシステムである。県では、社会基盤施設の「長寿命化計画」や長寿命化が困難な施設を維持するため、「定期的な更新計画」の策定を支援するため、平成25年10月に導入された。

これまで述べてきたように、県の港湾台帳は、「実際に存在する港湾施設が記載されていない」「港湾施設に該当しない施設が記載されている」などの不備が非常に多く確認されており、法定台帳としての役割や機能を十分に果たしていない状態である。**港湾台帳は、港湾事業に係る様々な施策を遂行する上での重要な基礎データを提供するものであり、事業遂行に係る適切な意思決定を行うためには、港湾施設を漏れなく正確に記載することが極めて重要となる。現在、港湾台帳は手書きによる更新作業等を行いながら管理されているが、より効率的に台帳管理を行うには、港湾台帳の電子化が最適であると考え。そのような中、社会基盤システムでは、システム構築時にデータ化して取り込んだ港湾台帳の情報を有していることから、社会基盤システムを活用することにより、効率的に港湾台帳の電子化が実現できるものと考え。しかし、社会基盤システムに登録されている港湾台帳は新規登録時から更新されていないものが非常に多く、即座に港湾台帳の管理に社会基盤システムを活用できる状態とはなっていない。【指摘事項－11】**

また、各土木事務所・港管理事務所の現地調査の際、担当者に社会基盤システムの活用状況について聴取した結果、光都土木事務所のみが港湾台帳上に社会基盤システムで発番されたコードを記載し、港湾台帳と社会基盤システムの紐付けを行っているのみで、実際に社会基盤システムが活用されている状況にもなかった。

そこで、**県は、港湾台帳の様式や記載内容の不備を修正し、法定台帳としての役割や機能を適切に果たす港湾台帳を整備する過程において、社会基盤システムを積極的に活用すべきである。なお、各土木事務所・港管理事務所における港湾施設は数多くあり、現在の県職員のみで実施することは現実的ではないため、適切な外注業者への委託の活用も検討した上で、速やかに港湾台帳の整備を進められたい。【意見－10】**

(5) 港湾施設の管理

① 未利用港湾施設の管理

県は、港湾施設の使用者から、県港湾条例に基づく港湾施設使用料等を収受している。港湾施設使用料については、公共性等に配慮し使用料等の全部又は一部を減免している場合もあるが、港湾施設の利用率を向上させ、港湾施設使用料等の収入をより多く収受することは、県にとっては重要な目標とすべきものである。そのため、**当包括外部監査における県内各地の土木事務所や港管理事務所での現地調査時に、各事務所での港湾施設、特に野積場を始めとする収益施設の利用状況をどのように管理しているかを確認した結果、事務所で独自に作成した利用状況管理表に基づき管理している場合、利用者が殆ど固定化されているため利用状況を管理するための資料を特段作成していない場合など、収益施設の統一的な管理が行われていなかった。【指摘事項－12】**特に、収益施設を管理する場合には、未利用施設や低稼働施設を適時適切に把握し、稼働状況を向上させるための対策を的確に講じることが重要であるが、**県は、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を一元的に管理していない。【指摘事項－13】**

従って、**県は、各土木事務所・港管理事務所において、統一的な方針に基づき収益施設を管理するとともに、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を適時適切に把握できる体制を整備すべきである。【意見－11】**

なお、当包括外部監査において、未利用港湾施設（令和3年度末時点で1年以上使用申請がない施設）及び低稼働港湾施設（令和3年度の利用期間が3ヶ月以内の施設）について、県に確認して取り纏めた結果は、下表のとおりである。但し、下表は、使用申請書類に基づき利用状況を確認し作成した一覧表であることから、後述する山田港野積場のように、実際には使用されているものの、使用申請が行われていない施設も含まれている。

【未利用・低稼働の港湾施設（令和3年度実績）】

＜未利用港湾施設（令和3年度末時点で1年以上使用申請がない施設）＞

	施設の種別	所在（住所）	面積等 （㎡）	取得年月日	未利用となっている理由
				最終利用年月日	現況及び今後の利用方針
尼崎港管理事務所（3件）					
1	上屋倉庫敷地	尼崎市東海岸町	6,213	昭和41年9月19日	地下埋設物発見
				不明	上記物件を撤去予定
2	野積場	西宮市甲子園浜3丁目	16,158	平成3年7月15日	広域防災拠点として募集を保留
				不明	広域防災拠点
3	野積場	西宮市西宮浜1丁目	14,188	平成19年	西宮ポートパーク用地の保留地
				不明	使用申請予定
加古川土木事務所（4件）					
1	二見公共野積場	加古郡播磨町東新島	7,499	平成27年4月1日	取扱貨物減少
				令和2年6月30日	民間企業が検討中
2	二見公共野積場	加古郡播磨町東新島	9,731	平成27年4月1日	取扱貨物減少
				令和2年6月30日	民間企業が検討中
3	二見公共野積場	明石市二見町南二見	4,254	平成27年4月1日	取扱貨物減少
				令和2年6月30日	民間企業が検討中
4	二見公共野積場	明石市二見町南二見	7,469	平成27年4月1日	取扱貨物減少
				令和2年5月31日	民間企業が検討中
姫路港管理事務所（2件）					
1	野積場	刈屋地区	205	平成2年12月1日	漁業者以外の利用困難
				不明	引き続き漁協に依頼
2	荷捌き地	大塩地区	506	平成4年4月1日	漁業者以外の利用困難
				不明	引き続き漁協に依頼
光都土木事務所（13件）					
1	上屋倉庫敷地	相生市鰯浜	25	昭和61年1月7日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協に使用を依頼
2	野積場敷地	相生市相生	1,903	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
3	野積場敷地	相生市相生	1,566	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
4	野積場敷地	相生市相生	1,631	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
5	野積場敷地	相生市相生	1,646	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）

	施設の種別	所在（住所）	面積等 (㎡)	取得年月日	未利用となっている理由
				最終利用年月日	現況及び今後の利用方針
6	野積場敷地	相生市相生	2,882	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
7	野積場敷地	相生市相生	1,933	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
8	野積場敷地	相生市相生	1,559	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
9	野積場敷地	相生市相生	1,865	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
10	野積場敷地	相生市相生	1,756	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
11	野積場敷地	相生市相生	5,366	平成2年9月17日	取扱貨物減少
				不明	海上貨物以外も使用可とする（本庁と協議）
12	荷捌き敷地	相生市相生	826	平成22年7月8日	漁船数の減少等
				不明	相生市に使用を依頼
13	野積場敷地	赤穂市御崎	1,820	平成3年4月1日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協に使用を依頼
豊岡土木事務所（3件）					
1	上屋倉庫敷地	豊岡市小島地先	1,099	昭和51年4月3日	漁船数の減少等
				不明	地域利用等の促進
2	野積場	豊岡市小島地先	2,914	昭和51年4月3日	漁船数の減少等
				不明	地域利用等の促進
3	野積場	豊岡市竹野町竹野地先	706	昭和55年11月18日	漁船数の減少等
				不明	地域利用等の促進
新温泉土木事務所（1件）					
1	上屋倉庫敷地等	香美町香住区沖浦	56	平成6年3月16日	いびつな土地形であり利用価値が低い
				平成26年3月31日	検討中
洲本土木事務所（30件）					
1	野積場敷	淡路市山田地先	133	平成元年2月16日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
2	野積場敷	淡路市山田地先	130	平成元年2月16日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
3	野積場敷	淡路市山田地先	125	平成元年2月16日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける

	施設の種別	所在（住所）	面積等 (㎡)	取得年月日	未利用となっている理由
				最終利用年月日	現況及び今後の利用方針
4	野積場敷	淡路市山田地先	103	平成元年2月16日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
5	野積場敷	淡路市山田地先	375	平成元年2月16日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
6	野積場敷地	淡路市江井地先	240	昭和58年11月14日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
7	野積場敷地	淡路市江井地先	315	昭和58年11月14日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
8	野積場敷地	淡路市江井地先	3,140	平成元年8月1日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
9	荷捌き敷地	淡路市江井地先	624	平成元年8月1日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
10	上屋倉庫敷地	淡路市江井地先	88	平成元年8月1日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
11	上屋倉庫敷地	淡路市江井地先	201	平成元年8月1日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
12	荷捌き敷地	淡路市郡家地先	483	昭和62年1月28日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
13	荷捌き敷地	淡路市郡家地先	313	平成11年3月31日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
14	野積場敷地	淡路市郡家地先	1,023	平成14年9月17日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
15	荷捌き敷地	淡路市室津地先	2,111	平成20年6月9日	漁船数の減少等
				不明	港湾利用以外の使用を可とする
16	荷捌き敷地	淡路市室津地先	8,802	平成11年11月30日	漁船数の減少等
				不明	港湾利用以外の使用を可とする
17	荷捌き敷地	淡路市室津地先	2,211	平成6年12月22日	漁船数の減少等
				不明	港湾利用以外の使用を可とする
18	荷捌き敷地	淡路市室津地先	1,294	昭和61年2月6日	漁船数の減少等
				不明	港湾利用以外の使用を可とする
19	野積場敷地	淡路市室津地先	828	昭和61年2月6日	漁船数の減少等
				不明	港湾利用以外の使用を可とする
20	野積場敷	淡路市浦地先	1,319	平成11年3月11日	漁船数の減少等
				不明	港湾利用以外の使用を可とする
21	荷捌き敷地	淡路市浦地先	806	平成6年4月28日	漁船数の減少等
				不明	港湾利用以外の使用を可とする

	施設の種別	所在（住所）	面積等 (㎡)	取得年月日	未利用となっている理由
				最終利用年月日	現況及び今後の利用方針
22	野積場敷地	淡路市佐野地先	2,861	平成5年3月31日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
23	野積場敷地	淡路市佐野地先	1,692	平成5年3月31日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
24	野積場敷地	淡路市塩尾地先	1,820	平成18年7月3日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
25	野積場敷地	淡路市志筑 3111 地先	1,035	昭和39年6月23日	取扱貨物減少
				不明	業者等の利用が見込める者へ働きかける
26	野積場敷地	淡路市志筑 3111 地先	968	平成15年1月21日	取扱貨物減少
				不明	業者等の利用が見込める者へ働きかける
27	荷捌き敷地	洲本市由良地先	924	平成6年8月1日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
28	荷捌き敷地	洲本市五色町都 志地先	2,307	平成11年3月31日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
29	荷捌き敷地	洲本市五色町都 志地先	1,315	昭和62年7月22日	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける
30	野積場敷地	洲本市五色町都 志地先	1,106	昭和50年代	漁業者以外の利用困難
				不明	漁協等へ働きかける

(注) 最終利用年月日が「不明」の施設は、使用申請書類の保存期間経過等により、確認できなかったものである。

<低稼働港湾施設（令和3年度の利用期間が3ヶ月以内の施設）>

	施設の種別	所在（住所）	面積等 (㎡)	取得年月日	令和3 年度利 用期間	低稼働となっている理由
				最終利用年月日		現況及び今後の利用方針
姫路港管理事務所（2件）						
1	野積場	刈屋地区	479.46	平成2年12月1日	56日	漁業者以外の使用困難
				令和4年3月26日		引き続き漁協に依頼
2	野積場	飾磨4号岸壁	10,003	昭和43年10月3日	20日	災害時の緊急物資受入れ用地
				令和4年10月23日		イベント利用
光都土木事務所（1件）						
1	野積場敷地	相生市相生	2,527	平成2年9月17日 令和4年4月6日	3ヶ月	取扱貨物減少 海上貨物以外も使用可とする (本庁と協議)

施設の種別	所在（住所）	面積等 (㎡)	取得年月日	令和3 年度利 用期間	低稼働となっている理由	
			最終利用年月日		現況及び今後の利用方針	
豊岡土木事務所（2件）						
1	野積場	豊岡市小島地先	70	昭和51年4月3日	1ヶ月	漁船数の減少等
				令和4年3月31日		地域利用の促進等
2	野積場	豊岡市竹野町竹野地先	460	昭和55年11月18日	2ヶ月	漁船数の減少等
				令和3年8月31日		海水浴シーズンの短期許可
洲本土木事務所（2件）						
1	野積場敷地	淡路市志筑 3111地先	895	平成15年1月21日	1ヶ月	取扱貨物減少
				令和4年3月31日		業者等へ働きかける
2	野積場敷地	淡路市志筑地先	2,726	平成11年11月24日	3日	取扱貨物減少
				令和3年9月17日		業者等へ働きかける

上表のとおり、未利用港湾施設や低稼働港湾施設は、かつては造船業が盛んであったがその中心であった企業の撤退を契機に利用状況も大きく影響を受けた相生港、漁業関係者の利用が主となる但馬地区と淡路地区の港湾に多く見受けられる。造船関連産業の低迷、漁業関係者の減少などの構造的な問題が原因で未利用や低稼働という状況が常態化しているため、これらの施設の稼働状況を即座に向上させることは難しいと考えられる。しかし、例えば、**相生港野瀬埠頭用地の野積場敷地**であれば、直接岸壁に面し、港湾利用者以外に使用することが難しい野積場もあるが、その一方で、直接岸壁に面しておらず、港湾利用者以外であっても使用することが可能と思われる野積場も存在する。**県も、一部の未利用港湾施設について、港湾利用以外の使用も検討する方針としているが、長期にわたり未利用の状態が継続している実態を踏まえ、港湾利用以外の使用を早期に可能とする措置を講じるとともに、当該地の情報（場所、面積、現況写真等）を県のホームページに掲載するなど、港湾利用者以外の者に対する情報提供を積極的に行うべきである。【意見-12】**

【施設写真】

<相生港野瀬埠頭用地野積場①>



<相生港野瀬埠頭用地野積場②>



② 港湾施設の不適切な利用状況

当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が管理する港湾に係る港湾施設の現場視察を実施した結果、県港湾条例に定める使用許可申請等の手続が行われず、不適切に港湾施設が利用されている状況が非常に数多く確認された。【指摘事項－14】例えば、使用許可申請が行われていない野積場が駐車場や漁具などの保管場所などに使用されている場合や、エプロン（岸壁の接岸施設から上屋又は野積場に至るまでの平坦な場所で、貨物の積卸のための仮置、荷さばき、荷物の搬出入、荷役のための車両の走行のために設けられる）部分に、仮置きや荷物の搬出入とは言えない程の長期間にわたって土砂が保管されていると推察されるような状況も複数確認された。このように、**不適切な港湾施設の利用が継続した場合には、港湾施設使用料等の徴収漏れが発生し公平性を欠くとともに、他の港湾施設利用者の利用機会を不当に制限することに繋がりがねないが、県は、不適切な利用状況が数多く発生している事実を認識していない又は放置している。【指摘事項－15】**

従って、**県は、各港湾への定期的な巡回を通じて、港湾施設が適切に利用されているかを確認し、港湾施設利用者に対する指導及び監督を適切に実施するとともに、不適切な利用を行う港湾施設利用者に対しては、県港湾条例第19条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うべきである。【意見－13】**

【県港湾条例】（一部抜粋）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に課する。
 (1)第3条又は第7条の規定に違反した者
 (2)第4条第1項又は第8条の許可を受けないでこれらの条に規定する行為をした者
 (3)第4条第3項、第6条又は第16条第1項若しくは第2項の規定による届出をしなかった者
 (4)第15条第1項又は第2項の規定による処分又は措置命令に違反した者
 (5)第15条の2の規定による命令に違反した者

(6) ひょうごインフラ・メンテナンス計画

「第2章 港湾事業の概要」で記載したとおり、県は、ひょうごインフラ・メンテナンス計画に基づき港湾分野の維持修繕事業を実施している。

港湾分野における令和3年度までの実績は、下表のとおりであり、予算と優先度との関係から若干の遅れはあるものの、概ね計画どおり進捗している。

【ひょうごインフラ・メンテナンス10か年計画（令和元年から令和10年度）】（再掲）

分野	施設	単位	総数	点検結果				10年間で取り組む老朽化対策		
				要対策(A)	早期対策(特A)	要観察(B)	対策不要(C)	計画箇所数	事業費	
港湾	⑯岸壁等係留施設	施設	420	104	0	290	26	23	61億円	
	⑰防波堤等外郭施設	施設	603	123	0	414	66	9	23億円	
	荷さばき施設等	⑱荷役機械	施設	4	4	0	0	0	4	34億円
		⑲舗装	万㎡	145.5	9.9	0	135.6	0	9.9	7億円

【ひょうごインフラ・メンテナンス10か年計画進捗状況（令和元年から令和3年度）】

分野	施設	単位	予算		箇所数等			備考	
			計画	実績	計画(※)	完了	達成率		
港湾	⑯岸壁等係留施設	施設	11億円	11億円	9	6	67%	現場条件精査の結果、工事手間増による遅れが発生	
	⑰防波堤等外郭施設	施設	2億円	0億円	0	0	—	荷役機能に影響する「⑯岸壁等係留施設」を優先実施	
	荷さばき施設等	⑱荷役機械	施設	8億円	14億円	1	0	0%	コロナ禍による材料高騰（及び調達の遅れ）による予算実績の大幅増（及び完了遅延）
		⑲舗装	万㎡	2億円	2億円	4.0	4.0	100%	計画通り進捗

(※) 令和3年度までに完了予定の施設数であるため、⑰防波堤等外郭施設は既に着手しているものの、完了が令和5年度であるため、0施設となっている。

一方、県では、事業や県庁組織の見直し、民間活力の導入など県政全般の見直し等が行われており、令和10年度までの「県政改革方針」が令和4年3月に公表されたところであるが、現行のひょうごインフラ・メンテナンス計画もこの県政改革方針に従い、新たに更新される予定である。

【兵庫県県政改革方針 令和4年度実施計画（令和4年3月）】

(単位：億円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
投資補助	1,005	1,345	1,345	1,345	1,005	1,005	1,005
土木部	700	700	700	700	700	700	700
港湾	48	48	48	48	48	48	48
それ以外	652	652	652	652	652	652	652
投資単独	675	675	675	660	565	530	530
土木部	350	350	350	350	350	350	350
港湾	28	28	28	28	28	28	28
それ以外	322	322	322	322	322	322	322
港湾合計	76	76	76	76	76	76	76

県政改革方針によれば、港湾分野における予算は据置となっているが、施設の老朽化が進む中、今後も老朽化対策事業費が増加していくものとみられ、現行のひょうごインフラ・メンテナンス計画においても10か年計画の後半（令和6年度以降）に多くの予算が投入される計画となっており、どの施設にどの程度の予算を投入し、いつ修繕・更新するかという点は重要になる。

港湾施設の維持更新に当たっては、施設の老朽化の進行度が重要な判断要素となることは当然であるが、港湾施設は物流や人流の輸送拠点としての利便施設としての性格を有するため、観光施設や企業の動向などの背後地の情勢も注視する必要があり、また、港湾施設の利用状況や地元住民、漁協関係者との調整など様々な要素を加味して実施の優先性や工事方法等を検討する必要がある。更には、これまで把握されてこなかった港湾別の収支状況を考慮要素とすることで、限りある予算をより一層効率的かつ効果的に配分することが可能となると考えられる。従って、新たなひょうごインフラ・メンテナンス計画を策定する上で、港湾別の収支状況を一指標として活用することが望まれる。【意見－14】

(7) 港湾施設使用料の算定根拠

① 港湾施設使用料の設定状況

港湾施設の使用許可を受けた者が支払う使用料、占用料、入港料等（以下、この項では「使用料等」とする。）については、県港湾条例第9条及びその別表第1、県港湾規則第11条及びその別表第2から別表第4で定められている。使用料等は、県港湾条例及び県港湾規則において詳細に規定されているが、主なものを例示すると、以下のとおりである。

区分		料率		備考
係船料	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外の内航船	総トン数1トンにつき6時間	4.6円	6時間を超える場合は左欄の2分の1相当額
起重機	15トン水平引込式クレーン	1時間当たり	61,600円	
	ガントリークレーン	1時間当たり	79,500円	コンテナ貨物以外の貨物の場合
野積場	一時使用	1㎡につき1日	5.8円	使用期間の内、15日までの期間
		1㎡につき1日	8.8円	使用期間の内、16日以降の期間

上記の使用料について、同種の港湾施設を有する近隣都市の単価と比較した結果は、以下のとおりである。

【使用料等の単価の近隣都市比較】

	県	神戸市	大阪府	京都府
係船料	4.6円/総t（～6h） 2.3円/総t（6h～）	3.69円（～1h） 6.8円（1～2h） 10.5円（2h～）	9.61円/総t（～12h） 6.4円/総t（12h～）	4.09円/t・24h
起重機	15t水平引込式クレーン：61,600円/h ガントリークレーン：79,500円/h	重量物：28,326円/0.5h ガントリークレーン：33,000円～52,250円/0.5h	80,096円/h	一般使用：1,780円～33,300円/h 専用使用：227,000円～1,447,000円/h
野積場	5.8円～8.8円/㎡・日	12.54円/㎡・日	3.7円/㎡・日	2.09円/㎡・日

（県から入手した資料を包括外部監査人が加工して作成）

上記のとおり、使用料等は各自治体によって開きが見受けられる。各使用料単価の設定方法についても、時間ごとに細分化して設定している、或いは、一律に設定しているなど、各自治体の裁量に委ねられていることが分かる。そのため、港湾行政を進めていく上では、十分な根拠や戦略に基づき適切な使用料単価を設定することが、非常に重要であると考えられる。

② 使用料単価の設定方法

当包括外部監査では、各使用料に関する使用料単価の設定方法を確認するため、例として、係船料について確認を実施した。

始めに、係船料（機帆船、はしけ及び定期旅客船以外の内航船）の単価改定の推移は、以下のとおりである。

【係船料の単価改定推移】

施行日	単価	備考
昭和48年5月1日	3円/24h	
昭和54年4月1日	6円/24h	
昭和57年5月1日	7.2円/24h	
昭和63年10月1日	8.4円/24h	
平成4年5月1日	8.6円/24h	
平成9年5月1日	8.8円/24h	平成9年4月1日に消費税が5%へ引き上げ
平成10年5月1日	4.4円/6h	単価の設定方法を6時間単位に変更し、合わせて単価を50%減額
平成26年5月1日	4.5円/6h	平成26年4月1日に消費税が8%へ引き上げ
令和元年10月1日	4.6円/6h	令和元年10月1日に消費税が10%へ引き上げ

(県から入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

そして、県に対して係船料単価の算定根拠を確認した結果、県港湾条例制定当時（昭和38年）から昭和57年までの係船料単価の改定に用いた資料は保管しておらず、引継資料なども残っていないため、現在では算定方法は不明であるとのことであった。また、近年は、港湾施設使用料を含め全ての使用料の改定の要否は、全庁的な方針に従って判断することとしており、長らく改定は見送られている状況で、基本的に消費税率の引き上げ時にその増税相当分を係船料単価に反映する改定を行っているのみである。そのため、現在の単価が社会経済情勢の変化等を踏まえた適切な水準となっているかの検証を十分に行うことが出来る状態にあるとは言い難い。【指摘事項-16】県港湾条例上の使用料単価の算定根拠は、適切な使用料の徴収の根幹となるものであり、改定の要否を検討する際には必須のものであることから、県は、今後その積算方法等を適切に保管すべきである。【意見-15】

そこで、当包括外部監査期間中に確認できた当時の価格算定根拠資料と推察される係船料の算定方法に関するメモ（但し、作成者や作成日時などは不明）に基づき、単価の設定根拠について検討を実施した。

【当包括外部監査期間中に確認できた価格算定根拠資料の概要】

係船料については、姫路港において完成している岸壁の復成価格及び償却費に基づき算定するとされている。

(i) 建設費の集計

姫路港（飾磨港区）岸壁の建設費（昭和59年度価格）を基礎に試算する。

（単位：千円）

水深	延長	構造	建設費 ^(注1)	復成価格 ^(注2)	耐用年数	残存率
-7.5m	135m	ケーソン	423,403	448,383	60年	20%
-10m	170m	鋼矢板	555,794	588,585	25年	15%
-12m	240m	ケーソン	1,083,456	1,147,379	60年	20%

(注1) 昭和59年度価格

(注2) 建設価格に、昭和58年から昭和62年までの物価上昇率1.059を乗じて算定

(ii) 係船料の算定式

上記の実績値を基礎として、以下の計算式に基づき算定している。

<係船料算定式>

（単年度当たりの償却予定額＋単年度当たりの維持管理費）÷単年度当たりの実利用総トン数＝船舶総トン当たり係船料

(ア) 単年度当たりの償却予定額及び単年度当たりの維持管理費

（単位：千円）

水深	単年度当たりの償却予定額		単年度当たりの維持管理費	
	計算式	結果	計算式 ^(注)	結果
-7.5m	448,383千円×(1-0.2)÷60	5,978	償却予定額×20%	1,195
-10m	588,585千円×(1-0.15)÷25	20,011	償却予定額×20%	4,002
-12m	1,147,379千円×(1-0.2)÷60	15,298	償却予定額×20%	3,059
合計		41,288		8,257

(注) 単年度当たりの維持管理費は償却予定額の20%と仮定されているが、その根拠は記載されていない。

(イ) 単年度当たりの実利用総トン数

単年度当たりの実利用総トン数は、以下の計算式に基づき算定している。

＜単年度当たりの実利用総トン数＞

単年度当たりの実利用総トン数＝係船能力×利用率

(単位：千総トン)

水深	係船能力		利用率(注2)	実利用総トン数
	計算式(注1)	結果		
-7.5m	5,000 重量トン×2/3×300日	1,000	58.9%	589
-10m	15,000 重量トン×2/3×300日	3,000	58.9%	1,767
-12m	30,000 重量トン×2/3×300日	6,000	58.9%	3,534
合計		10,000	58.9%	5,890

(注1) 2/3：重量トン数から総トン数に換算するための係数
300日：悪天候を除く利用可能日数

(注2) 利用率は、前回改定時の利用率(58.9%)に固定していると記載されているが、前回改定時の資料は確認できていない。

以上より、船舶総トン当たり係船料は、以下のとおり **8.4円**と算定される。

＜係船料算定結果＞

(41,288千円+8,257千円)÷5,890千総トン≒**8.4円**

県では、上記の算定結果に基づき、昭和63年10月から係船料を8.4円に改定しているが、その後は、消費税率の引き上げに伴う改定及び平成10年5月に24時間制から6時間制に変更した際に単価を50%減額する改定を実施している。すなわち、**係船料の単価には、昭和63年時点の建設価格に消費税率の引き上げが反映されたのみであり、約30年間の物価変動や工法等の変化による建設価格の変動の影響が反映されていない**と考えられる。

そこで、当包括外部監査において、物価上昇率や建設価格の変動等を加味した場合の係船料単価を試算することとした。なお、姫路港(飾磨地区)の建設以降、大規模な建設工事及び改修工事等は行われておらず、直近の建設費実績が不明であることから、物価上昇率のみを加味して試算し、影響額を比較している。

【物価上昇率を加味した試算】

(i) 物価上昇率

昭和63年価格改定時のメモに記載されている物価上昇率は、基礎としたデータが不明であるため、今回の試算に当たっては、以下のとおり、総務省

の消費者物価指数（全国 総合指数）を使用して物価上昇率を算出する。

暦年	消費者物価指数
1988年（昭和63年）	85
2020年（令和2年）	100
物価上昇率	1.176

（2020年基準消費者物価指数より）

（ii）建設費復成価格

上記の物価上昇率を使用して令和2年時点の復成価格を算出した結果、以下のとおり2,568,794千円と試算された。

（単位：千円）

水深	①	②	③=①×②
	メモに記載された復成価格	物価上昇率	令和2年時点復成価格
-7.5m	448,383	1.176	527,298
-10m	588,585	1.176	692,176
-12m	1,147,379	1.176	1,349,317
合計	2,184,349	1.176	2,568,794

（iii）単年度当たりの償却予定額及び単年度当たりの維持管理費

上記の復成価格を使用して単年度当たりの償却予定額及び単年度当たりの維持管理費を算出した結果は、以下のとおりである。

（単位：千円）

水深	単年度当たりの償却予定額		単年度当たりの維持管理費	
	計算式	結果	計算式 ^(注)	結果
-7.5m	527,298千円×(1-0.2)÷60	7,033	償却予定額×20%	1,406
-10m	692,176千円×(1-0.15)÷25	23,533	償却予定額×20%	4,706
-12m	1,349,317千円×(1-0.2)÷60	17,990	償却予定額×20%	3,598
合計		48,556		9,711

（注）単年度当たりの維持管理費は、従前と同様、単年度当たりの償却予定額の20%とする。

（iv）実利用総トン数

実利用総トン数は、従前と同様、5,890千総トン数と仮定する。

以上より、船舶総トン当たり係船料は、以下のとおり**9.9円**と試算された。

<係船料試算結果>

(48,556千円+9,711千円) ÷ 5,890千総トン ≒ **9.9円**

これに、昭和63年以降の消費税率の引き上げ及び6時間制への変更の影響を反映すると5.4円となり、現在の単価4.6円と比較して0.8円(約17%)乖離している。

年度	備考	単価	計算式
試算結果	上記より	9.9円/24h	
平成9年	消費税が5%へ引き上げ	10.4円/24h	9.9円×1.05
平成10年	6時間制に変更	5.2円/6h	10.4円×50%
平成26年	消費税が8%へ引き上げ	5.3円/6h	5.2円×1.08÷1.05
令和元年	消費税10%へ引き上げ	5.4円/6h	5.3円×1.1÷1.08

上記は、あくまでも物価上昇率のみを加味したのみであり、建設工事の工事手法やコスト算定も昭和60年代から大きく変化していることから、建設価格も大きく変動していると考えられる。

また、係船料以外の各使用料等の中には、係船料の単価と同様、当初の算定方法及びその根拠が曖昧又は不明なものも含まれており、単価の見直しの要否が十分に検討されず、社会経済情勢の変化に応じた適切な使用料単価が設定されていないものと考えざるを得ない。【指摘事項-17】

そのため、各使用料の算定方法を決定し、その根拠となる数値等のデータは時系列で追跡可能なものとする、使用料の変更の要否を検討する基準(例:毎年度検討する、各使用料の算定に使用した指標が30%変動した場合に検討するなど)を設ける、算定方法及び変更の要否を検討した資料を適切に保管するルールを設定するなど、明確な根拠に基づき適切な使用料等を算定し、必要に応じて適時に見直す体制を整備すべきである。【意見-16】

(8) 県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得

地方公共団体の財政の健全性を示す指標の一つとして、実質公債費比率が挙げられる。実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものであり、以下の式で算出される。

(算式)

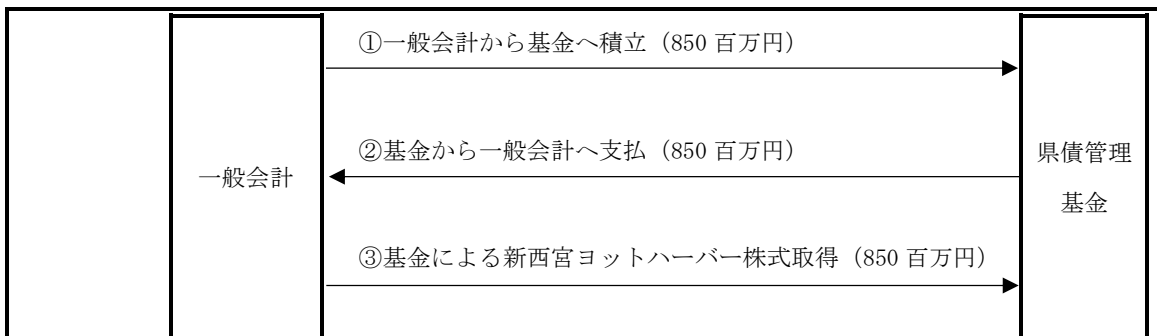
$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(総務省ホームページより)

実質公債費比率（3か年平均）が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となるが、県の平成17年度の実質公債費比率（3か年平均）は19.6%であり、実質公債費比率の抑制が最重要課題の一つであった。実質公債費比率の算定においては、県債管理基金積立必要額に対して、実際の県債管理基金残高が不足する場合には、その不足額を考慮して算定した額を毎年度の元利償還金に加算する必要があるとされている。県債管理基金とは、県が県債管理基金条例に基づき、県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資することを目的として設置された基金であり、一般的には減債基金という名称で設置している自治体が多い。

県は、実質公債費比率の抑制に向けて、当該比率を押し上げている要因の一つである県債管理基金の積立不足額を縮減、すなわち、県債管理基金の残高を増加させるため、平成18年度2月補正において、県が保有する特定目的基金や一般会計が保有する株式を県債管理基金へ集約するための予算を編成した。株式については、一般会計から県債管理基金に現金を積み立てた上で、同額を一般会計へ支払って取得する方法を採用したが、その際、**一般会計で保有していた新西宮ヨットハーバー株式会社（850,000千円）についても、県債管理基金が取得することとなった（下図参照）。**



まず、基金に関する地方自治法第 241 条の定めを確認することとする。

【地方自治法】（一部抜粋）

- 第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することはできない。

このように、地方公共団体は、条例で定めた「特定の目的」のために基金を設置することができ、また、基金は、条例で定めた「特定の目的」に応じて、「確実かつ効率的に運用しなければならない」とされている。県は、上記のとおり、県債管理基金を設置するため、県債管理基金条例を制定しており、設置目的等を以下のとおり定めている。

【県債管理基金条例】（一部抜粋）

- 第 1 条 県は、県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、県債管理基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。
- (1) 予算で定める額
 - (2) 基金から生ずる収入額
- 第 3 条 基金に属する現金は、次に掲げる方法により管理するものとする。
- (1) 金融機関への預金
 - (2) 県債証券の保有
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が認める最も確実かつ有利な方法
- 第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。
- 第 5 条 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。
- (1) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において県債の償還の財源に充てるとき
 - (2) 償還期限の満了に伴う県債の償還を行う場合において当該県債の毎年度の償還額を著しく超えて行う償還の財源に充てるとき
 - (3) 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき

県債管理基金は、一般会計で保有していた新西宮ヨットハーバー株式を過去における出資額（850,000千円）と同額で取得しているが、当該取引が、**県債管理基金条例上の設置目的や管理方法と適合しているかが問題**となる。

① 設置目的（県債管理基金条例第1条）との適合性

県債管理基金の設置目的は、県債管理基金条例第1条に定められており、「**県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保**」と「**将来にわたる財政の健全な運営に資する**」の2つが挙げられている。

まず、「**県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保**」する目的に関して考察する。当該目的との適合性を判断する上では、**新西宮ヨットハーバー株式の取得により県債の償還等に必要な財源が十分な裏付けをもって確保できているかという点が重要**となる。この点、新西宮ヨットハーバー株式取得に際して、一般会計から県債管理基金へ850,000千円の積み立てが行われ、当該資金を基に株式を取得していることから、形式上は、850,000千円の財産的価値を有する株式によって県債の償還等に必要な財源を確保できているかのように見える。

しかし、新西宮ヨットハーバーは、開港に向けた施設整備の時期に、台風第13号災害（平成5年）や阪神・淡路大震災（平成7年）が発生し、復旧事業による重複追加投資を余儀なくされた影響から、**県債管理基金が新西宮ヨットハーバー株式を取得した時期である平成18年度決算は、2,213,598千円もの多額の累積損失を抱えている状態**であった。

【新西宮ヨットハーバー 貸借対照表及び損益計算書（平成18年度）】

<貸借対照表>

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	264,268	流動負債	847,827
固定資産	2,894,469	固定負債	2,024,508
有形固定資産	2,891,440	負債の部合計	2,872,336
無形固定資産	3,028	純資産の部	
		株主資本	286,401
		資本金	2,500,000
		利益剰余金	▲ 2,213,598
		純資産合計	286,401
資産の部合計	3,158,737	負債及び純資産合計	3,158,737

<損益計算書>

(単位：千円)

科目	金額
売上高	623,320
売上原価	339,534
売上総利益	283,785
販売費及び一般管理費	264,378
営業利益	19,407
営業外費用	4,452
経常利益	14,954
特別利益	1,921
特別損失	64,225
税引前当期純利益	▲ 47,349
法人税、住民税及び事業税	1,086
当期純利益	▲ 48,435

この時点での県の持株比率は34%（＝県の持株数17,000株/発行済株式総数50,000株）であることから、県債管理基金が取得した新西宮ヨットハーバー株式の実質価額は97,376千円（＝平成18年度末純資産額286,401千円×持株比率34%）となる。県債管理基金は、850,000千円の資金を投じて、実質価額97,376千円（投資資金の約11%に相当）の新西宮ヨットハーバー株式を取得したことにより、県債管理基金は実質的に752,624千円毀損する結果を生んでいる。このように、県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式取得は、**県債管理基金の残高を実質的に毀損させており、「県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保」するための取引には該当しない。**

次に、「将来にわたる財政の健全な運営に資する」目的に関して考察する。当該目的との適合性を判断する上では、**県債の償還等に的確に対応するための財源が十分に確保され、また、適時に対応し得る状態にあることが重要**となる。財源の十分性については上記のとおりであることから、ここでは、対応の適時性を検討する。新西宮ヨットハーバーは、非上場会社であるとともに、定款上、株式譲渡について取締役会の承認を必要とする旨を定めている会社法上の非公開会社に該当する。**株式の流通性は乏しいため、県債償還資金のために県が新西宮ヨットハーバー株式を現金化する方法は、既存株主等との相対取引、新西宮ヨットハーバーによる株式取得（自己株式取得）など、極めて限定されたものとなる。**また、他の既存株主に対する影響等を鑑みた場合、**新西宮ヨットハーバーの筆頭株主である県が、県債の償還にあわせて適時に株式を譲渡することは殆ど不可能であり、さらには、株式の実質価額が著しく毀損している株式を出資額と同額で譲渡することも殆ど不可能**であると考えられる。このように、**県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式取得は、県債管理基金の財源の確保に繋がらず、県債の償還等に適時に対応し得ないため、「将来にわたる財政の健全な運営に資する」ための取引には該当しない。**

【新西宮ヨットハーバー定款】（一部抜粋）

第9条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

② 管理方法（県債管理基金条例第3条）との適合性

県債管理基金に属する現金の管理方法は、県債管理基金条例第3条に定められており、「**金融機関への預金**」、「**県債証券の保有**」及び「**前2号に掲げるもののほか、知事が認める最も確実かつ有利な方法**」の3つが挙げられている。今回の事案で、県債管理基金が保有することとなった資産は、新西宮ヨットハーバーの「株式」であることから、「**金融機関への預金**」及び「**県債証券の保有**」

のいずれにも該当せず、それ故、「前2号に掲げるもののほか、知事が認める最も確実かつ有利な方法」に該当するかが問題となる。この点、県債管理基金条例第3条各号は並列的に列挙されていることから、「**知事が認める最も確実かつ有利な方法**」に該当するか否かは、「**金融機関への預金**」及び「**県債証券の保有**」と同程度の確実性と有利性を有することが必要と解するべきである。預金や県債証券は、原則として元本が保証されるという確実性を有し、預入期間又は債券保有期間においては契約で定められた一定の果実（利息）を収受することができる。一方、株式は、原則として元本は保証されず、果実（配当）は対象会社の配当可能利益の有無や配当方針に影響を受けるため、仮に純資産が毀損している場合には、配当可能利益が零又はマイナスとなり、果実（配当）を収受できないというリスクを有する。**新西宮ヨットハーバー株式会社**については、上記のとおり、**株式の実質価額は出資額の約11%にまで毀損**しており、また、**配当可能利益も多額のマイナスの状態**であることから、業績が急激に回復しない限り、**果実（配当）を収受することは期待出来ない**。従って、**新西宮ヨットハーバー株式会社は、「金融機関への預金」及び「県債証券の保有」と同程度の確実性と有利性を有する資産とは認められず、「前2号に掲げるもののほか、知事が認める最も確実かつ有利な方法」には該当しない**。

以上より、**県債管理基金が、一般会計で保有していた新西宮ヨットハーバー株式 850,000 千円を同額で取得した取引は、県債管理基金条例第1条に違反しており、また、県債管理基金が、基金に属する現金 850,000 千円を新西宮ヨットハーバー株式で管理することは、県債管理基金条例第3条に違反している。これは、地方自治法第241条の趣旨を蔑ろにするものであり、大きな問題である。【指摘事項-18】**

県は、令和4年3月に公表した「兵庫県 県政改革方針」において、県債管理基金を活用した県債残高縮減対策を取り止めることとしている。従って、**県は、県債管理基金が新西宮ヨットハーバー株式を保有することは県債管理基金条例に違反しているという事実を強く認識し、県政改革の一環として、早急に解消に向けた措置を講じるべきである。【意見-17】**なお、上記「兵庫県 県政改革方針」にも記載があるが、県は基金集約を解消する方針を令和3年度に示しており、令和4年度2月県議会に基金集約解消の関連議案を上程する予定である。

(9) 港湾施設の緊急小規模工事

県では、港湾施設の緊急小規模工事について、各土木事務所・港管理事務所において入札事務を実施し、選定された業者と総価契約単価取決方式による契約を締結している。総価契約単価取決方式とは、工事請負契約における受発注者間の

双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払の金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施するものである。

県では、同じインフラ施設である道路施設については、「緊急小規模等道路維持修繕工事に関する総価契約単価取決方式実施要領」を作成しており、その中で対象作業について、以下のとおり定義している。

【緊急小規模等道路維持修繕工事に関する総価契約単価取決方式実施要領】(一部抜粋)

2 対象作業

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な交通と道路の良好な環境を確保するために実施する次の(1)～(3)の工事を対象とする。なお、土木事務所長の判断により(1)、(2)及び(3)を組み合わせても構わない。

(1) 道路施設の破損等を緊急に補修するために実施する緊急小規模道路工事

※小規模工事とは、一指示あたりの工事若しくは作業が概ね2,500千円以下、もしくは5日以内に完了するものをいう。

※緊急工事とは、放置すれば事故につながる恐れのある場合または道路環境が悪化し、県民の生活に影響する恐れのあるものをいう。

(2) 道路施設等を適切な状態に保つために実施する舗装補修、側溝管渠補修、安全施設補修、照明灯具取替、側溝管渠清掃等の維持修繕作業

(3) その他、土木事務所長が特に必要と認めた維持修繕工事

しかし、**県は、港湾施設の緊急小規模工事に係る実施要領は策定しておらず、対象作業が明確化されていないため、緊急性があるとは言いがたい及び小規模とは言いがたいにも関わらず、緊急小規模工事契約の対象業務として実施されている事例が散見された。【指摘事項－19】**

例えば、光都土木事務所では、契約締結先であるA社に対して、令和3年11月12日付で「相生市鰯浜緑地草刈」を指示している。工事着工前後の写真を確認したところ、雑草等が少なからず見受けられるものの、放置すれば県民の生活に影響するほどの「緊急性」があるとは考えられないものである。また、豊岡土木事務所では、契約締結先であるB社に対して、令和3年11月11日付で「津居山港風向風速計修繕(津居山地内)」を指示している。B社に対する指示時点での概算工事費は7,000千円とされ、実績金額は12,698千円であることから、「小規模」とは言えない規模の工事である。このように、「緊急性」や「小規模」には該当しないと考えられる工事が、緊急小規模工事契約の対象工事として数多く実施されたため、当初の契約金額と最終精算金額は大幅に乖離する結果となっている。

(単位：千円、税込)

事務所名	当初契約金額	最終精算金額	差額
光都土木事務所	6,983	13,850	6,866
豊岡土木事務所	5,500	26,050	20,550

従って、**県は、港湾施設の特性を踏まえた上で、緊急小規模工事の対象作業等を定めた港湾施設の緊急小規模工事に関する実施要領を策定し、当該要領に従った事務処理を行うべきである。【意見-18】**

(10) 港湾整備事業特別会計条例

県は、一般会計の他、港湾整備事業特別会計条例に基づき設置された港湾整備事業特別会計により、港湾事業を実施している。

初めに、港湾整備事業と特別会計の関係について、整理することとする。**地方財政法第6条**において、**公営企業の経理は特別会計を設けて行う**ことが定められている。公営企業とは、地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経理する企業であるが、一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持されることから、事業ごとに経営成績及び財政状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その事業ごとに特別会計を設置することが求められている。具体的には、**地方財政法施行令第46条に定められた事業が公営企業に該当することとなるが、同条第7号に港湾整備事業（埋立事業並びに荷役事業、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）が挙げられている。**

【地方財政法】（一部抜粋）

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

【地方財政法施行令】（一部抜粋）

（公営企業）

第46条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

一～六 （略）

七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

一方、地方自治法第209条において、特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができることから、**特別会計の設置には、条例の制定が必要**であることが分かる。

そのため、**県は、港湾整備事業特別会計条例に基づき、港湾整備事業特別会計を設置している。**

【地方自治法】（一部抜粋）

（会計の区分）

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

ここで、改めて、**港湾整備事業特別会計の設置目的**を確認することとする。

【港湾整備事業特別会計条例】（一部抜粋）

（設置）

第1条 荷役機械、上屋及び倉庫の建設及び運営に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

設置目的は、港湾整備事業特別会計条例第1条に定められており、「**荷役機械、上屋及び倉庫の建設及び運営に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。**」とされている。区分経理の対象は、「荷役機械、上屋及び倉庫の建設及び運営」に係る歳入歳出である。地方財政法施行令上の港湾整備事業の内、埋立事業や貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業は、条例上、区分経理の対象とされていない。繰り返しとなるが、**公営企業の経理は特別会計を設けて行う必要がある**、**特別会計は地方公共団体の条例で設置されることから、地方財政法施行令における港湾整備事業の範囲と、県の港湾整備事業特別会計条例の対象範囲は一致させておくべきものであるが、県**

の条例上、埋立事業や貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業は対象外とされており、齟齬が生じている。【指摘事項-20】

さらに、港湾整備事業特別会計の歳入歳出決算報告書等を確認した結果、野積場使用料や工作物設置料、さらには土地売払収入や臨海土地造成整備事業債など、明らかに「荷役機械、上屋及び倉庫の建設及び運営」に係る歳入歳出には該当しない項目が計上されている。これは、港湾整備事業特別会計条例上、区分経理の対象とされていない事業に係る歳入歳出が港湾整備事業特別会計において経理され、同条例の設置目的と歳入歳出決算報告書との間で齟齬が生じていることを意味する。【指摘事項-21】但し、歳入歳出決算報告書における経理対象範囲は、地方財政法施行令における港湾整備事業の範囲と整合していると考えられるため、歳入歳出決算報告書が直ちに不適切であることを示唆するものではないと推察される。

以上のとおり、県の港湾整備事業特別会計条例の対象範囲は、地方財政法施行令及び港湾整備事業特別会計に係る歳入歳出決算報告書と齟齬が生じていることから、これらを整合させるよう、同条例を改正すべきである。【意見-19】

(11) 法第49条に基づく収支報告

法第49条において、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年1回作成し、事業年度ごとに当該事業年度終了後5ヶ月以内に公表することが義務付けられている。県は、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港に係る収支報告（経営関係収支報告・建設関係収支報告）を作成しているが、法第49条に基づく県のホームページ等による公表を行っていない。

【指摘事項-22】

この点、県は、当該収支報告を国（国土交通省）に提供し、国土交通省のホームページにおいて、他の港湾とともに開示されているため、間接的に公表されているとの認識であった。しかし、法第49条が「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者」に対して収支報告の公表を義務付けている以上、国による間接的な公表によってその義務を果たしていると解釈すべきではなく、あくまでも、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港の港湾管理者である県が公表するものと解釈すべきである。

従って、県は、法第49条に基づき、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港の収支報告を県のホームページで公表すべきである。なお、この場合、経年での比較可能性を担保するため、当該事業年度のみならず、過年度の収支報告についても継続的に掲載すべきである。【意見-20】

なお、県は、当包括外部監査を受けて、県のホームページにおいて過去5年間分の収支報告を公表している。

(12) 県港湾条例第13条（譲渡等の禁止）

県港湾条例第13条では、「第4条第1項の許可によって生ずる権利義務は、知事の許可を受けなければ他人に譲渡し、又は転貸することはできない」と定められている。ここで着目すべきは、制限の対象行為である。県港湾条例第13条では、許可によって生ずる権利義務の「譲渡」と「転貸」のみが制限され、「担保に供すること」が制限されていない。すなわち、港湾施設の使用許可を受けた者が、自己の利益（例えば、第三者からの借入）のために、港湾施設の使用許可権を担保として提供することについては、何らの制限もなく、自由に行うことができると解釈できる。港湾施設の使用や、使用等の許可によって生ずる権利義務の譲渡又は転貸には、知事の許可を必要とする一方、担保権の実行又は行使により、港湾施設の使用権を知事の許可なく得ることができることは均衡を逸すると思料される。【指摘事項-23】

この点、「詳細 逐条解説港湾法 三訂版」（著者：多賀谷一照 発行所：第一法規株式会社）では、以下のとおり、例示された港湾施設管理条例等では、許可資格の譲渡、転貸のみならず担保提供を含めたかたちで、権利譲渡等の禁止・制限の規定が置かれているのが原則であるとされている。

【詳細 逐条解説港湾法 三訂版】（一部抜粋）

許可使用、占有使用のいずれについても、その許可資格を譲渡、転貸又は担保に供することはできないとする、あるいは港湾管理者の許可がなされた場合に限るとする権利譲渡等の禁止・制限の規定が置かれているのが原則である。もっとも、相続、合併の時には、地位の承継を認める規定もある。

（太字部分は包括外部監査人が加工）

従って、県は、県港湾条例第4条第1項の許可によって生ずる権利義務を担保に供することを制限するよう、県港湾条例第13条の改正や県港湾条例第5条に基づく使用許可条件を付すことなどを検討すべきである。【意見-21】

(13) 県港湾条例第16条（原状回復義務）

県港湾条例第16条では、「第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る使用期間が終わったとき（略）は、直ちに知事に届け出て、その検査を受け、原状に回復しなければならない。ただし、特段の理由がある場合において、知事の承認を受けたときは、この限りではない。」とする港湾施設使用者の原状回復義務を定めている。そのため、港湾施設の使用許可を受けた者は、仮に引き続き使用する場合であっても、特段の理由があることにつき知事の許可を受けない限り、県港湾条例第16条に基づき使用期間終了時に、一旦原状回復義務を履行しなければならないこととなる。県港湾条例第11条において、港湾施設の使用期間は原則として10年を超えることはできないとされているが、実際には、3ヶ月や1年という期間で使用が許可され、その後も同一の者から使用許可の申請が行われ、県が使用を許可するということが繰り返されており、結果的に同一の者が長期にわたり継続的に港湾施設を使用している。これでは、県港湾条例第16条に基づく知事の承認がないにも関わらず、新たな使用許可に基づき使用期間終了日の翌日から引き続き使用する者に対して、県が原状回復義務の履行を課すことなく港湾施設を使用させていることになる。【指摘事項-24】

従って、県は、使用期間終了日の翌日から引き続き使用する場合には原状回復義務の履行を要しないことについて、県港湾条例第16条に基づく知事の承認手続を行う、又は、県港湾条例第5条に基づく使用許可条件を付すなど、利用実態に合った手続等を行うべきである。【意見-22】

(14) 港湾施設に係る国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金とは、国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち、当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産について、固定資産税相当額を所在市町村に対して交付するものである。都道府県が所有する固定資産は、原則として固定資産税が非課税とされているが、県有財産を貸付けするなど他人に使用させている一定の場合は、私人の所有する固定資産を使用していることと実態は同種であると考えられるため、同種の実態を有する固定資産間の負担の不均衡を是正するため、固定資産税の代替として、県が貸付等の資産の所在する市町村に対して交付金を支払うよう制度化されたものである。

県は、国有資産等所在市町村交付金の交付に対応するため、県港湾条例及び県港湾規則に基づき、港湾施設の利用者から市町村交付金に相当する額及びこれに係る公負担（以下、「交付金相当額等」という。）を使用料に加算して徴収しており、徴収方法については、県港湾規則別表において以下のとおり定められている（例として上屋の専用使用を示している）。

【県港湾規則 別表】（一部抜粋）

別表第2（第11条関係）

区分			料率	金額			備考
				甲号 港湾	乙号 港湾	丙号 港湾	
港湾施設の使用する場合	上屋	専用使用	1平方メートルにつき1月	616円	616円	616円	使用期間のうち、 毎年3月31日の属する1月間に係る使用（同日において使用期間の更新により引き続き使用する期間が1年以上となる場合に限る。） にあつては、左欄に掲げる額に国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に定める市町村交付金に相当する額及びこれに係る公負担（以下「交付金相当額等」という。）を加算した額とする。

上記のとおり、交付金相当額等は、3月31日に係る1月間の使用料に加算して徴収し、その条件は、「毎年3月31日の属する1月間に係る使用」と「同日において使用期間の更新により引き続き使用する期間が1年以上となる場合」となるが、ここで問題となる点は、2点目の「**同日において使用期間の更新により引き続き使用する期間が1年以上となる場合**」という条件である。令和3年4月1日から使用が開始され、3ヶ月ごとに使用期間の更新が行われ、現在の使用期間が令和4年1月1日から令和4年3月31日までの事案を例に考えてみる。県は、当該条件について「令和4年3月31日の使用期間の更新により、使用期間が1年（令和3年4月1日から令和4年3月31日）となった場合、交付金相当額等を徴収することができる」と解釈し、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの使用料の徴収時に交付金相当額等を加算して徴収している。しかし、**当該条件は、「令和4年3月31日において使用期間の更新により、令和4年4月1日から1年以上使用することとなる場合」と解釈することも可能**である。換言すれば、令和4年3月31日において使用期間が更新され、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで使用されることが確定しない限り、交付金相当額等を徴収することは出来ないと解釈することも可能である。国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨を踏まえると、現在、県が実施している徴収事務は妥当であるが、**県港湾規則別表第2の備考欄にある交付金相当額等の徴収に係る記載は、国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨とは異なる徴収事務を実施する必要があると解釈する余地を生む表現となっており、合理性を欠くものである。【指摘事項－25】**

従って、**県は、国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨を踏まえ、県民に誤解を与えない表現とするよう県港湾規則別表第2を改正すべきである。【意見－23】**

(15) 岸壁又は物揚場への船舶係留許可を不要とする施設に係る指定告示

県は、岸壁又は物揚場に船舶を係留することについて許可を要しない施設を指定するため、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」(昭和43年5月1日告示第449号の2 最終改正平成27年10月23日告示第877号)を发出している。当該告示を確認した結果、「**兵庫県港湾施設管理条例施行規則(昭和36年規則第49号)第6条第1項第1号の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設を次のとおり指定する。**」と記載されている。

しかし、**岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定について規定している条項は、県港湾規則第6条第1項第1号でなく、第2号であり、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」(昭和43年5月1日告示第449号の2 最終改正平成27年10月23日告示第877号)には、指定の根拠である県港湾規則の条項が誤って記載されている。【指摘事項-26】**

従って、**県は、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」に記載されている県港湾規則の条項を速やかに修正すべきである。【意見-24】**

【県港湾規則】(一部抜粋)

第6条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める港湾施設の使用は、次に掲げる使用であって、同項第2号から第7号までに掲げる行為を伴わないものとする。

- (1) 条例別表第1区分の欄に掲げる港湾施設の使用以外の港湾施設の使用
- (2) **知事が指定する岸壁、物揚場又は棧橋における船舶の係留**

(16) 入札公告における入札参加申込書の受付期間

県の取扱いでは、入札参加申込書の受付は、原則として10日間以上、5,000万円未満の場合は7日以上とし、この期間の計算には、土、日、祝日、年末年始は含まれるとされている。当包括外部監査において、入札公告を確認した結果、入札参加申込書の受付は以下の取扱いとされていた。以下に、例を示す(入札工事名:姫路港 臨海道路中島線外側溝清掃委託業務(なお、本業務は5,000万円未満の制限付き一般競争入札に該当))。

【姫路港 臨海道路中島線外側溝清掃委託業務 入札公告】（一部抜粋）

4 入札手続等

手続等	期間・期日	場所・方法
(1) 建設工事請負契約書等の閲覧	令和3年12月3日(金)から 令和3年12月16日(木)まで (注3、5)	姫路市法王1-98 兵庫県中播磨県民センター 県民交流室 総務防災課
(2) 設計図書の交付	令和3年12月3日(金)から 令和3年12月16日(木)まで	兵庫県ホームページの入札情報サービス (注7)
(3) 提出資料の様式等の交付	令和3年12月3日(金)から 令和3年12月9日(木)まで	
(4) 入札参加申込書の受付	令和3年12月3日(金)から 令和3年12月9日(木)まで (注3)	電子入札システムを使用して送信する。
(5) 質問書(様式20号)の受付	令和3年12月3日(金)から 令和3年12月10日(金)まで (注3)	姫路市北条1-98 兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課へ持参又はFAXにて提出する。(注8) あわせて電子入札システムを使用して送信する。
(6) 回答書の閲覧	令和3年12月15日(水)から 令和3年12月16日(木)まで (注3、5)	姫路市北条町1-98 兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課 兵庫県ホームページの入札情報サービス (注7)
(7) 入札書の受付	令和3年12月17日(金)から 令和3年12月20日(月)まで (注4)	電子入札システムへの入力による。
(8) 工事費内訳書の受付	令和3年12月17日(金)から 令和3年12月20日(月)まで (注4)	入札書への添付又は姫路市北条1-98 兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課へ持参もしくは郵送による。
(9) 開札	令和3年12月21日(火)午前 10時20分から	開札状況は、電子入札システムにおいて示す。
(10) 入札結果の公表	落札決定後速やかに(注6)	姫路市北条町1-98 兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課
	契約締結後速やかに	兵庫県ホームページの入札情報サービス (注7)

(注2) 上記の期間は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。

(注3) 毎日午前9時から午後5時まで

(注4) 毎日午前9時から午後5時まで(ただし、最終日は正午まで)

(注5) 正午から午後1時までを除く。

(注6) 落札決定日の翌日までに公表する。

(注7) アドレスは(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)

(注8) FAX番号は様式20号(質問書)に記載のとおり

上表(注2)のとおり、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日(以下、「休日」という。)は、入札参加申込書の受付期間から除かれている。そのため、当該事案の入札参加申込書の受付期間は「令和3年12月3日(金)から令和3年12月9日(木)」の7日

間とされているが、上表(注2)により令和3年12月4日(土)、12月5日(日)は除かれることとなり、その結果、入札参加申込書の受付期間は5日間となる。
県は、「あくまで公告を行った日から起算して7日間以上を確保した上で、休日は申込の作業ができないという趣旨で(注2)を適用している」と判断しているが、(注2)の記載では期間そのものが除かれるため、入札参加申込書の受付期間を短く設定しているとの誤解を招く。【指摘事項-27】

従って、県は、入札公告の雛形を改正するなど、入札公告における入札参加申込書の受付期間について、入札参加者に正しく理解されるよう努めるべきである。

【意見-25】

2. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）

(1) 東播磨県民局（加古川土木事務所）

① 契約方法の適切性

加古川土木事務所では、別府地区における環境対策の一環として環境調査を実施する必要があることから、別府地区降下ばいじん測定業務の委託業者の選定を以下のとおり実施している。

(i) 下見積り

下記のとおり、**A社のみから下見積りを徴取**し、当該下見積り金額(795,300円)を予定価格としている。

(単位：円(税込))

業者	下見積り金額	予定価格
A社	795,300	795,300

(ii) 相見積り

下記のとおり、下見積りを徴取したA社を含む3者から見積書を徴取した結果、下見積りを徴取したA社の見積金額が最低金額であったことから、A社に決定した。

(単位：円)

業者	見積金額(税抜)	見積金額(税込)	結果
A社	560,000	616,000	決定
B社	784,300	862,730	
C社	840,000	924,000	

県の財務規則第85条第4項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、

履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。」とされている。従って、**見積合せを実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の見積事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要がある**と考えられる。しかし、契約案件によっては、過去の事例がない、仕様が複雑、又は現地・現物確認を実施しなければ見積りが困難といった特別な条件等が存在する場合もある。そのような状況で下見積りを特定の業者1者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り書の金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の見積参加予定業者に比べて圧倒的に情報優位となる。この点については、過去において総務省から契約における実質的な競争性の確保に関する調査結果資料が公表されており、その中で以下の見解が示されている。

【契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査（平成21年11月）】（一部抜粋）

各府省における予定価格の設定方法をみると、市場価格、他機関で調達した同一又は類似の物品の契約金額を収集するなどにより適正な予定価格を設定しようと努めている例がある。一方、**複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず一者からしか徴取していない例など、予定価格の設定が適切に行われていない例がある。**

【契約における実質的な競争性の確保に関する調査—役務契約を中心として—結果報告書（平成26年11月）】（一部抜粋）

「行政効率化推進計画」において、「**参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から聴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める**」こととされた。（略）効率的な予算進行を推進する観点から、予定価格については、市場価格、他の機関の契約金額等の情報を可能な限り収集し、それらを踏まえて適切に設定する必要がある。

従って、**特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま設計金額、予定金額として利用していることは、契約の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。**【指摘事項-28】

加古川土木事務所は、見積合せを実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の見積事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要がある、**下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。**【意見-26】

② 契約金額の適切性

加古川土木事務所では、二見及び尾上地区港湾施設環境維持管理業務について、東播磨港小型船舶係留施設の指定管理者である兵庫県の水域の秩序ある利

用を進める会が、係留施設の管理と一体的に環境維持管理業務を実施することで効率的な管理が実施できるとの理由から、随意契約により、同会と以下のとおり委託契約を締結している。

【二見及び尾上地区港湾施設環境維持管理業務契約の概要】

項目	内容
契約日	令和3年4月1日
履行場所	二見及び尾上地区港湾施設周辺
業務内容	不法侵入防止施設の日常点検、破損時の修理 不法侵入防止掲示の作成・点検・修理 ボートパーク周辺区域の護岸側の除草・清掃等環境維持
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
委託料	2,098,148円（税込）

二見及び尾上地区港湾施設環境維持管理業務の委託契約締結に係る決裁書では、「委託金額については県港湾課、土木、UWHで協議し了承済」と記載されているのみで、委託料の積算根拠や理由などについては記載されていないため、契約金額が適切であるか否かを客観的に判断することができない。【指摘事項－29】 なお、UWHとは、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会（Orderly Utilization in Water Area of Hyogo Prefecture）の略称である。従って、**加古川土木事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。【意見－27】**

③ 市町からの委託業務報告書

加古川土木事務所では、明石市、加古川市などの東播磨地域に位置する各市町に対して、排水機場、公園、緑地等の維持管理等の各種業務を委託している。業務受託者である各市町は、委託業務終了後、委託契約に従い県に対して業務完了報告書、精算報告書を提出している。加古川土木事務所への往査時に、各市町から提出された報告書を確認した結果、**明石市や高砂市については、支出の根拠資料（契約書、請求書、領収証など）を始めとする詳細な資料を添付し、報告書を提出していたが、例えば、加古川市に委託した別府港緑地維持管理業務については、「上記の業務が完了しましたので報告します。」とのみ記載された業務完了報告書と、歳入歳出の実績金額を表に示しただけの精算報告書が提出されているのみで、委託業務が適切に履行されたか否かを確認するために必要な情報が十分に報告されていなかった。【指摘事項－30】**

従って、**加古川土木事務所は、各市町に対して、委託業務が適切に履行され**

たか否かを確認する上で必要な情報を報告するよう指導すべきである。【意見-28】

④ 下請け人等（変更）通知書の不備

請負工事における工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書には、建設工事及び警備業務に係る一次請負人について漏れなく記載することとされている。

しかし、**加古川土木事務所における東播磨港高砂地区高砂海浜公園改修工事（4）について、「工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書」を閲覧した結果、再委託先である警備業者について、下請負状況への記載が漏れていた。【指摘事項-31】**

工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書は、不適切な下請業者を排除する観点から下請けの状況確認が必要であることや、適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、加古川土木事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。【意見-29】

⑤ 入札方法の見直し

加古川土木事務所における指名競争入札及び制限付き一般競争入札の関係書類を確認した結果、落札金額が最低制限価格に非常に近い金額で落札されている案件が散見された。

【落札金額が最低制限価格に近い案件】（抜粋）

（単位：円（税抜））

工事名	最低制限価格	落札金額	差額
緊急小規模等港湾・海岸維持修繕工事（明石市）	6,512,148	6,512,473	325
緊急小規模等港湾・海岸維持修繕工事（加古川市、高砂市）	4,131,197	4,131,569	372
荒井地区泊地浚渫工事	45,071,712	45,076,850	5,138
高砂地区高砂海浜公園改修工事（4）	7,037,557	7,037,592	35
高砂地区高砂西臨港線道路改良工事（3）	62,025,891	62,027,628	1,737
伊保地区泊地浚渫工事	40,409,413	40,410,000	587
高砂地区高砂島連絡橋橋梁補修工事	10,941,247	10,941,345	98

担当者に聴取した結果、積算方式も公開されており、入札業者の見積精度が向上しているとのことであったが、言い換えれば、予算の積算方法が業者からは容易に推測可能となっている状況である。

入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。【意見－30】

⑥ 即納

高砂港及び伊保港においては、入港業者が係留後、係船料を直接現金で持参し、納付する即納が行われている。見張所職員は、県（県警を含む。）の再任用職員等の1名のみであり、即納方法は、入港業者が両港の見張所職員に係留許可申請書と現金を持参し、見張所職員がそれを収受後、現金については金融機関に振り込み、係留許可申請書については事務所に持参する方法である。しかし、即納業務を行っている見張所には釣銭が準備されていないため、お釣が生じた場合には、見張所職員自身が予め用意した現金で支払われている。【指摘事項－32】

職員が一時的に釣銭を負担する方式で業務を行うことは避けるべきであり、そのためには、加古川土木事務所が予め釣銭を準備するとともに、盗難や横領等が発生しないよう適切に管理すべきである。【意見－31】

⑦ 港湾台帳の更新手続

当包括外部監査の現地調査において、加古川土木事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、以下のような事務処理の不備が発見された。従って、加古川土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。【意見－32】

(i) 港湾台帳の更新漏れ

加古川土木事務所では、令和3年3月9日付で東播磨港（高砂地区）に200t吊クローラークレーンを設置する契約を締結している。新設の200t吊クローラークレーンは令和4年1月18日に納品されているが、納品日から約8ヶ月経過している当包括外部監査の現場視察当日（令和4年9月8日）時点では、港湾台帳の更新事務が行われていなかった。また、200t吊クローラークレーン前に荷さばき地があるが、加古川土木事務所は港湾台帳に記載していない。【指摘事項－33】

また、二見公共埠頭の野積場の面積が19,536.31㎡から平成13年12月6日に66,049.16㎡、平成27年4月1日に50,724.63㎡に変更されているが、

港湾台帳を更新していない。【指摘事項-34】

【施設写真】

<200t 吊クローラクレーン>



<クレーン前荷さばき地>



(ii) 施設位置図の記載漏れ

高砂海浜公園 60,000 m²について、港湾台帳の付図である施設位置図を作成していない。【指摘事項-35】

(iii) 港湾台帳の記載漏れ・施設位置図の記載漏れ

尾上地区緑地 17,000 m²について、港湾台帳へ施設番号を記載していない。また、港湾台帳の付図である施設位置図を作成していない。【指摘事項-36】

(2) 阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）

① 滞納債権の管理

令和3年度末時点の尼崎港管理事務所の収入未済額の内訳は、以下のとおりである。

【尼崎港管理事務所 令和3年度末収入未済額内訳】

(単位：千円)

歳入科目名	滞納者	未済額	未済年度
港湾施設使用料（一般会計）	A社	104	平成28年度
入港料	A社	11	平成28年度
港湾施設使用料（特別会計）	A社	317,487	平成14年度、平成16～18年度、平成22年度、平成26～令和元年度
A社 計		317,602	
海岸占用料	B氏	900	平成21～24年度
B氏 計		900	
合計		318,502	

上記のうち、A社の令和3年度末時点の港湾施設使用料等の年度別未済額は以下のとおりである。

【A社の年度別未済額】

(単位：千円)

年度	未済額	年度	未済額
平成14年度	35,331	平成27年度	36,922
平成16年度	16,403	平成28年度	23,129
平成17年度	24,643	平成29年度	38,206
平成18年度	42,344	平成30年度	38,617
平成22年度	23,291	令和元年度	27,105
平成26年度	11,607	合計	317,602

A社は、尼崎港東海岸町地区の港湾業者であり、野積場（約7,000㎡）及び倉庫2棟（約6,200㎡）の施設を使用し、荷主（店子）に賃貸等を行っていた。しかし、港湾貨物の取扱量が低水準で推移し、また送料の低廉化により経営が厳しい状況が続き平成11年度頃から滞納が発生していた。

【施設写真】

<上屋敷地> (注)



<倉庫>



(注) 現地調査日時点では、上屋は撤去済みであった。

尼崎港管理事務所における平成18年以降のA社に対する納付指導等の状況は、以下のとおりである。

年月	内容
平成18年8月	納付誓約書を提出
平成18年11月～	誓約書通り納付しており上積み納付もあり
平成22年5月～	資金繰り困難であり納付額が減少

年月	内容
平成23年4月～	新規発生分を納期限内に納付することで継続許可
平成26年4月～	社会保険料の滞納処分を受け、支払が滞る
平成27年6月	平成26年度分の一部納付（1百万円）
平成27年10月	支払計画書を作成し、一部納付（29百万円）
平成28年～令和元年	交渉継続するも納付なし。
令和元年12月	令和2年1月分の港湾施設使用不許可を通知
令和2年1月	店子に港湾施設内の物件を撤去するよう通知
令和2年2月	A社行政処分取消請求訴訟を提起
令和2年4月	店子に撤去命令書送付
令和2年8月	A社が上記訴訟の取り下げ
令和2年12月	A社代表者死去
令和3年1月	野積場において行政代執行を開始
令和3年12月	店子の動産等を自主撤去

上記のとおり、尼崎港管理事務所はA社に対して継続的に納付指導を行っている。その結果、平成18～22年、平成23～26年の期間においてA社から一部納付が行われており、滞納額が発生していない年度がある点については、同事務所の納付指導の賜物であり、一定の評価はできる。

しかし、**平成26年度に社会保険料の滞納処分を受け、資金繰りが悪化したこと等により平成27年10月を最後に納付が行われておらず、その後、港湾施設使用を不許可とした令和元年12月までの期間で未済額が、193,103千円から317,602千円と増加（124,499千円増加）している。**

さらに令和元年12月に港湾施設の使用不許可を実施しているため、未済額に対する延滞金を令和元年12月末時点で試算すると以下のとおり234,496千円となっている。

【A社の平成21年度以降の年度別未済残高の推移】

(単位：千円)

年度	未済額	年度	未済額
平成21年度	121,533	平成27年度	193,103
平成22年度	144,648	平成28年度	213,674
平成23年度	143,614	平成29年度	251,880
平成24年度	143,314	平成30年度	290,497
平成25年度	145,613	令和元年度	317,602
平成26年度	186,208		

【A社の令和元年12月末時点の年度別延滞金試算額】

(単位：千円)

年度	未済額	年度	未済額
平成14年度	71,924	平成26年度	2,172
平成16年度	29,143	平成27年度	7,971
平成17年度	32,255	平成28年度	2,916
平成18年度	57,116	平成29年度	3,604
平成19年度	5,338	平成30年度	2,332
平成22年度	16,741	令和元年度	718
平成23年度	2,260	合計	234,496

尼崎港管理事務所は、滞納者に対して再三督促等を行っているものの、新たな事業の成功により納付が可能となる等の滞納者の説明について、根拠資料を入手し、事業の実現可能性を十分に検討しなかったことは滞納者の主張を鵜呑みにしたのと同然である。また、当該地区で港湾業を行うためには免許が必要であり、事業を引き継ぐことができる引受先を見つけることが困難である等の理由から、港湾施設の使用不許可の判断を先送りにした。その結果、平成14年度から20年間という長期にわたり滞納が継続的に発生し、かつ、令和3年度末時点の滞納額が3億円以上（延滞金を加味すれば5億円以上）と多額となる事態を招いた点については、大いに問題があると言わざるを得ない。【指摘事項－37】

さらに、滞納者の資金繰りが悪化し、滞納額が年々増加している状況下で、尼崎港管理事務所内でどのような議論を行い、どのような判断で支払の猶予を行ったか等について、会議の議事録等には具体的な記載が十分に行われていない。そのため、当時どの程度踏み込んだ検討が行われているかを確認することが出来ないとともに、多額の滞納が発生した原因を分析し、今後の教訓として生かすことが出来ない。【指摘事項－38】

従って、尼崎港管理事務所は、滞納が発生した場合には督促を行うとともに、対応方針に関して事務所内で十分に検討し議事録等に詳細に記載する、また、滞納者の財務諸表を入手し、支払余力の有無を分析・確認する、さらに、今後の事業計画の実現可能性について、十分な根拠資料を基に判断するなど、検討過程の透明性や事後的な検証可能性を十分に確保するとともに、安易に判断を先送りせず、滞納者に対して毅然とした態度で対応すべきである。【意見－33】

② 係留時間の確認手続

港湾施設使用料は、県港湾規則別表第2において、以下のように設定されて

いる。

【県港湾規則別表第2】（一部抜粋）

区分		料率		備考	
岸壁、物揚場及び棧橋	外帆船以外の船舶	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	総トン数1トンにつき6時間	4.6円	6時間を超える場合は左欄の2分の1相当額
		機帆船及びはしけ	貨物積載可能トン数1トンにつき24時間	6.2円	
		定期旅客船	総トン数1トンにつき1係留	3.1円	

上記のとおり、例えば機帆船、はしけ及び定期旅客船以外（以下、「機帆船等」とする。）であれば、総トン数と係留時間によって、港湾施設使用料が算定されることとなる。

尼崎港管理事務所では、港湾施設使用料の算定は、「入出港届」に基づいて行われており、算定方法は以下のとおりである。

- (i) 総トン数：入出港届に記載されている「総トン数」
- (ii) 係留時間：入出港届に記載されている「到着日時/出発日時」

例えば、9月10日8:00から9月10日15:00まで総トン数3,000トンの機帆船等を係留する場合、係留時間が7時間であるため、3,000トン×(4.6円+2.3円)=20,700円となる。(6時間までは4.6円、6時間を超える部分は6時間ごとに2.3円)

入出港届は、NACCS^(※)による電子申請又はNACCSに加盟していない船主であれば書面で事務所への申請により行われ、尼崎港に入港・係留する全ての船から事前に申請されるものである。そのため、入港時に申請された入出港届の申請内容はあくまで予定である。

(※) NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) と呼ばれる入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム

そのため、実際の係留期間が予定通りであるかどうかを確認するためには、出港時の入出港届を確認する、又は、港を見回りする等により確認する必要がある。その結果、もし予定滞留期間を超過し追加料金が発生する場合には、申請書を修正し、適切な港湾施設使用料を徴収する必要がある。港湾施設使用料の金額は係留時間によって変動するため、係留期間が超過しているにも関わらず追加料金の徴収が行われないことや、無断で係留している場合には港湾施設

使用料の徴収漏れが発生する可能性がある。係留時間の確認方法を確認した結果、尼崎港・西宮港等のふ頭施設利用者が見回りを自主的に行っているとのことである。しかし、ふ頭施設利用者との間で見回り等の業務委託契約は締結していないため、尼崎港管理事務所として、ふ頭施設利用者が見回りを行ったかどうかの見回り日誌などの確認は実施していなかった。

尼崎港管理事務所は、係留時間が当初の予定通りであったかどうか事後的に確認し、適正な港湾施設使用料を徴収するために、例えば、事務所の職員が定期的に見張りを行う、又は見張り業務を委託し、事務所の職員が巡回日誌をチェックするなどの見張りによる確認を実施する、あるいは、出港時の入出港届を確認するなどの対応をすべきである。【意見-34】

③ 港湾施設使用許可後の確認

令和3年度の港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可申請書の内、以下の申請について、使用許可の検討過程書類を確認した結果、「申請漏れ」と記載されていた。

申請日	設置物	使用期間
令和3年10月5日	事務所2棟、計量器	令和3年12月～令和8年3月
	コンテナ事務所	令和3年11月～令和8年3月

上記の内容について尼崎港管理事務所を確認した結果、申請者が事務所等を設置し、後日申請すべきことに気付いたため申請を行ったとのことであり、事務所は当該工作物等を実際にいつ設置していたかどうかを把握していなかった。そのため、**尼崎港管理事務所では、港湾施設の使用許可を行った後、事業者が施設（野積場等）に事後的に事務所等の工作物を設置していないかどうかについて、定期的に現地確認を実施していないため、本来徴収すべき使用料が徴収できていない可能性がある。【指摘事項-39】**

尼崎港管理事務所は、適正な使用料を徴収するために、定期的に現地を視察し、無断で工作物等を設置したり、区画を超えて使用したりしていないかどうかの確認を行うべきである。【意見-35】

④ 無許可での野積場の転貸

県港湾条例第13条では、港湾施設の使用権等を知事の許可なく譲渡又は転貸することは禁じられており、また、「東海岸町地区公共ふ頭管理運営要綱」第4条2項では、県の許可なく転貸することができないと規定されているにも関わらず、港湾施設（野積場）の使用許可を受けた者が、県の許可なく、別の

者に転貸している事例が発見された。【指摘事項-40】

【県の許可なく別の者に港湾施設を転貸している事例】

申請者	目的	面積 (㎡)	転貸先
A社	スクラップ・機械等仮置	1,857	B社
	土木資材仮置	697	C社
	石灰石・再生砕石・タルク仮置	1,080	
	コークス仮置	688	
	コークス仮置	1,380	
	カレット仮置	715	
	ドラム缶仮置	462	
	黒土・カレット、ドラム缶仮置	1,639	
	ドラム缶仮置	1,120	
	石灰石・軽石仮置	1,244	
	真砂土仮置	578	
	ドラム缶仮置	180	
	ドラム缶仮置	120	
	カレット仮置	504	
	カレット仮置	635	
	ドラム缶仮置	1,157	D社

上記の転貸先については、野積場の地図上に転貸先の社名が記載されているのみであり、特段、港湾施設使用許可申請書には転貸先に転貸する等の記載はなかった。この点、尼崎港管理事務所は、A社から提出された港湾施設使用許可申請書の添付書類に転貸先が示されていることから、A社に対する使用許可と併せて転貸に関しても許可を行ったものとして事務処理を行っている。しかし、県港湾規則第15条において、転貸の許可を受けるためには、様式第10号「権利譲渡許可申請書」により知事に申請しなければならないと定められていることから、使用許可申請書により転貸を許可する事務処理は県港湾規則に反する取扱いである。

従って、**尼崎港管理事務所は、県港湾条例に基づき、港湾施設（野積場）の転貸に関する申請を適切に行うよう業者に対して指導するとともに、転貸の必要性等を十分に検討した上で、許可を行うべきである。【意見-36】**

【東海岸町地区公共ふ頭管理運営要綱】（一部抜粋）

第4条

- 2 港湾施設の使用者は、使用許可によって生じる権利義務を、港湾管理者の許可を受けなければ他人に譲渡し、又は転貸することができない。

⑤ 予定価格調書の不備

尼崎港管理事務所では、阪神南県民センター処務細則第4条及び第5条の2に基づき、3億円未満の契約に係る予定価格等の決定は事務所長決裁、500万円未満の契約に係る予定価格等の決定は副所長（技術担当）が実施している。その際、予定価格決定者（事務所長又は副所長）、工事（業務）名称、予定価格等を予定価格調書に記載し、封書することとされている。

尼崎港管理事務所の往査時に、入札に使用された予定価格調書を確認した結果、予定価格決定者が記入されていない予定価格調書が散見された。【指摘事項-41】

入札の透明性、公正性、公平性を確保する上で、予定価格の決定は最も重要な入札事務の一つであることから、尼崎港管理事務所は、予定価格調書を適切に作成すべきである。【意見-37】

【予定価格調書に予定価格決定者が記入されていない事例】

工事（業務）名称	予定価格（税込）（円）
尼崎西宮芦屋港1級水準測量業務	3,234,000
尼崎西宮芦屋港側溝管渠清掃業務委託	4,807,000

【阪神南県民センター処務細則】（一部抜粋）

第4条 規程第6条第1項の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる職にある者は、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について専決することができる。

（略）

第5条の2 規程第12条の2の規定に基づき、室長、事務所長（規則第75条の2に定める事務所の長をいう。次条第1項において同じ。）、室長補佐、所長補佐又は課長が専決することができる事項のうち別表第3に掲げるものについては、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者が、その専決を代行することができる。

別表第2（第4条関係）

土木事務所、尼崎港管理事務所

専決者	専決事項
尼崎港管理事務所長	1～2 （略） 3 規程別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中3に掲げる事項（3億円未満の契約に係るものに限る。）

別表第3（第5条の2関係）

共通事項

専決者	専決事項	専決代行者
西宮土木事務所長、 尼崎港管理事務所長	1 規程別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中3に掲げる事項(1件500万円未満の契約に係るものに限る。)	副所長 (技術担当)

【地方機関処務規程 別表】（一部抜粋）

土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
土木事務所	1～2 (略) 3 1件5億円未満の契約に係る予定価格及び最低制限価格を設けること。	土木事務所

⑥ 少額入札参加者選定委員会設置要綱

尼崎港管理事務所では、指名競争入札に参加させようとする者については、少額入札参加者選定委員会において選定している。少額入札参加者選定委員会の庶務は工事業務課において行っているが、令和3年3月まで尼崎港管理事務所には工事業務課が設置されていなかったことから、西宮土木事務所少額入札参加者選定委員会において、西宮土木事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱に基づき、入札参加者の選定を実施していた。令和3年4月以降、尼崎港管理事務所に工事業務課が設置されたことから、本来であれば、尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定の上、入札参加者の選定を実施すべきであったが、当該要綱は制定されていない。従って、令和3年4月以降に実施された入札参加業者の選定は、その根拠を欠くものである。【指摘事項－42】

また、尼崎港管理事務所の少額入札参加者選定委員会記録を確認した結果、会長（所長）、副会長（副所長（事務））、委員（副所長（技術））の3名が署名する形式となっている。入札参加者の選定は、最も重要な入札事務の一つであり、尼崎港管理事務所の組織規模を鑑みれば、余程の事情が無い限り、所長と2名の副所長の3名全員が関与して決定すべきであるが、殆どの場合、会長（事務所長）、委員（副所長（技術））の2名のみで決定されており、不適切である。

【指摘事項－43】

従って、尼崎港管理事務所は、早急に尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定の上、入札参加者の選定を実施すべきである。また、要綱の策定に際しては、事務所長と2名の副所長の3名全員が関与して決定するなど、入札の透明性、公正性、公平性を確保する必要があることに留意すべき

である。【意見-38】

⑦ 予定価格を超過する金額での契約

尼崎港管理事務所では、公用船まさごⅡ定期点検業務の委託業者の選定を見積合せにより実施しており、見積結果表及び請書を確認した結果は以下のとおりである。

【見積結果】

(単位：円)

業者	金額（税込）	結果
予定価格	942,840	
見積金額		
A社	994,642	落札
B社	1,031,866	
C社	1,145,100	

【契約内容】

項目	内容
請書日付	令和3年8月2日
契約目的	まさごⅡ定期点検業務
契約金額	994,642円（うち消費税及び地方消費税の額 90,422円）
履行期限	令和4年3月25日

【施設写真】

<公用船まさごⅡ>



上記のとおり、まさごⅡ定期点検業務の予定価格は942,840円とされており、見積合せの結果、全ての業者の見積金額が予定価格を超過しているにも関わら

ず、最低の見積金額を提示した業者を落札業者として決定し、当該業者の見積金額（994,642円）を契約金額として契約を締結している。これは、予定価格の上限拘束性を定めた地方自治法第234条第3項に照らして不適切である。

【指摘事項－44】

この点、尼崎港管理事務所は、予定価格の決定に際し、A社のみから下見積りを徴取（見積金額：994,642円（税込））した上で、「支出負担行為額（予定）¥994,642（消費税等込み）（別紙参考見積書）」と記載した「まさごⅡ定期整備業務の実施について（事業実施及び支出負担行為何）」と題する決裁書を作成し、事務所長の決裁を得ている。そのため、見積結果表に誤った予定価格を記載した可能性があるとする。しかし、**見積結果表には、事務所長、副所長（2名）、業務管理課長、担当（2名）の計6名が手書きで確認のサインをしており、予定価格を超過する落札価格で業者を決定する点について6名全員が看過することは想像し難い。仮に、6名全員がその点を看過したとするのであれば、委託業者の選定手続が極めて形式的で杜撰であると言わざるを得ない。**【指摘事項－45】

従って、**尼崎港管理事務所は、見積合せを実施する際には、手続上の瑕疵が生じることがないように慎重に進めるとともに、事務所長を始めとする上席者は適切に管理、監督すべきである。**【意見－39】

【地方自治法】（一部抜粋）

第234条

- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。（以下省略）

⑧ 委託業務の確認手続

尼崎港管理事務所では、尼崎西宮芦屋港尼崎のびのび公園管理業務をA社に委託し、同社より令和4年3月28日付で業務完了報告書を受領している。土木委託業務検査取扱要領第5条において、委託業務の確認検査については、業務完了検査票及び委託業務確認書により行うこととされていることから、上記委託業務に係る業務完了検査票及び委託業務確認書を確認した結果は、以下のとおりである。

【業務完了検査票】

項目	内容
報告日	令和3年3月28日
検査日	令和3年3月31日（「令和2年」との記載を二重線で訂正し、「令和3年」と手書きで記載している）
検査結果	合格と認めます。
決裁状況	事務所長の確認（サイン）有り

【委託業務確認書】

項目	内容
確認書日付	令和4年3月28日
業務の期間	令和3年4月1日から令和4年3月25日 359日
完了年月日	令和3年3月25日
検査年月日	令和3年3月28日
確認結果	委託業務は、適正に実施され完了していることを認めます。
決裁状況	事務所長の確認（サイン）有り

上記のとおり、尼崎西宮芦屋港尼崎のびのび公園管理業務に係る業務完了検査票の報告日及び検査日、委託業務確認書の完了年月日及び検査年月日について、本来「令和4年」と記載すべき箇所を「令和3年」と記載されている。また、業務完了検査票の検査日（令和3年3月31日）は、報告日（令和3年3月28日）よりも後の日付となっている。さらには、業務完了検査票と委託業務確認書の検査年月日は、異なる日付となっている。【指摘事項-46】

また、兵庫県立甲子園浜海浜公園管理業務を西宮市に委託し、西宮市より令和4年4月20日付で事業報告書を受領している。上記委託業務に係る業務完了検査票及び委託業務確認書を確認した結果は、以下のとおりである。

【業務完了検査票】

項目	内容
報告日	令和4年3月31日
検査日	令和4年3月31日
検査結果	記載なし
決裁状況	事務所長の確認（サイン）無し

【委託業務確認書】

項目	内容
確認書日付	令和4年3月31日
業務の期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
完了年月日	令和4年3月31日
検査年月日	令和4年3月31日
確認結果	委託業務は、適正に実施され完了していることを認めます。
決裁状況	事務所長の確認（サイン）無し

上記のとおり、**兵庫県立甲子園浜海浜公園管理業務**に関して、西宮市からは**令和4年4月20日付で事業報告書が提出されているにもかかわらず、業務完了検査票及び委託業務確認書の検査年月日はそれより前の令和4年3月31日とされている。また、業務完了検査票には、検査結果の記載は無く、業務完了検査票及び委託業務確認書のいずれも事務所長の確認が行われていない。【指摘事項-47】**

このような状況を鑑みれば、**尼崎港管理事務所における委託業務の確認検査は、適切に行われているとは言い難い。【指摘事項-48】** 委託業務の確認検査は、委託業務の適正かつ能率的な施行の確保、委託業務に関する技術水準の向上等を目的として実施されるものであり、厳正かつ的確に行われる必要があるものである。従って、**尼崎港管理事務所は、委託業務の確認検査について、土木委託業務検査取扱要領に従い、適切に実施すべきである。【意見-40】**

【土木委託業務検査取扱要領】（一部抜粋）

第1条 この要領は、財務規則第105条（監督及び検査）（昭和39年規則第31号）に基づき、県土整備部所管の土木関係委託業務に係る給付の確認を行うための検査について必要な事項を定め、もって委託業務の適正かつ能率的な施行の確保と委託業務に関する技術水準の向上を図るとともに、厳正かつ的確な評価の実施により、委託業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。
（略）

第5条 検査員は、契約担当者に検査結果を報告しなければならない。

2 前項の報告については、確認検査を行った場合は、業務完了検査票（様式第2号）及び委託業務確認書（様式第3号）により行わなければならない。ただし、契約金額1件200万円以下のものについては、委託業務確認書（様式第3号）の作成を省略するものとする。

⑨ 契約金額の適切性

尼崎港管理事務所では、標識灯補修業務について、A社が、西宮市枝川町沖防波堤南灯台、南芦屋浜沖灯標の設置業者であり、他に修繕部品の製造ができないとの理由により、随意契約により、A社と以下のとおり委託契約を締結している。

【標識灯補修業務契約の概要】

項目	内容
請書日付	令和4年1月14日
業務内容	別紙見積書のとおり
履行の場所	西宮市枝川町地先防波堤、南芦屋浜沖
履行期間又は履行期限	令和4年3月28日
契約金額	1,943,700円(税込)

上記のとおり、委託業務の内容はA社が設置した標識灯の補修業務であることから、A社に対して随意契約により委託することには一定の合理性が認められる。しかし、標識灯補修業務の委託契約締結に係る決裁書では、契約金額について「支出負担行為額(予定) 1,943,700円(税込・見積書)」と記載されているのみで、契約金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することが出来ない。【指摘事項-49】

また、東川・新川排水機場管理業務について、その性質又は目的が競争入札に適しないものであるとの理由により、西宮市と以下のとおり委託契約を締結している。

【東川・新川排水機場管理委託契約の概要】

項目	内容
契約日	令和3年4月1日
業務内容	東川・新川排水機場の管理
委託料	25,407,000円
契約の有効期限	令和3年4月1日～令和4年3月31日

上記のとおり、委託業務の内容は河川に設置された排水機場の管理業務であることから、地元自治体である西宮市に対して随意契約により委託することには一定の合理性が認められる。しかし、東川・新川排水機場管理業務の委託契約締結に係る決裁書では、契約金額について「昨年度契約と同額となります。」と記載されているのみで、契約金額の積算根拠を入手し、金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することが出来ない。【指摘事項-50】

従って、尼崎港管理事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。【意見-41】

⑩ 再委託の承認

尼崎港管理事務所では、尼崎西宮芦屋港芦屋沖港湾緑地等（潮芦屋緑地・ビーチ・東護岸（南））管理業務を芦屋市に、津波情報提供システム（防災スピーカー）管理業務を尼崎市、西宮市に委託している。各市との委託契約書では、「乙は、委託事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。」という再委託禁止条項が定められている。**尼崎西宮芦屋港芦屋沖港湾緑地等（潮芦屋緑地・ビーチ・東護岸（南））管理業務等の委託業務に関する各市から提出された報告書を確認した結果、各市は委託業務の一部を第三者に再委託しているが、県の承諾を得ておらず、また、尼崎港管理事務所では、当該手続の瑕疵について看過していた。**

【指摘事項－51】

上記業務は、過去から継続的に各市に委託されていたものであり、また、業務の性質上、各市が委託業務の一部を第三者に再委託することは契約締結時点で容易に想像し得るものである。従って、**尼崎港管理事務所では、各市と委託契約を締結する際、再委託の予定の有無等を確認し、承諾手続を実施するよう各市に対して指導すべきである。【意見－42】**

⑪ 不適切な委託契約

尼崎港管理事務所では、尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後のボートパークの運営検討業務を、放置艇対策の尼崎西宮ボートパークの指定管理者で長年の運営経歴があり、地域の状況を把握しており、また、元データがあり安価で作成できるとの理由により、随意契約により、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と以下のとおり委託契約を締結している。

【尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後のボートパークの運営検討業務契約の概要】

項目	内容
契約日	令和3年9月13日
業務内容	放置艇の現状調査（平成29年度分の時点修正）：阪神南県民センター管内にある放置艇の現況について現地調査のうえ、放置艇の概要の整理をする。
委託期間	契約の日から令和4年3月20日まで
委託料	1,100,000円（税込）

尼崎港管理事務所での監査時に、上記の契約関係書類が綴られたファイルを確認した結果、「経緯書」と題する書類が発見された。その**経緯書**には、「昨年度、UWHが停船料も滞納し、所有者と連絡が取れない沈船についての相談が

あった。UWHが沈船の処分（引き上げ、ばらし、処分）を行うこととなったが、その経費を補填する必要がある。別の経費の補填として、平成29年度に随意契約（専門知識、経験）で業務を発注したことがあり、「管内の不法係留調査とボートパークの有効利用」をレポートしている。今回、その時点修正の発注（110万円）（税込み）を行うことにより補填する。」と記載されていた。UWHとは、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会（Orderly Utilization in Water Area of Hyogo Prefecture）の略称である。また、当該書類には、手書きで「参考メモ㊟」と記載されている。

上記の経緯書は、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会が尼崎港管理事務所に代わって沈船の処分を実施したが、その処分に要した経費を補填する必要があるため、経費補填目的で上記業務を同会へ委託したことを窺わせる内容である。なお、当該沈船は豪雨災害により沈没したものであるとのことである。尼崎港管理事務所では、上記契約の締結に際して、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会より見積書（見積金額：1,100,000円（税込））を徴取しているが、見積書には「一式」とのみ記載され、内訳の内容が記載されていないことも、不適切な形で業務を委託したことを強く示唆していると考えられる理由である。

この点、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、上記委託契約に基づき、放置艇の調査業務を実施し、報告書を尼崎港管理事務所に提出していることから、委託料に一定の対価性は認められる。また、豪雨災害により沈没した沈船処分について、指定管理者である兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会が尼崎港管理事務所に代わって実施するという事態は理解できなくもない。

しかし、契約金額の根拠として、「一式」とのみ記載された見積書しか入手しておらず、また、委託料の一部には、委託業務に全く無関係と言える兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会が尼崎港管理事務所に代わって実施した沈船処分業務の経費相当の補填額が含まれている可能性があるなど、尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後のボートパークの運営検討業務に係る契約手続は極めて不適切であり、また、契約金額も合理性を欠くものと言わざるを得ない。【指摘事項－52】

従って、尼崎港管理事務所は、契約事務手続に係る県の取扱いを改めて確認し、契約事務の透明性、公正性、公平性の確保に努めるべきである。【意見－43】

⑫ 下請け人等（変更）通知書の不備

尼崎港管理事務所における請負工事について、「工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書」を閲覧した結果、書類上の不備が散見された。【指摘事項－53】
工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書は、不適切な下請業者を排除す

るためにも下請けの状況確認が必要であること、また適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、尼崎港管理事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。【意見-44】

契約名	金額	不備として発見された事項
緊急小規模工事（上期・西宮芦屋）	8,372,229円	下請業者の注文書未入手による確認漏れ
東海岸町沖エプロン舗装工事	105,611,000円	監理技術者番号記載漏れ、現場代理人の経歴書入手漏れ
鳴尾川防潮堤耐震対策工事 その4	246,869,700円	現場代理人、主任技術者を記載すべきところが監理技術者を記載
緊急小規模工事（下期・尼崎）	15,261,400円	現場代理人の経歴書未入手による確認漏れ

⑬ 工事完成届の不備

尼崎港管理事務所における請負工事のうち、甲子園物揚場耐震対策工事（その6）の工事完成届を確認した結果、工事完成日が空欄となっていた。【指摘事項-54】

工事完了を示す重要な書類であるため、尼崎港管理事務所は、適正な完了届を入手するよう業者への指導を徹底すべきである。【意見-45】

⑭ 配置予定技術者の変更

尼崎の森中央緑地雨水排水施設整備工事に係る特記仕様書第17条では、「競争参加資格確認申請書に記載された配置予定技術者を契約期間中当該工事の現場に専任で配置すること」とされており、仕様書に記載された事由以外は、当該技術者を変更することができないとされている。

契約関係書類を閲覧した結果、「家族の介護のため、常駐ができなくなった」ことにより現場代理人及び主任技術者が変更となっていたが、変更可能な限定列举項目に含まれていない。当該工事においては、配置予定技術者を2名配置していたことにより変更可能であったが、仮に配置予定技術者が1名であった場合、仕様書上は変更不可となる。

従って、**家族の介護などがあった場合にも変更事由として認める余地を残すためのバスケット条項を入れるなど、技術者の変更に係る要件を柔軟にすることが望まれる。【意見-46】**

【特記仕様書】（一部抜粋）

（配置予定技術者）

第17条

（1）主任技術者または監理技術者については、本工事の競争参加資格確認申請書に記載された配置予定技術者を契約期間中当該工事の現場に専任で配置すること。

なお、下記に該当する場合で監督員との協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ①病気により職務の遂行ができないと判断される場合
- ②死亡した場合
- ③退職した場合
- ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤発注者の責により工期延長となる場合
- ⑥工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して従事した場合

⑮ 特別調査資料

尼崎港管理事務所における鳴尾川防潮堤耐震対策工事（その14）の積算資料を確認した結果、材料費について（一社）建設物価調査会への特別調査を実施している事例があった。

土木工事標準積算基準書によれば、特別調査とは、工事における調達価格（材料単価×使用数量）が1,000万円以上、又は、1資材の材料単価が100万円以上の場合、原則、特別調査によって決定するとされている。

当包括外部監査の現地調査時に、鳴尾川防潮堤耐震対策工事（その14）における（一社）建設物価調査会への特別調査資料を徴求した結果、工事契約書類に綴じられておらず、現地調査時には確認することができなかった。【指摘事項-55】

この点、過去の同工事に綴じられているとのことであったが、担当者の変更があった場合、資料紛失等により円滑な業務遂行に支障をきたす場合もあることから、該当工事に係る根拠証憑は漏れなく保管すべきである。【意見-47】

⑯ 港湾台帳の更新手続

当包括外部監査の現地調査において、尼崎港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、以下のような事務処理の不備が発見された。従って、**尼崎港管理事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。【意見-48】**

（i）港湾台帳の更新漏れ

神崎川航路は、フェニックス事業用地の埋め立てにより数年前より無くなっているが、港湾台帳を更新していない。【指摘事項-56】

【施設写真】

<フェニックス事業用地>



(ii) 港湾台帳の記載漏れ

尼崎港の各ふ頭用地には県管理の野積場が存在するが、港湾台帳に記載していない。【指摘事項－57】

⑰ 港湾施設の不適切な利用状況

当包括外部監査において、ひょうご埠頭が県から使用許可を受け、同社が他の事業者へ転貸している野積場の現場視察を実施したが、現場視察当日（令和4年9月13日）において、野積場からエプロン（岸壁の接岸施設から上屋又は野積場に至るまでの平坦な場所であり、貨物の積卸しのための仮置、荷さばき、荷物の搬出入、荷役のための車両の走行のために設けられているエリア）部分に大幅に土砂がはみ出しており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項－58】

また、港湾調査表（入出港届控）により現場視察を実施した月（令和4年9月）の係留状況を確認した結果、現場視察当日の前後約1週間は、係留実績がないことから、少なくとも1週間は放置されていた状況であると推察される。週に数回、見回りをしているとのことであったが、形式的な見回りに留まり、事業者に対する適切な指導が行われていないと判断せざるを得ない。

【指摘事項－59】

港湾名	場所	施設番号	種類	名称
尼崎港	西宮埠頭	8-ロ-23	営業用	西宮埠頭 野積場

【施設写真】

<西宮埠頭野積場>



⑱ ふ頭用地の利用状況調

尼崎港管理事務所では、野積場や上屋敷地などの収益施設に係る使用状況を集計した資料である「ふ頭用地の利用状況調」を作成している。なお、当該資料は、県の監査委員による監査に際して提供されている資料である。

当包括外部監査の現地調査時に、「ふ頭用地の利用状況調」の作成方法について確認した結果、前年度の同資料の面積に当年度の異動状況を加減算して作成しているのみで、令和3年度末時点での実際の使用許可面積と整合しているかについて確認していないとのことであった。このため、甲子園地区と鳴尾地区について、実際の使用許可面積に基づき積算した面積と「ふ頭用地の利用状況調」の使用許可面積を比較した結果、両者の面積に差が生じていた。【指摘事項-60】

「ふ頭用地の利用状況調」は、野積場や上屋敷地などの収益施設の利用状況を把握する上で重要な資料であることから、尼崎港管理事務所は、実際の使用許可面積との整合性を確認するなど、每期正確に作成すべきである。【意見-49】

ふ頭用地	ふ頭用地の利用状況調 使用許可面積	現在の使用許可申請に 基づき積算した面積	差異
甲子園地区	109,198.21 m ²	111,527.00 m ²	2,328.79 m ²
鳴尾地区	18,513.41 m ²	18,261.22 m ²	△252.19 m ²

(3) 中播磨県民センター（姫路港管理事務所）

① 再委託承認手続

姫路港管理事務所では、姫路港網干大江島排水機場追加検討業務に関し、A社と令和3年12月22日付で委託契約を締結している。A社と締結した土木設計業務等委託契約書第7条第3項において、「受注者は、業務の一部を第三者

に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」とされている。そのため、A社は、地質調査（土質ボーリング、標準貫入試験、解析等調査）をB社に再委託するため、当該条項に基づき、令和4年2月3日付で再委託（変更）承諾申請書を提出している。**姫路港管理事務所は、再委託（変更）承諾申請書を受領した場合、内容を精査の上、承諾する旨の通知を実施する必要があるが、姫路港網干大江島排水機場追加検討業務については、当該通知書の発行が漏れていた。【指摘事項-61】**

従って、**姫路港管理事務所では、委託者より再委託（変更）承諾申請書を受領した場合、内容を精査の上、適時に承諾通知書を発行すべきである。【意見-50】**

【土木設計業務等委託契約書】（一部抜粋）

第7条

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

② 随意契約における契約金額

姫路港管理事務所では、大江島排水機場第3号吐出弁緊急調査業務について、大江島排水機場3号ポンプの吐出弁の開閉動作が不調であり、排水ポンプ運転に支障を来しており、緊急にする必要があるという理由により、随意契約により、設備メーカーであるA社と以下のとおり委託契約を締結している。

【大江島排水機場3号吐出弁緊急調査業務契約の概要】

項目	内容
請書日付	令和3年12月1日
業務内容	見積書のとおり
履行の場所	姫路市網干区大江島（大江島排水機場内）
履行期間又は履行期限	令和3年12月1日～令和3年12月28日
契約金額	508,750円

上記のとおり、委託業務の内容は排水機場のポンプ吐出弁調査業務であることから、ポンプメーカーであるA社に対して随意契約により委託することには一定の合理性が認められる。姫路港管理事務所では、契約締結に際し、A社のみから見積書を徴取しているが、**大江島排水機場第3号吐出弁緊急調査業務の委託契約締結に係る随意契約理由書では、契約金額について「工事金額508,750円（税込）」と記載されているのみで、契約金額が適切であるか否かを**

検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することができない。【指摘事項－62】

また、福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート設置業務、福泊マリンベルト内警戒業務、福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート撤去業務について、その性質又は目的が競争入札に適しないものであるとの理由により、B漁業協同組合と以下のとおり委託契約を締結している。

【福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート設置業務契約の概要】

項目	内容
請書日	令和3年7月12日
業務内容	福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート設置業務
契約金額	889,900円（税込）
履行期間又は履行期限	令和3年7月16日～令和3年7月17日

【福泊マリンベルト内警戒業務契約の概要】

項目	内容
請書日	令和3年7月12日
業務内容	福泊マリンベルト内警戒業務
契約金額	935,000円（税込）
履行期間又は履行期限	令和3年7月18日～令和3年8月29日

【福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート撤去業務契約の概要】

項目	内容
請書日	令和3年8月27日
業務内容	福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート撤去業務
契約金額	634,500円（税込）
履行期間又は履行期限	令和3年8月30日～令和3年8月31日

上記のとおり、委託業務の内容は福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート設置及び撤去並びにマリンベルト内の警備業務であり、海域に共同漁業権が設定されていることなどの理由からB漁業協同組合に随意契約により委託することには一定の合理性が認められる。姫路港管理事務所では、契約締結に際し、B漁業協同組合のみから見積書を徴取しているが、**福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート設置等の委託契約締結に係る各随意契約理由書では、契約金額について単に金額が記載されているのみで、それが適切であるか否かを検討した形跡が無い**ため、その適切性を客観的に判断することができない。【指

摘事項－63】

県の財務規則第97条では、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとされており、契約締結予定者のみから見積書を徴取し、当該者と契約を締結する場合は、契約金額が適切か否かをより一層慎重に検討すべきである。従って、**姫路港管理事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。【意見－51】**

【財務規則】（一部抜粋）

第97条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、見積書を徴することができないとき、又はその必要がないと認めるときは、この限りでない。

③ 少額入札参加者選定委員会設置要綱

姫路港管理事務所では、指名競争入札に参加させようとする者や契約予定金額が250万円超3千万円未満の公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定などについては、少額入札参加者選定委員会において選定しており、その事務に関して「姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会等設置要綱」を制定している。**姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会等設置要綱を確認した結果、少額入札参加者選定委員会の業務としては、指名競争入札へ参加させようとする者の選定のみが明記され、それ以外の業務については記載が漏れていた。【指摘事項－64】**

従って、**姫路港管理事務所は、早急に姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を改定すべきである。【意見－52】**

④ 随意契約理由

姫路港管理事務所では、随意契約により姫路港飾磨貨物倉庫新築工事管理業務及び姫路港旅客ターミナル等基本・実施設計業務を（公財）兵庫県まちづくり技術センターへ委託している。2つの契約に係る随意契約理由書を確認した結果、随意契約理由は「平成8年11月1日付け（建）第481号土木部長通知に基づき、兵庫県まちづくり技術センターに工事監理業務を随意契約する。」とされている。そのため、上記通知を確認した結果、当該通知は、県が同センターに設計業務等を委託する際の事務取扱いを定めたものに過ぎず、上記2業務について同センターと随意契約を締結する論拠とはなり得ないものであった。従って、**姫路港管理事務所が、「平成8年11月1日付け（建）第481号土木部長通知」を理由として、姫路港飾磨貨物倉庫新築工事管理業務及び姫路港**

旅客ターミナル等基本・実施設計業務を（公財）兵庫県まちづくり技術センターへ随意契約により委託したことは不適切である。【指摘事項-65】

姫路港管理事務所は、随意契約は例外的に認められた契約形態であるということ
を再認識し、契約事務の公正性、公平性及び透明性を確保するため、随意契約を選択する場合には、その理由を明瞭に決裁書に記載すべきである。【意見-53】

【平成8年11月1日付け（建）第481号土木部長通知】（一部抜粋）

兵庫県建設技術センターへの設計業務等の委託事務取扱いについて

兵庫県土木部が兵庫県建設技術センター（以下「センター」という。）に設計業務等を委託する（以下「委託事務」という。）際の事務取扱いは、次のとおりとする。

1 委託業務の種類

(1) 調査、測量及び設計

土木事業に必要な調査、測量及び設計業務

(2) 積算

兵庫県土木部制定の「土木工事実施設計用積算基準及び標準歩掛表」並びに「実施設計用土木工事積算単価表」（以下「積算基準」という。）に基づく実施設計書等の作成業務

(3) 工事監理

土木事業に関する工事監理業務

(4) その他土木事業に関する業務

2 委託料の算定

(1) 調査、測量、設計及び積算の委託料の算定は、土木工事標準積算基準書（測量設計委託編）及び積算参考資料（Ⅱ）により財団法人等に委託する場合の積算基準を適用する。

ただし、積算歩掛のない業務については、建設振興室長と協議のうえ定める。

また、複雑な構造物の設計等の業務で、センターが再委託する必要があるものについてもこれを含めて委託することができる。

(略)

⑤ 契約金額の積算根拠

姫路港管理事務所では、東堀・中濔水門管理委託業務を始めとして、複数の業務を姫路市やたつの市に委託している。そのため、**東堀・中濔水門管理委託業務等の委託業務に係る委託料の積算根拠を確認した結果、前年度と同額ということのみを理由として決定されており、各自治体から積算資料を徴取する等の手続は行われていなかった。【指摘事項-66】**

従って、**姫路港管理事務所は、各自治体から積算資料を徴取する、前年度の実績金額（内訳）を基に委託料を積算するなど、委託料の根拠を明瞭にした上で契約を締結すべきである。【意見-54】**

【積算根拠が無かった委託契約の例】

- ・東堀・中濔水門管理委託契約（委託先：姫路市）
- ・海岸保全施設管理委託（委託先：姫路市）

・ 苧屋船溜り水門管理委託（委託先：たつの市）

⑥ 滞納債権の管理

令和3年度末時点の姫路港管理事務所の収入未済額の内訳は、以下のとおりである。

【姫路港管理事務所 令和3年度末収入未済額内訳】

（単位：千円）

歳入科目名	滞納者	未済額	未済年度
港湾施設占用料	A社	4,315	平成31年度～令和2年度
港湾施設占用料	B氏	241	令和2～3年度
海岸占用料	C組合	1,220	令和3年度
合計		5,777	

上記のうち、A社は過年度の業績不振により納付が滞っていたが、近年は毎月継続して支払いを行っている。現在は毎月155千円ずつ納付されているが、事業を継続するにあたって年間港湾施設占用料は毎年発生することから、上記の納付額を今後同額続けると仮定すると、令和3年度末時点の収入未済額を完納するには、約30年程度かかることとなる。

【A社の収入未済額弁済年数】

項目	金額（円）	備考
年間港湾施設占用料	1,715,460	
年間返済額	1,860,000	155千円×12ヶ月
差引余裕額（a）	144,540	
収入未済額（b）	4,315,640	令和3年度末時点
収入未済額弁済年数	29.8年	$(b) \div (a)$

さらに、納付時点の期間に応じて延滞金の計算が行われることから、納付額は最も収入未済期間が長いものから順に充当されている。その結果、令和3年度末時点の延滞金額は4,884千円となっている。

上記のとおり、占用料自体の収入未済額の完納が約30年後であり、その時点から延滞金の納付が始まると考える場合、納付額は過年度の占用料から充当されることから、毎年充当された占用料に係る延滞金が加算されることになる。30年後の延滞金総額を試算し、現時点での年間港湾施設占用料の弁済余裕額を延滞金に充当すると仮定した場合、下記のとおり延滞金の完納まで約70年か

かることとなった。

【A社の延滞金の弁済年数】

項目	金額（円）	備考
延滞金（平成30年度）	4,027,820	
延滞金（平成31年度）	295,890	
延滞金（令和2年度）	286,100	
延滞金（令和3年度）	275,150	
令和3年度末時点小計（c）	4,884,960	
30年間の延滞金増加額（d）	4,978,430	
延滞金要返済総額（e）	9,863,390	（c）＋（d）
弁済余裕額（a）	144,540	
収入未済額弁済年数	68.2年	（e）÷（a）

以上より、A社が現状の月額155千円の納付を続けた場合、収入未済額及び延滞金の総額を完納するまでに約100年程度かかることとなる。

この点、姫路港管理事務所は、債務者と納付額の増加を継続して交渉しているものの、債務者へのヒアリングのみで経営状況を確認している。納付期間が超長期に及ぶ可能性があり、納付額をどの程度に設定するかが非常に重要であるにも関わらず、決算書などの財務情報を入手し、より精緻に状況を把握することが実施されていない。【指摘事項－67】

従って、姫路港管理事務所は、少なくとも、会社の財務情報を入手して経営状況を把握し、その上で、債務者と実現可能な範囲で納付額の増額交渉を行うべきである。【意見－55】

⑦ 巡回業務

港湾施設使用料の算定の基礎となる係留時間は、申請者の申請に基づき算定されるため、適切な港湾施設料の徴収を行うためには係留時間が正しく申請されているかどうかを適切に確認する必要がある。この点、姫路港管理事務所では、係留時間が適切であるかどうかを確認するため、平日のみであるが、管理事務嘱託員が巡回パトロールを行い、係留している船舶や使用している荷役機械等をパトロール日誌に記載している。また、港湾施設使用料の請求の都度、当該パトロール日誌の消し込みを行うことで港湾施設使用料の請求が正確かつ漏れなく実施できる体制を整備している。

ここで、当該巡回パトロールの際に、港湾施設使用許可後に新たに工作物等が無許可で設置していないかに関する確認作業の有無を確認した結果、パトロ

ールしている管理事務嘱託員には直接的に指示は行っていないが、毎日巡回しており、仮に工作物等の設置が発見された場合には、巡回日誌に記載し報告すると考えられるとのことであった。この点、巡回日誌を確認すると、例えば令和3年10月13日では、「臨港市川北線上のプラスチック波板撤去」と記載されており、巡回時の気付き事項は巡回日誌上で報告されていた。

以上のように、適切な港湾施設使用料を算定するために、姫路港管理事務所が行っている巡回パトロールは非常に重要な役割を占めているが、巡回パトロールを実施する管理事務嘱託員に対して、巡回方法、確認作業及び報告内容などの業務範囲や内容を具体的に定めていない。【指摘事項-68】

巡回パトロールを実施している管理事務嘱託員は、長年業務を行っているため、業務の内容等を理解した上で業務を実施していると考えられるが、港湾施設使用料を適切に徴収する上で重要な役割を占めており、業務の属人化を避ける上でも、姫路港管理事務所は、適切な業務範囲や内容を具体的に定めるべきである。【意見-56】

⑧ 港湾施設占用料

港湾施設占用料は、港湾区域内の水域又は公共空地の占用料（法第37条第4項）であるが、主に電柱や水道・ガス管等である。これらは、一時的な利用ではなく長期的に利用する目的で設置することが多く、利用する事業者は限られている。姫路港管理事務所において、港湾施設占用料の徴収事務は、新規及び廃止の場合、各事業者の申請に基づきシステム上で更新し、毎年度、対象となる設備等の明細書と納付書を各事業者へ送付することで徴収を行っている。この点、既に設備等を廃棄したにも関わらず明細書に記載されていた場合、姫路港管理事務所には報告があると思われるが、設備等を新設したにも関わらず明細書への記載が漏れていた場合は、各事業者の申請に委ねられている。

大半の事業者は適切に申請すると考えられるが、より適切な申請を促すために、各事業者に対して納付書及び明細書を送付する際、設備等を新設した際に申請書を提出しない場合は、県港湾条例第19条第2号違反となり過料に処する旨を記載した案内文を添付することなどを検討すべきである。【意見-57】

【県港湾条例】（一部抜粋）

第4条 港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

ただし、規則で定める港湾施設の使用についてはこの限りでない。

(1) 港湾施設を使用すること。

(2) 港湾施設に固着する工作物を新築し、改築し、又は除却すること

(略)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第3条又は第7条の規定に違反した者

(2) 第4条第1項又は第8条の許可を受けないでこれらの条に規定する行為をした者
(略)

⑨ 土地台帳価格

上述のとおり、港湾施設使用料のうち土地使用料については、土地の台帳価格を用いて算定している。

公有財産規則上、土地の台帳価格は3年ごとに改定することとなっているが、姫路港管理事務所が用いている土地の台帳価格を確認した結果、平成26年1月1日時点の固定資産税課税標準額を使用しており、以降8年間、改定が行われていなかった。【指摘事項-69】

当包括外部監査において、令和2年1月1日現在の固定資産税課税標準額を確認した結果は下表のとおりである。

【固定資産税課税標準額】(一部抜粋)

地区名	近傍類似地地番	近傍類似地の 1㎡あたりの 固定資産税課税標準額 (円)	近傍類似地の 1㎡あたりの 固定資産税課税標準額 (円)
		平成26年1月1日	令和2年1月1日
飾磨地区1	飾磨区細江 1288	12,950	12,740
飾磨地区2	飾磨区須加 300-6	18,944	16,024
飾磨地区3	飾磨区須加 213-1	20,160	19,000
飾磨地区4	飾磨区須加 155-3	36,761	33,894
入船地区	飾磨区入船 1-1	11,200	10,640
中島地区	飾磨区中島 3059-7	11,690	11,340
大津地区	大津区勘兵衛 3丁目 12-1	12,600	12,250
網干沖地区	網干区網干浜 3-2	7,336	7,112
網干地区1	網干区新在家 1239-1	9,170	8,890
網干地区2	網干区興浜 907-192	14,630	12,390
大江島地区	網干区大江島 815-4	17,892	15,183
浜田地区1	路線価による	12,194	11,286
浜田地区2	路線価による	11,731	10,824
浜田地区3	路線価による	11,844	10,962
浜田地区4	路線価による	12,180	11,340
真浦地区1	家島町真浦 2428	22,624	14,840
真浦地区2	家島町真浦 522-34	22,848	16,520
的形地区	的形町の形 2015	16,240	13,370
広畑地区	広畑区富士町 12-11	10,351	9,303

地区名	近傍類似地地番	近傍類似地の 1㎡あたりの 固定資産税課税標準額 (円)	近傍類似地の 1㎡あたりの 固定資産税課税標準額 (円)
		平成26年1月1日	令和2年1月1日
吉美地区	大津区吉美 480-1	9,450	9,240
網手地区	家島町真浦 1986-1	9,450	5,390
大塩地区	大塩町 2142-4	6,161	5,254
白浜地区	木場 1390-1	22,750	20,580

(注) 網掛け部分は姫路港管理事務所で使用している地区

土地の台帳価格は、県が収受する港湾施設使用料を決定する上で基礎となる重要な価格であることから、姫路港管理事務所は、公有財産規則に従い、3年ごとに改定を検討すべきである。【意見—58】

【公有財産規則】（一部抜粋）

(公有財産台帳価格の改定)

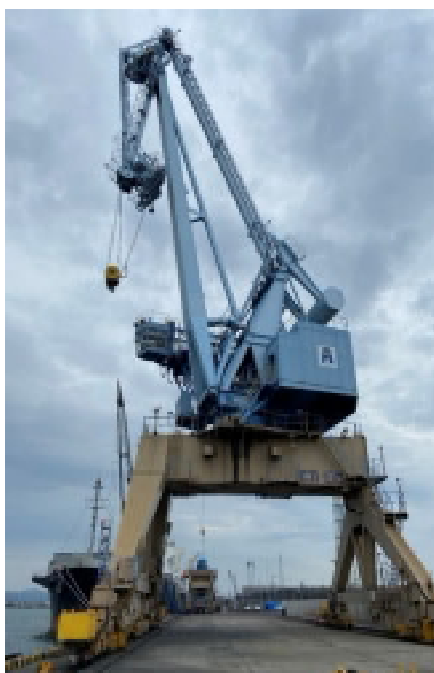
第77条 部局長等は、その所管に属する公有財産のうち、**土地については3年ごとに**、建物については5年ごとに、その年の5月31日の現況において、総務部長の定めるところにより、その価格を評定し、その評定価格により公有財産台帳の価格を改定しなければならない。

⑩ 中島地区のクレーン

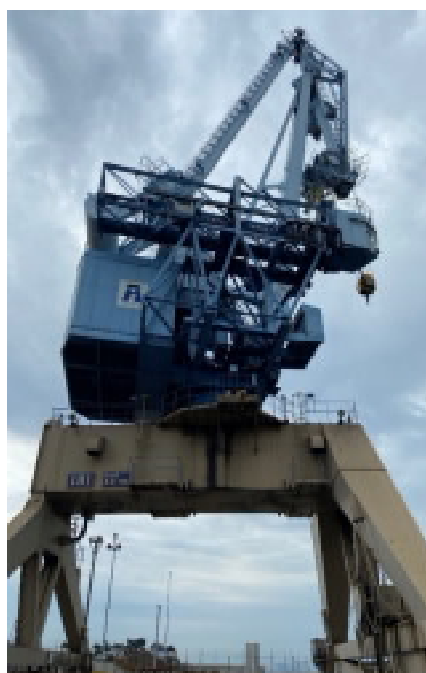
姫路港管理事務所における中島地区には、クレーン（以下、「旧クレーン」という。）が1台設置されているが、令和3年11月より旋回減速機の故障により使用を停止している。

【施設写真】

<旧クレーン①>



<旧クレーン②>



一方、旧クレーンの存廃が決定していない中、旧クレーンとは別に新たにクレーンを発注し、現在製造中である。この点、県は、新クレーンの供用に向け令和3年度内に電気設備工事（2台分）の契約を行っているが、これは旧クレーンと新クレーンの2台体制、もしくは旧クレーンは廃止するものの、新クレーンを2台設置する体制を前提とした電気設備工事契約と言える。しかし、故障中の旧クレーンの存廃が決定していない中で、クレーン2台分の電気設備工事の契約を締結したことが妥当であったかという点については、疑問が残る。

【指摘事項－70】

【中島クレーンの使用状況】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
稼働時間（時間）	255.00	286.50	283.00	496.50	546.00	895.00	830.50
取扱貨物量（トン）	104,391	118,548	116,622	143,327	134,764	189,412	193,578
補修費用（千円）	5,557	15,987	912	12,888	35,979	18,652	24,026

現在、旧クレーンの存廃についての結論は出ていないが、仮に旧クレーンを使用する場合には旋回減速機の修繕は難しく、新規に発注する場合には約30,000千円の費用が生じると想定されている。また、ひょうご埠頭への許可に基づくクレーン貸付基本額の算出根拠に基づけば、中島クレーンの想定稼働時

間は1,500時間(=7.5時間/日×200日)とされているが、稼働状況が好調であった令和2年度及び令和3年度の実績稼働時間と比較したとしても、想定稼働時間の半分程度しか実際には稼働していない。県は、2台のクレーンの同時稼働も視野に検討を進めているが、過去の補修費用及び稼働時間を鑑み、費用対効果の観点からクレーンを2台同時に稼働させることは、合理性に乏しいと考えられるため、旧クレーンの長期修繕計画や公共性の側面等も勘案し、あらゆる観点から慎重に検討すべきである。【意見-59】

⑪ 随意契約理由

姫路港管理事務所は、下記の請負工事について随意契約を締結し工事を実施している。

契約名	事業名	契約形態	契約額(税込)
船場川No.80 樋門修繕工事	県単独港湾維持修繕費	随意契約	4,471,500円
随意契約理由			
船場川No.80 樋門は大雨時に住友精化場内の雨水排水に利用している。このたび、A社から開閉作業が困難なため修理してほしいと依頼があり、確認したところ開閉作業に支障が生じており、大雨等があれば排水できず、甚大な損害が発生するため、至急修繕する必要がある。このため、製作者であるB社に修繕を依頼します。			

上記の随意契約理由は決裁書に記載されているが、決裁書に「緊急修繕であるため、製作者に依頼する」旨が記載されているのみで、製作者以外の他の業者に発注できない理由等、なぜ製作者に修繕を依頼する必要があるのかに関する理由が記載されていない。【指摘事項-71】

この点、製作者が海中の状況や樋門の寸法を熟知している、再調査費用が不要である、手戻りがない等が理由である旨の説明を受けたが、特定業者のみが速やかに業務遂行できるに足る十分な理由を、随意契約理由として具体的かつ詳細に決裁書又は随意契約理由書に記載すべきである。【意見-60】

⑫ 下請け人等(変更)通知書の不備

当包括外部監査の現地調査時に、姫路港管理事務所における請負工事について、「工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書」を閲覧した結果、書類上の不備が散見された。【指摘事項-72】

工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書は、不適切な下請業者を排除するためにも下請けの状況確認が必要であること、また適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、姫路港管理事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。【意見-61】

契約名	金額	不備として発見された事項
港湾維持修繕緊急小規模工事 (姫路港東部)	9,985,800円	現場代理人の記載漏れ
中島地区(-5.5m)岸壁改修工事	122,342,900円	下請業者への再委託金額を税込で記載すべきところを税抜で表示
船場川(-3.5m)物揚場改修工事その2	134,200,000円	契約工期の記載誤り
飾磨地区波除堤ブロック製作工事	232,004,300円	下請業者の契約金額誤り
貨物倉庫新築工事	137,376,211円	下請業者の注文書未入手による確認漏れ(契約金額誤り)

⑬ 港湾台帳の更新手続

当包括外部監査の現地調査において、姫路港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、以下のような事務処理の不備が発見された。従って、**姫路港管理事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。【意見-62】**

(i) 港湾台帳の更新漏れ

姫路港管理事務所における港湾台帳の閲覧及びヒアリングを実施した結果、削除すべき港湾施設の更新処理が行われていなかった。【指摘事項-73】

港湾名	場所	施設番号	面積 (㎡)	種類
姫路港	飾磨地区	8-(二)-1	5,950	貯炭場

(ii) 港湾台帳の記載漏れ

姫路港管理事務所における港湾台帳の「清掃船及び通船」に記載すべき船舶「しおじ」について、港湾台帳に記載していない。【指摘事項-74】

【施設写真】

<船舶「しおじ」①>



<船舶「しおじ」②>



⑭ 港湾施設の不適切な利用状況

(i) 野積場の不適切利用（家島港）

当包括外部監査における現地視察当日（令和4年9月27日）において、未許可の野積場に漁業協同組合の所有物と思われる船舶や車両、大量の網や漁具が置かれていた。【指摘事項-75】県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態となっているため、姫路港管理事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。【意見-63】

【施設写真】

<家島港野積場①>



<家島港野積場②>



(ii) 野積場の不適切利用（姫路港苧屋地区）

当包括外部監査における現地視察当日（令和4年9月27日）において、未許可の野積場の殆どに漁業協同組合の所有物と思われる船舶や漁具が置かれていた。【指摘事項-76】県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態となっているため、姫路港管理事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。【意見-64】

【施設写真】

<姫路港苅屋地区野積場①>



<姫路港苅屋地区野積場②>



<姫路港苅屋地区野積場③>



<姫路港苅屋地区野積場④>



(4) 淡路県民局（洲本土木事務所）

① 滞納債権の管理

洲本土木事務所では、令和3年度末時点において港湾施設使用料等の未収債権が30,909千円計上されており、その内訳及び主な滞納者の状況は以下のとおりである。

【未収債権明細（令和3年度末）】

(単位：千円)

滞納者	内容	対象年度	未収債権残高
A社	港湾施設使用料	平成26年度～令和元年度	12,839
B氏	港湾施設使用料	平成20年度～令和3年度	9,646
C社	港湾施設使用料	平成30年度～令和3年度	7,572
その他	港湾施設使用料	平成24年度～平成26年度、令和元年度	851
合計			30,909

(i) A社

津名港志筑地区に設置許可を受けている建物に係る港湾施設使用料の滞納分であり、未収債権は令和3年度末時点で12,839千円である。平成24年7月から平成26年10月の間は、500千円～800千円の分納が行われていたが、平成31年1月に1千円納付されたのを最後に納付が行われていない。現在は、A社に対する使用許可は取り消され、行政代執行により建物が取り壊されている。なお、行政代執行による解体費用見込額は57,420千円である。

【未収債権残高推移】

(単位：千円)

年度	期首残高	調定額	納付額	期末残高
平成24年度	—	2,206	2,206	—
平成25年度	—	2,206	2,206	—
平成26年度	—	2,178	500	1,678
平成27年度	1,678	2,248	—	3,927
平成28年度	3,927	2,248	—	6,176
平成29年度	6,176	2,222	2	8,396
平成30年度	8,396	2,222	—	10,618
令和元年度	10,618	2,222	1	12,839
令和2年度	12,839	—	—	12,839
令和3年度	12,839	—	—	12,839

(ii) B氏

由良港に設置許可を受けている施設（船舶修理施設等）に係る港湾施設使用料の滞納分であり、未収債権は令和3年度末時点で9,646千円である。平成21年9月から分納が開始され、途中納付されなかった時期があるものの、令和3年度末まで継続的に納付されている。分納額は当初月額10千円であ

ったが、その後増額され、直近では、令和2年9月以降は月額80千円となっている。

【未収債権残高推移】

(単位：千円)

年度	期首残高	調定額	納付額	期末残高
平成24年度	5,891	739	119	6,511
平成25年度	6,511	739	119	7,132
平成26年度	7,132	704	202	7,634
平成27年度	7,634	723	240	8,117
平成28年度	8,117	723	240	8,600
平成29年度	8,600	701	240	9,062
平成30年度	9,062	701	247	9,516
令和元年度	9,516	701	202	10,015
令和2年度	10,015	690	750	9,956
令和3年度	9,956	690	1,000	9,646

(iii) C社

津名港志筑港区に設置許可を受けている建物に係る港湾施設使用料の滞納分であり、未収債権は令和3年度末時点で7,572千円である。平成25年1月から分納が開始され、令和3年度末まで継続的に納付されている。分納額は平成25年1月～平成26年8月は月額100千円であったが、その後増額され、直近では、令和元年5月～令和3年8月は月額120千円、令和3年9月以降は月額130千円となっている。

【未収債権残高推移】

(単位：千円)

年度	期首残高	調定額	納付額	期末残高
平成23年度	—	2,056	—	2,056
平成24年度	2,056	2,016	500	3,573
平成25年度	3,573	1,788	1,200	4,162
平成26年度	4,162	1,753	1,290	4,625
平成27年度	4,625	1,813	1,320	5,119
平成28年度	5,119	1,813	1,320	5,613
平成29年度	5,613	1,780	1,320	6,073
平成30年度	6,073	1,780	1,375	6,479
令和元年度	6,479	1,796	1,440	6,819

年度	期首残高	調定額	納付額	期末残高
令和2年度	6,819	1,796	1,440	7,175
令和3年度	7,175	1,796	1,400	7,572

上記のとおり、洲本土木事務所では、主な滞納者（A社、B氏、C社）との交渉を行い分納による回収を進めてきた。現在、A社については使用許可を取り消した上で行政代執行を実施しており、B氏については分納額の増額により直近は減少しており、C社については毎年度発生する港湾施設使用料の金額が分納額を上回るため、未収債権は増加している。しかし、**洲本土木事務所では、滞納者に対する港湾施設の使用許可を更新する際、港湾施設使用料の金額が分納額を上回ることにより未収債権が確実に増加することが予想される場合でも、使用許可を更新する合理性を具体的に検討していない。【指摘事項－77】**

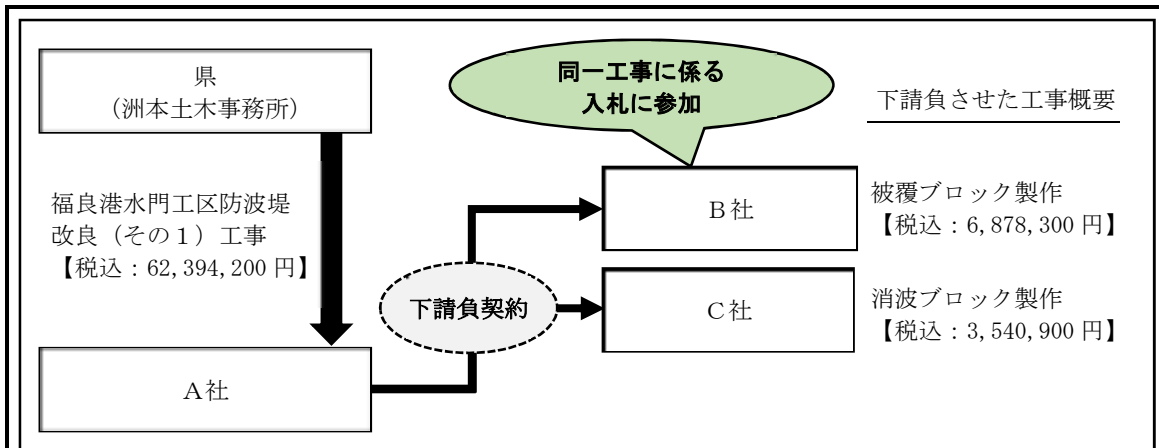
この点、滞納者は、港湾施設の使用により事業収入を得ており、洲本土木事務所が港湾施設の使用許可の取消又は更新の不許可を行った場合、滞納者が事業収入を得る手段を失うことに繋がるため、使用許可を継続しつつ分納によって債権回収を図ることを一概に否定はしない。しかし、**洲本土木事務所は、滞納者に対する港湾施設の使用許可を更新する際には、滞納者と協議を十分に行之、支払能力を示す資料等を適切に入手した上で、使用許可を更新する合理性を具体的に検討すべきである。【意見－65】**

② 同一工事に係る入札に参加した業者への下請負

洲本土木事務所では、港湾施設の整備等に関して、一般競争入札により選定した施工業者と請負契約を締結しているが、当包括外部監査において、当該施工業者が、同一工事に係る入札に参加した別の業者に工事の一部を下請負した事案が発見された。

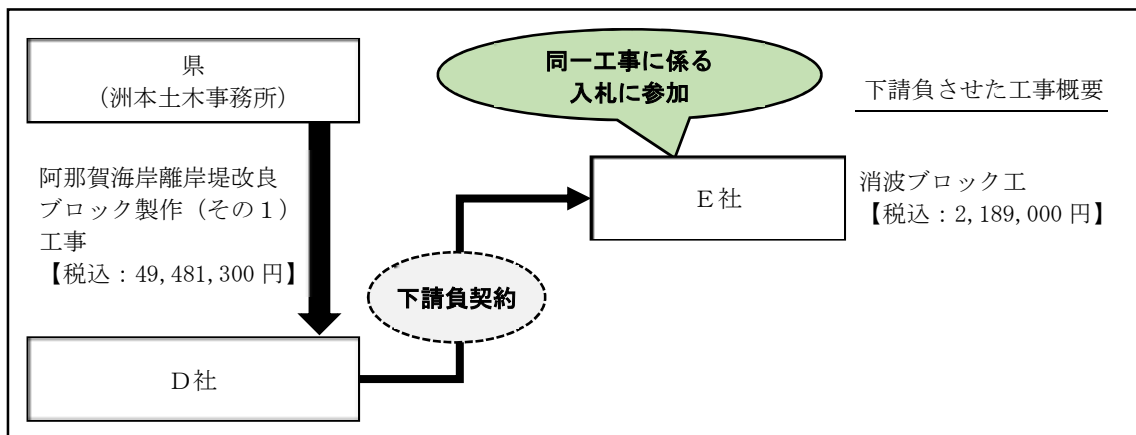
【同一工事に係る入札に参加した業者へ下請負した工事契約概要①】

工事名		契約の相手方	契約年月日	契約金額 (税込)
福良港水門工区防波堤改良（その1）工事		A社	令和4年 2月2日	62,394,200円
下請業者名	下請負契約 契約年月日	下請負契約金額 (税込)	工事契約全体 に占める割合	下請負させる部分 の工事概要
B社	令和4年3月30日	6,878,300円	11.0%	被覆ブロック製作
C社	令和4年3月30日	3,540,900円	5.7%	消波ブロック製作



【同一工事に係る入札に参加した業者へ下請負した工事契約概要②】

工事名		契約の相手方	契約年月日	契約金額(税込)
阿那賀海岸離岸堤改良ブロック製作(その1)工事		D社	令和3年10月21日	49,481,300円
下請業者名	下請負契約年月日	下請負契約金額(税込)	工事契約全体に占める割合	下請負させる部分の工事概要
E社	令和4年1月21日	2,189,000円	4.4%	消波ブロック工



同一工事に係る入札に参加した業者に対する下請負契約は、建設業法その他の法律に明確に抵触することはないものの、「公正な競争入札を阻害する恐れがあることから、望ましくない下請負関係」であることを理由として、原則禁止としている自治体が多く見受けられる。

上記の工事案件においても、元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行うことは、仮に工事の一部であったとしても、当初の入札時に自らが提示した価格よりも低い金額で受注することになること、又、入札時に最低制限価格を設定する趣旨から逸脱する結果となる可能性も否定

できず、入札の公正性、公平性及び透明性の観点からは、適切であるとは言い難い。【指摘事項-78】

県では、同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約について、禁止通知を含めた規制を特段設けていないが、入札の公平性、公正性及び透明性を確保する観点から、他の自治体の事例等を参考にした上で、下請負契約に関する対応方針の策定を検討すべきである。【意見-66】

③ 浦港の未整備地

浦港は、淡路島北東部に位置する地方港湾であり、主に漁業基地として利用されている他、港内には造船所が立地しており、金属機械工業品が取扱われている。この浦港の北側水面を埋め立て、-5.5m岸壁他の港湾施設を整備する事業が計画され、平成元年5月17日付で埋立の免許を受けている。本埋立計画（当初）の各施設の必要規模と埋立規模は、以下のとおりである。

(単位：㎡)

用途	施設	必要面積	整備面積		
			埋立面積	埋立外面積	計
ふ頭用地	岸壁敷	約 2,700	約 2,700	0	約 2,700
	野積場	約 10,970	約 10,766	0	約 10,766
	道路敷	約 4,060	約 3,108	約 952	約 4,060
	緑地	約 3,565	約 963	約 2,602	約 3,565
	護岸敷	約 570	約 539	約 31	約 570
	合計	約 21,865	約 18,076	約 3,585	約 21,611

当該事業は国庫補助対象であり、事業は順次遂行されていたが、運輸省（現国土交通省）が全国の地方港湾に係る事業の見直しを実施した結果、上記事業は休止対象事業となった。そのため、事業を継続する場合、県単独での事業遂行が必要となるが、財政上の課題から、事業継続は不可能と判断され、**平成10年度以降は休止**されている。

【工事の進捗状況】

工程	工事進捗状況
-5.5m岸壁	概成している。
F・G・H護岸	概成している。
埋立工	16,000m ³ 未施工である。
エプロン・水叩舗装工	未施工である。
植栽	未施工である。
泊地浚渫	60,700m ³ 未施工である。

その一方、当初、埋立てに関する工事の竣功の期間は5年以内と指定されていたが、上記のとおり、**事業が休止となったことにより、令和3年度末までに下表のとおり6回の埋立免許更新手続を実施し、現在の埋立竣功期間は令和5年8月8日までとされている。**

	許可年月日	内容
当初免許	平成元年5月17日	津名郡東浦町字猪ノ尻 841番、842番2、845番2、849番1及び850番1地先と同郡同町字猪ノ尻 1035番24及び1035番8地先の公有水面埋立ての免許
第1回変更	平成6年4月1日	設計概要変更、竣功期間伸長、土地利用計画変更
第2回変更	平成8年7月16日	設計概要変更、竣功期間伸長、土地利用計画変更
第3回変更	平成13年7月28日	設計の概要の変更、土地利用計画の変更、埋立に用いる土砂等の採取量の変更
第4回変更	平成20年3月31日	竣功期間伸長
第5回変更	平成25年8月5日	竣功期間伸長
第6回変更	平成30年8月30日	竣功期間伸長

また、当該事業の当初事業予算は3億2千2百万円（内訳 国費：1億8百万円 県費：2億1千4百万円）であったが、平成10年度までの事業費（実績）は6億7千万円（内訳 国費：2億7千万円、県費：4億円）と2倍以上に膨れ上がっている。

【事業費の計画実績比較】

(単位：百万円)

	当初計画	実績	差異
国費	108	270	162
県費	214	400	186
合計	322	670	348

当包括外部監査において、上記事業について関連資料を確認した結果、以下の問題が確認された。

(i) 計画継続に関する意思決定

上記のとおり、当該事業は平成元年5月17日付で埋立の免許を受け開始されているが、「浦港 公有水面埋立免許願書」には事業の必要性及び効果が以下のとおり記載されている。

【浦港 公有水面埋立免許願書】（一部抜粋）

I. 埋立の動機

2. 埋立ての必要性

(2) -5.5m岸壁の必要性

浦港の位置する東浦町は、東は大阪湾に面し北西部は標高200～300mの丘陵地が広がっている風光明媚な带状の地で、四季を通じて温暖な気候に恵まれ花卉、野菜、果樹等の栽培が盛んであり、大阪湾における底びき網、ノリ、ワカメ養殖等の漁業も盛んで、かつ観光客も多く訪れる都市近郊型農業を主産業とした町である。

一方、浦港一般貨物用けい留施設としては、物揚場（水深-3.0m、延長68m）が整備されているのみで、水深が小さいことに加え、野積場が狭小であり円滑な荷役が出来ず、背後地の基盤および環境整備に必要な資材の搬入には利用できないのが現状である。

したがって、北淡3町への港湾貨物の輸送は、約15km離れた津名港と淡路町に位置する建設会社の岸壁（図I-5参照）の利用を余儀なくされている。その状況を表I-6に示す。

一方、建設会社岸壁は、本来土砂の搬出用であり、十分な用地もなく、また外部施設により守られていないことから、利用しにくいのが現状である。このため、港湾利用者から、浦港の整備が要望されている。

浦港はその背後に国道28号線及び主要地方道北淡東浦線が通り、（図I-6参照）北淡3町の中でも最も交通条件が恵まれていることから、貨物輸送には最適な港である。

したがって、浦港を北淡3町の港湾物流の基地とし、ひいては地域活性化の基となるよう、1日も早く貨物集散、分類、仕分け、整理等を行い、貨物を安全かつ円滑に取扱うための岸壁等の港湾整備が強く求められている。

（略）

これら-5.5m岸壁とこれに伴う必要な各用地の確保については、現在の浦港の利用形態からみて、北防波堤の北側が最適であるが、住宅が多く立地しているためこの場所では所要の用地を既設で求めることが出来ない。よって、水面埋立てに依存せざるを得ない。

（略）

IV. 埋立ての効果

2. -5.5m岸壁の埋立への効果

- ・本埋立てによって、-5.5m岸壁が確保され、消費地に近い浦港を基地とした海上輸送体系が確立されたため、基盤整備の促進に寄与する。さらにこれにより地域活性化にもつながる。
- ・岸壁の確保により荷役の効率化が期待できるとともに、道路敷の確保により、岸壁と背後道路との一体利用が可能となることから、計画地の効率的な利用が図られる。

このように、浦港に整備済みの係留施設が小さいなど、港湾貨物の輸送等に支障を来していることから、水面の埋立てを行い、-5.5m岸壁を始めとした港湾施設の整備を進めることが目的とされていた。しかし、上記のとおり、運輸省（現国土交通省）の事業見直しの影響を受け、県は事業の休止を余儀なくされ、過去複数回にわたり埋立免許の更新を行っている。ここで、運輸

省（現国土交通省）の事業見直し後、最初に提出された埋立免許更新申請書（第3回変更分）と、直近の埋立免許更新申請書（第6回変更分）に記載されている休止理由等を比較した結果は、以下のとおりである。

	第3回変更	第6回変更
申請日	平成13年7月5日	平成30年7月24日
許可日	平成13年7月28日	平成30年8月30日
工事竣功期間 伸長の内容	変更前：平成13年8月8日 変更後：平成20年8月8日	変更前：平成30年8月8日 変更後：令和5年8月8日
休止理由	平成10年度に浦港は、岸壁供用時（砂、砂利等）の粉塵等の環境対策について地元と調整中であること及び近年の厳しい財政事情を背景に、緊急性及び必要性のより高い港湾を優先的に整備せざるを得なくなったことなどを理由に、埋立工を除き現在まで工事を休止している状況である。	平成10年度より工事を休止し、平成20年度より港整備交付金事業により工事を再開方針となっていた。しかしながら、いまだ財政事情は厳しく、地震津波対策事業など緊急性及び必要性の高い港湾整備事業を優先する必要があることから、当初予定事業の再開の目途がたたないまま、現在に至った。このため、指定期間内に工事を竣功できなくなったものである。
事業再開予定	平成10年度より工事を休止しているさなか、埋立地内の閉鎖水面からの悪臭及び害虫等の環境対策並びに子供らの水難事故防止のため、埋立地を陸地化すべく津名郡における下水道事業等より発生する公共残土を投入し、埋立てを進めてきた。 兵庫県としては、このような状況の中、早急な環境対策を実施し、さらには浦港の懸念事項である港湾整備による課題解決のため、平成13年度より、県単独事業により工事を再開する方針とした。 （中略） 以上のとおり、本埋立地（2工区）は平成13年度より事業再開する予定であるとともに、残工事の工事工程を勘案して竣功期間を伸長することにより指定期間内竣功を阻害した要因は解消される。	平成10年度以降、工事を休止している中、埋立地内に雑草が繁茂し荒地同然となっているため地元より環境対策並びに子供の事故防止のため、埋立地を早急に完成して欲しいとの要望がある。 兵庫県としては、このような状況の中、早急な環境対策を実施し、さらには懸念事項である港湾整備による課題解決のため、平成31年度より、県単独事業による整備を再開する方針である。 以上のとおり、本埋立地（2工区）は平成31年度より事業再開する予定であるとともに、残工事の工事工程を勘案して竣功期間を伸長することにより指定期間内竣功を阻害した要因は解消される。
埋立を継続して行う必要性	本埋立て（2工区）は、浦港の懸案事項である-5.5m岸壁等の港湾整備及び岸壁と一体となって機能する野積場、道路、緑地の用地確保を目的に計画されているが、整備進捗の遅れに伴う課題は依然として解消されていない。従って、今後とも継続して埋立てを行う必要がある。	本埋立て（2工区）は、浦港の懸案事項である-5.5m岸壁等の港湾整備及び岸壁と一体となって機能する野積場、道路、緑地の用地確保を目的に計画されているが、整備進捗の遅れに伴う課題は依然として解消されていない。従って、今後とも継続して埋立てを行う必要がある。

このように、いずれの場合も、埋立免許更新申請時点で県単独事業による具体的な事業再開時期が明記されており、それを前提として工事の竣功期限の延長が許可されている。そこで、洲本土木事務所への現地往査時に、埋立免許更新手続を進める際に作成されたであろう協議資料等の提出を求めた

が、洲本土木事務所では資料が保管されておらず、**どのような協議を経て埋立免許更新申請が行われたかを把握していなかった**。また、第6回の埋立免許更新申請書類の添付図書として、「資金計画書」、「処分計画書」、「埋立に関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類」が項目明記されており、いずれも「内容不変につき添付省略」と記載されているが、**港湾を巡る環境が変化中、資金計画などの各種計画を一切見直すことなく、申請内容をそのまま踏襲することが適切であったかについては疑問を持たざるを得ない**。

そのため、**6億7千万円もの事業費が投じられたにも関わらず、約25年もの間事業が休止され「塩漬け」状態となっている浦港整備事業に関して、本来であれば、環境の変化を踏まえ事業の今後のあり方について真剣に検討すべきであったが、長期にわたり漫然と埋立免許更新手続を進めた県の姿勢は、怠慢との誹りを免れない【指摘事項-79】**

【施設写真】

<浦港未整備地①>



<浦港未整備地②>



(ii) 埋立免許更新に関する検討業務に関する業者への不適切な依頼

現在の埋立竣功期間は令和5年8月8日であり、期間終了まで1年を切っている状況である。県では、現在概成している施設を早期に竣工させ、民間開発や大阪ベイエリアの活性化で気運が高まっている土地利用に生かすべく、次回の免許変更の際は、以下の複数案を検討している。

【免許変更手続（案）】

	方針	構造	費用（億円）
案1	現免許通り	-5.5m岸壁 【2バース】	1.9億円※要精査 残工事（防波堤・浚渫・埋立・植栽）
案2	水深の変更	-4.5m岸壁 【2バース】	案1より縮小（浚渫費圧縮）
案3	岸壁縮小【2→1バース】 残りは護岸	-5.5m岸壁 【1バース】	案1より縮小（浚渫費圧縮）
案4	護岸への変更（背後地は堤内地）	護岸	不明（護岸設計が別途必要、防波堤工事は不要）

今後の方針決定に必要な検討、利用者ヒアリング等を行い、変更に向けての検討資料の準備を行うため、洲本土木事務所ではA社に対して業務の指示を行った。A社に対する指示関係書類を確認した結果、**A社は「淡路交流の翼港再整備検討業務」を受託し、令和4年3月2日付で土木設計業務等委託契約を締結した業者である。洲本土木事務所では、令和4年8月23日付で全く別の業務である「浦港の埋立免許更新に関する検討」を当該委託業務に追加する「指示伺い」の決裁（副所長決裁）を行い、A社に対して同日付で指示書を交付している。また、「指示伺い」には、「本指示による概算増減額」が2,000千円と記載されているが、当該金額は県の取扱いにおける随意契約が可能な上限金額（1,000千円）を超過している。従って、「浦港の埋立免許更新に関する検討」業務は、県の取扱いでは、競争入札に付し業者を選定すべき業務である。しかし、洲本土木事務所は「指示伺い」という内部決裁手続により、全く別の業務である「淡路交流の翼港再整備検討業務」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。これは明らかに県の取扱いに反した事務であり、非常に不適切な事案である。【指摘事項-80】**上記の事務が生じた理由としては、現在の埋立竣功期間終了まで1年を切っており、早急に検討作業を進める必要があったとのことである。しかし、そもそも約25年もの間に免許更新の機会は何度も到来しており、検討する時間は十分すぎる程にあったはずである。県の取扱いを逸脱して手続を進めることの免罪符にはなり得ない。なお、洲本土木事務所の現地調査の講評時に、上記事案は明らかに県の取扱いに反した事務であり不適切である旨を指摘した結果、翌日にA社に対する指示は撤回した旨の報告を受けている。

従って、**洲本土木事務所は、県の取扱いに従い、「浦港の埋立免許更新に関する検討業務」の委託業者を選定し、委託業者による検討結果を踏まえた上で、約25年もの間事業が休止され、「塩漬け」状態となっている浦港整備事業の今後の進め方を早急にかつ真剣に検討すべきである。【意見-67】**

【淡路交流の翼港再整備検討業務契約概要】

委託業務	契約の相手方	契約年月日	履行期間	契約金額（税込）
淡路交流の翼再整備 検討業務	A社	令和4年3月2日	令和4年3月3日～ 令和4年3月31日	18,150,000円

④ 予定価格調書

県の様式等記載例上、入札に際し予定価格調書を作成する場合には、予定価格決定者の押印が必要であるが、洲本土木事務所の委託契約関係書類を確認した結果、予定価格調書を作成している全ての委託契約について、予定価格決定者の署名押印がなく空欄となっていた。【指摘事項－81】

従って、洲本土木事務所では、予定価格調書を作成する場合は、記名又は署名の上、必ず予定価格決定者が押印すべきである。【意見－68】

【会計事務データベース（様式等記載例）】

予 定 価 格 調 書	
①（所管部課長）	（かい長）印
工事名称（品目）	〇〇庁舎外壁壁画改修工事
設計金額	② ¥15,965,000-
予定価格 A	③ ¥15,141,000- 印
最低制限価格 B	④ ¥11,742,000- 印
入札書比較予定価格 A × 100/105	③ ¥14,420,000- 印
入札書比較最低制限価格 B × 100/105	④ ¥11,182,858- 印
摘要	⑤（最近の契約状況） 1 事務所改修工事（〇年〇月〇日契約分） 契約値/設計値=26,780千円/28,840千円=92.9% 2 事務所改修工事（〇年〇月〇日契約分） 契約値/設計値=10,815千円/11,330千円=95.5%

（記載上の注意）

（決定者）

①契約担当者（規則2）（専決の場合は専決者）が押印する。

かいにおいては、地方機関処務規定により、かい長の権限の属さないものは、所管部の専決者が押印する。かい長の権限に属するものは、かい長が押印する。

（設計金額）

②当該支出負担行為決定額と同額となる。

（予定価格）、（入札書比較予定価格）

③設計金額をもとに予定価格決定者自らが記入し、押印する。比較予定価格は、予定価格×100/105（最低制限価格）、（入札書比較最低制限価格）

④工事又は製造その他の請負の場合、特に必要と認めたものについて、記入する。（物品購入については設定すべきでない。また、政府調達に関する協定の対象となる契約についても設定できない。）
価格決定方法については、予定価格に同じ。

（摘要）

⑤予定価格決定者が予定価格を決定しようとする際の参考となる事項を記入する。（最近の契約状況等）

⑤ 契約金額の妥当性

下記の委託契約については、1社のみから見積書を入手し、当該見積書に基づき予定価格を決定し、随意契約を締結している。

(単位：円 (税込))

契約名	事業名	契約形態	見積書金額	契約額
福良港津波防災ステーションHP運営業務	海岸維持修繕事業	随意契約	542,300	522,500
護岸詳細設計業務(その2)追加検討業務	海岸老朽化対策事業	随意契約	908,000	990,000

しかし、当包括外部監査の現地調査において、**福良港津波防災ステーションHP運営業務、護岸詳細設計業務(その2)追加検討業務の2つの委託契約に係る随意契約理由書を確認した結果、契約金額の妥当性について記載が行われていなかった。【指摘事項-82】**

特定の業者1者のみから見積書を入手し、随意契約により契約を締結する場合には、随意契約金額が妥当である理由を随意契約理由書に具体的かつ詳細に記載し、取引の公正性、公平性及び透明性をより一層確保すべきである。【意見-69】

⑥ 契約関係書類の未整備

下表の委託契約は全て随意契約であり、洲本土木事務所管理課が担当している契約一覧である。

(単位：千円)

No	港湾名	工事等名	契約額	契約の相手方
1	津名港	津名港志筑地区小型船舶係留施設維持管理業務	1,478	A団体
2	淡路交流の翼港	淡路交流の翼港港湾施設の維持管理業務	6,414	夢舞台
3	郡家港	郡家港港湾施設管理委託	505	淡路市
4	都志港	都志港港湾施設管理委託	739	洲本市
5	福良港	福良港港湾緑地維持管理委託	1,200	南あわじ市
6	洲本港	洲本港環境整備事業委託	1,805	洲本市
7	湊港	湊港環境整備事業委託	1,080	南あわじ市
8	岩屋港他	港湾環境整備事業	5,327	淡路市
9	江井港	江井港排水機場維持管理業務	3,541	淡路市
10	由良港	海岸保全施設管理委託	24,328	洲本市
11	湊港他	海岸保全施設管理委託	25,701	南あわじ市
12	福良港	福良港排水機場自家用電気工作物保安管理業務	150	B社

No	港湾名	工事等名	契約額	契約の相手方
13	福良港	福良港第2排水機場自家用電気工作物保安管理業務	135	B社
14	湊港	湊港排水機場自家用電気工作物保安管理業務	284	C社
15	阿万港	阿万港陸閘自家用電気工作物点検業務	78	C社
16	福良港	福良港津波防災ステーション管理運営委託	3,316	南あわじ市
17	福良港	福良港津波防災ステーション警備委託業務	84	D社
18	福良港	福良港津波防災ステーション昇降機保守	752	E社
19	福良港	福良港津波防災ステーション自家発電機保守点検業務	275	F社
20	阿万港	阿万港陸閘自家発電機保守点検業務	182	G社
21	福良港	福良港津波防災ステーション消防用設備等点検業務	44	H社
22	湊港他	地下タンク等点検業務	136	I社
23	郡家港海岸他	郡家港海岸及び多賀海岸環境整備施設管理業務	3,494	淡路市
24	阿万港	阿万港海岸施設維持管理委託	2,160	南あわじ市
25	洲本港海岸他	海岸漂着物地域対策推進事業	6,773	洲本市
26	湊港海岸他	海岸漂着物地域対策推進事業	3,500	南あわじ市
27	浦港海岸他	海岸漂着物地域対策推進事業	3,200	淡路市
28	阿万港海岸他	海岸環境整備事業委託	2,000	南あわじ市
29	浦港海岸他	海岸環境整備事業委託	4,926	淡路市
30	湊港	湊港排水機場浄化槽維持管理業務委託	4	J社
31	淡路海岸	田之代海岸緑地維持管理業務	1,600	K団体

以下、契約書類が未整備となっている契約が多数あるため、個別の契約名は記載せず、未整備となっている契約番号を記載する。

該当契約No. : No. 1 ~ No.31

(i) 予定価格調書の未作成

県の随意契約運用基準上、「予定価格調書は、必要に応じ作成するものであるが、作成しない場合は、契約を決定した調書を付記しておくこと。」とされている。

しかし、**洲本土木事務所**で所管している委託契約について**予定価格調書の提示を求めた結果、津名港志筑地区小型船舶係留施設維持管理業務など31契約について、予定価格調書又は契約を決定した調書を作成しておらず、契約事務が著しく杜撰である。【指摘事項-83】**

【随意契約運用基準】（一部抜粋）

2（予定価格）

- (1) 随意契約についても規則第96条の2の規定により、見積書の価格の判断基準とするため予定価格は適正に定めなければならない。
この場合においては、契約の目的物である物件又は役務の取引の実例価格、需給の状況等の市場動向を十分調査し、また履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等の契約目的の特性を考慮し（規則85条）、慎重に決定しなければならない。安易に特定業者からの見積をもって当該価格を予定価格とすることは厳に慎むこと。
- (2) 予定価格調書は、必要に応じて作成するものであるが、作成しない場合は、契約を決定した調書を付記しておくこと。
- (3) 予定価格は、漏らしてはならないものである。

該当契約No. : No.3～No.11、No.16、No.23～No.29

(i) 随意契約理由書の未作成

洲本土木事務所は、郡家港湾湾施設管理委託を始めとして、各市との間で随意契約により業務委託契約を締結しているが、随意契約理由書が未作成であった。【指摘事項－84】

(ii) 契約書の不備

洲本土木事務所が各市と契約している業務委託契約書を確認した結果、再委託に関する条項が記載されていないなど、業務委託契約に織り込むべき契約条項が含まれていなかった。【指摘事項－85】

(iii) 再委託の未承認

洲本土木事務所が各市に対して委託した業務について、各自治体は第三者へ再委託を行っているが、県に対する再委託の承諾手続が行われていなかった。【指摘事項－86】

(iv) 契約金額の妥当性

洲本土木事務所が各市と契約している業務委託契約について、過去から継続して同じ金額で業務委託を実施しているが、契約金額を毎年度同一とすることの妥当性について評価していない。【指摘事項－87】

以上のように、洲本土木事務所が担当している各市との委託契約について、不適切な事務処理が多数見受けられたため、県の取扱いに従い、契約事務を適正に実施すべきである。【意見－70】

その他の事項

(i) 淡路交流の翼港における協力金の収受行為

淡路交流の翼港は、従来、夢舞台が管理運営を受託していたが、指定管理者制度が導入された以降、現在に至るまで、夢舞台が指定管理者に選定され、当該港湾施設の管理業務を実施している。淡路交流の翼港には係留施設があり、港湾施設使用料については、淡路交流の翼港港湾施設の管理に関する協定書（以下、この項では「基本協定書」という。）第7条に基づき、県港湾条例単価により係船料収入を収受しており、年度の事業報告書を通じて県に報告している。

淡路交流の翼港の現地視察の際、同港で釣りを行う者等から協力金という形で以下の金額を収受していることが確認された。当該協力金は、指定管理導入前である平成13年度に地元の漁業協同組合と夢舞台が協調して同港を管理運営するために設置した協議会が収受しており、平成13年度当時の資料によると、協力金の20%を夢舞台が収受することとなっていた。

項目	依頼対象者	金額
清掃協力金	釣りを行う者 (中学生以下の者については、依頼しない。)	1人 500円/日
	船舶に係留する者	1艇 500円/日
車両整理協力金	普通車(10人乗り以下)を駐車する者	1台 500円/日

県港湾条例第4条第1項第4号の規定により、港湾施設において募金等の行為をしようとする者は県から当該行為をすることについて許可を受ける必要があるが、協力金の収受行為について、夢舞台が地元漁業協同組合と設置した協議会からの許可申請状況を確認した結果、同協議会からの許可申請及び県の許可通知は行われていない。従って、同協議会は県の許可を受けることなく協力金の収受行為を行っていることになる。【指摘事項-88】

他方、県と夢舞台の指定管理に関する基本協定書上、夢舞台の管理業務の詳細は下表のとおりである。

【基本協定書】（一部抜粋）

(管理業務)

第1条 甲は、前条の目的を達成するため、兵庫県港湾施設管理条例(昭和36年兵庫県条例第18号(以下「条例」という。))第17条に基づき、翼港(別添図書に示す施設)のうち、次の管理業務を乙に行わせる。

- (1) 兵庫県港湾施設管理条例施行規則(昭和36年兵庫県規則第49号(以下「規則」という。))第20条第2項に規定する指定管理者の権限に関すること。
- (2) 前号のほか、翼港の維持管理に関すること。

2 前項の実施に関する詳細は、別記のとおりとする。

(利用料金)

第7条 乙は、条例別表第2に掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受し、これを乙に収入する。

2 乙は、利用料金について、甲の承認を受けるものとする。

別記

管理業務の詳細

1 施設管理

(1) 施設維持修繕（ただし、大規模修繕は除く。）

専門業者を常駐させ、通常点検、即時対応を行う。

- ①係留施設（浮棧橋、物揚場）の維持管理
- ②外郭施設（防波堤、護岸）の維持管理
- ③臨港交通施設（臨港道路、橋りょう、駐車場、港湾ゲート）の維持管理
- ④旅客ターミナルの維持管理
- ⑤緑地（トイレ含む。）の維持管理

(2) 植栽管理

緑地エリアにおける下記の維持管理を行う。

- ①除草2回/年
- ②芝生管理2回/年

(3) 建物、設備管理

旅客ターミナル及び設備のメンテナンス及び衛生管理を行う。

- ①電気設備点検1回/月
- ②環境衛生管理（水質管理）1回/年
- ③給排水設備（汚水槽、受水槽）点検1回/年
- ④電灯等の維持管理（電球交換、消防設備点検、簡易な補修）随時

(4) 清掃業務

エリア全体の日常清掃を行う。

- ①浮棧橋、物揚場
- ②緑地（トイレを含む。）
- ③臨港道路（橋りょうを含む。）
- ④駐車場
- ⑤防波堤、護岸
- ⑥旅客ターミナル
- ⑦消耗品の交換随時
- ⑧ゴミの収集及び処理12回/年

(5) 電気水道使用料の支払

翼港の管理に要する光熱費を支払う。

2 運営管理

(1) 安全巡視及び警備業務

①点検巡視、警備業務

港管理人による港内の点検巡視（開門時、閉門時、随時）

②港湾ゲート及び旅客ターミナルの開錠、施錠

開錠時間通常午前8時00分（土日祝日午前6時00分）

施錠時間通常午後8時00分

③条例で定める禁止行為、制限行為の違反者の巡視

④火災、盗難の予防、その他事故発生の兆候の発見と措置

⑤施設の損壊箇所発見時の通報及び応急措置

(2) 救護

軽度の応急措置、通報及び救急車要請

(3) 利用に係る指導等

利用者に対して、禁止行為についての注意及び適正な利用の指導

(4) 条例に基づく施設使用許可及びその取消し

①規則第20条に規定する権限の行使

○条例第4条第1項の規定に基づき行為の許可を行うこと。ただし、同項第2号及び第3号

- に掲げる行為に係るものを除く。
- 条例第4条第3項の規定に基づき、地位継承の届出を受理すること。
- 条例第4条の許可を行う当たり、条例第5条の規定に基づき、港湾施設の保全の他その適正な使用を確保するために必要な条件を付すこと。
- 条例第15条第1項に基づき、許可の取消し、除却、原状回復等を命ずること。
- 条例第16条第2項に基づき、港湾施設を損傷した場合の届出を受理すること。
- 規則第16条の規定に基づき、氏名又は住所の変更に係る届出を受理すること。
- 規則第18条の規定に基づき、廃止の届出を受理すること。
- ②条例に基づく許可に係る使用料の徴収
- ③窓口受付時間
 - 通常午前8時00分から午後8時00分まで
 - 土日祝日午前6時00分から午後8時00分まで
- 3 緊急時の措置

火災その他非常事態が発生した場合は、直ちに関係各所に通報するとともに、事態に適応した正確迅速な措置を講じる。

 - (1) 現場における消火活動、負傷者の救護、その他必要な第一次措置
 - (2) 人命尊重を優先し、適切なる避難誘導その他の必要な措置
 - (3) 火災、盗難等併発的災害の防止
 - (4) 風水害その他事前に予知し得る事態については、県と協議のうえ対処する。
- 4 利用促進及び広報活動
 - (1) 「海の駅」登録に伴う広報の実施
 - (2) ホームページでの紹介
 - (3) グランドニッコー淡路による「メンバーズクラブ」の設置
 - (4) 賑わいの創出
 - (5) 淡路夢舞台でのイベント参加者への翼港利用促進PR
- 5 その他
 - (1) 県への報告
 - ①翼港施設の損傷又は滅失を発見したときの状況及び応急措置の報告
 - ②火災その他非常事態が発生したときの状況及び応急措置の報告
 - (2) 周辺住民の苦情対応
 - (3) 個人情報の保護

ここで、平成13年当時の夢舞台の事務連絡資料にある協議会の事業運営に関する覚書によれば、地元漁業協同組合と夢舞台の事業分担は以下のとおりとなっている。

漁業協同組合	夢舞台
①係留船舶の整理 ②駐車車両の整理 ③翼港の日常清掃（ポイ捨てゴミの回収） ④翼港の美化啓発 ⑤係船申請の受付（当日申請分） ⑥係船料金の収納 ⑦清掃協力金及び車両整理協力金の収集	①翼港の清掃（ゴミの回収、トイレ清掃） ②植栽管理 ③領収書作成 ④看板設置その他港の管理に必要な施設整備

上記事務分担は指定管理導入前のものであるため、現在の事務分担については不明であるが、**事業運営に関する覚書が現在も有効で指定管理業務の一部について地元漁業協同組合が実施しているのであれば、指定管理業務の再**

委託に該当する。一方で、「指定管理者の公募に関するガイドライン」では、再委託の際には予め県に申請し承諾を受けることを求めているが、基本協定書には再委託に関する規定が設けられていない。【指摘事項－89】このように基本協定書により指定管理施設の清掃業務は指定管理者の業務とされている中、当該業務に関する位置付けが明確にされていない者がその費用の收受行為を行っている状況にある。洲本土木事務所は、これらの事実について十分に把握していたはずであり、仮に改善に向けた指導や基本協定書の見直しを行っていれば、是正可能であったにも関わらず、それが行われていないため、洲本土木事務所による指導・監督機能が十分に発揮されているとは言い難い。【指摘事項－90】

以上から、洲本土木事務所は、淡路交流の翼港の管理運営が適正に行われるよう、適切に指導・監督すべきである。【意見－71】

⑦ 港湾台帳の更新手続

当包括外部監査の現地調査において、洲本土木事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、以下のような事務処理の不備が発見された。従って、洲本土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。【意見－72】

(i) 港湾台帳の更新漏れ

洲本港航路について、港湾台帳では水深が－4.5mとなっているが、施設位置図では水深が－5.5mとなっていることや、船の通り道である航路より陸地側にある泊地の水深が－7.5mとなっていることから判断すると、港湾台帳の更新が適切に行われていないと考えられる。【指摘事項－91】

(ii) 港湾台帳の記載漏れ

洲本土木事務所が管轄する港の内、淡路交流の翼港・津井港以外の全ての港において野積場が存在するが、全ての港で港湾台帳に記載していない。【指摘事項－92】

⑧ 港湾施設の不適切な利用状況

(i) 野積場の不適切利用（山田港）

収益施設利用状況調において、山田港の収益施設の利用率は6%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆ど全ての野積場において漁具が置かれ使用されている状態であった。しかし、実際には、その一部のみしか使用許可の申請が行われておらず、他の港湾施設利用者の利

用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項－93】（写真A）

また、**荷物の積卸しを行う物揚場に漁具やフォークリフトが置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項－94】**（写真B）

【施設写真】

< A 山田港野積場 >



< B 山田港物揚場① >



< B 山田港物揚場② >



（注）上記の写真では、車両のナンバープレート、フォークリフトに記載された企業名部分を加工している。

（ii）野積場等の不適切利用（室津港）

収益施設利用状況調において、室津港の収益施設の利用率は16%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆どの野積場や荷さばき地において使用許可の申請が行われていないにも関わらず漁具が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。

【指摘事項－95】（写真A）

また、**県が駐車禁止の立札を設置している荷さばき地に、多数の車が駐車しており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。**

【指摘事項－96】（写真B）

更には、**荷物の積卸しを行う物揚場に漁具や車両が置かれており、他の港**

湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項-97】

(写真C)

【施設写真】

< A 室津港野積場 >



< B 室津港荷さばき地① >



< B 室津港荷さばき地② >



< C 室津港物揚場 >



(iii) 野積場の不適切利用（岩屋港）

収益施設利用状況調において、岩屋港の収益施設の利用率は46%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆どの野積場が利用されている状況であった。設置物の投影面積についてのみ許可申請が行われ、設置物周辺については使用許可の申請が行われていないにも関わらず、漁具や車両が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項-98】（写真A）

また、**使用許可の申請が行われていないにも関わらず、舗装された野積場が駐車場のよう**に利用されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項-99】（写真B）

【施設写真】

< A 岩屋港野積場① >



< A 岩屋港野積場② >



< B 岩屋港野積場 >



(iv) 野積場の不適切利用 (浦港)

使用許可の申請が行われていないにも関わらず、野積場に漁具や浮標が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。

【指摘事項-100】

【施設写真】

< 浦港野積場① >



< 浦港野積場② >



(v) 野積場の不適切利用（津名港（佐野地区））

使用許可申請が行われていないにもかかわらず、野積場に漁具や船が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項－101】（写真A）

また、**物揚場に許可なくアーケードが設置されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる可能性のある不適切な利用状況であった。【指摘事項－102】**（写真B）

【施設写真】

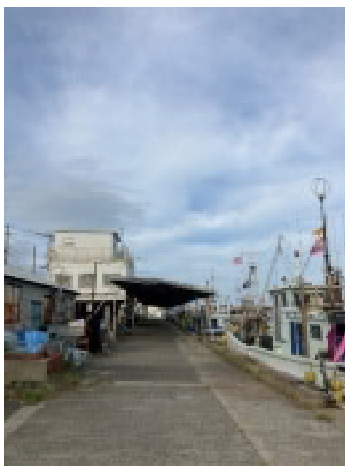
< A 津名港（佐野地区）野積場① >



< A 津名港（佐野地区）野積場② >



< B 津名港（佐野地区）物揚場 >



(vi) エプロン部分の不適切利用（津名港（志筑地区：生穂））

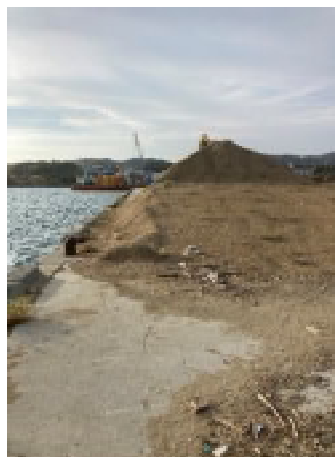
エプロン部分に草が生えるほど長期にわたり土砂が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項－103】

【施設写真】

<津名港（志筑地区：生穂）エプロン①>



<津名港（志筑地区：生穂）：エプロン②>



(vii) 野積場の不適切利用（津名港（志筑地区））

エプロン部分に土砂が保管されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項－104】（写真A）

また、使用許可申請が出ていない野積場に長期間にわたり撤去されていないと思われる設置物が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な状態であった。【指摘事項－105】（写真B）

さらに、津名港の志筑地区に係る港湾台帳に野積場は記載されていないが、津名港平面図では野積場と記載されていた。ふ頭用地台帳上は緑地であると確認できたが、人が立ち入れないほど樹木が生い茂っており、緑地としても適切に管理されていない状況にあった。【指摘事項－106】（写真C）

【施設写真】

<A 津名港（志筑地区）エプロン>



<B 津名港（志筑地区）設置物>



< C 津名港（志筑地区） >



(5) 但馬県民局（豊岡土木事務所）

① 小型船舶係留施設の募集要項

県は、港湾区域内において設置する小型船舶係留施設の適正な管理を行うため、小型船舶係留施設管理運営要綱を制定している。同要綱第3条では、「使用許可対象者は、次のいずれかに該当する者のうちから、別途施設ごとに県民局長又は県民センター長（以下、「県民局長等」という。）が定める募集要項により、選定するものとする。」と定められている。

豊岡土木事務所では、津居山港気比地区小型船舶係留施設を所管しているが、令和3年度については、募集要項を定めることなく使用許可対象者を選定していた。【指摘事項-107】なお、豊岡土木事務所は、令和2年度の施設利用者に対しては使用継続申請の案内を送付しているが、広く一般から施設の利用者を受け付けるべき公的な施設であるにも関わらず、一部の者に対してのみ情報を提供し優遇していることから公平性を欠くとともに、約6割に留まっている利用率の向上にも繋がらない。

従って、**豊岡土木事務所は、小型船舶係留施設管理運営要綱に従い、津居山港気比地区小型船舶係留施設募集要項を適切に策定し、県のホームページなどで広く一般に公表した上で、使用者の選定を行うべきである。【意見-73】**

【小型船舶係留施設管理運営要綱】（一部抜粋）

第3条 使用許可対象者は、次のいずれかに該当する者のうちから、別途施設ごとに県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）が定める募集要項により、選定するものとする。

- (1) 前条に規定する船舶を所有している者
- (2) 前条に規定する船舶を割賦販売法（昭和36年法律第159号）により所有権留保された使用者
- (3) 前条に規定する船舶を賃貸借又は使用貸借により使用する者

② 小型船舶係留施設の使用申請書類の不備

(i) 有効な船舶検査証書の入手漏れ

豊岡土木事務所では、小型船舶係留施設使用許可申請必要書類の一つとして、船舶検査証書の写しを挙げている。小型船舶係留施設管理運営要綱第2条では、使用を許可することのできる船舶の条件として、有効な船舶検査証書を有する船舶であることが挙げられており、使用期間は通常1年間（4月1日から翌年3月31日まで）であることから、使用期間の全てにわたって有効な船舶検査証書の写しを確認する必要がある。しかし、**令和3年度の小型船舶係留施設使用許可申請書及び添付書類を確認した結果、船舶検査証書を入手していないもの、使用許可時点で有効期限が切れている検査証書しか入手していないもの、使用期間開始前に有効期限が切れている検査証書しか入手していないもの及び使用期間の途中において有効期限が切れている検査証書しか入手していないものなど、使用期間の全て（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）にわたって有効な船舶検査証書を確認していない事例が散見された。【指摘事項-108】**

従って、**豊岡土木事務所は、使用許可の手続を行う際、更新後の船舶検査証書を入手するなど、使用期間の全てにわたって有効な船舶検査証書を確認すべきである。【意見-74】**

(ii) 所有権以外の権限に基づき使用する場合に提出する所有者の承諾書の入手漏れ

豊岡土木事務所では、小型船舶係留施設使用許可申請に際して、所有権以外の権限に基づき使用する場合には、所有者の承諾書を必要書類としている。しかし、**令和3年度の小型船舶係留施設使用許可申請書及び添付書類を確認した結果、豊岡土木事務所は、所有権以外の権限に基づき使用する者に対して、所有者の承諾書が添付されていないにも関わらず、それを看過し、使用許可を行っている事例が発見された。【指摘事項-109】**

従って、**豊岡土木事務所は、使用許可の手続を行う際、全ての必要書類が添付されていることを適切に確認すべきである。【意見-75】**

③ 使用料の減免申請書の入手漏れ

港湾施設使用者が、県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減免を希望する場合、許可申請書に減免申請書を添付して県に提出する必要がある。しかし、**豊岡土木事務所では、許可申請書に減免申請書が添付されていないにも関わらず、これを看過し、使用許可を行っている事例が散見された。【指摘事項-110】**

従って、**豊岡土木事務所は、使用料の減免手続を行う際、減免申請書が添付**

されていることを適切に確認すべきである。【意見-76】

【許可申請書に減免申請書が添付されていなかった事例】

申請者	使用期間	対象港	使用目的	減免率
A協同組合	平成26年4月1日～ 令和6年3月31日	津居山港	資材倉庫設置	50%
A協同組合	平成25年4月1日～ 令和5年3月31日	津居山港	漁具倉庫・漁具補修 作業場設置	50%
B連合会	平成29年4月1日～ 令和9年3月31日	津居山港	漁船給油施設設置	50%

④ 港湾施設に関する緊急小規模港湾工事

(i) 入札の透明性

豊岡土木事務所では、港湾施設に関する緊急小規模港湾工事の業者を選定するに際して指名競争入札を実施しているが、当該入札に係る予定価格、落札業者、落札価格、落札率等の過去5年間の推移は下表のとおりである。落札率は95%超で推移し、かつ、全ての年度で同一業者が落札している。

【緊急小規模港湾工事に関する入札結果（過去5年）】

(単位：千円)

対象年度	入札日	落札業者	① 予定価格 (税抜)	指名業者	入札状況				② 落札価格 (税抜)	③=②/① 落札率
					予定価格超過	予定価格と同額	予定価格未滿	辞退		
平成30年度	平成30年 3月22日	A社	2,710	10者	2者	2者	5者	1者	2,600	95.90%
令和元年度	平成31年 3月22日	A社	2,720	10者	4者	1者	3者	2者	2,650	97.40%
令和2年度	令和2年 3月13日	A社	2,680	10者	5者	1者	4者	0者	2,600	97.00%
令和3年度	令和3年 3月17日	A社	5,190	10者	4者	2者	4者	0者	5,000	96.30%
令和4年度	令和4年 3月24日	A社	4,800	10者	4者	4者	2者	0者	4,680	97.50%

この点、入札参加業者は、数量情報のみが記載され、単価情報が記載されていない工事設計図書に基づき入札金額を決定するが、単価についても基本的に全ての業者が土木工事積算単価表で入手し得る情報である。従って、数量、単価ともに知り得る状況であり、予定価格は入札に参加する全業者が高い精度で予測可能な状況であると言える。しかし、上表のとおり、過去5年間の入札においては、落札可能性が極めて低くなるにも関わらず入札金額を予定価格と同額に設定している業者や、落札可能性が無いにも関わらず入札

金額を予定価格超過に設定している業者が数多く見受けられ、当該業者については、落札の意思について疑問を持たざるを得ない。

特に、令和3年度の契約に係る入札において、指名業者10者の内、6者が、予定価格と同額又は超過する金額で入札したにも関わらず、**令和4年度の契約に係る指名業者の選定に際しては、前年度に予定価格を下回る金額で入札をしていた1者を入れ替えただけであった。**その結果、下表のとおり、**令和4年度の請負契約に係る入札では、指名業者10者の内、8者が予定価格と同額又は超過する金額で入札し、過年度と同一業者が落札している。**

事業名	津居山港外緊急小規模港湾工事	
入札日	令和3年3月17日	
予定価格	5,190,000円	
入札者	入札金額(円)	
A社	5,000,000	落札
B社	5,100,000	
C社	5,120,000	
D社	5,160,000	
E社	5,190,000	予定価格と同額
F社	5,190,000	予定価格と同額
G社	5,200,000	予定価格超過
H社	5,225,000	予定価格超過
I社	5,270,000	予定価格超過
J社	5,300,000	予定価格超過

事業名	津居山港外緊急小規模港湾工事	
入札日	令和4年3月24日	
予定価格	4,800,000円	
入札者	入札金額(円)	
A社	4,680,000	落札
K社	4,760,000	
D社	4,800,000	予定価格と同額
G社	4,800,000	予定価格と同額
F社	4,800,000	予定価格と同額
J社	4,800,000	予定価格と同額
I社	4,810,000	予定価格超過
C社	4,830,000	予定価格超過
H社	4,830,000	予定価格超過
E社	4,900,000	予定価格超過

(注) 令和4年3月に実施された入札では、前年度の入札において予定価格を下回る入札金額で入札に参加したB社からK社に指名業者を変更しているが、それ以外の業者については前年度と同一の業者となっている。

従って、**津居山港外緊急小規模港湾工事に係る指名競争入札については、過去の入札金額に鑑みて落札意思について疑問を持たざるを得ない業者を継続して指名しており、また、落札率が過去5年にわたり95%超と高い水準で推移し、全ての期間で同一業者が落札していることを踏まえると、適切な競争原理が機能しているとは言い難い。【指摘事項-111】**

豊岡土木事務所は、毎年度一定割合の業者は入れ替える、過去の入札金額から落札の意思に疑問を持たざるを得ない業者は次回の指名業者から除外するなど、適切な競争原理が働くよう工夫すべきである。【意見-77】

(ii) 津居山港気比地区小型船舶係留施設維持管理業務に係る随意契約

豊岡土木事務所では、津居山港気比地区小型船舶係留施設維持管理業務に関して、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と随意契約により委託契約を締結している。決裁書には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する旨の記載はあるものの、令和3年度を含め、過年度から継続的に随意契約理由書を作成していない。【指摘事項-112】

また、当該委託業務を随意契約とする理由について担当者に確認した結果、随意契約が可能な類型の内、「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき」に該当するとのことであった。しかし、**津居山港気比地区小型船舶係留施設の維持管理業務は、実際には兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会の会員企業に再委託されており、実質的に兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会以外の者であっても当該業務は実施可能であると考えられる。また、現場視察を実施した結果、当該施設は一般的な船舶係留施設であり、業務仕様書に記された業務内容に照らしても維持管理業務に際して特殊な技術や設備等は不要である。従って、「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないもの」という随意契約の要件は充足しない。【指摘事項-113】**

このため、**豊岡土木事務所は、県の取扱いに従った適切な事務手続を経て契約するべきである。【意見-78】**

【津居山港気比地区小型船舶係留施設維持管理業務委託契約概要】

選定方法	随意契約
委託内容	津居山港気比地区小型船舶係留施設維持管理業務
委託先	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
契約日	令和3年4月1日
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
委託料	3,504,462円（税込）

【施設写真】

< 気比地区小型船舶係留施設① >



< 気比地区小型船舶係留施設② >



【随意契約によることができる場合】

3 随意契約（法 234、令 167 の 2、規 96、96 の 2、97、運通第 5-11）

入札によることなく、特定の者と契約を締結する方法をいう。

随意契約は、入札手続を要さずに相手方を特定する契約方法であるため、契約担当者の裁量の余地が大きく、また事務処理も簡便なため、この方式を多用しがちであるが、特定業者との癒着等の危険性からより適正な運用に努める必要がある。

（1）随意契約によることができる場合は次のとおりである。

イ 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

（ア）不動産の買入れ又は借入れ。

（イ）県が必要とする物件の製造、修理、加工又は納入の契約（競争入札又は随意契約により締結したもの）の履行のため、県所有の物件を売り払うとき。

（ウ）**契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。**

（エ）特殊の性質を有する物件の買入れであること若しくは契約について特別の目的があること、又はその履行について特殊の技術を要することにより、相手方が特定されるとき。

（オ）試験のため工作及び製造させ、または財産の買入れをするとき

（カ）県の行為を秘密にする必要があるとき

（キ）運送又は保管をさせるとき

（ク）学校、試験場その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき

（ケ）条例又は議会の議決により、財産を譲与又は無償貸付けをすることができる者に、当該財産を売り払い又は無償で貸し付けるとき

（コ）外国で契約を締結するとき

（サ）国又は地方公共団体と直接契約するとき

（シ）学術又は技芸の試験研究等を行う者に対し、必要な財産を売り払い又は貸し付けるとき

（ス）公共事業の用に供するため、必要な財産を直接事業者に売り払い又は貸し付けるとき

（セ）土地、建物又は林野若しくはその産物を特別縁故のある者に売り払い又は貸し付けるとき

（ソ）物品の種類を同じくする指名競争入札参加者の資格を有する者が、2人以内であるとき

（タ）自動車の定期点検を業者に委託して行った結果、当該自動車が法令で規定する保安基準に適合しない状態、又はそのおそれがあると認められるときに、これを是正するため必要な整備を当該業者に行わせるとき

（チ）法令により価格が統一されている物件又は役務についての買入れ、借入れ若しくは売払い、又はその提供をうけるとき

（ツ）罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき

（県より入手した資料から一部抜粋して掲載）

【業務仕様書】（一部抜粋）

【業務仕様書】

乙の業務内容

- 1 係留施設の管理、事故等災害の防止及び秩序の維持に努めること。
- 2 係留施設において次に掲げる内容の点検を週2回実施し、施設の安全を確保すること
 - (1) 係留施設の損傷の有無を点検すること
 - (2) 許可を受けた使用者に対し、係留施設の利用方法の指導を行うこと。
 - (3) 許可船舶の係留位置を点検すること。
 - (4) 無許可船舶の係留の有無を調査すること。
 - (5) 許可済証（ワッペン）の貼付を確認すること
 - (6) 沈没船の有無を調査すること。
- 3 係留施設及びその周辺において清掃（処分を含む）を週2回実施するとともに、利用者に対して清潔保持に努めるよう指導すること
- 4 駐車場等の清掃及び除草などを定期的に行うこと。
- 5 利用者から係留施設廃止届の提出があった場合は、甲の連絡を受け現地確認を行うこと
- 6 連絡体制に基づき、関係機関及び施設利用者に対し連絡を行うこと。
- 7 施設の補修は甲が行うものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 8 各小型船舶係留施設の利用申し込み者等からの問い合わせに対し、甲・乙協議の上、空き状況の情報等を提供するなどの利用者調製を行うとともに、全般的なマナー、ルールの意識啓発対策を実施すること
- 9 上記2、3、4、5及び8の業務を実施した際は、その内容を別紙「小型船舶係留施設点検表（様式2）」、「利用者調製報告書（様式3）」に記入し、1ヶ月分をとりまとめるうえ、別紙「業務実施報告書（様式4）」により甲へ提出すること

(注) 上記において、甲は港湾管理者、乙は委託先（兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）を指す。

⑤ 港湾施設使用料の単価誤り

港湾施設の使用許可を受けた者は、県港湾条例第9条第1項に基づき、別表第1に掲げる金額の範囲内において、県港湾規則で定める金額の使用料を納めなければならないとされており、具体的には県港湾規則別表第2（第11条関係）に定められている。

豊岡土木事務所における港湾施設使用料の単価を確認した結果、条例単価改正時に占使用システムへの単価入力が適切に行われておらず、港湾施設利用者から過去の条例単価に基づき算定した使用料を徴収しており、平成27年度から令和3年度で合計2,010千円の使用料徴収漏れが発生していた。【指摘事項-114】

【使用料徴収漏れ一覧】

(単位：千円)

名 称	備考（工作物、野積場、漁協分、県営上屋の別等）	調定額【誤】(A)	調定額【正】(B)	差額(B-A)
A水産加工業協同組合	50%減免 倉庫	1,569	1,634	65
A水産加工業協同組合	50%減免 倉庫	738	768	30
B漁業協同組合津居山支所	50%減免 製氷冷蔵資材ヤード	123	128	4
県漁業協同組合連合会	50%減免 漁船給油施設	831	865	34

名称	備考（工作物、野積場、漁協分、県営上屋の別等）	調定額【誤】（A）	調定額【正】（B）	差額（B－A）
B漁業協同組合	50%減免 荷捌場	1,785	1,852	67
B漁業協同組合	50%減免 上屋	10,179	10,600	420
B漁業協同組合	50%減免 製氷所	8,320	8,664	344
B漁業協同組合	50%減免 製氷所	378	391	13
B漁業協同組合	50%減免 上屋	3,062	3,188	126
B漁業協同組合	50%減免 クレーン	1,827	1,892	65
B漁業協同組合	50%減免 上屋	12,776	13,304	528
B漁業協同組合	50%減免 製氷所	448	466	19
B漁業協同組合	50%減免 漁具保管倉庫	1,568	1,627	59
B漁業協同組合	50%減免 魚網置き場	232	240	8
B漁業協同組合	50%減免 倉庫	5,490	5,717	227
合計		49,325	51,336	2,010

通常、条例単価が改正される場合、占使用システム上で改正後の単価が自動的に反映される。しかし、交付金相当額等が各市町村で異なることから、交付金相当額等を伴う使用料単価の修正は、別途占使用システムへの手入力が必要となるが、当該修正入力が行われていなかった。

豊岡土木事務所では年度調定している港湾施設も多いことから、年度当初において、占使用システム上の全ての単価について、最新の条例単価と合致しているかどうかの確認を徹底すべきである。【意見－79】

⑥ 港湾台帳の更新手続

当包括外部監査の現地調査において、豊岡土木事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、以下のような事務処理の不備が発見された。従って、**豊岡土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調整すべきである。【意見－80】**

(i) 港湾台帳の更新漏れ

豊岡土木事務所の調製した港湾台帳を確認した結果、港湾施設である野積場の面積等が誤って記載されている、港湾施設ではない施設が記載されているなど、港湾台帳の更新が適切に行われていない。【指摘事項－115】

港名	名称	記載誤り箇所	【誤】	【正】
津居山港（小島）	野積場	面積	3,143.64 m ²	3,211.59 m ²
竹野港（旧港）	港務通信施設	港湾施設ではない	竹野郵便局	項目ごと削除

港名	名称	記載誤り箇所	【誤】	【正】
竹野港（旧港）	野積場	面積	400.00 m ²	1,938.73 m ²
竹野港（旧港）	港湾緑地	面積	3,080.00 m ²	2,710.62 m ²
竹野港（旧港）	港湾緑地	概要	ベンチ6基	ベンチ2基
竹野港（新港）	野積場	公共施設である	新港	項目ごと削除

(ii) 港湾台帳の記載漏れ

豊岡土木事務所の調製した港湾台帳を確認した結果、津居山港（小島地区含む）、竹野港（旧港）において、港湾施設である野積場の名称等の欄が空欄となっており、その他、記載すべき項目についても空欄となっている箇所が散見された。【指摘事項－116】

⑦ 港湾施設の不適切な利用状況

(i) 港湾施設の不適切利用（気比ボートパーク）

当包括外部監査で現地視察を実施した結果、気比ボートパークにおいて、係留施設の護岸にコンクリートに釘を打ち付けて固定された係留施設利用者の昇降台が許可なく設置されていた。【指摘事項－117】 許可を得ず設置しており、かつ護岸の破損に繋がりがやすいため、豊岡土木事務所は、適切に指導すべきである。【意見－81】

【施設写真】

<気比ボートパーク①>



<気比ボートパーク②>

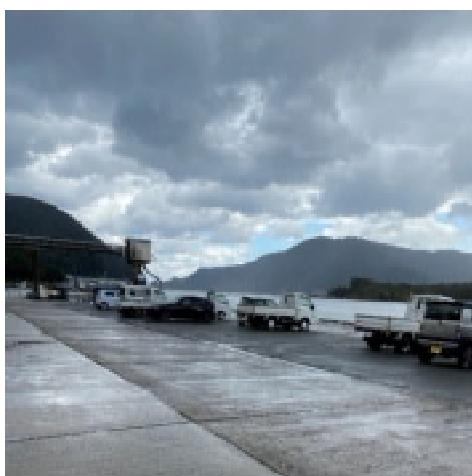


(ii) 港湾施設の不適切利用（津居山港及び竹野港）

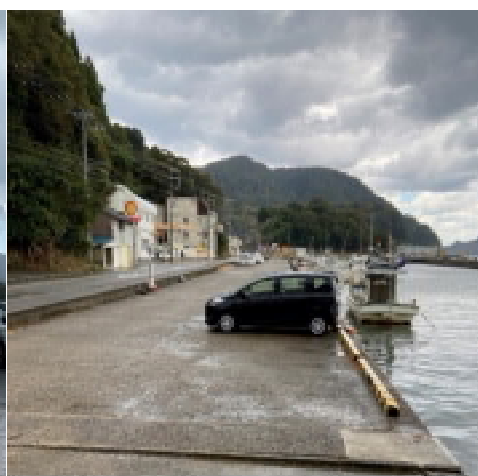
現地視察当日（令和4年10月19日）において、津居山港、竹野港のいずれにおいても、未利用の野積場等に許可なく車両が置かれていた。【指摘事項－118】整然と駐車されている状況から、常態化していて、車両の所有者が駐車禁止箇所と認識している可能性は極めて低いと推察されるため、駐車禁止の看板を設置して注意喚起を行うなど、豊岡土木事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。【意見－82】

【施設写真】

<津居山港野積場等①>



<津居山港野積場等②>



<竹野港（旧港）野積場等>



<竹野港（新港）港湾施設用地>



(iii) 港湾施設の不適切利用（竹野港旧港）

現地視察当日（令和4年10月19日）において、港湾施設である港湾施設用地に未許可で大量の網が置かれていた。【指摘事項－119】県の許可が必要

であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態であるため、豊岡土木事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。【意見－83】

【施設写真】

<竹野港（旧港）港湾施設用地>



(iv) 港湾施設の不適切利用（津居山港瀬戸）

現地視察当日（令和4年10月19日）において、瀬戸水門近くの護岸に無許可の係留船が確認された。【指摘事項－120】係留が認められていない護岸であるため、豊岡土木事務所は、適切な係留施設に停泊するよう指導すべきである。【意見－84】

【施設写真】

<津居山港瀬戸護岸>



(v) 港湾施設の不適切利用（津居山港小島）

現地視察当日（令和4年10月19日）において、転貸の許可申請が提出されていないにもかかわらず、漁協製氷施設に自動販売機が設置されている状況が確認された。【指摘事項－121】自動販売機を設置するためには、県への転貸の許可が必要であるため、豊岡土木事務所は、許可申請を提出するよう適切に指導すべきである。【意見－85】

(6) 西播磨県民局（光都土木事務所）

① 指名競争入札における業者選定プロセス

県では、指名競争入札の業者指名選定については、各土木事務所に設置される少額入札参加者選定委員会等で審査を行うこととされている。審査に際しては、予め県に入札参加登録している業者を抽出し、入札案件ごとに選定条件を設定し、当該条件に合致する指名候補業者を挙げた指名選定基礎資料を作成して、委員会に諮っている。審査の結果として、開催日時・場所・案件業務等が記載された少額入札参加者選定委員会記録及び指名業者・指名理由等が記載された入札参加業者選定何が保管されている。

光都土木事務所の現地調査時に、入札参加業者選定何に記載された指名理由と、少額入札参加者選定委員会に諮られた指名選定基礎資料に記載された指名理由を確認した結果、両者の指名理由が整合していないものが散見された。【指摘事項－122】

一般的に、指名競争入札の欠点としては「指名業者の選定及びその選定理由が難しい」、「指名業者選定に係る業者との癒着問題、指名業者間の談合の危険性等の問題がある」という点が考えられるが、**指名競争入札においては、業者指名の選定プロセスの透明性を確保することが最も重要な点の一つであることは言を俟たない。当包括外部監査の現地調査時に、業者指名理由について様々な追加説明を受けたものの、その内容は記録されたものではなく、それらが審査の場で実際に議論されたか否かを事後的に確認することは出来ない。従って、光都土木事務所では、指名競争入札の実施に際しては、指名理由を可能な限り詳細に記録する、審議の過程で指名候補業者が変更された場合にはその理由を記録するなど、業者指名の選定プロセスの透明化を一層図るべきである。**

【意見－86】

② 入札手続の省略

光都土木事務所では、指名競争入札により選定したA社と令和3年6月28日付で赤穂港御崎地区防潮堤修正設計業務に係る土木設計業務等委託契約を締結している。その後、令和3年7月15日付で全く別の業務である「旭排水

「**旭排水機場監視カメラ移設設計**」を当該委託業務に追加する「指示伺」の決裁（副所長決裁）を行い、A社に対して同日付で指示書を交付している。また、「指示伺い」には、「本指示による概算増減額」が2,000千円と記載されているが、当該金額は県の取扱いにおける随意契約が可能な上限金額（1,000千円）を超過している。当包括外部監査の現地調査時に業務追加に関する経緯を確認した結果、「旭排水機場監視カメラを設置していた相生市旧市民会館が撤去されることが判明し、監視カメラを移設する必要が生じた。雨量が多くなる令和4年6月頃までに監視カメラ移設工事を完了させる場合、工事期間を6ヶ月程度と見込んでいたため、工事業者を令和3年12月までには選定する必要があった。県の取扱いに従った入札等の手続を実施した場合には、時間的に間に合わない可能性が高かったため、A社に対する『指示書』の発行により対応した。」とのことであった。排水機場の監視カメラ移設は、県民生活への影響を考慮すると早急に進めなければならない事業であるが、工事が当初の想定よりも小規模となり、工事期間も短縮されたとは言え、監視カメラ移設設計業務について令和3年12月までに部分引渡しを受けずに、令和4年2月に成果物を一括してA社から受領していることを鑑みると、結果的には緊急性という点についての疑問も拭えない。

従って、「旭排水機場監視カメラ移設設計」は、競争入札に付し業者を選定するか、又は、事業の緊急性等を考慮して随意契約により業者を選定すべき業務であった。しかし、光都土木事務所は「指示伺」という内部決裁手続により、全く別の業務である「赤穂港御崎地区防潮堤修正設計業務」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。また、「指示伺」に記載された指示理由には、「相生市旧市民会館撤去に伴い、旭排水機場の監視カメラ移設の必要が生じたため」とのみ記載され、事業の緊急性等に関する言及は見当たらない。その結果、県の取扱いに準拠したと言いき難い契約事務となっている。【指摘事項-123】なお、県は、旭排水機場の管理運営を相生市に委託しており、旭排水機場監視カメラが相生市旧市民会館に設置されていることは相互に十分認識されているはずであるが、旧市民会館の撤去という重要な情報を直前まで把握していなかったことが、上記契約事務を行わざるを得なかった根本的な原因となっている。今回の事案を教訓として、今後は地元自治体との連携を強化していくことが望まれる。

また、光都土木事務所では、随意契約によりB社と令和3年8月30日付で相生港旭排水機場真空ポンプ更新工事に係る建設工事請負契約を締結している。その後、令和3年12月22日付で同排水機場の別業務である「機械設備の年点検業務」を当該工事業務に追加する「指示伺」の決裁（所長決裁）を行い、B社に対して同日付で指示書を交付している。また、「指示伺い」には、「本指

示による概算増減額」が5,000千円と記載されているが、当該金額は県の取扱いにおける随意契約が可能な上限金額（1,000千円）を超過している。当包括外部監査の現地調査時に業務追加に関する経緯を確認した結果、「点検業務は、本来的には競争入札に付して業者を選定すべき事案であるが、入札に応じる業者が限定され、かつ、入札不調に終わる場合も多い。点検業務は、本来毎年実施する必要があるが、令和2年度は実施出来ず、令和3年度に既設備の設計、製作及び設置を行ったB社に対して業務を発注する機会が生まれたことから、B社と協議の上、『指示書』の発行により業務を追加した。」とのことであった。排水機場の点検が、県民生活への影響を考慮すると確実に履行すべき事業である点については、疑いの余地は無い。

従って、「旭排水機場年点検業務」は、競争入札に付し業者を選定するか、又は、事業の性質等を考慮して随意契約により業者を選定すべき業務であった。しかし、光都土木事務所は「指示伺」という内部決裁手続により、同排水機場の別業務である「相生港旭排水機場真空ポンプ更新工事」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。また、「指示伺」に記載された指示理由には、「機械設備について、年1回の点検が必要であり、受注者は専門業者であるため」とのみ記載され、競争入札の困難性、事業の特殊性などに関する詳細な言及は見当たらない。その結果、県の取扱いに準拠したとは言い難い契約事務となっている。【指摘事項-124】なお、光都土木事務所では、令和元年度に年点検業務をB社に対して発注しているが、上記の事案と同様、「相生港旭排水機場3号減速機他分解整備工事」に指示書で年点検業務を追加している。個別の事案ごとに、様々な事情がある点については理解し得るが、公金の支出により契約を行う以上、定められたルールに従った手続を行う必要がある。従って、光都土木事務所は、県の取扱いを改めて確認し、これに準拠した事務処理を実施すべきである。【意見-87】

【赤穂港御崎地区防潮堤修正設計業務契約概要】

委託業務	契約の相手方	契約年月日	履行期間	契約金額（税込）
赤穂港御崎地区防潮堤修正設計業務	A社 神戸事務所	令和3年6月28日	令和3年6月29日～ 令和3年12月31日	7,922,200円

【相生港旭排水機場真空ポンプ更新工事概要】

工事業務	契約の相手方	契約年月日	履行期間	契約金額（税込）
相生港旭排水機場真空ポンプ更新工事	B社 関西支店	令和3年8月30日	令和3年8月31日～ 令和4年3月25日	20,900,000円

【施設写真】

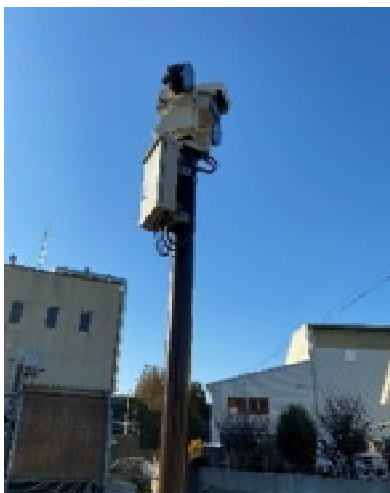
<相生市旧市民会館跡地>



<旭排水機場及び監視カメラ> (注)



<監視カメラ> (注)



<旭排水機場（内部）>



(注)相生市旧市民会館の撤去に伴い、監視カメラを旧市民会館前面の川沿いに移設している。

③ 港湾施設使用料の減免

(i) 坂越港大黒地区

県が、港湾施設使用者に対して、県港湾条例第9条の2に基づき使用料の全部又は一部を減免する場合、減免率等については占使用料金減免基準によるものとし、これら以外のものについては、「占使用料金等の減免申請書」に具体的な理由を記載した書類を提出させ、事務所長の意見書を添え本庁に協議することとなっている。

しかし、**坂越港大黒地区にある駐車場については、占使用料金減免基準に該当せず、「魚介類の直販販売店等設置のため」と記載された減免申請書が提出されているが、当該理由は具体性に欠け、また、事務所長の意見書及び本庁と協議が行われた資料についても確認することができなかった。**【指摘事項-125】

光都土木事務所は、占使用料金減免基準に該当しない施設の減免を行う場合は、港湾施設利用者に対して具体的な減免理由が記載された減免申請書の提出を求め、減免理由の合理性について慎重に検討した上で、減免を行うべきである。【意見－88】

【工作物設置の許可状況】

物件名	寸法（外径）	数量（延長・面積等）	減免率
直販販売店等	－	675.6 m ²	0%
上水道管	0.04m	56.33 m ²	0%
駐車場用地等	－	1,289.25 m ²	50%

(ii) 相生港相生地区

相生港にある海産物市場については、相生市に工作物設置の許可を行い、県港湾条例第9条の2第1項第1号に基づき、使用料の全額を免除している。この点、国又は地方公共団体に対して使用料の免除を認めているのは、港湾施設が公共的に使用されることが想定されるためと思料される。

しかし、相生港相生地区への現地視察当日（令和4年10月31日）において、民間業者が海産物市場で販売業務を行っていたが、相生市が民間業者へ港湾施設用地を転貸し、当該民間業者が施設を設置して業務を実施しているのか、それとも相生市が設置した公の施設に係る指定管理業務であるのかという点が判然としなかった。港湾施設の使用目的が民間業者への転貸である場合、公共的な使用には該当せず、使用料の全額免除は困難であると考えられるが、光都土木事務所は工作物の設置許可時に、相手方が相生市であることをもって、使用料の全額免除を許可しており、使用目的に係る根拠資料を入手していなかった。【指摘事項－126】

この点、県の担当者を通じて相生市に確認した結果、当該港湾施設用地において、相生市が海産物市場等を設置し指定管理業務を実施しているとのことであったが、**光都土木事務所は、港湾施設使用料を免除する際は、合理的な根拠をもって慎重に判断すべきである。【意見－89】**

【施設写真】

<相生港相生地区①>



<相生港相生地区②> (注)



<相生港相生地区③> (注)



(注) 上記の写真では、看板部分を加工している。

【県港湾条例】（一部抜粋）

(使用料の納付)

第9条 港湾施設（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせるものを除く。）の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、規則で定める金額の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第9条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 海難救助又は災害救助のために使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

④ 港湾施設使用料の単価誤り

港湾施設の使用許可を受けた者は、県港湾条例第9条第1項に基づき、別表第1に掲げる金額の範囲内において、県港湾規則で定める金額の使用料を納めなければならないとされており、具体的には県港湾規則別表第2（第11条関係）に定められている。

光都土木事務所における港湾施設使用料の単価を確認した結果、条例単価改正時に占使用システムへの単価入力が適切に行われていないことによる過去の条例単価に基づき算定した使用料の徴収や区分誤りによる誤った単価での使用料の徴収、また、交付金の免除申請が提出されている漁業協同組合からの交付金徴収等により、平成27年度から令和4年度で単価誤り等による使用料徴収漏れが合計7,691千円、交付金過大徴収が合計900千円発生していた。

【指摘事項-127】

【使用料徴収漏れ一覧】

(単位：千円)

名 称	許可番号	調定額【誤】 (A)	調定額【正】 (B)	差額 (B-A)
A漁業協同組合	430-0008-2	5,167	5,328	161
A漁業協同組合	431-0012-2	6,765	6,976	211
A漁業協同組合	503-0013-2	3,761	3,878	117
A漁業協同組合	504-0019-2	1,908	1,967	59
A漁業協同組合	504-0020-2	3,076	3,172	96
赤穂港合計		20,679	21,324	645
A漁業協同組合	430-0007-2	12,343	12,729	385
A漁業協同組合	431-0011-2	20,177	20,807	629
A漁業協同組合	502-0016-2	12,263	12,644	381
A漁業協同組合	502-0017-2	4,994	5,149	155
坂越港合計		49,779	51,331	1,552
C漁業協同組合	503-0002-2	13,309	13,352	42
D漁業協同組合	430-0006-2	783	811	28
D漁業協同組合	431-0008-2	949	955	5
D漁業協同組合	431-0009-2	645	649	3
D漁業協同組合	502-0011-2	4,884	5,037	152
D漁業協同組合	502-0012-2	3,031	3,125	94
D漁業協同組合	502-0014-2	4,765	4,914	148
D漁業協同組合	502-0014-2	47	49	1
D漁業協同組合	502-7305-2	55,211	56,808	1,596
D漁業協同組合	503-0007-2	23,472	24,151	678
D漁業協同組合	503-0009-2	21,646	22,272	625
D漁業協同組合	504-0008-2	877	884	7
業者E	430-0001-2	36,793	37,942	1,148
業者E	431-0003-2	24,285	25,043	758
業者F	504-0001-2	448	650	201
相生港合計		191,153	196,647	5,494
総合計		261,611	269,303	7,691

【交付金過大徴収一覧】

(単位：千円)

名 称	許可番号	交付金相当額 (円/㎡)	過大徴収額
D漁業協同組合	502-7305-2	149	495
D漁業協同組合	503-0007-2	149	210
D漁業協同組合	503-0008-2	149	194
相生港合計			900

通常、条例単価が改正される場合、占使用システム上で改正後の単価が自動的に反映される。しかし、交付金相当額等が各市町村で異なることから、交付金相当額等を伴う使用料単価の修正は、別途占使用システムへの手入力が必要となるが、当該修正入力が行われていなかった。また、それ以外にも駐車場に対して、港湾陸域単価ではなく港湾水域単価を使用している場合や交付金徴収誤り等、単純なミスも発生していた。

光都土木事務所では年度調定している港湾施設も多いことから、年度当初において、占使用システム上の全ての単価について、最新の条例単価と合致しているかどうかの確認を徹底すべきである。【意見-90】

⑤ 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会との委託契約

光都土木事務所は、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と、下表のとおり、小型船舶係留施設維持管理業務について随意契約を締結している。

(単位：円)

地区名	委託金額	再委託先	再委託金額
相生港那波地区	7,727,116	A社	712,000
相生港那波簡易		B社	302,000
相生港野瀬地区		C社	550,000
赤穂港千鳥地区		D社	462,000
赤穂港千鳥地区		E社	462,000
計	7,727,116		2,488,000

県と兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先に係る業務委託契約書を確認した結果、業務委託内容が全く同じであり、県に報告される業務実施報告書上も兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先のどちらが実施したものか判然としないものが散見された。【指摘事項-128】従って、**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、再委託先との業務範囲を明確にし、それぞれ具体的な業務報告を行うとと**

もに、再委託先が実施した業務の確認方法及び結果なども具体的に報告すべきである。【意見-91】

⑥ 契約手続の不備

光都土木事務所管理課では、下表のとおり、各市と随意契約により業務委託契約を締結している。

(単位：円)

No	契約名	相手方	委託金額	再委託先
1	マリンパーク野瀬港湾環境整備施設維持管理	相生市	2,350,000	(社福) A法人 (トイレ清掃)
2				Bシルバー人材センター (除草)
3	唐船濱環境整備施設維持管理	赤穂市	2,237,000	Cシルバー人材センター
4	相生地区港湾緑地維持管理業務委託	相生市	599,000	D社
5	坂越港ふるさと海岸維持管理業務委託	赤穂市	960,000	(公財) E財団
6	千鳥地区港湾緑地維持管理業務委託	赤穂市	376,000	Cシルバー人材センター
7	海岸保全施設維持管理	相生市	11,000,000	F社

契約書類一式を確認した結果、各市との間で随意契約により業務委託契約を締結しているが、随意契約理由書が未作成であった。【指摘事項-129】また、**過去から継続して同じ金額で業務委託を実施しているが、予定価格調書が作成されず、契約金額を毎年度同一とすることの妥当性について評価していない。**

【指摘事項-130】

また、相生地区港湾緑地維持管理業務委託と海岸保全施設維持管理については民間業者へ再委託しているが、委託契約書に再委託に関する条項が記載されていないなど、業務委託契約書に織り込むべき契約条項が含まれておらず、又、再委託に関する県の承諾も得ていなかった。【指摘事項-131】

光都土木事務所管理課が担当している各市との委託契約に係る事務処理について、多数の不備が見受けられたため、県の取扱いに従い、契約手続を適正に実施すべきである。【意見-92】

⑦ 港湾台帳の更新手続

当包括外部監査の現地調査において、光都土木事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、以下のような事務処理の不備が発見された。従って、**光都土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調整すべきである。【意見-93】**

(i) 港湾台帳の更新漏れ

光都土木事務所の調製した港湾台帳を閲覧した結果、港湾施設である野積場の面積や地区名の記載等が誤っており、港湾台帳の更新が適切に行われていない。【指摘事項-132】

港名	名称	記載誤り箇所	【誤】	【正】
赤穂港	千鳥地区野積場	面積	8,797.00 m ²	5,672.30 m ²
赤穂港	御崎地区野積場	面積	7,823.80 m ²	7,784.90
相生港	相生地区野積場	面積	1,243.80 m ²	1,539.95 m ²
相生港	野瀬地区野積場	面積	36,900.00 m ²	30,602.87 m ²
坂越港	坪江地区野積場	地区名	大黒地区	坪江地区

(ii) 港湾台帳の記載対象

光都土木事務所の調製した港湾台帳を閲覧した結果、赤穂港、坂越港及び相生港において、海岸保全施設である水門が記載されていた。【指摘事項-133】

(iii) 港湾施設用地の不適切管理 (赤穂港)

現地視察当日(令和4年10月31日)において、野積場、荷捌地等のいずれにも該当しない港湾施設用地が発見された。当該港湾施設用地は、港湾台帳及び埠頭用地台帳のいずれにも記載されていないにも関わらず、光都土木事務所は、事務所等の設置許可を民間業者に与えて、施設使用料を徴収していた。【指摘事項-134】

収益施設として管理していない港湾施設用地に対して、設置許可を与え施設使用料を徴収することは明らかに問題であることから、光都土木事務所は、早急に港湾台帳及び埠頭用地台帳に収益施設(野積場、荷捌地など)として記載した上で、適切に管理すべきである。【意見-94】

⑧ 港湾施設の不適切な利用状況

(i) 岸壁の不適切利用 (赤穂港御崎地区)

エプロン部分等に未許可の工作物が設置されている、又、漁具が置かれているなど、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。

【指摘事項-135】 (写真A)

また、使用許可の申請が行われていないクレーンが岸壁に設置されており、不適切な状況であった。【指摘事項-136】 (写真B)

【施設写真】

< A 赤穂港御崎地区エプロン部分 >



< A 赤穂港御崎地区野積場① >



< A 赤穂港御崎地区野積場② >



< B 赤穂港御崎地区未許可設置物① >



< B 赤穂港御崎地区未許可設置物② >



(ii) 岸壁の不適切利用（坂越港大黒地区）

岸壁部分に未許可の工作物が設置されている、又、漁具が置かれているなど、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。【指摘事項-137】（写真A）

また、使用許可の申請が行われていないクレーンが岸壁に設置されており、不適切な状況であった。【指摘事項-138】（写真B）

【施設写真】

< A 坂越港大黒地区岸壁 >



< B 坂越港大黒地区岸壁 >



(iii) 野積場の不適切利用（相生港野瀬地区）

未利用の野積場に使用許可の申請が行われていない大型クレーン車が置かれていた。【指摘事項-139】

【施設写真】

< 相生港野瀬地区野積場① >



< 相生港野瀬地区野積場② >



3. 外郭団体

(1) ひょうご埠頭

① 取締役会の開催頻度

ひょうご埠頭は、定款第4条において、「当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役を置く。」と定めていることから、機関設計上、取締役会設置会社に該当する。会社法第363条第2項において、代表取締役は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役に報告する義務を有しており、また、同第372条第2項により、上記の報告については全取締役及び全監査役への通知によることは認められていないことから、取締役会設置会社は、取締役会を3ヶ月に1回以上開催する必要があると解釈されている。ここで、**ひょうご埠頭における令和3年4月以降の取締役会議事録を確認した結果、令和3年12月16日、令和4年6月3日、令和4年6月29日に取締役会が開催されているのみであることから、会社法第363条第2項で定める取締役会の開催頻度を充たしていない。【指摘事項-140】**

従って、**ひょうご埠頭は、会社法第363条第2項に従い、3ヶ月に1回以上の頻度で取締役会を開催すべきである。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、取締役が集まる方式による取締役会の開催の他、テレビ会議等のリモート参加形式を併用した取締役会の開催も一般的に行われていることから、必要に応じて開催方法について柔軟に検討されることが望まれる。【意見-95】**

【ひょうご埠頭定款】（一部抜粋）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、**取締役会**、監査役を置く。

【会社法】（一部抜粋）

第363条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

一 代表取締役

二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの

2 前項各号に掲げる取締役は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

(略)

第372条 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第363条第2項の規定による報告については、適用しない。

3 指名委員会等設置会社についての前2項の規定の適用については、第1項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「会計監査人又は執行役」と、「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは「取締役」と、前項中「第363条第2項」とあるのは「第417条第4項」とする。

② 賞与引当金の計上

ひょうご埠頭では、給与規定第24条において、期末手当を5月末、11月末に在籍している従業員に対して支給する旨を定めている。各基準日に対応する支給日及び対応期間は、下表のとおりである。

基準日	支給日	対応期間
5月末	6月30日	前年12月1日～5月31日
11月末	12月10日	6月1日～11月30日

上表のとおり、6月に支給される期末手当については、対応期間が前年12月1日から5月31日であるため、前年12月から3月に係る期末手当については、支給見込額を合理的に見積り、引当金として計上する必要がある。

当包括外部監査の現地調査時に、令和4年6月に支給された期末手当に係る会計処理を確認した結果、期末手当支給時に費用処理されているのみであり、令和4年3月末の計算書類において、「賞与引当金」は計上されていなかった。

【指摘事項－141】 なお、令和4年3月末の計算書類に計上すべき賞与引当金を試算した場合、6,408千円（期末手当支給総額（令和4年6月支給）9,613千円×4ヶ月／6ヶ月）となる。

従って、**ひょうご埠頭は、期末において、翌事業年度に支払う期末手当については、当事業年度の負担に属する金額を見積り、「賞与引当金」として計上すべきである。【意見－96】**

【ひょうご埠頭 給与規程（令和2年5月7日改訂）】（一部抜粋）

- 第24条 期末手当は5月31日及び11月30日にそれぞれ在職する従業員に対して支給する。
- 2 支給の額は兵庫県職員の期末・勤勉手当の計算式に準じる。ただし、地域手当は姫路市の率を適用する。
- 3 支給日は概ね6月30日、12月10日とする。

③ 修繕引当金について

修繕引当金とは、固定資産の修繕に伴う支出に備えるため、その見込額の内、当期において発生していると認められる額を見積計上するものである。ひょうご埠頭では、施設毎の補修箇所・補修内容・見積金額・実施予定等が記載された「修繕引当金明細」という資料を作成している。貸借対照表の修繕引当金計上額と「修繕引当金明細」に記載された見積額合計を比較した結果は下表のとおりであるが、貸借対照表の修繕引当金計上額と「修繕引当金明細」に記載された見積額合計が一致せず、多額の差異が発生している。

(単位：千円)

	① 貸借対照表の 修繕引当金計上額	② 修繕引当金明細の 見積額合計	③=①-② 差額
令和3年3月期	240,000	227,900	12,100
令和4年3月期	280,000	450,600	△170,600

引当金を計上するためには、企業会計原則注解 18 に定める4つの要件、すなわち、①将来の特定の費用又は損失であること、②発生が当期以前の事象に起因すること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積ることができることを充たす必要がある。しかし、ひょうご埠頭が運営管理を行う港湾施設の多くは県が保有するものであることから、修繕を実施するか否かの意思決定権限は基本的に県が有しており、また、県とひょうご埠頭との間の修繕金額の負担関係は、案件ごとに両方で協議して決定されるため、修繕を実施するか否かや実施する場合の修繕金額を合理的に予測することは難しい状況にある。従って、ひょうご埠頭の「修繕引当金明細」に記載された案件については、企業会計原則注解 18 に定める引当金計上要件の内、「発生の可能性が高いこと」及び「金額を合理的に見積ることができること」の2つの要件を充足していないにも関わらず、令和4年3月期において280,000千円もの多額の修繕引当金を計上していることは適切とは言えない。【指摘事項-142】

ひょうご埠頭は、企業会計原則注解 18 に定める引当金の計上要件を改めて確認し、計上要件を充足する案件についてのみ修繕引当金を計上すべきである。

【意見-97】

④ 手書き帳簿

ひょうご埠頭姫路本店では、取引が発生した場合、初めに会計システム上で仕訳伝票を作成し承認されることにより、仕訳が起票されるが、その後、担当者が、当該仕訳の内容を売上帳、売上日記帳、銀行勘定簿、金銭出納簿、経費明細（以下、「手書き帳簿」という。）に全て手書きで転記している。

当包括外部監査の現地調査時に、上記の事務手続を行っている理由について担当者に確認した結果、会計システム導入前から手書き帳簿で管理業務を実施してきたことから使い慣れていること、会計システムは専用端末からのみ閲覧可能であり、閲覧する際の手間が煩雑であった等の理由により、会計システムと手書き帳簿の二重管理を行っているとのことであった。

しかし、ひょうご埠頭は、限られた人員で事務作業を行っており、事務処理の効率化を図り、事務負担の削減に努めることが望まれることから、会計システムで対応可能な帳簿については、手書き帳簿を廃止し、会計システムのみ

運用に移行すべきである。なお、ひょうご埠頭では、令和4年4月から当該会計システムをクラウドシステムに変更している。そのため、専用端末以外からの閲覧等も可能となっており、令和5年度から積極的に業務を見直していくことが望まれる。【意見-98】

(2) 新西宮ヨットハーバー

① 取締役会の書面決議

新西宮ヨットハーバーでは、第160回及び第162回取締役会において、取締役1名の選任と臨時株主総会の招集を決議している。当包括外部監査の現地調査時に、各回の議事録を確認した結果、当該取締役会決議は書面決議で行われており、議事録においてその根拠が以下のとおり記載されていた。

第160回議事録

会社法第370条の規定により、取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかったことから、以下のとおり提案された事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなされた。

- 1 取締役会の決議があったものとみなされた事項
 - (1) 取締役1名選任の件
 - (2) 臨時株主総会招集の件
- 2 上記の事項の提案をした取締役の氏名
 - (1)(2)につき取締役 A
- 3 取締役会の決議があったものとみなされた日
令和3年12月1日(水)

上記のとおり、取締役会を開催しないで、提案された事項の決議がなされたので、これを証するため会社法第370条および会社法施行規則第101条第4項1号に基づき、本議事録を作成する。

令和3年12月1日
新西宮ヨットハーバー株式会社
取締役 A

(注) 上記取締役会議事録は、令和3年12月1日付で作成され、議事録作成者(取締役)が記名押印している。

第162回議事録

会社法第370条の規定により、取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかったことから、以下のとおり提案された事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなされた。

- 1 取締役会の決議があったものとみなされた事項
 - (1) 取締役1名選任の件
 - (2) 臨時株主総会招集の件
- 2 上記の事項の提案をした取締役の氏名
 - (1)(2)につき取締役 A

3 取締役会の決議があったものとみなされた日

令和4年3月14日（金）

上記のとおり、取締役会を開催しないで、提案された事項の決議がなされたので、これを証するため会社法第370条および会社法施行規則第101条第4項1号に基づき、本議事録を作成する。

令和4年3月14日

新西宮ヨットハーバー株式会社

取締役 A

(注) 上記取締役会議事録は、令和4年3月14日付で作成され、議事録作成者（取締役）が記名押印している。

第160回書面決議の根拠となる取締役及び監査役から提出された書類を確認した結果、取締役の内、1名から提出された同意書の日付は、空欄のまま記載されておらず、同意日が確認できなかった。【指摘事項-143】

また、**監査役の内、1名から提出された異議のない旨の書類には、異議のない旨の意思表示は記載されておらず、さらに、監査役3名から提出された異議の無い旨の書類には、全て日付が記載されていなかった。【指摘事項-144】**

そのため、**令和3年12月1日付で作成された第160回取締役会議事録に記載されている「取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかった」という記載は、不実の内容である。【指摘事項-145】**

従って、**新西宮ヨットハーバーの第160回取締役会については、会社法第370条及び定款第24条第2項に規定される書面決議の要件を欠いている。【指摘事項-146】**

新西宮ヨットハーバーは、第160回取締役会決議の手續に係る今後の対応を可能な範囲で講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識すべきである。なお、取締役会決議の手續については、今後同様の事態が発生しないよう注意すべきである。【意見-99】

また、**第162回書面決議の根拠となる取締役及び監査役から提出された書類を確認した結果、監査役の内、1名からは異議のない旨の書類は提出されていなかった。【指摘事項-147】**

そのため、**令和4年3月14日付で作成された第162回取締役会議事録に記載されている「取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかった」という記載は、不実の内容である。【指摘事項-148】**

従って、**新西宮ヨットハーバーの第162回取締役会については、会社法第370条及び定款第24条第2項に規定される書面決議の要件を欠いている。【指摘事項-149】**

新西宮ヨットハーバーは、第162回取締役会決議の手續に係る今後の対応を可能な範囲で講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守す

る必要があることを強く認識すべきである。なお、取締役会決議の手續については、今後同様の事態が発生しないよう注意すべきである。【意見-100】

【新西宮ヨットハーバー定款】（一部抜粋）

第24条

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、**当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。**

【会社法】（一部抜粋）

第370条

取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、**当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）**は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

② 取締役及び監査役の取締役会への出席状況

新西宮ヨットハーバーは、定款第4条において、「当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。」とし、「1 取締役会」「2 監査役」「3 監査役会」と定めていることから、機関設計上、取締役会設置会社、かつ、監査役会設置会社に該当する。なお、令和4年6月23日開催の株主総会決議に基づき、定款変更が行われ、現在は、監査役会が非設置となっている。

株式会社の取締役は、自らが決定した経営や業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に進行しているかどうか、監督する責務を有しており、株式会社の監査役もまた、取締役の職務の執行を監督する責務を有している。このような取締役及び監査役の機能を発揮する上で、取締役会へ出席し、事業の進捗状況や法人の決算状況等を確認することが重要となる。そのため、法律上、取締役のみならず、監査役にも、取締役会への出席義務が明記されている。

新西宮ヨットハーバーでは、7名の取締役と3名の監査役を選任している。**令和3年6月から令和4年6月に開催された取締役会の議事録を確認した結果、取締役会へ出席率の低い取締役、監査役が確認された。【指摘事項-150】**

新西宮ヨットハーバーでは、各取締役及び監査役が取締役会の出席義務を適切に果たし、代表取締役の職務執行を適切に監督、監査すべきである。【意見-101】

【新西宮ヨットハーバーの各取締役の取締役会出席状況】

	任期中の開催回数 ^(注) (A)	出席回数 (B)	出席率 (B ÷ A)
取締役A	7	7	100.0%
取締役B	6	2	33.3%
取締役C	1	1	100.0%
取締役D	3	3	100.0%
取締役E	7	4	57.1%
取締役F	7	7	100.0%
取締役G	4	4	100.0%
取締役H	5	1	20.0%
取締役I	4	4	100.0%
取締役J	3	2	66.6%
取締役K	1	0	0.0%

(注) 期中での退任等があるため、各取締役が出席義務を有する取締役会の開催回数を記載

【新西宮ヨットハーバーの各監査役の取締役会出席状況】

	任期中の開催回数 ^(注) (A)	出席回数 (B)	出席率 (B ÷ A)
監査役L	6	6	100.0%
監査役M	1	0	0.0%
監査役N	7	4	57.1%
監査役O	5	3	60.0%
監査役P	1	0	0.0%

(注) 期中での退任等があるため、各監査役が出席義務を有する取締役会の開催回数を記載

【新西宮ヨットハーバー定款】(一部抜粋)

第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会

【会社法】（一部抜粋）

第362条

- 2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
- 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
 - 二 取締役の職務の執行の監督
 - 三 代表取締役の選定及び解職

第383条

監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

③ 指定管理施設に係る港湾施設利用者から徴収する利用料金

県港湾条例第17条の2第3項では、「利用料金の額は、別表第2に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。」とされている。また、尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設並びにこれらに隣接する修景護岸、駐車場及び緑地の管理に関する協定書第6条第2項では、「乙は利用料金の額について甲の承認を受けるものとする。」（なお、当該協定書上、甲は県、乙は新西宮ヨットハーバーを指す）とされている。そのため、新西宮ヨットハーバーは、令和3年4月1日付で同条同項の規定に基づき利用料金申請書を提出し、同日付で県はこれを承認している。

当包括外部監査の現地調査時に、来訪船舶係留施設使用許可申請書等を確認した結果、**県から承認を受けた利用料金（露店その他仮設工作物：1平方メートルにつき1日45円）ではなく、独自に定めた利用料金（1平方メートルにつき1日50円）に基づき利用料金を計算し、正規の利用料金よりも過大に徴収している例が発見された。【指摘事項-151】**

従って、**新西宮ヨットハーバーは、港湾施設利用者から利用料金を徴収する際、県から承認を受けた利用料金に基づき適切に計算すべきである。【意見-102】**

項目	数量	あるべき利用料金	実際の徴収金額	過大徴収額
テント代 2021年 11月19日～21日	8㎡×3日=24㎡	1,080円 (=45円×24㎡)	1,200円 (=50円×24㎡)	120円

【県港湾条例】（一部抜粋）

第17条の2

- 3 利用料金の額は、別表第2に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

【尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設並びにこれらに隣接する修景護岸、駐車場及び緑地の管理に関する協定書】（一部抜粋）

第6条

2 乙は利用料金の額について甲の承認を受けるものとする。

【新西宮ヨットハーバーが県より承認を受けた利用料金】（一部抜粋）

区分		料率	利用料金	備考
港湾施設の設備を使用する場合	来訪船舶係留施設	艇長1メートルにつき24時間	800円	
工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合	露店その他の仮設工作物	1平方メートルにつき1日	45円	第4条第1項第4号から第7号までの行為を伴って使用する場合に限る。

④ 指定管理施設に係る利用料金の減免

県港湾条例第17条の2第4項では、「指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。」とされている。そのため、新西宮ヨットハーバーは、令和3年4月1日付で同条同項の規定に基づき減免を申請し、同日付で県はこれを承認している。

当包括外部監査の現地調査時に、来訪船舶係留施設使用許可申請書等を確認した結果、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーが尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設を利用した場合には、県から利用料金の減免に関する承認を得ていないにも関わらず、利用料金の5割を減額する措置を講じていた。【指摘事項-152】なお、ジャパンマリーナアライアンスとは、さまざまな環境に立地する9つのマリーナが提携し、豊かな日本の海に新たなサービスネットワークの構築を目指して2016年にスタートしたもの（ホームページより抜粋）で、新西宮ヨットハーバーもメンバーとなっている。

この点、利用料金を5割減額する措置は、新西宮ヨットハーバーが承認を受けた減免基準の内、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の生徒又は学生が、クラブ活動として使用する場合」、「兵庫県又は新西宮ヨットハーバー株式会社が後援する行事に参加するために使用する場合」に相当するものであり、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーであることのみを理由とした減免に対して、それらと同一の減免率を適用することについては、公共性、公平性の観点からは疑問が残る。新西宮ヨットハーバーは、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーに対する減免措置を実施する場合には、県港湾条例第17条の2第4項に従い県の承認を受ける必要があるが、県は、施設の公共性、他の使用料減免基準との公平性等を十分に考慮し、慎重に検討すべきである。【意見-103】

【県港湾条例】（一部抜粋）

第17条の2

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

【新西宮ヨットハーバーが県より承認を受けた使用料減免基準】

対象事由	免除又は減額率等
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の生徒又は学生が、クラブ活動として使用する場合	5割減額
兵庫県又は新西宮ヨットハーバー株式会社が主催し、又は共催する行事に参加するために使用する場合	免除
兵庫県又は新西宮ヨットハーバー株式会社が後援する行事に参加するために使用する場合	5割減額
非常災害の場合において緊急やむを得ない理由により、一時的に使用する場合	免除
人命又は艇の安全のため緊急やむを得ず一時的に使用する場合	免除
国又は地方公共団体が公益上の目的で使用する場合	免除
新西宮ヨットハーバー株式会社に対する艇の艇置契約等の手続のため使用する場合（一時的（3時間内に限る。）に使用する場合に限る。）	艇長1mにつき100円

⑤ 指定管理施設に係る施設使用条件

新西宮ヨットハーバーは、施設利用者向けに「艇置契約料金のご案内」を作成している。指定管理施設である尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設の利用料金等についても掲載しているが、その中で「最長でご利用できる期間は原則として7日間です。」と使用期間を制限する旨を記載している。使用期間については、県港湾条例第11条において、原則として10年を超えることが出来ないと定められているのみであり、それ以外には、県港湾条例第5条に基づき使用を許可する際に条件を付す必要がある。従って、**施設利用者向けの「艇置契約料金のご案内」において、使用期間を制限する旨を記載することは、県港湾条例に適合していない。【指摘事項-153】**なお、これは、過去において長期にわたり使用した利用者への対応に苦慮した実績を受け、予め注意を促すために行われた記載であるとのことであり、その意図については、一定程度理解し得るところである。

従って、**新西宮ヨットハーバーは、指定管理施設の適切な管理運営を確保するため、指定管理者に応募する際に県に提出する事業計画書で使用期間の定めを提案して承認を受けるなどの対応をすべきである。【意見-104】**

【県港湾条例】（一部抜粋）

第5条 知事は、前条第1項の許可をするにあたり、港湾施設の保全その他適正な使用を確保するため必要な条件を付することができる。

第11条 港湾施設の使用期間は、10年を超えることができない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

⑥ 指定管理業務の再委託**(i) 管理運営評価シートの記載内容**

新西宮ヨットハーバーは、指定管理業務の内、警備業務、植栽管理業務、設備管理業務、清掃業務を外部の業者に再委託している。令和3年度管理運営評価シートを確認した結果、業務の再委託の状況に関して、「当社施設と一体となった管理運営による経費削減を行っており、直営可能業務以外の業務については再委託を入札によって行っている。」とされているが、令和3年度の植栽管理業務については、入札は行われていない。【指摘事項-154】

また、令和3年度管理運営評価シートでは、再委託の業務として警備業務、植栽管理業務、清掃管理業務のみ記載されており、設備管理業務の記載が漏れている。【指摘事項-155】

さらに、令和3年度の植栽管理業務は随意契約により契約が締結されているが、決裁書上、新西宮ヨットハーバー経理規程第46条第2項但書に定める随意契約事由のいずれに該当するか及びその理由が明記されておらず、また、経理規程第46条第4項に定める予定価格の設定も行われていない。【指摘事項-156】

加えて、業務の再委託の状況に関して記載不備や不実の記載が行われているにも関わらず、指定管理者及び施設所管課の評価が最高評価の「◎」とされている点には、疑問を持たざるを得ない。【指摘事項-157】

従って、新西宮ヨットハーバーは、管理運営評価シートを事実に従い適切に作成するとともに、県は当該評価シートの記載につき慎重に確認すべきである。【意見-105】

【新西宮ヨットハーバー経理規程】（一部抜粋）

第46条 (略)

2 社長又は契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、競争に付さなければならない。ただし、競争に付することが明らかに不利と認められる場合及び次の各号に掲げる場合には、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適さないとき
- (2) 緊急のため競争に付する暇がないとき
- (3) 予定請負価格が250万円を超えない工事又は製造等の請負をさせるとき
- (4) 予定購入価格が160万円を超えない財産の購入をするとき
- (5) 競争に付しても入札者がいないとき、再度入札に付しても落札者がいないとき又は落札者が契約

を結ばないとき

(6) 前各号以外の契約でその予定価格が100万円を超えないとき又は業務の運営上特に必要があるとき

3 (略)

4 第2項ただし書の規定により随意契約をしようとする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、なるべく2名以上から見積書を徴さなければならない。

(ii) 予定価格の決定方法

新西宮ヨットハーバーは、警備業務、設備管理業務、清掃業務について、入札により再委託業者を選定している。経理規程第46条第2項において、入札に際しては予定価格を定めることが求められており、新西宮ヨットハーバーでは代表取締役社長が予定価格を決定している。予定価格の決定に際しては、現行の再委託業者のみから下見積書を徴取するか、又は、ヒアリングにより下見積金額を確認しているが、下見積りを特定の業者1者のみから入札日の直前に徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積りの金額に基づき、入札予定価格を予測することが可能となり、他の入札参加予定業者に比べて圧倒的に情報優位となり得る。例えば、平成31年度の警備業務再委託業者を選定するに当たり、指名競争入札を実施しているが、予定価格決定の参考とするため、平成30年度の再委託業者(A社)から入札日(平成31年3月15日)の前日(平成31年3月14日)に下見積書を入手し、結果的に当該業者と契約を締結している。従って、**特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額を予定金額の決定に利用していることは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。【指摘事項-158】**

新西宮ヨットハーバーは、競争入札を実施するにあたり、必ず複数の業者から下見積りを徴取した上で、予定価格の決定を行うべきである。【意見-106】

(iii) 再入札手続の省略

新西宮ヨットハーバーでは、平成30年度の清掃業務再委託業者を選定するに当たり、指名競争入札を実施している。平成30年3月7日に入札が行われ、3回の開札の結果、いずれの入札参加業者の入札金額も予定価格(9,800千円(税抜))を超過し、入札は不調に終わった。そのため、新西宮ヨットハーバーは、仕様を変更し、予定価格の見直しを行い(見直し後の予定価格:10,700千円(税抜))、不調に終わった入札時に入札金額が最低であった業者(下表のB社)と交渉し、随意契約により契約を締結している(契約金額:10,700千円(税抜))。しかし、**設計仕様を変更し、予定価格を見直**

した場合には、見直し後の予定価格に基づき、入札を再度実施すべきであるが、再入札手続を経ることなく随意契約により外部業者と平成30年度清掃業務委託契約を締結したことは、経理規程第46条に反する取扱いである。

【指摘事項－159】

従って、新西宮ヨットハーバーは、今後、入札不調により、予定価格を見直した場合には、経理規程第46条に基づき入札を再度実施すべきである。

【意見－107】

【平成30年度清掃業務入札結果】

業務名	清掃業務
業務場所	新西宮ヨットハーバー
入札日時	平成30年3月7日 14時30分から
入札場所	新西宮ヨットハーバー
入札方法	直接入札
契約方法	指名競争入札
予定価格	9,800,000円(税抜)
最低制限価格	設定なし

(単位：円)

商号又は名称	入札金額(税抜)			摘要
	第1回	第2回	第3回	
A社	13,497,000	辞退		
B社	10,896,000	10,800,000	10,740,000	不調
C社	14,200,000	辞退		
D社	15,000,000	辞退		
E社	14,755,000	辞退		
F社	14,900,000	辞退		

(注) 上記入札が不調となったため、仕様の変更及び予定価格の見直しを行い、B社と随意契約により契約を締結している。

(iv) 指定管理業務の再々委託

新西宮ヨットハーバーは、令和3年度清掃業務契約の再委託業者を指名競争入札により選定し、選定されたA社と契約を締結している(契約金額：10,454千円(税抜))。新西宮ヨットハーバー清掃業務委託契約書第3条では、「乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。」とされている。そのため、令和3年3月31日付でA社より「今般ご契約を賜ります清掃業

務につきまして、実務を遂行するにあたり、弊社の協力会社であります「B社」に再委託し、同社と連携して実施して参りたいと存じます。つきましては、本再委託に関しまして、ご承諾賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。」と記載された承諾申請書類が提出され、新西宮ヨットハーバーは同日付で承諾書を発行している。

しかし、再委託承諾申請書類及び新西宮ヨットハーバーが発行した承諾書には、再委託業務の範囲が記載されておらず、新西宮ヨットハーバーの担当者に確認した結果、殆ど全ての業務について再委託されているとのことであった。再委託業者は、業務履行能力を有すると認められる者を予め指名した上で実施する「指名競争入札」により選定されており、また、指定管理業務の内、清掃業務については殆ど全てが新西宮ヨットハーバーとは全く別の業者に再々委託される結果、指定管理者として新西宮ヨットハーバーを指定している意義を喪失させることに繋がることから、当該再々委託は不合理と言わざるを得ない。【指摘事項－160】

指定管理者制度の趣旨に鑑みた場合、指定管理業務の再々委託は原則として避けるべきであり、仮に再々委託をせざるを得ない状況に至った場合には、新西宮ヨットハーバーは、県と慎重に協議の上、再々委託を承諾するか否かを決定すべきである。【意見－108】

【新西宮ヨットハーバー清掃業務委託契約書】（一部抜粋）

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

⑦ 指定管理施設に係る収支報告書の精算金額

指定管理者である新西宮ヨットハーバーは、港湾施設管理業務契約書第5条に基づき、港湾施設管理業務が完了したときは、管理業務完了報告書及び精算報告書を県に提出し、その承認を受けることとなっている。

新西宮ヨットハーバーが県に提出した令和3年度精算報告書を閲覧した結果、実績金額を記載すべき精算報告書の支出項目の殆どに計画金額が記載されており、収入金額と支出金額が一致した形で報告されていた。【指摘事項－161】

また、新西宮ヨットハーバーの精算報告書に不相当と思われる報告内容が含まれているにも関わらず、県が令和3年度管理運営評価シートの収支状況における収支計画と実績の評価をS評価の「◎」としている点については、甚だ疑問である。【指摘事項－162】

計画数値と実績数値の比較は、下表のとおりである。

(単位：千円)

	計画①	実績②	差額②-①	摘要
収入の部	20,961	24,343	3,382	
支出の部	20,961	24,343	3,382	
港湾施設等	13,230	15,566	2,336	
清掃委託費	1,617	1,617	-	計画=実績
植栽管理委託費	1,025	1,025	-	計画=実績
駐車場・緑地管理委託費	648	319	△329	
水道光熱費	3,194	3,194	-	計画=実績
警備委託費	5,277	5,277	-	計画=実績
委託事務人件費等	171	171	-	計画=実績
消耗品費	126	126	-	計画=実績
修繕費	1,168	3,833	2,665	
来訪船舶係留施設管理費	7,731	8,118	387	
清掃委託費	161	161	-	計画=実績
人件費	366	366	-	計画=実績
水道光熱費	351	351	-	計画=実績
警備委託費	6,466	6,466	-	計画=実績
消耗品費	101	101	-	計画=実績
修繕費	284	671	387	
コロナウイルス蔓延対策業務	-	659	659	

【令和3年度管理運営評価シート】(一部抜粋)

評価項目	業務目標 (事業計画ベース)	実績・評価	指定 管理者	施設 所管課
収支計画と実績	歳入・歳出予算に応じた適切な維持管理	R03 収入：24,343 千円 (受託 22,810 千円) (収入 1,533 千円) R03 支出：24,343 千円 執行範囲内で適正に管理運営を行った	◎	◎

新西宮ヨットハーバーは、精算報告書の支出金額については、収入と一致した金額を記載するのではなく、実績金額を報告すべきである。実績金額の支出項目の内、指定管理業務とその他に対して共通的に発生した支出については、合理的な按分基準（例えば、人員配置や面積比など）を用いて適正に算定すべきである。【意見-109】

その上で、県は、新西宮ヨットハーバーから提出された精算報告書の正確性や妥当性について、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行うべきである。【意見-110】

【港湾施設管理業務契約書】（一部抜粋）

（完了報告書）

第5条 乙は管理業務が完了したときは、速やかに、甲に管理業務完了報告書及び精算報告書を提出し、その承認を受けなければならない。

⑧ 港湾施設使用料**(i) 使用料の減免**

新西宮ヨットハーバーは、県港湾条例第4条第1項の規定に基づき、「港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可申請書」を県に提出し許可を受け、県は県港湾条例及び県港湾規則に基づき、使用料を徴収している。

下表のとおり、学生向けのディングヤード、艇庫敷地及びその斜路施設、駐車場等に係る使用料は全額減免、左記以外のクラブハウス（センターハウス）等の各施設に係る使用料は、新西宮ヨットハーバーが放置艇対策の一翼を担う施設であることや設立目的である水域利用の適正化や船舶航行の安全確保のための施設であるという理由により、50%減免を実施している。

港湾施設使用者が、県港湾条例第9条の2に基づき使用料の全部又は一部の減免を受ける場合、使用期間の更新の都度、「占使用料金等の減免申請書」を提出しなければならないが、新西宮ヨットハーバーは、平成4年設立当初から供用開始までは港湾施設使用料及び港湾水域占用料を全額減免とし、供用開始後は50%減免とする旨の減免申請書を平成4年10月15日付で提出しているのみで、それ以後、減免申請書を提出していない。【指摘事項-163】

従って、新西宮ヨットハーバーは、港湾施設使用料の減免を申請する場合には、具体的な減免理由を記載した「占使用料金等の減免申請書」を提出すべきである。【意見-111】

一方、現在、使用料を全額減免している駐車場は、広く一般に開放し利用料金を収受している収益施設であり、また、使用料を50%減免している各施設のうち、特にクラブハウスについては、レストランやギャラリーショップ等で料金を収受している収益施設である。これらの減免率は、明確な根拠に基づき設定されているものではなく、また、「港湾及び海岸における占使用許可事務の運用通達の改正及び占使用許可事務の取扱いについて」に定める「占使用料金減免基準」では営利目的や収益を目的とする場合は減免対象外とされていることとの平仄を欠いていることから、現在実施されている使用料減免の合理性については疑問が残る。【指摘事項-164】

新西宮ヨットハーバーは供用開始後から約27年が経過し、施設を取り巻く状況などは大きく変化してきていることから、**県は、社会経済情勢の変化や学生・県民に開かれた施設としての新西宮ヨットハーバーの各施設の利用**

状況等を踏まえ、減免の要否も含め、新西宮ヨットハーバーに対する適切な港湾施設使用料を改めて検討し、設定すべきである。【意見-112】

【新西宮ヨットハーバー占使用料計算書（令和3年度）】

(単位：円)

物件名	許可数量	占使用料 対象数量 (小数点以下 切り上げ)	単価	計 (10円未満切 り捨て)
倉庫（南棟）	238.05			
倉庫（北棟）	332.52			
クラブハウス	4,570.31			
給油施設	264.00			
修理工場	734.94			
	6,139.82	①		
サービスヤード棟 (平成18年11月29日から許可)	534.60	②		
事務所棟 (平成19年2月16日から許可)	83.06	③		
合計（①+②+③）	6,757.48	6,758	2,840	
通常料金				19,192,720
請求金額（減免率50.0%）				9,596,360
ディンギヤード（無料） (平成19年2月16日から7,372.51㎡)	7,372.51			
艇庫敷地（無料） (平成18年11月29日から1,870.71㎡)	1,870.71			
	9,243.22	9,244	0	0
上下架施設				
通常料金	497.08	498	3,030	1,508,940
請求金額（減免率50.0%）				754,470
ボートヤード施設 (令和元年9月2日から13,716.68㎡)				
通常料金	13,716.68	13,717	1,490	20,438,330
請求金額（減免率50.0%）				10,219,160
ディンギヤード斜路施設（無料）	1,345.56			
ディンギヤード駐車場（無料）	5,828.98			
駐車場（無料）	17,262.48			
駐車場（西・無料）	4,729.00			
護岸施設（一般開放トイレ）（無料） (平成18年4月1日～)	32.00			
	29,198.02	29,199	0	0
合計	59,412.48		通常料金	41,139,990
			請求金額（減免率50.0%）	20,569,990

【県港湾条例】（一部抜粋）

（行為の許可及びその承継）

第4条 港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める港湾施設の使用については、この限りではない。

（1）港湾施設を使用すること。

（2）**港湾施設に固着する工作物を新築し、改築し、又は除却すること。**

（使用料の納付）

第9条 港湾施設（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせるものを除く。）の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、規則で定める金額の使用料を納めなければならない。

（使用料の減免）

第9条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（1）国又は地方公共団体が使用するとき。

（2）海難救助又は災害救助のために使用するとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

【県港湾規則 別表】（一部抜粋）

別表第2（第11条関係）

区分	料率	金額			
		甲号 港湾	乙号 港湾	丙号 港湾	
工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合	荷役機械及びその附属施設	1平方メートルにつき1年	3,030円に交付金相当額等を加算した金額	1,830円に交付金相当額等を加算した金額	1,730円に交付金相当額等を加算した金額
	上屋、倉庫及び事務所並びにその附属施設	1平方メートルにつき1年	2,840円に交付金相当額等を加算した金額	1,750円に交付金相当額等を加算した金額	1,630円に交付金相当額等を加算した金額
	その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,490円に交付金相当額等を加算した金額	924円に交付金相当額等を加算した金額	891円に交付金相当額等を加算した金額

（※）尼崎西宮芦屋港は甲号港湾に該当

（ii）交付金相当額

交付金相当額等とは、市町村における固定資産税に相当するものであり、民間施設との整合性の観点から、県が固定資産税相当額を使用料に合わせて徴収し、各市町村に支払うものである。交付金対象施設は下表のとおりである。

(単位：㎡)			
物件名	占用面積	交付金対象面積	対象外面積
倉庫（南棟）	238.05	238.05	
倉庫（北棟）	332.52	332.52	
クラブハウス	4,570.31	3,237.72	1,332.59
給油施設	264.00	264.00	
修理工場	734.94	734.94	
サービスヤード棟 (平成18年11月29日から許可)	534.60	534.60	
事務所棟 (平成19年2月16日から許可)	83.06	83.06	
ディンギヤード（無料） (平成19年2月16日から7,372.51㎡)	7,372.51	807.68	6,564.83
艇庫敷地（無料） (平成18年11月29日から1,870.71㎡)	1,870.71		1,870.71
上下架施設	497.08	497.08	
ボートヤード施設 (令和元年9月2日から13,716.68㎡)	13,716.68	13,716.68	
ディンギヤード斜路施設（無料）	1,345.56		1,345.56
ディンギヤード駐車場（無料）	5,828.98		5,828.98
駐車場（無料）	21,991.48		21,991.48
護岸施設（一般開放トイレ）（無料） (平成18年4月1日～)	32.00		32.00
合計	59,412.48	20,446.33	38,966.15

上表の内、クラブハウスについては、対象面積と対象外面積に分けて計算しているが、平面図等に基づく計算根拠については、明確な回答が得られなかった。また、先述したように、駐車場が収益施設である点を重視すれば、交付金相当額も徴収すべきとも考えられる。

従って、**県は、新西宮ヨットハーバーに対する適切な使用料を検討する際には、交付金の対象施設か否かについても、改めて精査すべきである。【意見-113】**

4. 指定管理施設

(1) 全般的事項

① 募集期間の設定

県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」では、募集期間は、募集の周知と応募しようとする者の事業計画の検討等に十分な期間を確保する必要があることから、募集要項の発表から申請書受付終了まで原則として2ヶ月程度確保し、2ヶ月の期間を設ける暇がない特別な事情があり、募集期間を短縮する場合においても、上記の趣旨を踏まえ、適切な期間を設定することとされ

ている。

令和3年度の指定管理者の内、東播磨港小型船舶係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）、姫路港網干沖小型船舶係留施設（指定管理者：ヤマハ藤田）については、公募により指定管理者が選定されており、それぞれの募集期間については、下表のとおりである。

施設名	募集要項配布開始日	応募書類受付終了日	募集期間
東播磨小型船舶係留施設	平成28年8月22日	平成28年10月3日	43日
姫路港網干沖小型船舶係留施設	令和2年9月10日	令和2年10月30日	51日

上表のとおり、「指定管理者の公募に関するガイドライン」が定める募集期間（2ヶ月＝60日）と比較して、東播磨港小型船舶係留施設については17日、姫路港網干沖小型船舶係留施設については9日短く設定されている。この点について、県に確認した結果、当該2施設については従前より応募者が限定されていることが理由であるとのことであった。

しかし、当該理由は、「2ヶ月の期間を設ける暇がない特別な事情」に該当するとは言い難く、寧ろ、少なくとも募集期間を2ヶ月確保し、出来る限り幅広く応募の機会を確保するための措置を講じる必要がある事案である。従って、**県は、東播磨港小型船舶係留施設と姫路港網干沖小型船舶係留施設の公募の募集期間を、合理的な理由もなく、「指定管理者の公募に関するガイドライン」が定める募集期間（原則として2ヶ月程度）よりも短く設定しており、同ガイドラインに反する取扱いを行っている。【指摘事項－165】**

県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しており、その中で公募の募集期間については「最低でも2ヶ月は確保」としていることから、今後は同ガイドラインに沿って、公募の募集期間を適切に設定すべきである。【意見－114】

【指定管理者の公募に関するガイドライン（令和2年7月改訂版）】（一部抜粋）

Ⅲ 募集に関する事項

- 1 募集要項の作成
（略）
- 2 募集の実施
（1）（略）
（2）募集期間

募集期間は、募集の周知と応募しようとする者の事業計画の検討等に十分な期間を確保する必要があることから、募集要項の発表から申請書受付終了まで原則として2ヶ月程度確保すること。ただし、2ヶ月の期間を設ける暇がない特別な事情があり、募集期間を短縮する場合においても、上記の趣旨を踏まえ、適切な期間を設定すること。

【指定管理者制度に関するガイドライン（令和4年7月）】（一部抜粋）

STEP 2 公募の実施

I 公募の実施

- 1 募集の周知・情報発信
(略)

- 2 募集期間

募集の周知や事業者の事業計画の検討等に十分な期間を確保する必要があるため、公募の開始から申請書の受付終了まで、最低でも2ヶ月は確保して下さい。(略)

② 選定委員会議事要旨の開示

県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」では、指定管理者候補者の審査終了後においては、指定管理者候補者名及び申請者名、各申請者の評価項目ごとの得点及び選定理由等の審査結果、選定委員名等について記者発表を行い、また、**選定委員会における議事内容（要旨）についても、審査結果等とともに県ホームページ等により公表し、審査過程の透明性の確保に十分留意することとされている。**

令和3年度の指定管理者の内、東播磨港小型船舶係留施設と姫路港網干沖小型船舶係留施設については、公募により指定管理者が選定されており、選定に際しては、指定管理者候補者選定委員会の審査が行われている。しかし、選定委員会における議事内容（要旨）が県ホームページ等により公表されておらず、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に反する取扱いが行われている。

【指摘事項－166】

県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しており、その中で**選定委員会の議事要旨について、審査結果と併せて県ホームページで公表し、審査過程の透明性の確保に努めることとしていることから、今後は同ガイドラインに沿って、選定委員会の議事要旨を県ホームページで公表すべきである。【意見－115】**

【指定管理者の公募に関するガイドライン（令和2年7月改訂版）】（一部抜粋）

IV 選定に関する事項

- 1 選定委員会の設置
(略)

- 2 選定方法
(略)

- (3) 審査過程の透明性の確保

審査終了後においては速やかに、指定管理者候補者名及び申請者名、各申請者の評価項目ごとの得点及び選定理由等の審査結果、選定委員名等について記者発表を行うこと。

また、**選定委員会における議事内容（要旨）についても、審査結果等とともに県ホームページ等により公表し、審査過程の透明性の確保に十分に留意すること。**

なお、指定管理者の選定後、少なくとも当該団体の指定期間中は、募集要項及び選定の経緯・審査結果に関する資料を県ホームページに継続的に掲載しておくこと。

【指定管理者制度に関するガイドライン（令和4年7月）】（一部抜粋）

STEP 3 指定管理者の選定・協定書の締結

I 選定に関する事項

1 (略)

2 選定方法

(略)

(3) 審査過程の透明性確保

審査終了後は速やかに、指定管理者候補者名及びその他の申請者名、各申請者の評価項目ごとの得点及び選定理由等の審査結果、選定委員会の名簿等について県ホームページで公表、記者発表して下さい。

また、**選定委員会の議事要旨についても、審査結果等と併せて県ホームページで公表し、審査過程の透明性の確保に努めて下さい。特に、選定理由等の審査結果については、応募者からの問い合わせも想定されますので、十分に留意してください。**(以下、省略)

③ 指定基準への適合認定

公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条において、指定管理者の指定基準が以下のとおり定められている。

【指定管理者の指定基準】

- 公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること

非公募により指定管理者を選定する場合、「公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力を有するものであること」の3つの基準への適合理由を決裁書に記載し、決裁承認を受けている。ここで、「**公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること**」に関して、非公募により指定管理者が選定された6施設の決裁書に記載された適合理由は、以下のとおりである。

施設名	指定管理者	基準適合認定理由
尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会	「NPO法の運用方針」において定められた「報告徴収等の対象となり得る監督基準」を上回る決算を継続しており、施設の管理業務を適切かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものと認められる。
尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等	新西宮ヨットハーバー	兵庫県、西宮市等が出資した 第三セクター であり、必要な経理的基礎を有している。

施設名	指定管理者	基準適合認定理由
甲子園浜海浜公園	西宮市	西宮市は地方公共団体であることから、必要な経理的基礎を有している。
相生港那波旅客来訪船舶棧橋	あいおいアクアポリス	相生市、中小医業基盤整備機構、民間企業により設立した 第三セクター であり、必要な経理的基礎を有している。
津名港港湾施設	淡路市	淡路市は地方公共団体であることから、必要な経理的基礎を有している。
淡路交流の翼港港湾施設	夢舞台	兵庫県、東浦町（現淡路市）、民間企業により設立した 第三セクター であり、必要な経理的基礎を有している。

上記のとおり、**尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等、相生港那波旅客来訪船舶棧橋及び淡路交流の翼港港湾施設については、経理的基礎を有している理由が「第三セクター」とされている。**ここで、「指定管理者の公募に関するガイドライン」で挙げられている公の施設の指定管理者の指定等に関する条例に規定する指定の基準の内、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」の評価項目等は、以下のとおりとされている。

条例に規定する指定の基準	評価項目	審査の視点
2 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。	①申請団体の管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員体制、採用計画等 ・ 公正労働基準の確保 ・ 人材の指導育成、研修体制
	②申請団体の経理的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の経営状況、財務体質、事業実績 ・ 財務諸表に対する適正なチェック体制・開示体制
	③申請団体の技術的能力、類似団体の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理に係る技術的能力、類似施設・業務の良好な運営実績の有無
	④その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用状況・雇用計画、男女共同参画への取組、環境への配慮等社会的価値への取組み等

このように、経理的基礎を有しているか否かについては、上記の4項目、特に、「申請団体の管理運営体制」や「申請団体の経理的基礎」の審査の視点に挙げられた項目を基礎として判定を実施し、判定理由及び結果を具体的に決裁書に記載する必要がある。しかし、**尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等他2施設に係る指定管理者を選定した際の決裁書に記載された指定基準適合理由は、「第三セクター」という抽象的な理由の記載にとどまり、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に記載された評価項目や審査の視点が欠落していると言わざるを得ない。【指摘事項-167】**

特に、相生港那波旅客来訪船舶棧橋の指定管理者であるあいおいアクアポリスについては、下表のとおり、平成29年度～令和2年度は継続して経常損失、

当期純損失を計上し、令和2年度末時点では34百万円の債務超過となっているなど、経営状態は非常に悪化している。同社は、令和3年度に相生市から1億円の経営支援（補助金）を受け、経営再建を図っているが、業績が回復するかどうかは不透明な状況にある。このように、あいおいアクアポリスについては、企業の継続性に懸念を抱かざるを得ない経営状態であるにも関わらず、県は、指定基準適合認定理由として、「相生市、中小医業基盤整備機構、民間企業により設立した第三セクターであり、必要な経理的基礎を有している。」という紋切型の理由のみを挙げていたことは、検討が不十分であると言わざるを得ない。【指摘事項－168】

【あいおいアクアポリス 決算推移（平成29年度～令和3年度）】

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	207,114	198,143	191,161	162,735	167,546
経常利益	△19,175	△12,876	△9,184	△11,848	△7,387
当期純利益	△19,348	△13,061	△9,357	△12,033	92,429
純資産	235	△12,826	△22,183	△34,217	58,212

公募の場合には、指定管理者選定委員会において、事業者が上記の指定基準を充たしているか否かを確認した上で、指定管理者候補者を選定している。また、選定理由等の審査結果については、記者発表や県ホームページへの掲載を通じて、公表されることで、透明性や公平性が確保されている。その一方、特定の者を指名する施設の条件に合致するため、非公募により指定管理者を選定する場合には、指定基準適合認定理由が記載された決裁書が県の内部で回覧されるのみで、非公募とした理由や特定の者の指定理由等の情報は公表されない。そのため、「公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力を有するものであること」の3つの基準を十分に満たしているかどうかを外部から確認することができず、選定過程の透明性や公平性が十分に確保できていない。【指摘事項－169】

従って、県は、非公募により指定管理者を選定する場合にも、非公募の理由や特定の者の指定理由等の情報を県ホームページへの掲載等を通じて公表し、選定過程の透明性や公平性を確保すべきである。【意見－116】

④ 指定管理者と締結する基本協定書における協定事項

県は、令和3年度において、港湾課が所管する公の施設の内、8施設について指定管理者制度を導入しており、各施設の所管部署は下表のとおりである。

所管	施設名	選定方法	指定期間	指定管理者
港湾計画班 (振興担当)	尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設	非公募	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
	東播磨港小型船舶係留施設	公募	平成29年4月1日～ 令和4年3月31日	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
	姫路港網干沖小型船舶係留施設	公募	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日	ヤマハ藤田
管理班	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等	非公募	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	新西宮ヨットハーバー
	甲子園浜海浜公園	非公募	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	西宮市
	相生港那波旅客来訪船舶棧橋	非公募	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	あいおいアクアポリス
	津名港港湾施設	非公募	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日	淡路市
	淡路交流の翼港港湾施設	非公募	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	夢舞台

県は、上表の各指定管理者と指定管理業務に係る基本協定書を締結しているが、港湾計画班（振興担当）が所管する施設に係る指定管理者と締結した基本協定書と、管理班が所管する施設に係る指定管理者と締結した基本協定書の協定項目を比較した結果は、以下のとおりである。ここでは、例として、係留施設という点で施設の態様が類似している尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（港湾計画班（振興担当）所管）と尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（管理班所管）について記載している。

条項	尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設 (港湾計画班（振興担当）所管)	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等 (管理班所管)
第1条	本協定の目的	業務管理
第2条	業務	管理運営の条件
第3条	指定管理者の責務	事業計画書等の提出
第4条	指定の期間	報告等
第5条	利用料金	管理費用の負担
第6条	利用料金の変更	利用料金
第7条	還付金	有効期間
第8条	施設等の維持管理	年度契約
第9条	財産等の修繕	暴力団等の排除
第10条	情報公開	暴力団等の排除

条項	尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設 (港湾計画班(振興担当)所管)	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等 (管理班所管)
第11条	個人情報の保護	暴力団等の排除
第12条	秘密の保持	暴力団等の排除
第13条	会計区分	その他
第14条	業務計画書	
第15条	年度事業報告書	
第16条	業務処理状況の報告等	
第17条	業務の引継ぎ	
第18条	指定の取消等	
第19条	乙による指定の取消	
第20条	業務委託の禁止	
第21条	管理施設の改修等	
第22条	緊急時の対応	
第23条	損害賠償義務	
第24条	帳簿等の整備	
第25条	原状回復	
第26条	重要事項の変更の届出	
第27条	権利・義務の譲渡の禁止	
第28条	本業務の範囲外の業務	
第29条	協定の改定	
第30条	年度協定	
第31条	その他	

上表のとおり、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設(港湾計画班(振興担当)所管)については協定項目が31項目であるのに対し、尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等(管理班所管)については協定項目が13項目のみと協定項目数は4割程度に留まり、協定内容にも大きな差異がある。このように、**港湾課が所管する公の施設について、施設の態様等は類似しているにもかかわらず、所管する班によって基本協定書の協定項目が大きく相違することは、指定管理業務の水準の不均衡等を生じさせる要因となり、不合理である。【指摘事項-170】**

この点、県は、「指定管理者の公募に関するガイドライン」では、協定締結事項を以下のとおり定めている。

【指定管理者の公募に関するガイドライン(令和2年7月改訂版)】(一部抜粋)

V 協定に関する事項

- 1 協定の締結
(略)

2 協定締結事項

(1) 基本協定

指定期間全体に共通する事項について、次の協定事項(例)を基本に施設の態様等に応じて定めること。

◆ 【基本協定】協定事項(例)

- 1 基本協定の趣旨、目的
- 2 業務の範囲
- 3 管理の基準(開館日・開館時間等)
- 4 指定期間
- 5 県が支払う指定管理料、利用料金に関する事項
- 6 財産の管理、備品等の取扱い等に関する事項
- 7 秘密の保持に関する事項
- 8 文書管理並びに情報公開及び個人情報保護に関する事項 (※1)
- 9 責任分担、リスク分担に関する事項
- 10 指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- 11 保険に関する事項 (※2)
- 12 事業実施計画、事業報告・業務実施状況の確認・評価等に関する事項 (※3)
- 13 業務改善指示、管理業務の停止及び指定の取消し等に関する事項
- 14 指定期間満了時における原状回復義務、業務の引継ぎ等に関する事項
- 15 その他必要な事項(帳簿の整備、再委託の禁止、重要事項等の変更の届出、協定の変更、疑義等の決定等)

(※1) 「令和2年7月9日付け文第1420号文書課長通知」及び「平成18年3月6日付け県第2371号県民情報室長通知」参照

(※2) 損害賠償保険への対応について

指定管理者の損害賠償責任が発生した場合に備え、保険への加入を義務づけることが必要な施設については、その旨協定書に明記しておくこと

【記載例(都市公園の管理に関する協定書の場合)】

(略)

(※3) 16頁 VI適正な管理運営の確保に関する事項 参照

「指定管理者の公募に関するガイドライン」で挙げられている協定事項と、両施設に係る協定事項を比較した結果は、下表のとおりである。

「指定管理者の公募に関するガイドライン」協定事項の例示	尼崎西宮芦屋 港利便機能付 係留施設 (注4)	尼崎西宮芦屋 港来訪船舶係 留施設等 (注5)
1 基本協定の趣旨、目的	○	×
2 業務の範囲	○	○
3 管理の基準（開館日・開館時間等）	— (注1)	— (注1)
4 指定期間	○	○
5 県が支払う指定管理料、利用料金に関する事項	○	○
6 財産の管理、備品等の取扱い等に関する事項	○	×
7 秘密の保持に関する事項	○	○
8 文書管理並びに情報公開及び個人情報保護に関する事項	○	○
9 責任分担、リスク分担に関する事項	○	○
10 指定管理者の損害賠償義務に関する事項	○	×
11 保険に関する事項	— (注1)	— (注1)
12 事業実施計画、事業報告・業務実施状況の確認・評価等に関する事項	○	(注2)
13 業務改善指示、管理業務の停止及び指定の取消し等に関する事項	○	(注3)
14 指定期間満了時における原状回復義務、業務の引継ぎ等に関する事項	○	×
15 その他必要な事項		
帳簿の整備	○	×
再委託の禁止	○	×
重要事項等の変更の届出	○	×
協定の変更	○	×
疑義等の決定等	○	○

(注1) 特に記載を要しないと判断されるものについては、「—」としている。

(注2) 事業報告に係る事項については、年度協定書に記載されている。

(注3) 「暴力団等の排除」に係る項目に記載されている。

(注4) 港湾計画班（振興担当）所管である。

(注5) 管理班所管である。

上表のとおり、尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等に係る基本協定書には、ガイドラインで挙げられた協定事項の多くが定められておらず、この状況は、管理班が所管する他の施設についても同様である。従って、**尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等を始めとする港湾課管理班が所管する公の施設に係る指定管理者との基本協定書では、県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」に挙げられている協定事項の多くが、合理的な理由無く記載されていない。【指摘事項-171】**

県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しているが、港湾課が所管する公の施設については、施設の態様の類似性を考慮し、当ガイドラインに挙げられた協定事項を基本協定書に織り込むなど、

**当ガイドラインに沿って、指定管理者制度を適切に運用すべきである。【意見
-117】**

【指定管理者制度に関するガイドライン（令和4年7月）】（一部抜粋）

STEP 3 指定管理者の選定・協定書の締結

I 選定に関する事項

（略）

II 協定に関する事項

1 協定の締結

（略）

2 協定締結事項

(1) 基本協定

指定期間全体に共通する事項について、次の協定事項（例）を基本として、施設の設置目的・態様等に応じて定めて下さい。

◆ 【基本協定】協定事項（例）

- 1 基本協定の趣旨、目的
- 2 業務の範囲
- 3 管理の基準（開館日・開館時間等）
- 4 指定期間
- 5 県が支払う指定管理料、利用料金に関する事項
- 6 財産の管理、備品等の取扱い等に関する事項
- 7 秘密の保持に関する事項
- 8 文書管理並びに情報公開及び個人情報保護に関する事項（※1）
- 9 責任分担、リスク分担に関する事項
- 10 指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- 11 保険に関する事項（※2）
- 12 事業実施計画、事業報告・業務実施状況の確認・評価等に関する事項（※3）
- 13 業務改善指示、管理業務の停止及び指定の取消し等に関する事項（※4）
- 14 指定期間満了時における原状回復義務、業務の引継ぎ等に関する事項
- 15 その他必要な事項（帳簿の整備、再委託の禁止（※5）、重要事項等の変更の届出、協定の変更、疑義等の決定等）

（※1）～（※5） （略）

⑤ 基本協定書における再委託禁止条項

港湾課管理班が所管する5施設については、以下のとおり、各指定管理者との基本協定書において、再委託の禁止に係る協定事項を定めている。ここでは、例として、尼崎西宮芦屋港来航船舶係留施設等について記載している。

【尼崎西宮芦屋港来航船舶係留施設並びにこれに隣接する修景護岸、駐車場及び緑地の管理に関する協定書】（一部抜粋）

第10条 乙は、この協定の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

- 2 乙は、この協定に係る業務一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

（注1）上記の条項における「乙」は新西宮ヨットハーバー（指定管理者）を指す。

（注2）上記の条項における「暴力団等」は、第9条において次のいずれかに該当する者と定義されている。

- ・兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- ・兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

上記条項では、指定管理業務の一部を暴力団等の反社会的勢力に再委託することを禁止しているが、それ以外の者に対しての再委託禁止については記載されていない。換言すれば、**指定管理者は、暴力団等の反社会的勢力以外の者に対してであれば、指定管理業務の全部又は主要業務を含む大部分を何らの制限を受けることなく再委託することができる。これは、明らかに制度の趣旨に反するものである。**指定管理者制度は、指定管理者による包括的な業務の実施を前提とした制度であり、県の事前承認を条件とした上で業務の一部について再委託することは否定されないものの、業務の全部又は主要業務を含む大部分を何らの制限を受けることなく再委託することは、本来認められるべきものではない。従って、**港湾課管理班が所管する5施設に係る基本協定書では、指定管理業務の全部又は主要業務を含む大部分を再委託することを制限する条項が定められておらず、指定管理者制度の趣旨に照らして、不適切である。【指摘事項-172】**

県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しているが、港湾課管理班が所管する公の施設については、当ガイドラインに従い、第三者への業務の再委託を制限する規定を適切に織り込むべきである。

【意見-118】

【指定管理者制度に関するガイドライン（令和4年7月）】（一部抜粋）

STEP 3 指定管理者の選定・協定書の締結

I 選定に関する事項

（略）

II 協定に関する事項

1 協定の締結

（略）

2 協定締結事項

（1）基本協定

指定期間全体に共通する事項について、次の協定事項（例）を基本として、施設の設置目的・態様等に応じて定めて下さい。

◆ 【基本協定】協定事項（例）

（略）

（※1）～（※4） （略）

（※5）第三者への業務の再委託

指定管理者制度は、指定管理者による包括的な業務の実施を前提としているため、業務の全部又は主要業務（企画立案、事業運営等）を含む業務の大部分を第三者へ再委託することは認められません。ただし、施設の清掃、警備、設備管理など事実上の行為については、あらかじめ県に申請し、承諾を受けることにより、業務の一部の再委託を認めることとします。

⑥ 事業報告書

地方自治法第244条の2第7項において、指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないとされている。県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」においても、施設所管課は、協定において事業報告書の詳細を定め、毎会計年度終了後速やかに提出させることとし、事業報告書の記載事項を以下のとおり例示している。

【指定管理者の公募に関するガイドライン（令和2年7月改訂版）】（一部抜粋）

VI 適正な管理運営の確保に関する事項

2 管理運営業務の確認・評価

(2) 事業報告・管理運営業務の調査

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないこととされており、施設所管課は、協定において事業報告書の詳細を定め、毎会計年度終了後速やかに提出させること。

また、必要に応じて月ごと、四半期ごとの事業報告等、定期又は随時に報告を求め、実地について調査すること。

なお、事業報告には、下記の事項（例）を基本に記載を求めること。

◆ 事業報告書記載事項（例）

- 1 管理運営業務の実施状況
- 2 収支状況（指定管理料と利用料金を区分すること）
- 3 事業報告に係る対象年度の指定管理者の経営状況
- 4 その他、必要と認める事項

当包括外部監査において、港湾課が所管する公の施設に係る指定管理者から提出された事業報告書を確認した結果、淡路交流の翼港の指定管理者である夢舞台から提出された施設管理業務完了報告は、以下のとおりであった。

【施設管理業務報告書】

令和4年3月31日

兵庫県淡路市長 様

株式会社夢舞台
代表取締役社長 水野 浩

「淡路交流の翼港」施設管理業務完了報告

令和3年4月1日付で締結した契約（以下、原契約）の管理業務が完了しましたので、原契約書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 完了年月日 令和4年3月31日
- 業務委託料 ￥6,413,840-
- 実施報告内容 「淡路交流の翼港」の管理（詳細は、別紙精算報告書のとおり）

以上

【精算報告書】

淡路交流の翼港管理業務 精算報告書(令和3年度)

【収入の部】

内 容	金額
委託料収入	6,413,840
係船料収入	1,438,780
合計	7,852,620

【支出の部】

内 容	金額
1 設備管理費	478,565
(1)電気設備定期点検手数料	175,000
(2)機械衛生管理(衛生観察)	35,000
(3)給排水設備点検(汚水機清掃)	198,000
(4)異音点検費	30,000
2 清掃費	3,582,488
(1)日常清掃	2,154,000
(2)植栽、防虫駆除費、ガラス清掃	180,000
(4)ゴミ処理費	1,238,488
3 植栽管理費	856,000
(1)植栽	856,000
(2)肥料等	
4 光熱水費	2,450,124
(1)水道料	624,925
(2)下水処理料	228,025
(3)電気料金	1,541,881
(4)通信費	55,313
小 計	3,128,582
消費税等	723,818
合 計	3,852,400

地方自治法上、指定管理者に対して事業報告書の提出を義務付けているのは、地方公共団体が、提出された事業報告書をもとに、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費等の収支状況等、管理の実態を適切に把握することを可能にするためであり、そのために必要十分な情報が事業報告書には記載される必要がある。しかし、上記のとおり、実施報告内容としては、「淡路交流の翼港の管理（詳細は、別紙精算報告書のとおり）」とのみ記載され、精算報告書には、収入（受託料収入、係船料収入）及び支出（設備管理費、清掃費、植栽管理費、光熱水費）の金額が記載されているのみであり、施設の利用状況や、施設管理・清掃業務の実施状況などについては全く記載されていない。従って、**夢舞台から提出された施設管理業務完了報告は、県が、管理の実態を把握する上で必要な情報（管理業務の実施状況、利用状況等）が殆ど記載されていない。【指摘事項-173】**また、**県は、管理の実態を把握する上で必要な情報が殆ど記載されていないにも関わらず、これを看過し、何らの指導も行わず、施設管理業務完了報告を受領している。【指摘事項-174】**

県は、夢舞台に対して、管理業務の実施状況や利用状況等、管理の実態を把握する上で必要な情報を記載した実績報告書を提出するよう、適切に指導及び監督すべきである。【意見-119】

【地方自治法】（一部抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

（2）相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）

① 月報の提出状況

相生港那波旅客来訪船舶棧橋に係る管理に関する協定書上、指定管理者であるあいおいアクアポリスは、施設の利用状況を月報にまとめ、四半期ごとに県へ報告することとされているが、県への報告資料を閲覧した結果、半期ごとの報告しか行われていなかった。【指摘事項-175】

あいおいアクアポリスは、基本協定書に基づき、月報を四半期ごとに県に報告すべきである。【意見-120】

【相生港那波旅客来訪船舶棧橋の管理に関する協定書】（一部抜粋）

（管理業務）

第1条 甲は、兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号（以下「条例」という。））第17条に基づき、港湾施設（別添図書に示す施設）のうち、次の管理業務を乙に行わせる。

（1）兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号（以下「規則」という。））第20条第2項に規定する指定管理者の権限に関すること。

（2）前号のほか、港湾施設の維持管理に関すること。

2 前項の実施に関する詳細は、別記のとおりとする。

別記

事業計画

7 県への報告に関すること。

①施設の利用状況について1ヶ月ごとに整理し、月報にまとめること。

②月報は4半期ごとに県へ報告すること。

③施設の管理状況等について、県から報告を求められたときは、速やかに報告すること。

② 収支決算報告書

指定管理者は、管理業務が完了した時は、速やかに収支報告を含む指定管理年度の実績報告書を県に提出し、県は、実績報告書を確認することで、指定管理業務の実施状況について、適切なモニタリングを実施することが求められる。

あいおいアクアポリスが県に提出した令和3年度の収支決算報告書を確認した結果、収支決算報告書に記載された各収支項目の金額は、殆どが不正確な金額であった。【指摘事項-176】

また、県は、前年度との比較や予算の範囲内かどうかの形式的なチェックしか実施しておらず、各収支項目に記載された金額の正確性について適切なモニ

タリングを実施していないため、収支決算報告書が不正確であることを看過していた。【指摘事項-177】

【収支決算報告書に記載された収支項目】（一部抜粋）

収入の部	金額	内容
施設利用料金	107,300円	集計漏れであり、「134,300円」が正しい金額である。
当社補填	113,510円	
合計	220,810円	
支出の部	金額	内容
(人件費)		
管理業務	113,925円	平成19年開業当初の従業員の時間単価（@1,225円）で計算しており、また、法定福利費の集計が漏れている。令和3年度の時間単価（@1,455円）で計算すべき項目である。
設備点検清掃業務	31,850円	年間52週（週1回）で計算しているが、実際には週2回のため104週で計算すべき項目である。
小計	145,775円	
(水道光熱費)		
電気料金	36,790円	実績値
上下水道料金（口径20mm）	23,245円	上水道料金：実績値 下水道基本料金：1,151.7円で計算しているが、1,173円が正しい金額である。
小計	60,035円	
(宣伝広告費)		
ホームページ掲載料	10,000円	過去数値を報告しているが、ホームページのリニューアルに伴い金額が増加しており、指定管理業務に係る掲載料を合理的に按分計算した上で、記載する必要がある。
小計	10,000円	
(諸雑費)		
用紙及びコピー代金・通信費	5,000円	過去数値を報告しているが、総額297千円発生しているため、指定管理業務に係る費用を合理的に按分計算した上で、記載する必要がある。
小計	5,000円	
合計	220,810円	

(※) 上記以外に、火災保険料（賠償責任保険）244千円の範囲に指定管理業務の施設が含まれているため、実績報告に含める必要がある。

指定管理業務が適切に行われたことを確認する上では、実績報告書に指定管理業務に関する収支が「漏れなく」「正確に」記載されていることが非常に重要であるため、あいおいアクアポリスは、当年度における正確な実績数値の報告を徹底し、県は形式的なチェックではなく、実効性のあるモニタリングを行うべきである。【意見-121】

【相生港那波旅客来訪船舶棧橋管理業務年度契約書】（一部抜粋）

（完了報告）

第4条 乙は管理業務が完了したときは、速やかに、県へ管理業務完了報告書及び精算報告書を提出し、その承認を受けなければならない。

③ 利用料金の適用単価

あいおいアクアポリスは、指定管理施設である相生港那波旅客来訪船舶棧橋の利用料金について、基本協定書第6条に基づき県港湾条例の単価を用いて、以下の料金を徴収している。

区分	変更前 （～令和4年3月31日）	変更後 （令和4年4月1日～）
定期旅客船以外	6時間 4.6円/トン	24時間 800円/m （3時間 100円/m）
定期旅客船	1係留 3.1円/トン	
ビジター	24時間 800円/m （3時間 100円/m）	

（注）括弧内は減免申請に基づく単価

上表のとおり、定期旅客船、定期旅客船以外、ビジターの3区分の利用料金が存在するが、例えば、屋形船であればビジターの利用料金を、作業船であれば定期旅客船以外の利用料金を適用するといった各利用料金の適用船舶に関する明確な基準がなく、利用者にとって分かりにくいものとなっている。【指摘事項－178】

従って、あいおいアクアポリスは、次期指定期間から、県の承認を受けて各利用料金の適用船舶の基準を設け、利用者に分かり易く明示すべきである。【意見－122】

【相生港那波旅客来訪船舶棧橋の管理に関する協定書】（一部抜粋）

（利用料金）

第6条 乙は、条例別表第2に掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を收受し、これを乙の収入とする。

2 乙は、利用料金の額について、甲の承認を受けるものとする。

【県港湾条例】（一部抜粋）

別表第2（第17条の2関係）

区分		料率	金額	備考	
港湾施設の設備を使用する場合	岸壁、物揚場及び棧橋	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	総トン数1トンにつき6時間	4.6円	6時間を超えて使用する場合にあっては、使用期間のうち、6時間を超える期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
		機帆船及びはしけ	貨物積載可能トン数1トンにつき24時間	6.2円	
		定期旅客船	総トン数1トンにつき1係留	3.1円	
来訪船舶係留施設		艇長1メートルにつき24時間		800円	

④ 管理の継続が困難になった場合等における措置

あいおいアクアポリスは、平成3年に官民が連携した第3セクターとして設立された。平成9年に設立目的を具現化する施設である白龍城がオープンし、平成18年から4期連続で黒字を達成したものの、以降、業績は低迷し、平成28年度から4期連続して当期純損失を計上したことから、**平成30年度末には債務超過に陥り、令和元年度末時点では22百万円の債務超過**となった。令和2年度においては、期中（9月～10月）において資金ショートのおそれがあったことから、急遽金融機関からの借入を実施し、最悪の事態は免れている。しかし、**経営改善が見込めない限り、資金ショートのリスクを常に抱えることとなるため、相生市と協議の上、令和2年12月に経営改善計画書を作成した。**相生市は、経営改善計画に基づき、経費の削減を図るとともに、営業の拡大・強化により売上を増やすことで経営の改善に取り組み、継続的かつ効率的な会社経営を求めた上で、**令和3年4月に同社に対して100百万円の補助金を交付した。**その結果、**同社の債務超過は解消され、令和3年度末の純資産額は58百万円**となっている。

ここで、相生港那波旅客来訪船舶棧橋に関する指定管理者申請要項（指定予定期間：平成31年4月～令和4年3月31日）では、「8. 管理の継続が困難になった場合等における措置」として、以下のとおり定められている。

【相生港那波旅客来訪船舶棧橋に関する指定管理者申請要項】（一部抜粋）

8 管理の継続が困難になった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに県に報告しなければならない。

事業の継続が困難になった場合等における措置については、次のとおりとする。

（1）指定管理者の責めに帰すべき理由により管理が困難となった場合又はその恐れが生じた場

合、県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができる。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止することができる。

(2) 不可抗力その他、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとする。

公の施設は、利用の公共性、運営の安定性の確保を前提とした上で、設置目的に沿って広く県民に安定的なサービスを提供することが求められている。指定管理者による管理の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、運営の安定性が損なわれ、県民に対する安定的なサービス提供に支障を来す恐れがあることから、県がそのような事態に適切に対応できるよう上記の条項が設けられているものと思料される。**あいおいアクアポリスは、平成28年度から令和2年度にかけて5期連続して当期純損失を計上し、平成30年度から令和2年度にかけて3期連続して債務超過状態となっている。当該状況は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」**（監査基準委員会報告書570「継続企業」Ⅲ. 2(1)A2)に該当する可能性が高く、**同社が予測し得る将来にわたって存続し、事業を継続することに疑義が生じていることを示唆するものである。**これは、指定管理者として管理を継続することが出来ない可能性があることも包含される。**あいおいアクアポリスは、債務超過状態が継続し、企業の継続性が危ぶまれる状況であることから、指定管理の継続が困難となる恐れが生じていたと考えられるが、県に対して当該状況を報告していない。**これは、**相生港那波旅客来訪船舶棧橋に関する指定管理者申請要項に反している。【指摘事項-179】**

一方、**県は、あいおいアクアポリスが、令和2年12月に経営改善計画を策定し、相生市から100百万円の補助金を交付されなければならないほど経営状態が悪化している状況を把握しておらず、あいおいアクアポリスに対する管理・監督が不適切であると言わざるを得ない。【指摘事項-180】**

また、あいおいアクアポリスが策定した経営改善計画は、令和3年度から令和6年度までの4年間を対象として策定されている。一般的に、経営改善計画は策定するだけでは不十分であり、毎年（可能であれば毎月）の実績数値との比較分析を行い、それを踏まえた対応策を策定し、翌年度に実行するという、所謂PDCA（PLAN-DO-CHECK-ACTION）が重要であると言われているが、あいおいアクアポリスでは、令和3年度の計画数値と実績数値の比較分析は実施されていなかった。県は、あいおいアクアポリスに対する出資は行っておらず、相生市の第三セクターであることから、直接的な監督義務は無い。しかし、指定管理者に指定し、公の施設の管理を委託している以上、

県は、施設を安定的に運営するために同社の経営状態を定期的に確認する必要がある。従って、**県は、経営改善計画の進捗状況や資金繰りの状況を定期的に確認するなど、あいおいアクアポリスに対する管理・監督を強化すべきである。**

【意見—123】

【あいおいアクアポリス 経営改善計画（令和3年度～令和6年度）】

（単位：千円）

	令和3年度 ^(注)		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	実績	計画	計画	計画
売上高	185,300	167,546	217,300	238,300	244,300
売上原価	104,021	138,859	123,292	138,481	142,315
売上総利益	81,279	28,687	94,008	99,819	101,985
販売費及び一般管理費	102,453	45,809	109,497	99,269	99,269
営業利益	△21,174	△17,121	△15,489	550	2,716
経常利益	△18,913	△7,387	△13,208	2,851	5,037
当期純利益	△19,098	92,429	△30,470	2,666	4,852

(注) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響等により売上高は計画未達となったが、経営改善計画で想定していた修繕（温泉部門：濾過器・天井ロスナイ・底栓改修）や道の駅改修設計委託が延期されたことなどにより販売費及び一般管理費は計画と比べて大きく減少し、また、相生市から100百万円の補助金（特別利益）を受領したことにより、92百万円の当期純利益を計上している。

【監査基準委員会報告書570「継続企業」】（一部抜粋）

《Ⅲ 適用指針》

《2. リスク評価手続とこれに関連する活動》

《(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況》（第9項参照）

A 2. 以下の事項は、**単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を例示したものである**。ただし、これらは網羅的に列挙したものではなく、また以下の事項のうち一つ以上が存在する場合に、必ずしも重要な不確実性が存在していることを意味するわけではない。

財務関係

・ **債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態**

(3) 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）

① 利用料金に係る延滞金の報告漏れ

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会では、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設及び東播磨港小型船舶係留施設の指定管理業務を受託している。両施設については、施設の利用に係る料金を指定管理者が収受する利用料金制が採用されており、同会は、係留施設の利用者から県港湾条例及び県港湾規則で定められた利用料金を徴収している。さらに、施設使用許可書を交付したものの、

利用料金が未納となっている使用者に対しては、上記の利用料金に加え、年利14.5%の延滞金を徴収している。県と同会が締結した基本協定書上、施設の使用に係る料金の収受が業務範囲とされ、指定管理業務終了後に県に提出する事業報告書には、管理業務に係る収支状況を記載することとされている。**利用料金の延滞金は、利用料金に付随して発生する収入であり、指定管理業務の一つである「施設の使用に係る料金の収受」に該当すると考えられることから、事業報告書の収支計算書に含めて報告すべきであるが、令和3年度に徴収した延滞金（16千円）について、事業報告書の収支計算書への記載が漏れていた。【指摘事項－181】**

従って、**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、利用料金の延滞金について、事業報告書の収支計算書に含めて適切に報告すべきである。【意見－124】**

【尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設の管理に関する基本協定書】（一部抜粋）

第2条 甲は、兵庫県港湾施設管理条例（以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、次の業務を乙に行わせる。

- (1) 本施設の使用許可
- (2) 本施設の使用に係る料金の収受**
- (略)

第15条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項の規定に基づき、会計年度終了後30日以内に、事業報告書を甲に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理業務に係る収支状況**
- (3) 事業報告に係る乙の経営状況
- (4) その他甲が必要と認める事項
- (略)

【東播磨港小型船舶係留施設の管理に関する基本協定書】（一部抜粋）

第1条 甲は、兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、次の業務を乙に行わせる。

- (1) 本施設の使用許可
- (2) 本施設の使用に係る料金の収受**
- (略)

第14条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項の規定に基づき、会計年度終了後30日以内に、事業報告書を甲に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理業務に係る収支状況**
- (3) 事業報告に係る乙の経営状況
- (4) その他甲が必要と認める事項
- (略)

② 多目的広場の使用許可申請漏れ

尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設の管理に関する基本協定書上、西宮ボー

トパークの指定管理対象施設として、多目的広場（真砂土舗装・約7,600㎡=38m×200m）が明記されている。兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、事業計画書上、多目的広場の活用を自主事業（指定管理業務以外で、指定管理者が県の許可を得て、指定管理施設内において自らの責任で自主的に行う事業）の計画の一つとして掲げており、飛距離を伴わない球技等のスポーツ用練習グラウンド（少年サッカーなど）、中型車両置場等に利用されている。**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場の利用者から利用料金を徴収（令和3年度：2,780千円）しているが、利用料金は県港湾条例等で定められたものではなく、自主事業を実施する上で法人独自で定めたものである。そのため、本来、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県に対して多目的広場の使用許可申請を行い、許可を得る必要があるが、一部（サッカーゴールポスト設置部分（2.93㎡）、グラウンド利用上の注意看板設置部分（1.26㎡））を除き、使用許可を得ていない。【指摘事項－182】**

ここで、県港湾条例に基づき、当該多目的広場の年間使用料を試算した場合、15,048千円（＝165円/㎡（未舗装港湾施設用地・専用使用・甲号港湾区分の使用料）×約7,600㎡×12ヶ月）となり、同会が収受すると見込まれる利用料金を大きく上回ることや、当該多目的広場は、県民が誰でも気軽に利用できるよう整備された施設である点などは、斟酌すべきものと考えられる。従って、**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場において自主事業を実施する場合、県から使用許可を得るべきであるが、その際、県は、多目的広場の公益性等を考慮し、県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減免を検討すべきである。【指摘事項－183】**

③ 自主事業に係る承認手続の欠如及び実績報告書への記載漏れ

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会では、多目的広場の活用、駐車場の一般利用など、様々な自主事業を行っている。**指定管理者申請要項上、自主事業の実施に当たっては、予め県と協議した上で、承認を得ることとされていることから、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場の利用料金体系などについて県の承認を得ておく必要があるが、自主事業に係る協議及び承認は行われていない。【指摘事項－184】**従って、**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、自主事業の実施に当たっては、利用料金体系を含む事業内容について、県と協議し承認を得るべきである。【意見－125】**

また、**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、令和3年度では、自主事業の実施により19,957千円の収入を得ている（西宮駐車場利用収入：16,412千円、自動販売機収入：764千円、多目的広場利用収入：2,780千円）が、事業報告書には、自主事業の実施状況や収支状況が記載されていない。【意見－**

【126】 従って、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県と協議し承認を得た自主事業の実施状況及び収支状況について、実績報告書へ記載し、県に報告すべきである。【意見－127】

【尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（尼崎西宮芦屋港ポートパーク）指定管理者申請要項】（一部抜粋）

3 指定管理者の業務
 (5) 自主事業の実施
 ②自主事業の条件
 ・自主事業の実施にあたっては、予め県と協議したうえで、その承認を得ること。

④ 仕様書の業務範囲

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、下表のとおり、指定管理業務である係留施設の維持管理業務を団体正会員もしくは個人正会員に再委託しており、再委託業者は、業務仕様書に基づく業務を実施している。

番号	施設名	再委託先	会員
(i)	尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設 (尼崎西宮芦屋港ポートパーク)	A社	団体正会員
(ii)		B社	団体正会員
(iii)	東播磨港小型船舶係留施設 (東播磨港ポートパーク)	C漁業協同組合	団体正会員
(iv)		D商店	個人正会員

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先との間の業務仕様書を確認した結果、業務仕様書には詳細かつ具体的に業務内容が記載されているが、実際には行っていない業務も業務仕様書に記載されているなど、再委託契約における委託業務範囲が不明確となっているものが散見された。【指摘事項－185】

例えば、(i)・(ii)においては、業務仕様書では、適正利用の確認として「許可済票（ステッカー）の貼付を確認すること。」となっているが、ステッカーの確認は行っていなかった。また、(iv)については、個人正会員に主として係留施設の点検業務を委託しているが、当該委託契約に係る業務仕様書には、標準の仕様書を使用しているため、業務を実施していない清掃や除草業務等も記載されていた。

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、正会員に指定管理業務を再委託する場合、標準の仕様書を安易に使用するのではなく、両者間で業務範囲を明確にした上で、実態に即した業務仕様書に基づき、契約を締結すべきである。

【意見－128】

⑤ 委託業務の再委託

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、小型船舶係留施設維持管理業務の一部について、下表のとおり、第三者（会員又は賛助会員）へ再委託を行っている。

契約形態	業務内容	再委託業者名	会員
委託業務	小型船舶係留施設維持管理業務	A社（那波地区）	正会員
		B社（那波簡易地区）	賛助会員
		C社（野瀬地区）	正会員
		D社（千鳥地区）	正会員
		E社（千鳥地区）	正会員
		F社（志筑地区）	正会員
		G社（気比地区）	正会員

業務委託契約書では、委託業務の再委託を原則として禁止しており、仮に再委託を実施する場合には、県の承諾が必要とされている。しかし、**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、小型船舶係留施設維持管理業務の一部を第三者に再委託する際、業務委託契約書で定められた事前承諾手続等を行っていない。**【指摘事項-186】従って、**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、委託業務の再委託を行う場合、業務委託契約書上の再委託の取扱いを慎重に確認し、県への事前承諾手続を適切に実施すべきである。**【意見-129】

一方、**県と兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先に係る業務委託契約書を確認した結果、業務委託内容が全く同じであり、県に報告される業務実施報告書上も兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先のどちらが実施したものが判然としないものが散見された。**【指摘事項-187】従って、**兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、再委託先との業務範囲を明確にし、それぞれ具体的な業務報告を行うとともに、再委託先が実施した業務の確認方法及び結果なども具体的に報告すべきである。**【意見-130】

【業務委託契約書（西播磨県民局）】（一部抜粋）

兵庫県西播磨県民局長（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会（以下「乙」という。）とは、那波地区・野瀬地区・那波簡易地区・千鳥地区・上仮屋地区簡易小型船舶係留施設（ボートパーク）（以下「本施設」という。）に係る維持管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（業務委託の禁止）

第9条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

【業務委託契約書（但馬県民局）】（一部抜粋）

兵庫県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会（以下「乙」という。）とは、津居山港気比地区小型船舶係留施設（ボートパーク）（以下「係留施設」という。）に係る維持管理業務の委託に関し、平成14年10月1日に締結した協定書に基づき、次のとおり契約を締結する。

（業務委託の禁止）

第9条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、**甲の承諾を得た場合は、この限りではない。**

⑥ 不透明な委託契約

津居山港気比地区小型船舶係留施設に係る維持管理業務について、下表のとおり、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、同一業者（G社（⑤の表中の業者））との間で、業務内容が全く同じ再委託契約を複数締結していた。

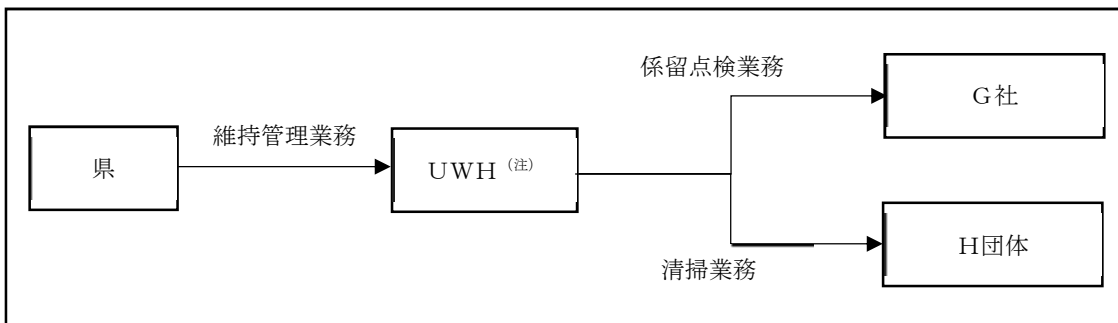
【津居山港気比地区小型船舶係留施設に係る維持管理業務に係る再委託の状況】

番号	契約形態	契約日	業務内容	再委託業者	委託金額 (円)
(i)	委託契約	令和3年10月1日	小型船舶係留施設維持管理業務	G社	1,006,000
(ii)	委託契約	令和3年10月1日	小型船舶係留施設維持管理業務	G社	197,000

<業務内容>

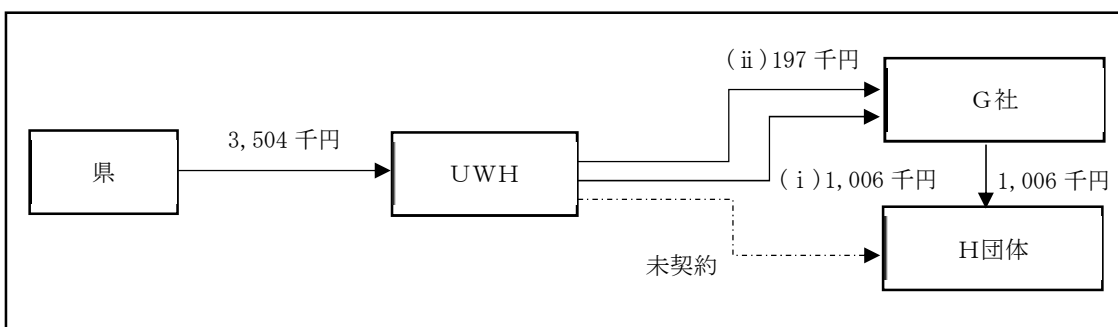
1. 係留施設の管理、事故等災害の防止及び秩序の維持に努めること
2. 係留施設について次に掲げる内容の点検を週2回実施、施設の安全を確保すること
 - (1) 係留施設の損傷の有無を点検すること
 - (2) 許可を受けた使用者に対し、係留施設の利用方法の指導を行うこと
 - (3) 許可船舶の係留位置を点検すること
 - (4) 無許可船舶の係留の有無を調査すること
 - (5) 許可済証（ワッペン）の貼付を確認すること
 - (6) 沈没船の有無を調査すること
3. 係留施設及びその周辺において清掃（処分を含む。）を週2回実施するとともに、利用者に対して清掃保持に努めるよう指導すること
4. 駐車場等の清掃及び除草などを定期的に行うこと
5. 利用者から係留施設廃止届の提出があった場合は、甲の連絡を受け、現地確認を行うこと
6. 連絡体制に基づく、関係機関及び施設利用者に対し連絡を行うこと
7. 土木事務所が施設の補修を行う際、乙はこれに協力するものとする
8. 各小型船舶係留施設の利用申し込み者等からの問い合わせに対し、甲・乙協議の上、空き状況の情報等を提供するなど利用者調整を行うとともに、全般的なマナー、ルールの意識啓発対策を実施すること
9. 上記2、3、4、5及び8の業務を実施した際は、その内容を別紙「小型船舶係留施設点検表（様式2）」、「利用者調整報告書（様式3）」に記入し、1ヶ月分をとりまとめるうえ、別紙「業務実施報告書（様式4）」により甲へ提出すること

【実際の取引】



(注) 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 (Orderly Utilization in Water Area of Hyogo Prefecture) の略称。

【契約関係】



契約内容について確認した結果、(i) の契約については、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会から民間企業（正会員）と団体（正会員）に維持管理業務を委託しているが、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と団体（正会員）は契約しておらず、民間企業（正会員）と団体（正会員）との間で別途業務委託契約を締結しているとのことであり、実際の取引と契約関係との間に齟齬が生じている。【指摘事項－188】

また、(ii) の契約については、上記と業務内容が全く同じ契約書が交わされているものの、実績報告書が確認できない不透明な契約であり、県から支払われた委託料が兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会を經由して民間企業（正会員）に還流していることから問題である。【指摘事項－189】

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、実際の取引に即した透明性のある委託契約を締結すべきである。【意見－131】

⑦ 経費の按分比率

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県の指定管理業務以外に委託事業や自主事業等も行っているため、法人全体で共通的に発生した経費について

は、法人独自で決定した用役比に基づき各事業に一律に按分している。

【按分割合（用役比）】

非収益事業					収益事業	計
会費事業	業務委託事業	指定管理 東播磨	指定管理 西宮	指定管理 坂越	その他事業	
1%	17%	40%	25%	2%	15%	100%

しかし、按分比率に用いている用役比は、各事業の規模感という曖昧な基準に基づき算出されたものであり、収入割合や人員割合等の具体的な基準に基づき算出されてものではないため、各事業に按分された経費が合理的であるとする論拠は乏しい。【指摘事項－190】

この点、県に報告される年度収支計算書の経費は、按分比率を用いた数値で報告されているため、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、合理的な按分比率に基づき算出した経費を基礎として年度収支計算書を作成し、県に報告すべきである。【意見－132】

(4) 尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（指定管理者：新西宮ヨットハーバー）

3（2）参照

別 添 指摘事項及び意見のまとめ		
I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数		
監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
1. 全般的事項		
(1) ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免	4	3
(2) 県管理港湾に係る港湾別収支	1	1
(3) 県営クレーン更新投資	1	1
(4) 港湾台帳	5	5
(5) 港湾施設の管理	4	3
(6) ひょうごインフラ・メンテナンス計画	0	1
(7) 港湾施設使用料の算定根拠	2	2
(8) 県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得	1	1
(9) 港湾施設の緊急小規模工事	1	1
(10) 港湾整備事業特別会計条例	2	1
(11) 法第49条に基づく収支報告	1	1
(12) 県港湾条例第13条（譲渡等の禁止）	1	1
(13) 県港湾条例第16条（原状回復義務）	1	1
(14) 港湾施設に係る国有資産等所在市町村交付金	1	1
(15) 岸壁又は物揚場への船舶係留許可を不要とする施設に係る指定告示	1	1
(16) 入札公告における入札参加申込書の受付期間	1	1
計	27	25
2. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）		
(1) 東播磨県民局（加古川土木事務所）	9	7
(2) 阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）	24	17
(3) 中播磨県民センター（姫路港管理事務所）	16	15
(4) 淡路県民局（洲本土木事務所）	30	8
(5) 但馬県民局（豊岡土木事務所）	15	13
(6) 西播磨県民局（光都土木事務所）	18	9
計	112	69

監査項目	指摘事項	意見
3. 外郭団体		
(1) ひょうご埠頭	3	4
(2) 新西宮ヨットハーバー	22	15
計	25	19
4. 指定管理施設		
(1) 全般的事項	10	6
(2) 相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）	6	4
(3) 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）	10	9
(4) 尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（指定管理者：新西宮ヨットハーバー）	3（2） 参照	3（2） 参照
計	26	19
合計	190	132

II. 指摘事項及び意見

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

1. 全般的事項

(1) ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-1】	県は、ひょうご埠頭の財政状態及び経営成績を考慮することなく、過去から港湾施設使用料に関する多額の減免を継続した結果、ひょうご埠頭には約14億円の資金が蓄積されることとなった。この資金は、監査委員や議会の審査を受けることなく、港湾整備事業特別会計の枠外で事業を実施するために利用することができる県にとっては都合の良い「第二の財源」となり得るものであり、県民に対して港湾整備事業特別会計の収支が適正に開示されない結果を生んでいる。	◎	127
【指摘事項-2】	ひょうご埠頭に多額の資金や利益剰余金が計上されているにも関わらず、県が、本来の使用目的に合致した目的で使用許可を付与した港湾施設について、制度趣旨が全く異なる行政財産の目的外使用の使用料算定方法を準用した上で使用料を減免することは、本来の必要額や適正額を超える減免を実施することに繋がりがねず、合理性を欠くものである。	◎	129
【指摘事項-3】	県は、ひょうご埠頭に対して、使用料の全部又は一部を減免しており、これは、県港湾条例第9条の2第3号の「前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき」に該当することを理由としているものと考えられる。しかし、県がひょうご埠頭に対して発行した令和3年度港湾施設使用料通知書には、港湾施設使用料の金額が記載されているのみであり、減免理由が明記されていないことから、県港湾条例第9条の2のいずれの条項に基づく使用料の減免であるか否かが不明瞭である。	○	131
【指摘事項-4】	県は、ひょうご埠頭本店より姫路港広畑港区野積場他に係る港湾施設用地使用許可申請書を受領し、減免後の使用料を算定した上で、令和3年度の港湾施設使用料を通知しているが、ひょうご埠頭本店からは減免理由が記載された減免申請書類は提出されていない。従って、県は、減免申請していない港湾施設利用者に対して、県の判断により減免措置を実施していることとなり、減免手続に瑕疵が認められる。	○	131
【意見-1】	港湾施設の公共性を維持し、利用者の要望に的確に応えるかたちで安定的に港湾施設を運営する観点から、県が、ひょうご埠頭に対して実施する港湾施設使用料の減免を否定するものではないが、ひょうご埠頭には多額の資金や利益剰余金が計上されている点を踏まえた上で、県は、減免の必要性も含めて改めて慎重に検討すべきである。その結果、ひょうご埠頭に対して使用料を減免する場合には、外郭団体との取引であり、より一層透明性を確保する必要があることを強く意識するとともに、他の港湾施設利用者に対する公平性に十分に配慮した上で、合理的な方法に基づき減免額を算定すべきである。	◎	130
【意見-2】	県にとって都合の良い「第二の財源」となり得るひょうご埠頭の多額の資金は、減免がなければ港湾整備事業特別会計の枠内で適正に	◎	130

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	執行されるべき性格のものである。従って、ひょうご埠頭は、県との協議に基づき、当該資金を使用した港湾施設の整備・修繕に係る将来計画を策定し、計画に従った事業を着実に遂行するとともに、県は計画の進捗を適切にモニタリングすべきである。		
【意見-3】	県は、使用料の減免を行う場合には、港湾施設の利用者から減免理由を記載した減免申請書類を適切に入手し、県港湾条例第9条の2に定める減免理由への該当を慎重に検討した上で、港湾施設の利用者に対する使用料を通知すべきである。また、その際、使用料通知書には県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減免理由を明記すべきである。	○	131
(2) 県管理港湾に係る港湾別収支			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-5】	県は、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港については、法に基づき収支状況を把握するとともに、港湾計画に基づき、港湾施設の整備、更新、土地利用の促進等の取組みを積極的に進めているが、地方港湾については、これまで経営状況の把握は行われておらず、また、各港湾の利用状況や特徴を踏まえた上で、その発展に資するための具体的な計画は策定していない。	◎	137
【意見-4】	県は、国際拠点港湾や重要港湾と同様、毎年地方港湾についても収支等の経営状況を把握し、各港湾の特徴、地元住民や漁業組合等の港湾施設利用者の要望等を踏まえ、各地方港湾のあり方を具体的に検討すべきである。	◎	137
(3) 県営クレーン更新投資			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-6】	今回の県営クレーンの更新は、約36億円の大規模な設備投資であるにも関わらず、更新後のクレーン使用料は年間どの程度になるか、管理運営費や維持修繕費などの費用はどの程度必要か、野積場等の他の港湾施設の稼働率が上昇することで使用料はどの程度増加するか等の投資の効果について定量的に分析することなく、「老朽化」を理由に、下振れリスクを考慮しない楽観的な将来予測に基づき、安易に多額の設備投資を実施しようとしている県の姿勢に対しては疑問を呈さざるを得ない。	◎	142
【意見-5】	県は、県営クレーンの更新前に、設備投資額のうち使用料収入により回収する割合、計画稼働日数・時間、使用料減免率等を設定した上で設備投資の効果定量的に分析し、更新後は、実際の県営クレーンの稼働状況等に基づき、定期的に設備投資の効果把握すべきである。	◎	146
(4) 港湾台帳			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-7】	当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、現地調査を実施した全ての土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳は、全て旧様式で調製され、平成23年4月1日以降に新たに整備された港湾施設が複数あるが、それらの状況について、改正後の法施行規則第五号様式で作成していなかった。これは、法第49条の2及び法施行規則第14条第2項	○	147

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	に基づく適切な事務処理とは言えない。		
【指摘事項-8】	当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、港湾施設に該当しない施設について港湾台帳に記載している事例が散見された。	○	149
【指摘事項-9】	当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、現地調査を実施した全ての土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳について、港湾台帳上の項目に必要な情報の記載が不足している、港湾施設が更新されているが更新作業が行われていない、港湾施設が新たに整備されているが速やかに記載されていないなど、法施行規則第14条第4項に定める港湾台帳の更新事務が適時、適切に行われていない状況が非常に数多く確認された。	◎	152
【指摘事項-10】	県は、同一の港湾施設に対して、各土木事務所・港管理事務所と本庁が各々港湾台帳を調製して管理を行っているが、各土木事務所・港管理事務所からの情報に基づき、本庁の港湾台帳が適切に更新されていない事例が発見された。	○	152
【指摘事項-11】	港湾台帳は、港湾事業に係る様々な施策を遂行する上での重要な基礎データを提供するものであり、事業遂行に係る適切な意思決定を行うためには、港湾施設を漏れなく正確に記載することが極めて重要となる。現在、港湾台帳は手書きによる更新作業等を行いながら管理されているが、より効率的に台帳管理を行うには、港湾台帳の電子化が最適であると考え。そのような中、社会基盤システムでは、システム構築時にデータ化して取り込んだ港湾台帳の情報を有していることから、社会基盤システムを活用することにより、効率的に港湾台帳の電子化が実現できるものと考え。しかし、社会基盤システムに登録されている港湾台帳は新規登録時から更新されていないものが非常に多く、即座に港湾台帳の管理に社会基盤システムを活用できる状態とはなっていない。	◎	153
【意見-6】	改正後の法施行規則第五号様式と、県が現在使用している旧様式を比較した場合、改正後第五号様式の記載事項である事業費（総額・補助金）が、旧様式には記載されていないなど、法施行規則第14条第2項第3号に定める「その他当該港湾施設の概要をは握するために必要な事項」の多くが記載されておらず、現在、法が要求する港湾施設の管理及び利用に資する情報が十分に開示されていない状態にある。従って、県は、平成23年以降に新たに整備された港湾施設について、速やかに改正後の法施行規則第五号様式により港湾台帳を作成するとともに、様式で求められる記載項目については全て記載する対応を図るべきである。なお、法施行規則第14条第3項において調製することが求められている施設位置図について、現状、1つの地図に複数の港湾施設の位置情報をまとめて調製しているが、改正後の第五号様式が個々の港湾施設に関する様式であることの趣旨を鑑みると、平成23年4月1日以降の港湾施設の状況を示す図面（施設位置図）は、個々の港湾施設と個別に対応する方式で作成すべきである。	○	147
【意見-7】	県は、港湾施設に該当しない施設や県の管理対象外であり港湾台帳に記載する必要がない港湾施設を港湾台帳に記載しているが、記載する必要がない施設は港湾台帳の記載対象外とすべきである。	○	150
【意見-8】	港湾施設の管理目的と港湾施設に関する情報開示目的という2つの目的を適切に果たすために、県は、港湾台帳の更新事務を適時、適切に行うべきである。	◎	152
【意見-9】	県は、港湾台帳のデータ管理化を早急に進めるとともに、本庁と各土木事務所・港管理事務所が備える港湾台帳については一元的に管理すべきである。	○	153

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-10】	県は、港湾台帳の様式や記載内容の不備を修正し、法定台帳としての役割や機能を適切に果たす港湾台帳を整備する過程において、社会基盤システムを積極的に活用すべきである。なお、各土木事務所・港管理事務所における港湾施設は数多くあり、現在の県職員のみで実施することは現実的ではないため、適切な外注業者への委託の活用も検討した上で、速やかに港湾台帳の整備を進められたい。	◎	154

(5) 港湾施設の管理

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-12】	当包括外部監査における県内各地の土木事務所や港管理事務所での現地調査時に、各事務所での港湾施設、特に野積場を始めとする収益施設の利用状況をどのように管理しているかを確認した結果、事務所で独自に作成した利用状況管理表に基づき管理している場合、利用者が殆ど固定化されているため利用状況を管理するための資料を特段作成していない場合など、収益施設の統一的な管理が行われていなかった。	◎	154
【指摘事項-13】	県は、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を一元的に管理していない。	◎	154
【指摘事項-14】	当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が管理する港湾に係る港湾施設の現場視察を実施した結果、県港湾条例に定める使用許可申請等の手続が行われず、不適切に港湾施設が利用されている状況が非常に数多く確認された。	○	160
【指摘事項-15】	不適切な港湾施設の利用が継続した場合には、港湾施設使用料等の徴収漏れが発生し公平性を欠くとともに、他の港湾施設利用者の利用機会を不当に制限することに繋がりがかねないが、県は、不適切な利用状況が数多く発生している事実を認識していない又は放置している。	○	160
【意見-11】	県は、各土木事務所・港管理事務所において、統一的な方針に基づき収益施設を管理するとともに、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を適時適切に把握できる体制を整備すべきである。	◎	154
【意見-12】	県も、一部の未利用港湾施設について、港湾利用以外の使用も検討する方針としているが、長期にわたり未利用の状態が継続している実態を踏まえ、港湾利用以外の使用を早期に可能とする措置を講じるとともに、当該地の情報（場所、面積、現況写真等）を県のホームページに掲載するなど、港湾利用者以外の者に対する情報提供を積極的に行うべきである。	◎	159
【意見-13】	県は、各港湾への定期的な巡回を通じて、港湾施設が適切に利用されているかを確認し、港湾施設利用者に対する指導及び監督を適切に実施するとともに、不適切な利用を行う港湾施設利用者に対しては、県港湾条例第19条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うべきである。	○	160

(6) ひょうごインフラ・メンテナンス計画

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-14】	港湾施設の維持更新に当たっては、施設の老朽化の進行度が重要な判断要素となることは当然であるが、港湾施設は物流や人流の輸送拠点としての利便施設としての性格を有するため、観光施設や企業の動向などの背後地の情勢も注視する必要があるため、また、港湾施設の利用状況や地元住民、漁協関係者との調整など様々な要素を加味	○	162

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	して実施の優先性や工事方法等を検討する必要がある。更には、これまで把握されてこなかった港湾別の収支状況を考慮要素とすることで、限りある予算をより一層効率的かつ効果的に配分することが可能となると考えられる。従って、新たなひょうごインフラ・メンテナンス計画を策定する上で、港湾別の収支状況を一指標として活用することが望まれる。		

(7) 港湾施設使用料の算定根拠

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-16】	県に対して係船料単価の算定根拠を確認した結果、県港湾条例制定当時（昭和38年）から昭和57年までの係船料単価の改定に用いた資料は保管しておらず、引継資料なども残っていないため、現在では算定方法は不明であるとのことであった。また、近年は、港湾施設使用料を含め全ての使用料の改定の可否は、全庁的な方針に従って判断することとしており、長らく改定は見送られている状況で、基本的に消費税率の引き上げ時にその増税相当分を係船料単価に反映する改定を行っているのみである。そのため、現在の単価が社会経済情勢の変化等を踏まえた適切な水準となっているかの検証を十分に行うことが出来る状態にあるとは言い難い。	○	164
【指摘事項-17】	係船料以外の各使用料等の中には、係船料の単価と同様、当初の算定方法及びその根拠が曖昧又は不明なものも含まれており、単価の見直しの可否が十分に検討されず、社会経済情勢の変化に応じた適切な使用料単価が設定されていないものと考えざるを得ない。	○	168
【意見-15】	県港湾条例上の使用料単価の算定根拠は、適切な使用料の徴収の根幹となるものであり、改定の可否を検討する際には必須のものであることから、県は、今後その積算方法等を適切に保管すべきである。	○	164
【意見-16】	各使用料の算定方法を決定し、その根拠となる数値等のデータは時系列で追跡可能なものとする、使用料の変更の可否を検討する基準（例：毎年度検討する、各使用料の算定に使用した指標が30%変動した場合に検討するなど）を設ける、算定方法及び変更の可否を検討した資料を適切に保管するルールを設定するなど、明確な根拠に基づき適切な使用料等を算定し、必要に応じて適時に見直す体制を整備すべきである。	○	168

(8) 県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-18】	県債管理基金が、一般会計で保有していた新西宮ヨットハーバー株式会社850,000千円を同額で取得した取引は、県債管理基金条例第1条に違反しており、また、県債管理基金が、基金に属する現金850,000千円を新西宮ヨットハーバー株式で管理することは、県債管理基金条例第3条に違反している。これは、地方自治法第241条の趣旨を蔑ろにするものであり、大きな問題である。	◎	174
【意見-17】	県は、県債管理基金が新西宮ヨットハーバー株式を保有することは県債管理基金条例に違反しているという事実を強く認識し、県政改革の一環として、早急に解消に向けた措置を講じるべきである。	◎	174

(9) 港湾施設の緊急小規模工事			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-19】	県は、港湾施設の緊急小規模工事に係る実施要領は策定しておらず、対象作業が明確化されていないため、緊急性があるとは言い難い及び小規模とは言い難いにも関わらず、緊急小規模工事契約の対象業務として実施されている事例が散見された。	○	175
【意見-18】	県は、港湾施設の特性を踏まえた上で、緊急小規模工事の対象作業等を定めた港湾施設の緊急小規模工事に関する実施要領を策定し、当該要領に従った事務処理を行うべきである。	○	176
(10) 港湾整備事業特別会計条例			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-20】	公営企業の経理は特別会計を設けて行う必要があり、特別会計は地方公共団体の条例で設置されることから、地方財政法施行令における港湾整備事業の範囲と、県の港湾整備事業特別会計条例の対象範囲は一致させておくべきものであるが、県の条例上、埋立事業や貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業は対象外とされており、齟齬が生じている。	◎	177
【指摘事項-21】	港湾整備事業特別会計の歳入歳出決算報告書等を確認した結果、野積場使用料や工作物設置料、さらには土地売却収入や臨海土地造成整備事業債など、明らかに「荷役機械、上屋及び倉庫の建設及び運営」に係る歳入歳出には該当しない項目が計上されている。これは、港湾整備事業特別会計条例上、区分経理の対象とされていない事業に係る歳入歳出が港湾整備事業特別会計において経理され、同条例の設置目的と歳入歳出決算報告書との間で齟齬が生じていることを意味する。	◎	178
【意見-19】	県の港湾整備事業特別会計条例の対象範囲は、地方財政法施行令及び港湾整備事業特別会計に係る歳入歳出決算報告書と齟齬が生じていることから、これらを整合させるよう、同条例を改正すべきである。	◎	178
(11) 法第49条に基づく収支報告			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-22】	県は、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港に係る収支報告（経営関係収支報告・建設関係収支報告）を作成しているが、法第49条に基づく県のホームページ等による公表を行っていないかった。	○	178
【意見-20】	県は、法第49条に基づき、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港の収支報告を県のホームページで公表すべきである。なお、この場合、経年での比較可能性を担保するため、当該事業年度のみならず、過年度の収支報告についても継続的に掲載すべきである。	○	178
(12) 県港湾条例第13条（譲渡等の禁止）			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-23】	県港湾条例第13条では、許可によって生ずる権利義務の「譲渡」と「転貸」のみが制限され、「担保に供すること」が制限されていない。すなわち、港湾施設の使用許可を受けた者が、自己の利益（例えば、第三者からの借入）のために、港湾施設の使用許可権を担保として	○	179

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	提供することについては、何らの制限もなく、自由に行うことができる」と解釈できる。港湾施設の使用や、使用等の許可によって生ずる権利義務の譲渡又は転貸には、知事の許可を必要とする一方、担保権の実行又は行使により、港湾施設の使用権を知事の許可なく得ることができることは均衡を逸すると思料される。		
【意見-21】	県は、県港湾条例第4条第1項の許可によって生ずる権利義務を担保に供することを制限するよう、県港湾条例第13条の改正や県港湾条例第5条に基づく使用許可条件を付すことなどを検討すべきである。	○	179

(13) 県港湾条例第16条（原状回復義務）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-24】	港湾施設の使用許可を受けた者は、仮に引き続き使用する場合であっても、特段の理由があることにつき知事の許可を受けない限り、県港湾条例第16条に基づき使用期間終了時に、一旦原状回復義務を履行しなければならないこととなる。県港湾条例第11条において、港湾施設の使用期間は原則として10年を超えることはできないとされているが、実際には、3ヶ月や1年という期間で使用が許可され、その後も同一の者から使用許可の申請が行われ、県が使用を許可するということが繰り返されており、結果的に同一の者が長期にわたり継続的に港湾施設を使用している。これでは、県港湾条例第16条に基づく知事の承認がないにも関わらず、新たな使用許可に基づき使用期間終了日の翌日から引き続き使用する者に対して、県が原状回復義務の履行を課すことなく港湾施設を使用させていることになる。	○	180
【意見-22】	県は、使用期間終了日の翌日から引き続き使用する場合には原状回復義務の履行を要しないことについて、県港湾条例第16条に基づく知事の承認手続を行う、又は、県港湾条例第5条に基づく使用許可条件を付すなど、利用実態に合った手続等を行うべきである。	○	180

(14) 港湾施設に係る国有資産等所在市町村交付金

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-25】	県港湾規則別表第2の備考欄にある交付金相当額等の徴収に係る記載は、国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨とは異なる徴収事務を実施する必要があると解釈する余地を生む表現となっており、合理性を欠くものである。	○	181
【意見-23】	県は、国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨を踏まえ、県民に誤解を与えない表現とするよう県港湾規則別表第2を改正すべきである。	○	181

(15) 岸壁又は物揚場への船舶係留許可を不要とする施設に係る指定告示

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-26】	岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定について規定している条項は、県港湾規則第6条第1項第1号でなく、第2号であり、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」（昭和43年5月1日告示第449号の2 最終改正平成27年10月23日告示第877号）には、指定の根拠であ		182

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	る県港湾規則の条項が誤って記載されている。		
【意見-24】	県は、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」に記載されている県港湾規則の条項を速やかに修正すべきである。		182

(16) 入札公告における入札参加申込書の受付期間

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-27】	県は、「あくまで公告を行った日から起算して7日間以上を確保した上で、休日は申込の作業ができないという趣旨で(注2)を適用している」と判断しているが、(注2)の記載では期間そのものが除かれるため、入札参加申込書の受付期間を短く設定しているとの誤解を招く。	○	184
【意見-25】	県は、入札公告の雛形を改正するなど、入札公告における入札参加申込書の受付期間について、入札参加者に正しく理解されるよう努めるべきである。	○	184

2. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）

(1) 東播磨県民局（加古川土木事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-28】	特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま設計金額、予定金額として利用していることは、契約の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。		185
【指摘事項-29】	二見及び尾上地区港湾施設環境維持管理業務の委託契約締結に係る決裁書では、「委託金額については県港湾課、土木、UWHで協議し了承済」と記載されているのみで、委託料の積算根拠や理由などについては記載されていないため、契約金額が適切であるか否かを客観的に判断することができない。	○	186
【指摘事項-30】	明石市や高砂市については、支出の根拠資料（契約書、請求書、領収証など）を始めとする詳細な資料を添付し、報告書を提出していたが、例えば、加古川市に委託した別府港緑地維持管理業務については、「上記の業務が完了しましたので報告します。」とのみ記載された業務完了報告書と、歳入歳出の実績金額を表に示しただけの精算報告書が提出されているのみで、委託業務が適切に履行されたか否かを確認するために必要な情報が十分に報告されていなかった。		186
【指摘事項-31】	加古川土木事務所における東播磨港高砂地区高砂海浜公園改修工事(4)について、「工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書」を閲覧した結果、再委託先である警備業者について、下請負状況への記載が漏れていた。		187
【指摘事項-32】	即納業務を行っている見張所には釣銭が準備されていないため、お釣が生じた場合には、見張所職員自身が予め用意した現金で支払われている。		188
【指摘事項-33】	新設の200t吊クローラクレーンは令和4年1月18日に納品されているが、納品日から約8ヶ月経過している当包括外部監査の現場視察当日(令和4年9月8日)時点では、港湾台帳の更新事務が行われていなかった。また、200t吊クローラクレーン前に荷さばき地があるが、加古川土木事務所は港湾台帳に記載していない。		188

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-34】	二見公共埠頭の野積場の面積が19,536.31㎡から平成13年12月6日に66,049.16㎡、平成27年4月1日に50,724.63㎡に変更されているが、港湾台帳を更新していない。		188
【指摘事項-35】	高砂海浜公園 60,000㎡について、港湾台帳の付図である施設位置図を作成していない。		189
【指摘事項-36】	尾上地区緑地 17,000㎡について、港湾台帳へ施設番号を記載していない。また、港湾台帳の付図である施設位置図を作成していない。		189
【意見-26】	加古川土木事務所は、見積合せを実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の見積事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があり、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。		185
【意見-27】	加古川土木事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。	○	186
【意見-28】	加古川土木事務所は、各市町に対して、委託業務が適切に履行されたか否かを確認する上で必要な情報を報告するよう指導すべきである。		186
【意見-29】	工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書は、不適切な下請業者を排除する観点から下請けの状況確認が必要であることや、適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、加古川土木事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。		187
【意見-30】	入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。		188
【意見-31】	加古川土木事務所が予め釣銭を準備するとともに、盗難や横領等が発生しないよう適切に管理すべきである。		188
【意見-32】	加古川土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。	○	188

(2) 阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-37】	尼崎港管理事務所は、滞納者に対して再三督促等を行っているものの、新たな事業の成功により納付が可能となる等の滞納者の説明について、根拠資料を入手し、事業の実現可能性を十分に検討しなかったことは滞納者の主張を鵜呑みにしたのと同然である。また、当該地区で港湾業を行うためには免許が必要であり、事業を引き継ぐことができる引受先を見つけることが困難である等の理由から、港湾施設の使用不許可の判断を先送りにした。その結果、平成14年度から20年間という長期にわたり滞納が継続的に発生し、かつ、令和3年度末時点の滞納額が3億円以上（延滞金を加味すれば5億円以上）と多額となる事態を招いた点については、大いに問題があると言わざるを得ない。	◎	192
【指摘事項-38】	滞納者の資金繰りが悪化し、滞納額が年々増加している状況下で、尼崎港管理事務所内でどのような議論を行い、どのような判断で支払の猶予を行ったか等について、会議の議事録等には具体的な記載	◎	192

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	が十分に行われていない。そのため、当時どの程度踏み込んだ検討が行われているかを確認することが出来ないとともに、多額の滞納が発生した原因を分析し、今後の教訓として生かすことが出来ない。		
【指摘事項-39】	尼崎港管理事務所では、港湾施設の使用許可を行った後、事業者が施設（野積場等）に事後的に事務所等の工作物を設置していないかどうかについて、定期的に現地確認を実施していないため、本来徴収すべき使用料が徴収できていない可能性がある。		194
【指摘事項-40】	県港湾条例第13条では、港湾施設の使用権等を知事の許可なく譲渡又は転貸することは禁じられており、また、「東海岸町地区公共ふ頭管理運営要綱」第4条2項では、県の許可なく転貸することができないと規定されているにも関わらず、港湾施設（野積場）の使用許可を受けた者が、県の許可なく、別の者に転貸している事例が発見された。		194
【指摘事項-41】	尼崎港管理事務所の往査時に、入札に使用された予定価格調書を確認した結果、予定価格決定者が記入されていない予定価格調書が散見された。		196
【指摘事項-42】	令和3年4月以降、尼崎港管理事務所に工事業務課が設置されたことから、本来であれば、尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定の上、入札参加者の選定を実施すべきであったが、当該要綱は制定されていない。従って、令和3年4月以降に実施された入札参加者の選定は、その根拠を欠くものである。		197
【指摘事項-43】	尼崎港管理事務所の少額入札参加者選定委員会記録を確認した結果、会長（所長）、副会長（副所長（事務））、委員（副所長（技術））の3名が署名する形式となっている。入札参加者の選定は、最も重要な入札事務の一つであり、尼崎港管理事務所の組織規模を鑑みれば、余程の事情が無い限り、所長と2名の副所長の3名全員が関与して決定すべきであるが、殆どの場合、会長（事務所長）、委員（副所長（技術））の2名のみで決定されており、不適切である。		197
【指摘事項-44】	まさごⅡ定期点検業務の予定価格は942,840円とされており、見積合せの結果、全ての業者の見積金額が予定価格を超過しているにも関わらず、最低の見積金額を提示した業者を落札業者として決定し、当該業者の見積金額（994,642円）を契約金額として契約を締結している。これは、予定価格の上限拘束性を定めた地方自治法第234条第3項に照らして不適切である。	○	198
【指摘事項-45】	見積結果表には、事務所長、副所長（2名）、業務管理課長、担当（2名）の計6名が手書きで確認のサインをしており、予定価格を超過する落札価格で業者を決定する点について6名全員が看過することは想像し難い。仮に、6名全員がその点を看過したとすれば、委託業者の選定手続が極めて形式的で杜撰であると言わざるを得ない。	○	199
【指摘事項-46】	尼崎西宮芦屋港尼崎のびのび公園管理業務に係る業務完了検査票の報告日及び検査日、委託業務確認書の完了年月日及び検査年月日について、本来「令和4年」と記載すべき箇所を「令和3年」と記載されている。また、業務完了検査票の検査日（令和3年3月31日）は、報告日（令和3年3月28日）よりも後の日付となっている。さらには、業務完了検査票と委託業務確認書の検査年月日は、異なる日付となっている。		200
【指摘事項-47】	兵庫県立甲子園浜海浜公園管理業務に関して、西宮市からは令和4年4月20日付で事業報告書が提出されているにも関わらず、業務完了検査票及び委託業務確認書の検査年月日はそれより前の令和4年3月31日とされている。また、業務完了検査票には、検査結果の記載は無く、業務完了検査票及び委託業務確認書のいずれも事務		201

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	所長の確認が行われていない。		
【指摘事項-48】	尼崎港管理事務所における委託業務の確認検査は、適切に行われているとは言い難い。		201
【指摘事項-49】	標識灯補修業務の委託契約締結に係る決裁書では、契約金額について「支出負担行為額（予定） 1,943,700円（税込・見積書）」と記載されているのみで、契約金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することが出来ない。	○	202
【指摘事項-50】	東川・新川排水機場管理業務の委託契約締結に係る決裁書では、契約金額について「昨年度契約と同額となります。」と記載されているのみで、契約金額の積算根拠を入手し、金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することが出来ない。	○	202
【指摘事項-51】	尼崎西宮芦屋港芦屋沖港湾緑地等（潮芦屋緑地・ビーチ・東護岸（南））管理業務等の委託業務に関する各市から提出された報告書を確認した結果、各市は委託業務の一部を第三者に再委託しているが、県の承諾を得ておらず、また、尼崎港管理事務所では、当該手続の瑕疵について看過していた。		203
【指摘事項-52】	契約金額の根拠として、「一式」とのみ記載された見積書しか入手しておらず、また、委託料の一部には、委託業務に全く無関係と言える兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会が尼崎港管理事務所に代わって実施した沈船処分業務の経費相当の補填額が含まれている可能性があるなど、尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後のボートパークの運営検討業務に係る契約手続は極めて不適切であり、また、契約金額も合理性を欠くものと言わざるを得ない。	◎	204
【指摘事項-53】	尼崎港管理事務所における請負工事について、「工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書」を閲覧した結果、書類上の不備が散見された。		204
【指摘事項-54】	尼崎港管理事務所における請負工事のうち、甲子園物揚場耐震対策工事（その6）の工事完成届を確認した結果、工事完成日が空欄となっていた。		205
【指摘事項-55】	当包括外部監査の現地調査時に、鳴尾川防潮堤耐震対策工事（その14）における（一社）建設物価調査会への特別調査資料を徴求した結果、工事契約書類に綴じられておらず、現地調査時には確認することができなかった。		206
【指摘事項-56】	神崎川航路は、フェニックス事業用地の埋め立てにより数年前より無くなっているが、港湾台帳を更新していない。		206
【指摘事項-57】	尼崎港の各ふ頭用地には県管理の野積場が存在するが、港湾台帳に記載していない。		207
【指摘事項-58】	当包括外部監査において、ひょうご埠頭が県から使用許可を受け、同社が他の事業者へ転貸している野積場の現場視察を実施したが、現場視察当日（令和4年9月13日）において、野積場からエプロン（岸壁の接岸施設から上屋又は野積場に至るまでの平坦な場所であり、貨物の積卸しのための仮置、荷さばき、荷物の搬出入、荷役のための車両の走行のために設けられているエリア）部分に大幅に土砂がはみ出しており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		207
【指摘事項-59】	港湾調査表（入出港届控）により現場視察を実施した月（令和4年9月）の係留状況を確認した結果、現場視察当日の前後約1週間は、係留実績がないことから、少なくとも1週間は放置されていた状況であると推察される。週に数回、見回りをしているとのことであったが、形式的な見回りに留まり、事業者に対する適切な指導が行われていないと判断せざるを得ない。		207

指摘事項/意見	内容	重要度	報告書頁
【指摘事項-60】	当包括外部監査の現地調査時に、「ふ頭用地の利用状況調」の作成方法について確認した結果、前年度と同資料の面積に当年度の異動状況を加減算して作成しているのみで、令和3年度末時点での実際の使用許可面積と整合しているかについて確認していないとのことであった。このため、甲子園地区と鳴尾地区について、実際の使用許可面積に基づき積算した面積と「ふ頭用地の利用状況調」の使用許可面積を比較した結果、両者の面積に差が生じていた。		208
【意見-33】	尼崎港管理事務所は、滞納が発生した場合には督促を行うとともに、対応方針に関して事務所内で十分に検討し議事録等に詳細に記載する、また、滞納者の財務諸表を入手し、支払余力の有無を分析・確認する、さらに、今後の事業計画の実現可能性について、十分な根拠資料を基に判断するなど、検討過程の透明性や事後的な検証可能性を十分に確保するとともに、安易に判断を先送りせず、滞納者に対して毅然とした態度で対応すべきである。	◎	192
【意見-34】	尼崎港管理事務所は、係留時間が当初の予定通りであったかどうか事後的に確認し、適正な港湾施設使用料を徴収するために、例えば、事務所の職員が定期的に見張りを行う、又は見張り業務を委託し、事務所の職員が巡回日誌をチェックするなどの見張りによる確認を実施する、あるいは、出港時の入出港届を確認するなどの対応をすべきである。		194
【意見-35】	尼崎港管理事務所は、適正な使用料を徴収するために、定期的に現地を視察し、無断で工作物等を設置したり、区画を超えて使用したりしていないかどうかの確認を行うべきである。		194
【意見-36】	尼崎港管理事務所は、県港湾条例に基づき、港湾施設（野積場）の転貸に関する申請を適切に行うよう業者に対して指導するとともに、転貸の必要性等を十分に検討した上で、許可を行うべきである。		195
【意見-37】	入札の透明性、公正性、公平性を確保する上で、予定価格の決定は最も重要な入札事務の一つであることから、尼崎港管理事務所は、予定価格調書を適切に作成すべきである。		196
【意見-38】	尼崎港管理事務所は、早急に尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定の上、入札参加者の選定を実施すべきである。また、要綱の策定に際しては、事務所長と2名の副所長の3名全員が関与して決定するなど、入札の透明性、公正性、公平性を確保する必要があることに留意すべきである。		197
【意見-39】	尼崎港管理事務所は、見積合せを実施する際には、手続上の瑕疵が生じることがないように慎重に進めるとともに、事務所長を始めとする上席者は適切に管理、監督すべきである。	○	199
【意見-40】	尼崎港管理事務所は、委託業務の確認検査について、土木委託業務検査取扱要領に従い、適切に実施すべきである。		201
【意見-41】	尼崎港管理事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。	○	202
【意見-42】	尼崎港管理事務所では、各市と委託契約を締結する際、再委託の予定の有無等を確認し、承諾手続を実施するよう各市に対して指導すべきである。		203
【意見-43】	尼崎港管理事務所は、契約事務手続に係る県の取扱いを改めて確認し、契約事務の透明性、公正性、公平性の確保に努めるべきである。	◎	204
【意見-44】	工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書は、不適切な下請業者を排除するためにも下請けの状況確認が必要であること、また適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、尼崎港管理事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。		204

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-45】	工事完了を示す重要な書類であるため、尼崎港管理事務所は、適正な完了届を入手するよう業者への指導を徹底すべきである。		205
【意見-46】	家族の介護などがあった場合にも変更事由として認める余地を残すためのバスケット条項を入れるなど、技術者の変更に係る要件を柔軟にすることが望まれる。		205
【意見-47】	過去の同工事に綴じられているとのことであったが、担当者の変更があった場合、資料紛失等により円滑な業務遂行に支障をきたす場合もあることから、該当工事に係る根拠証憑は漏れなく保管すべきである。		206
【意見-48】	尼崎港管理事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。	○	206
【意見-49】	「ふ頭用地の利用状況調」は、野積場や上屋敷地などの収益施設の利用状況を把握する上で重要な資料であることから、尼崎港管理事務所は、実際の使用許可面積との整合性を確認するなど、每期正確に作成すべきである。		208

(3) 中播磨県民センター（姫路港管理事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-61】	姫路港管理事務所は、再委託（変更）承諾申請書を受領した場合、内容を精査の上、承諾する旨の通知を実施する必要があるが、姫路港網干大江島排水機場追加検討業務については、当該通知書の発行が漏れていた。		209
【指摘事項-62】	大江島排水機場第3号吐出弁緊急調査業務の委託契約締結に係る随意契約理由書では、契約金額について「工事金額 508,750円（税込）」と記載されているのみで、契約金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することができない。	○	209
【指摘事項-63】	福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート設置等の委託契約締結に係る各随意契約理由書では、契約金額について単に金額が記載されているのみで、それが適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することができない。	○	210
【指摘事項-64】	姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会等設置要綱を確認した結果、少額入札参加者選定委員会の業務としては、指名競争入札へ参加させようとする者の選定のみが明記され、それ以外の業務については記載が漏れていた。		211
【指摘事項-65】	姫路港管理事務所が、「平成8年11月1日付け（建）第481号土木部長通知」を理由として、姫路港飾磨貨物倉庫新築工事管理業務及び姫路港旅客ターミナル等基本・実施設計業務を（公財）兵庫県まちづくり技術センターへ随意契約により委託したことは不適切である。	○	211
【指摘事項-66】	東堀・中瀬水門管理委託業務等の委託業務に係る委託料の積算根拠を確認した結果、前年度と同額ということのみを理由として決定されており、各自治体から積算資料を徴取する等の手続は行われていなかった。	○	212
【指摘事項-67】	姫路港管理事務所は、債務者と納付額の増加を継続して交渉しているものの、債務者へのヒアリングのみで経営状況を確認している。納付期間が超長期に及ぶ可能性があり、納付額をどの程度に設定するかが非常に重要であるにも関わらず、決算書などの財務情報入手し、より精緻に状況を把握することが実施されていない。	○	214

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-68】	適切な港湾施設使用料を算定するために、姫路港管理事務所が行っている巡回パトロールは非常に重要な役割を占めているが、巡回パトロールを実施する管理事務嘱託員に対して、巡回方法、確認作業及び報告内容などの業務範囲や内容を具体的に定めていない。		215
【指摘事項-69】	公有財産規則上、土地の台帳価格は3年ごとに改定することとなっているが、姫路港管理事務所が用いている土地の台帳価格を確認した結果、平成26年1月1日時点の固定資産税課税標準額を使用しており、以降8年間、改定が行われていなかった。		216
【指摘事項-70】	県は、新クレーンの供用に向け令和3年度内に電気設備工事（2台分）の契約を行っているが、これは旧クレーンと新クレーンの2台体制、もしくは旧クレーンは廃止するものの、新クレーンを2台設置する体制を前提とした電気設備工事契約と言える。しかし、故障中の旧クレーンの存廃が決定していない中で、クレーン2台分の電気設備工事の契約を締結したことが妥当であったかという点については、疑問が残る。	○	218
【指摘事項-71】	決裁書に「緊急修繕であるため、製作者に依頼する」旨が記載されているのみで、製作者以外の他の業者に発注できない理由等、なぜ製作者に修繕を依頼する必要があるのかに関する理由が記載されていない。	○	219
【指摘事項-72】	当包括外部監査の現地調査時に、姫路港管理事務所における請負工事について、「工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書」を閲覧した結果、書類上の不備が散見された。		219
【指摘事項-73】	姫路港管理事務所における港湾台帳の閲覧及びヒアリングを実施した結果、削除すべき港湾施設の更新処理が行われていなかった。	○	220
【指摘事項-74】	姫路港管理事務所における港湾台帳の「清掃船及び通船」に記載すべき船舶「しおじ」について、港湾台帳に記載していない。		220
【指摘事項-75】	当包括外部監査における現地視察当日（令和4年9月27日）において、未許可の野積場に漁業協同組合の所有物と思われる船舶や車両、大量の網や漁具が置かれていた。		221
【指摘事項-76】	当包括外部監査における現地視察当日（令和4年9月27日）において、未許可の野積場の殆どに漁業協同組合の所有物と思われる船舶や漁具が置かれていた。		221
【意見-50】	姫路港管理事務所では、委託者より再委託（変更）承諾申請書を受領した場合、内容を精査の上、適時に承諾通知書を発行すべきである。		209
【意見-51】	姫路港管理事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。	○	211
【意見-52】	姫路港管理事務所は、早急に姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を改定すべきである。		211
【意見-53】	姫路港管理事務所は、随意契約は例外的に認められた契約形態であるということを再認識し、契約事務の公正性、公平性及び透明性を確保するため、随意契約を選択する場合には、その理由を明瞭に決裁書に記載すべきである。	○	212
【意見-54】	姫路港管理事務所は、各自治体から積算資料を徴取する、前年度の実績金額（内訳）を基に委託料を積算するなど、委託料の根拠を明瞭にした上で契約を締結すべきである。	○	212
【意見-55】	姫路港管理事務所は、少なくとも、会社の財務情報を入手して経営状況を把握し、その上で、債務者と実現可能な範囲で納付額の増額交渉を行うべきである。	○	214
【意見-56】	巡回パトロールを実施している管理事務嘱託員は、長年業務を行っているため、業務の内容等を理解した上で業務を実施していると考		215

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	えられるが、港湾施設使用料を適切に徴収する上で重要な役割を占めており、業務の属人化を避ける上でも、姫路港管理事務所は、適切な業務範囲や内容を具体的に定めるべきである。		
【意見-57】	より適切な申請を促すために、各事業者に対して納付書及び明細書を送付する際、設備等を新設した際に申請書を提出しない場合は、県港湾条例第19条第2号違反となり過料に処する旨を記載した案内文を添付することなどを検討すべきである。		215
【意見-58】	土地の台帳価格は、県が收受する港湾施設使用料を決定する上で基礎となる重要な価格であることから、姫路港管理事務所は、公有財産規則に従い、3年ごとに改定を検討すべきである。		217
【意見-59】	現在、旧クレーンの存廃についての結論は出ていないが、仮に旧クレーンを使用する場合には旋回減速機の修繕は難しく、新規に発注する場合には約30,000千円の費用が生じると想定されている。また、ひょうご埠頭への許可に基づくクレーン貸付基本額の算出根拠に基づけば、中島クレーンの想定稼働時間は1,500時間(=7.5時間/日×200日)とされているが、稼働状況が好調であった令和2年度及び令和3年度の実績稼働時間と比較したとしても、想定稼働時間の半分程度しか実際には稼働していない。県は、2台のクレーンの同時稼働も視野に検討を進めているが、過去の補修費用及び稼働時間を鑑み、費用対効果の観点からクレーンを2台同時に稼働させることは、合理性に乏しいと考えられるため、旧クレーンの長期修繕計画や公共性の側面等も勘案し、あらゆる観点から慎重に検討すべきである。	○	218
【意見-60】	製作者が海中の状況や樋門の寸法を熟知している、再調査費用が不要である、手戻りがない等が理由である旨の説明を受けたが、特定業者のみが速やかに業務遂行できるに足る十分な理由を、随意契約理由として具体的かつ詳細に決裁書又は随意契約理由書に記載すべきである。	○	219
【意見-61】	工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書は、不適切な下請業者を排除するためにも下請けの状況確認が必要であること、また適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、姫路港管理事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。		219
【意見-62】	姫路港管理事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。	○	220
【意見-63】	県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態となっているため、姫路港管理事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。		221
【意見-64】	県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態となっているため、姫路港管理事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。		221

(4) 淡路県民局(洲本土木事務所)

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-77】	洲本土木事務所では、滞納者に対する港湾施設の使用許可を更新する際、港湾施設使用料の金額が分納額を上回るにより未収債権が確実に増加することが予想される場合でも、使用許可を更新する合理性を具体的に検討していない。	○	225
【指摘事項-78】	元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行うことは、仮に工事の一部であったとしても、当初の入札時に自らが提示した価格よりも低い金額で受注することになること、		226

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	又、入札時に最低制限価格を設定する趣旨から逸脱する結果となる可能性も否定できず、入札の公正性、公平性及び透明性の観点からは、適切であるとは言い難い。		
【指摘事項-79】	6億7千万円もの事業費が投じられたにも関わらず、約25年もの間事業が休止され「塩漬け」状態となっている浦港整備事業に関して、本来であれば、環境の変化を踏まえ事業の今後のあり方について真剣に検討すべきであったが、長期にわたり漫然と埋立免許更新手続を進めた県の姿勢は、怠慢との誹りを免れない。	◎	231
【指摘事項-80】	「浦港の埋立免許更新に関する検討」業務は、県の取扱いでは、競争入札に付し業者を選定すべき業務である。しかし、洲本土木事務所は「指示伺い」という内部決裁手続により、全く別の業務である「淡路交流の翼港再整備検討業務」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。これは明らかに県の取扱いに反した事務であり、非常に不適切な事案である。	◎	232
【指摘事項-81】	県の様式等記載例上、入札に際し予定価格調書を作成する場合には、予定価格決定者の押印が必要であるが、洲本土木事務所の委託契約関係書類を確認した結果、予定価格調書を作成している全ての委託契約について、予定価格決定者の署名押印がなく空欄となっていた。		233
【指摘事項-82】	福良港津波防災ステーションHP運営業務、護岸詳細設計業務（その2）追加検討業務の2つの委託契約に係る随意契約理由書を確認した結果、契約金額の妥当性について記載が行われていなかった。	○	234
【指摘事項-83】	洲本土木事務所が所管している委託契約について予定価格調書の提示を求めた結果、津名港志筑地区小型船舶係留施設維持管理業務など31契約について、予定価格調書又は契約を決定した調書を作成しておらず、契約事務が著しく杜撰である。	○	235
【指摘事項-84】	洲本土木事務所は、郡家港港湾施設管理委託を始めとして、各市との間で随意契約により業務委託契約を締結しているが、随意契約理由書が未作成であった。	○	236
【指摘事項-85】	洲本土木事務所が各市と契約している業務委託契約書を確認した結果、再委託に関する条項が記載されていないなど、業務委託契約に織り込むべき契約条項が含まれていなかった。		236
【指摘事項-86】	洲本土木事務所が各市に対して委託した業務について、各自治体は第三者へ再委託を行っているが、県に対する再委託の承諾手続が行われていなかった。		236
【指摘事項-87】	洲本土木事務所が各市と契約している業務委託契約について、過去から継続して同じ金額で業務委託を実施しているが、契約金額を毎年度同一とすることの妥当性について評価していない。	○	236
【指摘事項-88】	県港湾条例第4条第1項第4号の規定により、港湾施設において募金等の行為をしようとする者は県から当該行為をすることについて許可を受ける必要があるが、協力金の收受行為について、夢舞台が地元漁業協同組合と設置した協議会からの許可申請状況を確認した結果、同協議会からの許可申請及び県の許可通知は行われていない。従って、同協議会は県の許可を受けることなく協力金の收受行為を行っていることになる。	○	237
【指摘事項-89】	事業運営に関する覚書が現在も有効で指定管理業務の一部について地元漁業協同組合が実施しているのであれば、指定管理業務の再委託に該当する。一方で、「指定管理者の公募に関するガイドライン」では、再委託の際には予め県に申請し承諾を受けることを求めているが、基本協定書には再委託に関する規定が設けられていない。	○	239
【指摘事項-90】	洲本土木事務所は、これらの事実について十分に把握していたはずであり、仮に改善に向けた指導や基本協定書の見直しを行っていれば	○	240

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	ば、是正可能であったにも関わらず、それが行われていないため、洲本土木事務所による指導・監督機能が十分に発揮されているとは言い難い。		
【指摘事項-91】	洲本港航路について、港湾台帳では水深が-4.5mとなっているが、施設位置図では水深が-5.5mとなっていることや、船の通り道である航路より陸地側にある泊地の水深が-7.5mとなっていることから判断すると、港湾台帳の更新が適切に行われていないと考えられる。		240
【指摘事項-92】	洲本土木事務所が管轄する港の内、淡路交流の翼港・津井港以外の全ての港において野積場が存在するが、全ての港で港湾台帳に記載していない。		240
【指摘事項-93】	収益施設利用状況調において、山田港の収益施設の利用率は6%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆ど全ての野積場において漁具が置かれ使用されている状態であった。しかし、実際には、その一部のみしか使用許可の申請が行われておらず、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		240
【指摘事項-94】	荷物の積卸しを行う物揚場に漁具やフォークリフトが置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		241
【指摘事項-95】	収益施設利用状況調において、室津港の収益施設の利用率は16%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆どの野積場や荷さばき地において使用許可の申請が行われていないにも関わらず漁具が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		241
【指摘事項-96】	県が駐車禁止の立札を設置している荷さばき地に、多数の車が駐車しており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		241
【指摘事項-97】	荷物の積卸しを行う物揚場に漁具や車両が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		241
【指摘事項-98】	収益施設利用状況調において、岩屋港の収益施設の利用率は46%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆どの野積場が利用されている状況であった。設置物の投影面積についてのみ許可申請が行われ、設置物周辺については使用許可の申請が行われていないにも関わらず、漁具や車両が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		242
【指摘事項-99】	使用許可の申請が行われていないにも関わらず、舗装された野積場が駐車場のよう利用されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		242
【指摘事項-100】	使用許可の申請が行われていないにも関わらず、野積場に漁具や浮標が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		243
【指摘事項-101】	使用許可申請が行われていないにも関わらず、野積場に漁具や船が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		244
【指摘事項-102】	物揚場に許可なくアーケードが設置されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる可能性のある不適切な利用状況であった。		244
【指摘事項-103】	エプロン部分に草が生えるほど長期にわたり土砂が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		244
【指摘事項-104】	エプロン部分に土砂が保管されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		245

指摘事項/意見	内容	重要度	報告書頁
【指摘事項-105】	使用許可申請が出ていない野積場に長期間にわたり撤去されていないと思われる設置物が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な状態であった。		245
【指摘事項-106】	津名港の志筑地区に係る港湾台帳に野積場は記載されていないが、津名港平面図では野積場と記載されていた。ふ頭用地台帳上は緑地であると確認できたが、人が立ち入れないほど樹木が生い茂っており、緑地としても適切に管理されていない状況にあった。		245
【意見-65】	洲本土木事務所は、滞納者に対する港湾施設の使用許可を更新する際には、滞納者と協議を十分に行い、支払能力を示す資料等を適切に入手した上で、使用許可を更新する合理性を具体的に検討すべきである。	○	225
【意見-66】	県では、同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約について、禁止通知を含めた規制を特段設けていないが、入札の公平性、公正性及び透明性を確保する観点から、他の自治体の事例等を参考にした上で、下請負契約に関する対応方針の策定を検討すべきである。		227
【意見-67】	洲本土木事務所は、県の取扱いに従い、「浦港の埋立免許更新に関する検討業務」の委託業者を選定し、委託業者による検討結果を踏まえた上で、約25年もの間事業が休止され、「塩漬け」状態となっている浦港整備事業の今後の進め方を早急にかつ真剣に検討すべきである。	◎	232
【意見-68】	洲本土木事務所では、予定価格調書を作成する場合は、記名又は署名の上、必ず予定価格決定者が押印すべきである。		233
【意見-69】	特定の業者1者のみから見積書を入手し、随意契約により契約を締結する場合には、随意契約金額が妥当である理由を随意契約理由書に具体的かつ詳細に記載し、取引の公正性、公平性及び透明性をより一層確保すべきである。	○	234
【意見-70】	洲本土木事務所が担当している各市との委託契約について、不適切な事務処理が多数見受けられたため、県の取扱いに従い、契約事務を適正に実施すべきである。	○	236
【意見-71】	洲本土木事務所は、淡路交流の翼港の管理運営が適正に行われるよう、適切に指導・監督すべきである。	○	240
【意見-72】	洲本土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。	○	240

(5) 但馬県民局（豊岡土木事務所）

指摘事項/意見	内容	重要度	報告書頁
【指摘事項-107】	豊岡土木事務所では、津居山港気比地区小型船舶係留施設を所管しているが、令和3年度については、募集要項を定めることなく使用許可対象者を選定していた。		246
【指摘事項-108】	令和3年度の小型船舶係留施設使用許可申請書及び添付書類を確認した結果、船舶検査証書を入手していないもの、使用許可時点で有効期限が切れている検査証書しか入手していないもの、使用期間開始前に有効期限が切れている検査証書しか入手していないもの及び使用期間の途中において有効期限が切れている検査証書しか入手していないものなど、使用期間の全て（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）にわたって有効な船舶検査証書を確認していない事例が散見された。		247
【指摘事項-109】	令和3年度の小型船舶係留施設使用許可申請書及び添付書類を確認した結果、豊岡土木事務所は、所有権以外の権限に基づき使用す		247

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	る者に対して、所有者の承諾書が添付されていないにも関わらず、それを看過し、使用許可を行っている事例が発見された。		
【指摘事項-110】	豊岡土木事務所では、許可申請書に減免申請書が添付されていないにも関わらず、これを看過し、使用許可を行っている事例が散見された。		247
【指摘事項-111】	津居山港外緊急小規模港湾工事に係る指名競争入札については、過去の入札金額に鑑みて落札意思について疑問を持たざるを得ない業者を継続して指名しており、また、落札率が過去5年にわたり95%超と高い水準で推移し、全ての期間で同一業者が落札していることを踏まえると、適切な競争原理が機能しているとは言い難い。	◎	249
【指摘事項-112】	豊岡土木事務所では、津居山港気比地区小型船舶係留施設維持管理業務に関して、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と随意契約により委託契約を締結している。決裁書には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する旨の記載はあるものの、令和3年度を含め、過年度から継続的に随意契約理由書を作成していない。	○	250
【指摘事項-113】	津居山港気比地区小型船舶係留施設の維持管理業務は、実際には兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会の会員企業に再委託されており、実質的に兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会以外の者であっても当該業務は実施可能であると考えられる。また、現場視察を実施した結果、当該施設は一般的な船舶係留施設であり、業務仕様書に記載された業務内容に照らしても維持管理業務に際して特殊な技術や設備等は不要である。従って、「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないもの」という随意契約の要件は充足しない。	○	250
【指摘事項-114】	豊岡土木事務所における港湾施設使用料の単価を確認した結果、条例単価改正時に占使用システムへの単価入力が適切に行われておらず、港湾施設利用者から過去の条例単価に基づき算定した使用料を徴収しており、平成27年度から令和3年度で合計2,010千円の使用料徴収漏れが発生していた。	○	252
【指摘事項-115】	豊岡土木事務所の調製した港湾台帳を確認した結果、港湾施設である野積場の面積等が誤って記載されている、港湾施設ではない施設が記載されているなど、港湾台帳の更新が適切に行われていない。	○	253
【指摘事項-116】	豊岡土木事務所の調製した港湾台帳を確認した結果、津居山港（小島地区含む）、竹野港（旧港）において、港湾施設である野積場の名称等の欄が空欄となっており、その他、記載すべき項目についても空欄となっている箇所が散見された。		254
【指摘事項-117】	気比ポートパークにおいて、係留施設の護岸にコンクリートに釘を打ち付けて固定された係留施設利用者の昇降台が許可なく設置されていた。		254
【指摘事項-118】	現地視察当日（令和4年10月19日）において、津居山港、竹野港のいずれにおいても、未利用の野積場等に許可なく車両が置かれていた。		255
【指摘事項-119】	現地視察当日（令和4年10月19日）において、港湾施設である港湾施設用地に未許可で大量の網が置かれていた。		255
【指摘事項-120】	現地視察当日（令和4年10月19日）において、瀬戸水門近くの護岸に無許可の係留船が確認された。		256
【指摘事項-121】	現地視察当日（令和4年10月19日）において、転貸の許可申請が提出されていないにも関わらず、漁協製氷施設に自動販売機が設置されている状況が確認された。		257
【意見-73】	豊岡土木事務所は、小型船舶係留施設管理運営要綱に従い、津居山港気比地区小型船舶係留施設募集要項を適切に策定し、県のホーム		246

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	ページなどで広く一般に公表した上で、使用者の選定を行うべきである。		
【意見-74】	豊岡土木事務所は、使用許可の手続を行う際、更新後の船舶検査証書を入手するなど、使用期間の全てにわたって有効な船舶検査証書を確認すべきである。		247
【意見-75】	豊岡土木事務所は、使用許可の手続を行う際、全ての必要書類が添付されていることを適切に確認すべきである。		247
【意見-76】	豊岡土木事務所は、使用料の減免手続を行う際、減免申請書が添付されていることを適切に確認すべきである。		247
【意見-77】	豊岡土木事務所は、毎年度一定割合の業者は入れ替える、過去の入札金額から落札の意思に疑問を持たざるを得ない業者は次回の指名業者から除外するなど、適切な競争原理が働くよう工夫すべきである。	◎	249
【意見-78】	豊岡土木事務所は、県の取扱いに従った適切な事務手続を経て契約するべきである。	○	250
【意見-79】	豊岡土木事務所では年度調定している港湾施設も多いことから、年度当初において、占使用システム上の全ての単価について、最新の条例単価と合致しているかどうかの確認を徹底すべきである。	○	253
【意見-80】	豊岡土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調整すべきである。	○	253
【意見-81】	許可を得ず設置しており、かつ護岸の破損に繋がりがやすいため、豊岡土木事務所は、適切に指導すべきである。		254
【意見-82】	整然と駐車されている状況から、常態化していて、車両の所有者が駐車禁止箇所と認識している可能性は極めて低いと推察されるため、駐車禁止の看板を設置して注意喚起を行うなど、豊岡土木事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。		255
【意見-83】	県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態であるため、豊岡土木事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。		255
【意見-84】	係留が認められていない護岸であるため、豊岡土木事務所は、適切な係留施設に停泊するよう指導すべきである。		256
【意見-85】	自動販売機を設置するためには、県への転貸の許可が必要であるため、豊岡土木事務所は、許可申請を提出するよう適切に指導すべきである。		257

(6) 西播磨県民局 (光都土木事務所)

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-122】	光都土木事務所の現地調査時に、入札参加業者選定何に記載された指名理由と、少額入札参加者選定委員会に諮られた指名選定基礎資料に記載された指名理由を確認した結果、両者の指名理由が整合していないものが散見された。		257
【指摘事項-123】	「旭排水機場監視カメラ移設設計」は、競争入札に付し業者を選定するか、又は、事業の緊急性等を考慮して随意契約により業者を選定すべき業務であった。しかし、光都土木事務所は「指示何」という内部決裁手続により、全く別の業務である「赤穂港御崎地区防潮堤修正設計業務」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。また、「指示何」に記載された指示理由には、「相生市旧市民会館撤去に伴い、旭排水機場の監視カメラ移設の必要が生じたため」とのみ記載され、事業の緊急性等に関する言及は見当たらない。	◎	258

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	その結果、県の取扱いに準拠したとは言い難い契約事務となっている。		
【指摘事項-124】	「旭排水機場年点検業務」は、競争入札に付し業者を選定するか、又は、事業の性質等を考慮して随意契約により業者を選定すべき業務であった。しかし、光都土木事務所は「指示伺」という内部決裁手続により、同排水機場の別業務である「相生港旭排水機場真空ポンプ更新工事」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。また、「指示伺」に記載された指示理由には、「機械設備について、年1回の点検が必要であり、受注者は専門業者であるため」とのみ記載され、競争入札の困難性、事業の特殊性などに関する詳細な言及は見当たらない。その結果、県の取扱いに準拠したとは言い難い契約事務となっている。	◎	259
【指摘事項-125】	坂越港大黒地区にある駐車場については、占使用料金減免基準に該当せず、「魚介類の直販販売店等設置のため」と記載された減免申請書が提出されているが、当該理由は具体性に欠け、また、事務所長の意見書及び本庁と協議が行われた資料についても確認することができなかった。		260
【指摘事項-126】	相生港相生地区への現地視察当日（令和4年10月31日）において、民間業者が海産物市場で販売業務を行っていたが、相生市が民間業者へ港湾施設用地を転貸し、当該民間業者が施設を設置して業務を実施しているのか、それとも相生市が設置した公の施設に係る指定管理業務であるのかという点が判然としなかった。港湾施設の使用目的が民間業者への転貸である場合、公共的な使用には該当せず、使用料の全額免除は困難であると考えられるが、光都土木事務所は工作物の設置許可時に、相手方が相生市であることをもって、使用料の全額免除を許可しており、使用目的に係る根拠資料を入手していなかった。	○	261
【指摘事項-127】	光都土木事務所における港湾施設使用料の単価を確認した結果、条例単価改正時に占使用システムへの単価入力に適切に行われていないことによる過去の条例単価に基づき算定した使用料の徴収や区分誤りによる誤った単価での使用料の徴収、また、交付金の免除申請が提出されている漁業協同組合からの交付金徴収等により、平成27年度から令和4年度で単価誤り等による使用料徴収漏れが合計7,691千円、交付金過大徴収が合計900千円発生していた。	○	263
【指摘事項-128】	県と兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先に係る業務委託契約書を確認した結果、業務委託内容が全く同じであり、県に報告される業務実施報告書上も兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先のどちらが実施したものか判然としないものが散見された。		264
【指摘事項-129】	各市との間で随意契約により業務委託契約を締結しているが、随意契約理由書が未作成であった。	○	265
【指摘事項-130】	過去から継続して同じ金額で業務委託を実施しているが、予定価格調書が作成されず、契約金額を毎年度同一とすることの妥当性について評価していない。	○	265
【指摘事項-131】	相生地区港湾緑地維持管理業務委託と海岸保全施設維持管理については民間業者へ再委託しているが、委託契約書に再委託に関する条項が記載されていないなど、業務委託契約書に織り込むべき契約条項が含まれておらず、又、再委託に関する県の承諾も得ていなかった。		265
【指摘事項-132】	光都土木事務所の調製した港湾台帳を閲覧した結果、港湾施設である野積場の面積や地区名の記載等が誤っており、港湾台帳の更新が適切に行われていない。		266

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-133】	光都土木事務所の調製した港湾台帳を閲覧した結果、赤穂港、坂越港及び相生港において、海岸保全施設である水門が記載されていた。		266
【指摘事項-134】	現地視察当日（令和4年10月31日）において、野積場、荷捌地等のいずれにも該当しない港湾施設用地が発見された。当該港湾施設用地は、港湾台帳及び埠頭用地台帳のいずれにも記載されていないにも関わらず、光都土木事務所は、事務所等の設置許可を民間業者に与えて、施設使用料を徴収していた。		266
【指摘事項-135】	エプロン部分等に未許可の工作物が設置されている、又、漁具が置かれているなど、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		266
【指摘事項-136】	使用許可の申請が行われていないクレーンが岸壁に設置されており、不適切な状況であった。		266
【指摘事項-137】	岸壁部分に未許可の工作物が設置されている、又、漁具が置かれているなど、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		267
【指摘事項-138】	使用許可の申請が行われていないクレーンが岸壁に設置されており、不適切な状況であった。		268
【指摘事項-139】	未利用の野積場に使用許可の申請が行われていない大型クレーン車が置かれていた。		268
【意見-86】	光都土木事務所では、指名競争入札の実施に際しては、指名理由を可能な限り詳細に記録する、審議の過程で指名候補業者が変更された場合にはその理由を記録するなど、業者指名の選定プロセスの透明化を一層図るべきである。		257
【意見-87】	光都土木事務所は、県の取扱いを改めて確認し、これに準拠した事務処理を実施すべきである。	○	259
【意見-88】	光都土木事務所は、占使用料金減免基準に該当しない施設の減免を行う場合は、港湾施設利用者に対して具体的な減免理由が記載された減免申請書の提出を求め、減免理由の合理性について慎重に検討した上で、減免を行うべきである。		261
【意見-89】	光都土木事務所は、港湾施設使用料を免除する際は、合理的な根拠をもって慎重に判断すべきである。	○	261
【意見-90】	光都土木事務所では年度調定している港湾施設も多いことから、年度当初において、占使用システム上の全ての単価について、最新の条例単価と合致しているかどうかの確認を徹底すべきである。	○	264
【意見-91】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、再委託先との業務範囲を明確にし、それぞれ具体的な業務報告を行うとともに、再委託先が実施した業務の確認方法及び結果なども具体的に報告すべきである。		264
【意見-92】	光都土木事務所管理課が担当している各市との委託契約に係る事務処理について、多数の不備が見受けられたため、県の取扱いに従い、契約手続を適正に実施すべきである。	○	265
【意見-93】	光都土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調整すべきである。	○	265
【意見-94】	収益施設として管理していない港湾施設用地に対して、設置許可を与え施設使用料を徴収することは明らかに問題であることから、光都土木事務所は、早急に港湾台帳及び埠頭用地台帳に収益施設（野積場、荷捌地など）として記載した上で、適切に管理すべきである。		266

3. 外郭団体			
(1) ひょうご埠頭			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-140】	ひょうご埠頭における令和3年4月以降の取締役会議事録を確認した結果、令和3年12月16日、令和4年6月3日、令和4年6月29日に取締役会が開催されているのみであることから、会社法第363条第2項で定める取締役会の開催頻度を充たしていない。		269
【指摘事項-141】	当包括外部監査の現地調査時に、令和4年6月に支給された期末手当に係る会計処理を確認した結果、期末手当支給時に費用処理されているのみであり、令和4年3月末の計算書類において、「賞与引当金」は計上されていないかった。		270
【指摘事項-142】	ひょうご埠頭の「修繕引当金明細」に記載された案件については、企業会計原則注解18に定める引当金計上要件の内、「発生の可能性が高いこと」及び「金額を合理的に見積ることができること」の2つの要件を充足していないにも関わらず、令和4年3月期において280,000千円もの多額の修繕引当金を計上していることは適切とは言えない。	○	271
【意見-95】	ひょうご埠頭は、会社法第363条第2項に従い、3ヶ月に1回以上の頻度で取締役会を開催すべきである。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、取締役が集まる方式による取締役会の開催の他、テレビ会議等のリモート参加形式を併用した取締役会の開催も一般的に行われていることから、必要に応じて開催方法について柔軟に検討されることが望まれる。		269
【意見-96】	ひょうご埠頭は、期末において、翌事業年度に支払う期末手当については、当事業年度の負担に属する金額を見積り、「賞与引当金」として計上すべきである。		270
【意見-97】	ひょうご埠頭は、企業会計原則注解18に定める引当金の計上要件を改めて確認し、計上要件を充足する案件についてのみ修繕引当金を計上すべきである。	○	271
【意見-98】	ひょうご埠頭は、限られた人員で事務作業を行っており、事務処理の効率化を図り、事務負担の削減に努めることが望まれることから、会計システムで対応可能な帳簿については、手書き帳簿を廃止し、会計システムのみでの運用に移行すべきである。なお、ひょうご埠頭では、令和4年4月から当該会計システムをクラウドシステムに変更している。そのため、専用端末以外からの閲覧等も可能となっており、令和5年度から積極的に業務を見直していくことが望まれる。		271
(2) 新西宮ヨットハーバー			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-143】	第160回書面決議の根拠となる取締役及び監査役から提出された書類を確認した結果、取締役の内、1名から提出された同意書の日付は、空欄のまま記載されておらず、同意日が確認できなかった。		273
【指摘事項-144】	監査役の内、1名から提出された異議のない旨の書類には、異議のない旨の意思表示は記載されておらず、さらに、監査役3名から提出された異議の無い旨の書類には、全て日付が記載されていないかった。		273
【指摘事項-145】	令和3年12月1日付で作成された第160回取締役会議事録に記載されている「取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかった」という記載は、不実の内容である。		273

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-146】	新西宮ヨットハーバーの第160回取締役会については、会社法第370条及び定款第24条第2項に規定される書面決議の要件を欠いている。		273
【指摘事項-147】	第162回書面決議の根拠となる取締役及び監査役から提出された書類を確認した結果、監査役の内、1名からは異議のない旨の書類は提出されていなかった。		273
【指摘事項-148】	令和4年3月14日付で作成された第162回取締役会議事録に記載されている「取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかった」という記載は、不実の内容である。		273
【指摘事項-149】	新西宮ヨットハーバーの第162回取締役会については、会社法第370条及び定款第24条第2項に規定される書面決議の要件を欠いている。		273
【指摘事項-150】	令和3年6月から令和4年6月に開催された取締役会の議事録を確認した結果、取締役会へ出席率の低い取締役、監査役が確認された。		274
【指摘事項-151】	県から承認を受けた利用料金（露店その他仮設工作物：1平方メートルにつき1日45円）ではなく、独自に定めた利用料金（1平方メートルにつき1日50円）に基づき利用料金を計算し、正規の利用料金よりも過大に徴収している例が発見された。		276
【指摘事項-152】	ジャパンマリーナアライアンスのメンバーが尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設を利用した場合には、県から利用料金の減免に関する承認を得ていないにも関わらず、利用料金の5割を減額する措置を講じていた。		277
【指摘事項-153】	施設利用者向けの「艇置契約料金のご案内」において、使用期間を制限する旨を記載することは、県港湾条例に適合していない。		278
【指摘事項-154】	令和3年度管理運営評価シートを確認した結果、業務の再委託の状況に関して、「当社施設と一体となった管理運営による経費削減を行っており、直営可能業務以外の業務については再委託を入札によって行っている。」とされているが、令和3年度の植栽管理業務については、入札は行われていない。		279
【指摘事項-155】	令和3年度管理運営評価シートでは、再委託の業務として警備業務、植栽管理業務、清掃管理業務のみ記載されており、設備管理業務の記載が漏れている。		279
【指摘事項-156】	令和3年度の植栽管理業務は随意契約により契約が締結されているが、決裁書上、新西宮ヨットハーバー経理規程第46条第2項但書に定める随意契約事由のいずれに該当するか及びその理由が明記されておらず、また、経理規程第46条第4項に定める予定価格の設定も行われていない。		279
【指摘事項-157】	業務の再委託の状況に関して記載不備や不実の記載が行われているにも関わらず、指定管理者及び施設所管課の評価が最高評価の「◎」とされている点には、疑問を持たざるを得ない。	○	279
【指摘事項-158】	特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額を予定金額の決定に利用していることは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。		280
【指摘事項-159】	設計仕様を変更し、予定価格を見直した場合には、見直し後の予定価格に基づき、入札を再度実施すべきであるが、再入札手続を経ることなく随意契約により外部業者と平成30年度清掃業務委託契約を締結したことは、経理規程第46条に反する取扱いである。		280
【指摘事項-160】	再委託承諾申請書類及び新西宮ヨットハーバーが発行した承諾書には、再委託業務の範囲が記載されておらず、新西宮ヨットハーバーの担当者に確認した結果、殆ど全ての業務について再委託されているとのことであった。再委託業者は、業務履行能力を有すると認められる者を予め指名した上で実施する「指名競争入札」により選		282

指摘事項/意見	内容	重要度	報告書頁
	定されており、また、指定管理業務の内、清掃業務については殆ど全てが新西宮ヨットハーバーとは全く別の業者に再々委託される結果、指定管理者として新西宮ヨットハーバーを指定している意義を喪失させることに繋がることから、当該再々委託は不合理と言わざるを得ない。		
【指摘事項-161】	新西宮ヨットハーバーが県に提出した令和3年度精算報告書を閲覧した結果、実績金額を記載すべき精算報告書の支出項目の殆どに計画金額が記載されており、収入金額と支出金額が一致した形で報告されていた。	○	282
【指摘事項-162】	新西宮ヨットハーバーの精算報告書に不相当と思われる報告内容が含まれているにも関わらず、県が令和3年度管理運営評価シートの収支状況における収支計画と実績の評価をS評価の「◎」としている点については、甚だ疑問である。	○	282
【指摘事項-163】	港湾施設使用者が、県港湾条例第9条の2に基づき使用料の全部又は一部の減免を受ける場合、使用期間の更新の都度、「占使用料金等の減免申請書」を提出しなければならないが、新西宮ヨットハーバーは、平成4年設立当初から供用開始までは港湾施設使用料及び港湾水域占用料を全額減免とし、供用開始後は50%減免とする旨の減免申請書を平成4年10月15日付で提出しているのみで、それ以後、減免申請書を提出していない。	○	284
【指摘事項-164】	現在、使用料を全額減免している駐車場は、広く一般に開放し利用料金を収受している収益施設であり、また、使用料を50%減免している各施設のうち、特にクラブハウスについては、レストランやギャラリーショップ等で料金を収受している収益施設である。これらの減免率は、明確な根拠に基づき設定されているものではなく、また、「港湾及び海岸における占使用許可事務の運用通達の改正及び占使用許可事務の取扱いについて」に定める「占使用料金減免基準」では営利目的や収益を目的とする場合は減免対象外とされていることとの平仄を欠いていることから、現在実施されている使用料減免の合理性については疑問が残る。	○	284
【意見-199】	新西宮ヨットハーバーは、第160回取締役会決議の手續に係る今後の対応を可能な範囲で講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識すべきである。なお、取締役会決議の手續については、今後同様の事態が発生しないよう注意すべきである。		273
【意見-100】	新西宮ヨットハーバーは、第162回取締役会決議の手續に係る今後の対応を可能な範囲で講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識すべきである。なお、取締役会決議の手續については、今後同様の事態が発生しないよう注意すべきである。		273
【意見-101】	新西宮ヨットハーバーでは、各取締役及び監査役が取締役会の出席義務を適切に果たし、代表取締役の職務執行を適切に監督、監査すべきである。		274
【意見-102】	新西宮ヨットハーバーは、港湾施設利用者から利用料金を徴収する際、県から承認を受けた利用料金に基づき適切に計算すべきである。		276
【意見-103】	利用料金を5割減額する措置は、新西宮ヨットハーバーが承認を受けた減免基準の内、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の生徒又は学生が、クラブ活動として使用する場合」、「兵庫県又は新西宮ヨットハーバー株式会社が後援する行事に参加するために使用する場合」に相当するものであり、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーであることのみを理由とした減免に対して、それらと同一の減免率を適用することについては、公共性、		277

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	公平性の観点からは疑問が残る。新西宮ヨットハーバーは、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーに対する減免措置を実施する場合には、県港湾条例第17条の2第4項に従い県の承認を受ける必要があるが、県は、施設の公共性、他の使用料減免基準との公平性等を十分に考慮し、慎重に検討すべきである。		
【意見-104】	新西宮ヨットハーバーは、指定管理施設の適切な管理運営を確保するため、指定管理者に応募する際に県に提出する事業計画書で使用期間の定めを提案して承認を受けるなどの対応をすべきである。		278
【意見-105】	新西宮ヨットハーバーは、管理運営評価シートを事実に従い適切に作成するとともに、県は当該評価シートの記載につき慎重に確認すべきである。	○	279
【意見-106】	新西宮ヨットハーバーは、競争入札を実施するにあたり、必ず複数の業者から下見積りを徴取した上で、予定価格の決定を行うべきである。		280
【意見-107】	新西宮ヨットハーバーは、今後、入札不調により、予定価格を見直した場合には、経理規程第46条に基づき入札を再度実施すべきである。		281
【意見-108】	指定管理者制度の趣旨に鑑みた場合、指定管理業務の再々委託は原則として避けるべきであり、仮に再々委託をせざるを得ない状況に至った場合には、新西宮ヨットハーバーは、県と慎重に協議の上、再々委託を承諾するか否かを決定すべきである。		282
【意見-109】	新西宮ヨットハーバーは、精算報告書の支出金額については、収入と一致した金額を記載するのではなく、実績金額を報告すべきである。実績金額の支出項目の内、指定管理業務とその他に対して共通的に発生した支出については、合理的な按分基準（例えば、人員配置や面積比など）を用いて適正に算定すべきである。	○	283
【意見-110】	県は、新西宮ヨットハーバーから提出された精算報告書の正確性や妥当性について、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行うべきである。	○	283
【意見-111】	新西宮ヨットハーバーは、港湾施設使用料の減免を申請する場合には、具体的な減免理由を記載した「占使用料金等の減免申請書」を提出すべきである。	○	284
【意見-112】	県は、社会経済情勢の変化や学生・県民に開かれた施設としての新西宮ヨットハーバーの各施設の利用状況等を踏まえ、減免の要否も含め、新西宮ヨットハーバーに対する適切な港湾施設使用料を改めて検討し、設定すべきである。	○	284
【意見-113】	県は、新西宮ヨットハーバーに対する適切な使用料を検討する際には、交付金の対象施設か否かについても、改めて精査すべきである。		287

4. 指定管理施設

(1) 全般的事項

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-165】	県は、東播磨港小型船舶係留施設と姫路港網干沖小型船舶係留施設の公募の募集期間を、合理的な理由もなく、「指定管理者の公募に関するガイドライン」が定める募集期間（原則として2ヶ月程度）よりも短く設定しており、同ガイドラインに反する取扱いを行っている。	◎	288
【指摘事項-166】	令和3年度の指定管理者の内、東播磨港小型船舶係留施設と姫路港網干沖小型船舶係留施設については、公募により指定管理者が選定されており、選定に際しては、指定管理者候補者選定委員会の審査が行われている。しかし、選定委員会における議事内容（要旨）が	◎	289

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	県ホームページ等により公表されておらず、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に反する取扱いが行われている。		
【指摘事項-167】	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等他2施設に係る指定管理者を選定した際の決裁書に記載された指定基準適合理由は、「第三セクター」という抽象的な理由の記載にとどまり、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に記載された評価項目や審査の視点が欠落していると言わざるを得ない。	◎	291
【指摘事項-168】	あいおいアクアポリスについては、企業の継続性に懸念を抱かざるを得ない経営状態であるにも関わらず、県は、指定基準適合認定理由として、「相生市、中小医業基盤整備機構、民間企業により設立した第三セクターであり、必要な経理的基礎を有している。」という紋切型の理由のみを挙げていたことは、検討が不十分であると言わざるを得ない。	○	292
【指摘事項-169】	特定の者を指名する施設の条件に合致するため、非公募により指定管理者を選定する場合には、指定基準適合認定理由が記載された決裁書が県の内部で回覧されるのみで、非公募とした理由や特定の者の指定理由等の情報は公表されない。そのため、「公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力を有するものであること」の3つの基準を十分に満たしているかどうかを外部から確認することができず、選定過程の透明性や公平性が十分に確保できていない。	◎	292
【指摘事項-170】	港湾課が所管する公の施設について、施設の態様等は類似しているにも関わらず、所管する班によって基本協定書の協定項目が大きく相違することは、指定管理業務の水準の不均衡等を生じさせる要因となり、不合理である。	◎	294
【指摘事項-171】	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等を始めとする港湾課管理班が所管する公の施設に係る指定管理者との基本協定書では、県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」に挙げられている協定事項の多くが、合理的な理由無く記載されていない。	◎	296
【指摘事項-172】	港湾課管理班が所管する5施設に係る基本協定書では、指定管理業務の全部又は主要業務を含む大部分を再委託することを制限する条項が定められておらず、指定管理者制度の趣旨に照らして、不適切である。	◎	298
【指摘事項-173】	夢舞台から提出された施設管理業務完了報告は、県が、管理の実態を把握する上で必要な情報（管理業務の実施状況、利用状況等）が殆ど記載されていない。	○	300
【指摘事項-174】	県は、管理の実態を把握する上で必要な情報が殆ど記載されていないにも関わらず、これを看過し、何らの指導も行わず、施設管理業務完了報告を受領している。	◎	300
【意見-114】	県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しており、その中で公募の募集期間については「最低でも2ヶ月は確保」としていることから、今後は同ガイドラインに沿って、公募の募集期間を適切に設定すべきである。	◎	288
【意見-115】	県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しており、その中で選定委員会の議事要旨について、審査結果と併せて県ホームページで公表し、審査過程の透明性の確保に努めることとしていることから、今後は同ガイドラインに沿って、選定委員会の議事要旨を県ホームページで公表すべきである。	◎	289
【意見-116】	県は、非公募により指定管理者を選定する場合にも、非公募の理由や特定の者の指定理由等の情報を県ホームページへの掲載等を通	◎	292

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	じて公表し、選定過程の透明性や公平性を確保すべきである。		
【意見-117】	県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しているが、港湾課が所管する公の施設については、施設の態様の類似性等を考慮し、当ガイドラインに挙げられた協定事項を基本協定書に織り込むなど、当ガイドラインに沿って、指定管理者制度を適切に運用すべきである。	◎	296
【意見-118】	県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しているが、港湾課管理班が所管する公の施設については、当ガイドラインに従い、第三者への業務の再委託を制限する規定を適切に織り込むべきである。	◎	298
【意見-119】	県は、夢舞台に対して、管理業務の実施状況や利用状況等、管理の実態を把握する上で必要な情報を記載した実績報告書を提出するよう、適切に指導及び監督すべきである。	○	300

(2) 相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-175】	相生港那波旅客来訪船舶棧橋に係る管理に関する協定書上、指定管理者であるあいおいアクアポリスは、施設の利用状況を月報にまとめ、四半期ごとに県へ報告することとされているが、県への報告資料を閲覧した結果、半期ごとの報告しか行われていなかった。		301
【指摘事項-176】	あいおいアクアポリスが県に提出した令和3年度の収支決算報告書を確認した結果、収支決算報告書に記載された各収支項目の金額は、殆どが不正確な金額であった。	○	301
【指摘事項-177】	県は、前年度との比較や予算の範囲内かどうかの形式的なチェックしか実施しておらず、各収支項目に記載された金額の正確性について適切なモニタリングを実施していないため、収支決算報告書が不正確であることを看過していた。	○	301
【指摘事項-178】	定期旅客船、定期旅客船以外、ビジターの3区分の利用料金が存在するが、例えば、屋形船であればビジターの利用料金を、作業船であれば定期旅客船以外の利用料金を適用するといった各利用料金の適用船舶に関する明確な基準がなく、利用者にとって分かりにくいものとなっている。		303
【指摘事項-179】	あいおいアクアポリスは、債務超過状態が継続し、企業の継続性が危ぶまれる状況であることから、指定管理の継続が困難となる恐れが生じていたと考えられるが、県に対して当該状況を報告していない。これは、相生港那波旅客来訪船舶棧橋に関する指定管理者申請要項に反している。	◎	305
【指摘事項-180】	県は、あいおいアクアポリスが、令和2年12月に経営改善計画を策定し、相生市から100百万円の補助金を交付されなければならないほど経営状態が悪化している状況を把握しておらず、あいおいアクアポリスに対する管理・監督が不適切であると言わざるを得ない。	◎	305
【意見-120】	あいおいアクアポリスは、基本協定書に基づき、月報を四半期ごとに県に報告すべきである。		301
【意見-121】	指定管理業務が適切に行われたことを確認する上では、実績報告書に指定管理業務に関する収支が「漏れなく」「正確に」記載されることが非常に重要であるため、あいおいアクアポリスは、当年度における正確な実績数値の報告を徹底し、県は形式的なチェックではなく、実効性のあるモニタリングを行うべきである。	○	302
【意見-122】	あいおいアクアポリスは、次期指定期間から、県の承認を受けて各利用料金の適用船舶の基準を設け、利用者に分かり易く明示すべきである。		303

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-123】	県は、経営改善計画の進捗状況や資金繰りの状況を定期的に確認するなど、あいおいアクアポリスに対する管理・監督を強化すべきである。	◎	306
(3) 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）			
指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-181】	利用料金の延滞金は、利用料金に付随して発生する収入であり、指定管理業務の一つである「施設の使用に係る料金の収受」に該当すると考えられることから、事業報告書の収支計算書に含めて報告すべきであるが、令和3年度に徴収した延滞金（16千円）について、事業報告書の収支計算書への記載が漏れていた。		307
【指摘事項-182】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場の利用者から利用料金を徴収（令和3年度：2,780千円）しているが、利用料金は県港湾条例等で定められたものではなく、自主事業を実施する上で法人独自で定めたものである。そのため、本来、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県に対して多目的広場の使用許可申請を行い、許可を得る必要があるが、一部（サッカーゴールポスト設置部分（2.93㎡）、グラウンド利用上の注意看板設置部分（1.26㎡））を除き、使用許可を得ていない。		308
【指摘事項-183】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場において自主事業を実施する場合、県から使用許可を得るべきであるが、その際、県は、多目的広場の公益性等を考慮し、県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減免を検討すべきである。		308
【指摘事項-184】	指定管理者申請要項上、自主事業の実施に当たっては、予め県と協議した上で、承認を得ることとされていることから、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場の利用料金体系などについて県の承認を得ておく必要があるが、自主事業に係る協議及び承認は行われていない。		308
【指摘事項-185】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先との間の業務仕様書を確認した結果、業務仕様書には詳細かつ具体的に業務内容が記載されているが、実際には行っていない業務も業務仕様書に記載されているなど、再委託契約における委託業務範囲が不明確となっているものが散見された。		309
【指摘事項-186】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、小型船舶係留施設維持管理業務の一部を第三者に再委託する際、業務委託契約書で定められた事前承諾手続等を行っていなかった。		310
【指摘事項-187】	県と兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先に係る業務委託契約書を確認した結果、業務委託内容が全く同じであり、県に報告される業務実施報告書上も兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先のどちらが実施したものか判然としないものが散見された。	○	310
【指摘事項-188】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会から民間企業（正会員）と団体（正会員）に維持管理業務を委託しているが、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と団体（正会員）は契約しておらず、民間企業（正会員）と団体（正会員）との間で別途業務委託契約を締結しているとのことであり、実際の取引と契約関係との間に齟齬が生じている。	○	312
【指摘事項-189】	上記と業務内容が全く同じ契約書が交わされているものの、実績報告書が確認できない不透明な契約であり、県から支払われた委託料が兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会を経由して民間企業（正	○	312

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	会員)に還流していることから問題である。		
【指摘事項-190】	按分比率に用いている用役比は、各事業の規模感という曖昧な基準に基づき算出されたものであり、収入割合や人員割合等の具体的な基準に基づき算出されてものではないため、各事業に按分された経費が合理的であるとする論拠は乏しい。		313
【意見-124】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、利用料金の延滞金について、事業報告書の収支計算書に含めて適切に報告すべきである。		307
【意見-125】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、自主事業の実施に当たっては、利用料金体系を含む事業内容について、県と協議し承認を得るべきである。		308
【意見-126】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、令和3年度では、自主事業の実施により19,957千円の収入を得ている(西宮駐車場利用収入:16,412千円、自動販売機収入:764千円、多目的広場利用収入:2,780千円)が、事業報告書には、自主事業の実施状況や収支状況が記載されていない。		308
【意見-127】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県と協議し承認を得た自主事業の実施状況及び収支状況について、実績報告書へ記載し、県に報告すべきである。		309
【意見-128】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、正会員に指定管理業務を再委託する場合、標準の仕様書を安易に使用するのではなく、両者間で業務範囲を明確にした上で、実態に即した業務仕様書に基づき、契約を締結すべきである。		309
【意見-129】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、委託業務の再委託を行う場合、業務委託契約書上の再委託の取扱いを慎重に確認し、県への事前承諾手続を適切に実施すべきである。	○	310
【意見-130】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、再委託先との業務範囲を明確にし、それぞれ具体的な業務報告を行うとともに、再委託先が実施した業務の確認方法及び結果なども具体的に報告すべきである。	○	310
【意見-131】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、実際の取引に即した透明性のある委託契約を締結すべきである。	○	312
【意見-132】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、合理的な按分比率に基づき算出した経費を基礎として年度収支計算書を作成し、県に報告すべきである。		313

(4) 尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等(指定管理者:新西宮ヨットハーバー)

3(2) 参照